

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p data-bbox="308 512 1121 575">電気通信設備工事共通仕様書</p> <p data-bbox="587 1218 848 1272">令和6年版</p> <p data-bbox="427 1570 1003 1709">国土交通省 大臣官房 技術調査課 電気通信室</p>	<p data-bbox="1584 512 2398 575">電気通信設備工事共通仕様書</p> <p data-bbox="1863 1218 2125 1272">令和7年版</p> <p data-bbox="1703 1570 2279 1709">国土交通省 大臣官房 技術調査課 電気通信室</p>	

旧 令和6年版			新 朱書き修正			改定主旨・根拠
<b>目 次</b>			<b>目 次</b>			
<b>第1編 共通編</b>			<b>第1編 共通編</b>			
<b>第1章 総 則</b>			<b>第1章 総 則</b>			
第1節	総 則	1-1	第1節	総 則	1-1	
1-1-1-1	適 用	1-1	1-1-1-1	適 用	1-1	
1-1-1-2	用語の定義	1-2	1-1-1-2	用語の定義	1-2	
1-1-1-3	設計図書の照査等	1-8	1-1-1-3	設計図書の照査等	1-8	
1-1-1-4	ワンデーレスポンス	1-9	1-1-1-4	ワンデーレスポンス	1-9	
1-1-1-5	施工計画書	1-9	1-1-1-5	ウィークリースタンス	1-9	項目追加 以降項番繰り下がり
1-1-1-6	コリンズ (CORINS) への登録	1-10	1-1-1-6	施工計画書	1-9	
1-1-1-7	監督職員	1-10	1-1-1-7	コリンズ (CORINS) への登録	1-10	
1-1-1-8	工事用地等の使用	1-11	1-1-1-8	監督職員	1-10	
1-1-1-9	工事の着手	1-12	1-1-1-9	工事用地等の使用	1-11	
1-1-1-10	工事の下請負	1-12	1-1-1-10	工事の着手	1-12	
1-1-1-11	施工体制台帳	1-12	1-1-1-11	工事の下請負	1-12	
1-1-1-12	受発注者間の情報共有	1-13	1-1-1-12	施工体制台帳	1-12	
1-1-1-13	受注者相互の協力	1-13	1-1-1-13	受発注者間の情報共有	1-13	
1-1-1-14	調査・試験に対する協力	1-14	1-1-1-14	受注者相互の協力	1-13	
1-1-1-15	工事の一時中止	1-16	1-1-1-15	調査・試験に対する協力	1-14	
1-1-1-16	設計図書の変更	1-16	1-1-1-16	工事の一時中止	1-16	
1-1-1-17	工期変更	1-17	1-1-1-17	設計図書の変更	1-16	
1-1-1-18	支給材料及び貸与品	1-18	1-1-1-18	工期変更	1-17	
1-1-1-19	工事現場発生品	1-19	1-1-1-19	支給材料及び貸与品	1-18	
1-1-1-20	建設副産物	1-19	1-1-1-20	工事現場発生品	1-19	
1-1-1-21	工事完成図	1-21	1-1-1-21	建設副産物	1-19	
1-1-1-22	工事完成検査	1-21	1-1-1-22	工事完成図	1-21	
1-1-1-23	既済部分検査等	1-22	1-1-1-23	工事完成検査	1-21	
1-1-1-24	部分使用	1-23	1-1-1-24	既済部分検査等	1-22	
1-1-1-25	施工管理	1-24	1-1-1-25	部分使用	1-23	
1-1-1-26	履行報告	1-27	1-1-1-26	施工管理	1-24	
1-1-1-27	週休二日の対応	1-27	1-1-1-27	履行報告	1-27	
1-1-1-28	工事関係者に対する措置請求	1-27	1-1-1-28	週休二日の対応	1-27	
1-1-1-29	工事中の安全確保	1-27	1-1-1-29	工事関係者に対する措置請求	1-27	
1-1-1-30	爆発及び火災の防止	1-30	1-1-1-30	工事中の安全確保	1-27	
1-1-1-31	後片付け	1-31	1-1-1-31	爆発及び火災の防止	1-30	

旧 令和6年版			新 朱書き修正			改定主旨・根拠
1-1-1-32	事故報告書	1-31	1-1-1-32	後片付け	1-31	
1-1-1-33	環境対策	1-31	1-1-1-33	事故報告書	1-31	
1-1-1-34	文化財の保護	1-35	1-1-1-34	環境対策	1-31	
1-1-1-35	交通安全管理	1-36	1-1-1-35	文化財の保護	1-35	
1-1-1-36	施設管理	1-39	1-1-1-36	交通安全管理	1-36	
1-1-1-37	諸法令の遵守	1-39	1-1-1-37	施設管理	1-39	
1-1-1-38	官公庁等への手続等	1-42	1-1-1-38	諸法令の遵守	1-39	
1-1-1-39	施工時期及び施工時間の変更	1-43	1-1-1-39	官公庁等への手続等	1-42	
1-1-1-40	工事測量	1-44	1-1-1-40	施工時期及び施工時間の変更	1-43	
1-1-1-41	不可抗力による損害	1-45	1-1-1-41	工事測量	1-44	
1-1-1-42	特許権等	1-46	1-1-1-42	不可抗力による損害	1-45	
1-1-1-43	保険の付保及び事故の補償	1-46	1-1-1-43	特許権等	1-46	
1-1-1-44	臨機の措置	1-47	1-1-1-44	保険の付保及び事故の補償	1-46	
1-1-1-45	石綿使用の有無	1-47	1-1-1-45	臨機の措置	1-47	
			1-1-1-46	石綿使用の有無	1-47	
<b>第2章 土木工事部分</b>			<b>第2章 土木工事部分</b>			
第1節	一般事項	1-48	第1節	一般事項	1-48	

電気通信設備工事共通仕様書 新旧対照表

令和7年3月

旧 令和6年版			新 朱書き修正			改定主旨・根拠
第7節	通信配線工	3-57	第7節	通信配線工	3-57	
3-4-7-1	給電線敷設	3-57	3-4-7-1	給電線敷設	3-57	
3-4-7-2	電線・ケーブル敷設	3-60	3-4-7-2	電線・ケーブル敷設	3-60	
3-4-7-3	通信架空配線	3-62	3-4-7-3	通信架空配線	3-62	
3-4-7-4	通信ケーブル接続	3-64	3-4-7-4	通信ケーブル接続	3-64	
3-4-7-5	UTPケーブル敷設	3-65	3-4-7-5	UTPケーブル敷設	3-65	
第8節	光ケーブル敷設工	3-67	第8節	光ケーブル敷設工	3-67	
3-4-8-1	一般事項	3-67	3-4-8-1	一般事項	3-67	
3-4-8-2	光ケーブル地中配線	3-68	3-4-8-2	光ケーブル地中配線	3-68	
3-4-8-3	光ケーブル屋内配線	3-68	3-4-8-3	光ケーブル屋内配線	3-68	
3-4-8-4	光ケーブル屋外配線	3-69	3-4-8-4	光ケーブル屋外配線	3-69	
3-4-8-5	光ケーブル架空配線	3-69	3-4-8-5	光ケーブル架空配線	3-69	
3-4-8-6	光ケーブル接続	3-69	3-4-8-6	光ケーブル接続	3-69	
第9節	ハンドホール設置工	3-71	第9節	ハンドホール設置工	3-71	
3-4-9-1	ハンドホール設置工	3-71	3-4-9-1	ハンドホール設置工	3-71	
3-4-9-2	作業土工（電気）	3-72	3-4-9-2	作業土工（電気）	3-72	
第10節	プルボックス設置工	3-72	第10節	プルボックス設置工	3-72	
3-4-10-1	プルボックス設置	3-72	3-4-10-1	プルボックス設置	3-72	
3-4-10-2	位置ボックスおよびジョイントボックス設置	3-73	3-4-10-2	位置ボックスおよびジョイントボックス設置	3-73	
3-4-10-3	プラスチックボックス等取付	3-75	3-4-10-3	プラスチックボックス等取付	3-75	
第11節	分電盤設置工	3-76	第11節	分電盤設置工	3-76	
3-4-11-1	自立型分電盤取付	3-76	3-4-11-1	分電盤取付	3-76	
3-4-11-2	分電盤取付	3-76	3-4-11-2	自立型分電盤取付	3-76	
3-4-11-3	分電盤基礎工	3-78	3-4-11-3	自立型分電盤基礎工	3-78	
第12節	引込柱設置工	3-79	第12節	引込柱設置工	3-79	
3-4-12-1	引込柱建柱	3-79	3-4-12-1	引込柱建柱	3-79	
3-4-12-2	支線取付	3-79	3-4-12-2	支線取付	3-79	
3-4-12-3	腕金取付	3-80	3-4-12-3	腕金取付	3-80	
3-4-12-4	引込柱基礎工	3-81	3-4-12-4	引込柱基礎工	3-81	
第13節	支柱設置工	3-81	第13節	支柱設置工	3-81	
3-4-13-1	支柱設置工	3-81	3-4-13-1	支柱設置工	3-81	

順番変更

旧 令和6年版			新 朱書き修正			改定主旨・根拠
<b>第4編 電気設備編</b>			<b>第4編 電気設備編</b>			
<b>第1章 総 則</b>			<b>第1章 総 則</b>			
第1節	適 用	4-1	第1節	適 用	4-1	
第2節	適用すべき諸基準	4-1	第2節	適用すべき諸基準	4-1	
<b>第2章 受変電設備</b>			<b>第2章 受変電設備</b>			
第1節	適 用	4-2	第1節	適 用	4-2	
第2節	特別高圧受変電設備設置工	4-2	第2節	特別高圧受変電設備設置工	4-2	
4-2-2-1	受電方式	4-2	4-2-2-1	受電方式	4-2	
4-2-2-2	屋外オープン型設置（屋外機構）	4-2	4-2-2-2	屋外オープン型設置（屋外機構）	4-2	
4-2-2-3	屋内（屋外）キュービクル型設置	4-3	4-2-2-3	屋内（屋外）キュービクル型設置	4-3	
4-2-2-4	特高受変電設備据付	4-3	4-2-2-4	特高受変電設備据付	4-3	
4-2-2-5	特高受変電設備調整	4-3	4-2-2-5	特高受変電設備調整	4-3	
第3節	高圧受変電設備設置工	4-4	第3節	高圧受変電設備設置工	4-4	
4-2-3-1	引込設備据付	4-4	4-2-3-1	引込設備据付	4-4	
4-2-3-2	機材の取付けなど	4-4	4-2-3-2	器材の取付けなど	4-4	誤記訂正
4-2-3-3	高圧受変電設備据付	4-4	4-2-3-3	高圧受変電設備据付	4-4	
4-2-3-4	高圧受変電設備調整	4-4	4-2-3-4	高圧受変電設備調整	4-4	
第4節	低圧受変電設備設置工	4-4	第4節	低圧受変電設備設置工	4-4	
4-2-4-1	引込設備設置	4-4	4-2-4-1	引込設備設置	4-4	
4-2-4-2	耐雷トランス据付	4-4	4-2-4-2	耐雷トランス据付	4-4	
4-2-4-3	低圧受変電設備据付	4-5	4-2-4-3	低圧受変電設備据付	4-5	
第5節	受変電用監視制御設備設置工	4-5	第5節	受変電用監視制御設備設置工	4-5	
4-2-5-1	監視制御装置据付	4-5	4-2-5-1	監視制御装置据付	4-5	
4-2-5-2	監視制御装置調整	4-5	4-2-5-2	監視制御装置調整	4-5	
第6節	受変電設備基礎工	4-5	第6節	受変電設備基礎工	4-5	

旧 令和6年版			新 朱書き修正			改定主旨・根拠
4-5-8-1	自動火災報知設備設置	4-25	4-5-8-1	自動火災報知設備設置	4-25	
第9節	駐車場管制設備設置工	4-25	第9節	駐車場管制設備設置工	4-25	
4-5-9-1	管理システム設置	4-25	4-5-9-1	管理システム設置	4-25	
4-5-9-2	料金システム設置	4-26	4-5-9-2	料金システム設置	4-26	
4-5-9-3	案内・誘導システム設置	4-26	4-5-9-3	案内・誘導システム設置	4-26	
4-5-9-4	在庫システム設置	4-26	4-5-9-4	在庫システム設置	4-26	
<b>第6章 配電線設備</b>			<b>第6章 配電線設備</b>			
第1節	適用	4-27	第1節	適用	4-27	
第2節	配電線設備設置工	4-27	第2節	配電線設備設置工	4-27	
4-6-2-1	コンクリート柱建柱	4-27	4-6-2-1	コンクリート柱建柱	4-27	
4-6-2-2	鋼板組立柱建柱	4-27	4-6-2-2	鋼板組立柱建柱	4-27	
4-6-2-3	支線取付	4-27	4-6-2-3	支線取付	4-27	
4-6-2-4	腕木・腕金取付	4-27	4-6-2-4	腕金取付	4-27	
4-6-2-5	変台装置取付	4-27	4-6-2-5	変台装置取付	4-27	
4-6-2-6	変圧器据付	4-27	4-6-2-6	変圧器据付	4-27	
4-6-2-7	高圧コンデンサ据付	4-28	4-6-2-7	高圧コンデンサ据付	4-28	
4-6-2-8	保護線据付	4-28	4-6-2-8	保護線据付	4-28	
4-6-2-9	保護網据付	4-28	4-6-2-9	保護網据付	4-28	
4-6-2-10	作業土工（電気）	4-28	4-6-2-10	作業土工（電気）	4-28	
4-6-2-11	殻運搬処理	4-28	4-6-2-11	殻運搬処理	4-28	
<b>第7章 道路照明設備</b>			<b>第7章 道路照明設備</b>			
第1節	適用	4-29	第1節	適用	4-29	
第2節	道路照明設備設置工	4-29	第2節	道路照明設備設置工	4-29	
4-7-2-1	道路照明灯設置	4-29	4-7-2-1	道路照明灯設置	4-29	
4-7-2-2	照明器具取付	4-30	4-7-2-2	照明器具取付	4-30	
4-7-2-3	照明制御盤などの取付	4-31	4-7-2-3	照明制御盤などの取付	4-31	
第3節	サービスエリア照明設備設置工	4-31	第3節	サービスエリア照明設備設置工	4-31	
4-7-3-1	サービスエリア照明灯設置	4-31	4-7-3-1	サービスエリア照明灯設置	4-31	
4-7-3-2	サービスエリア照明器具取付	4-31	4-7-3-2	サービスエリア照明器具取付	4-31	

旧 令和6年版			新 朱書き修正			改定主旨・根拠
5-5-2-1	テレメータ監視局装置据付	5-9	5-5-2-1	テレメータ監視局装置据付	5-9	対象の拡大
5-5-2-2	テレメータ監視局装置調整	5-9	5-5-2-2	テレメータ監視局装置調整	5-9	
第3節	テレメータ中継局装置設置工	5-9	第3節	テレメータ中継局装置設置工	5-9	
5-5-3-1	中継局装置据付	5-9	5-5-3-1	中継局装置据付	5-9	
5-5-3-2	中継局装置調整	5-9	5-5-3-2	中継局装置調整	5-9	
第4節	テレメータ観測局装置設置工	5-10	第4節	テレメータ観測局装置設置工	5-10	
5-5-4-1	テレメータ観測局装置据付	5-10	5-5-4-1	テレメータ観測局装置据付	5-10	
5-5-4-2	テレメータ観測局装置調整	5-10	5-5-4-2	テレメータ観測局装置調整	5-10	
5-5-4-3	雨量・水位計据付	5-10	5-5-4-3	雨量・水位計等の据付	5-10	
<b>第6章 放流警報設備</b>			<b>第6章 放流警報設備</b>			
第1節	適用	5-11	第1節	適用	5-11	
第2節	放流警報制御監視局装置設置工	5-11	第2節	放流警報制御監視局装置設置工	5-11	
5-6-2-1	放流警報監視局装置据付	5-11	5-6-2-1	放流警報監視局装置据付	5-11	
5-6-2-2	放流警報監視局装置調整	5-11	5-6-2-2	放流警報監視局装置調整	5-11	
第3節	放流警報中継局装置設置工	5-11	第3節	放流警報中継局装置設置工	5-11	
5-6-3-1	放流警報中継局装置据付	5-11	5-6-3-1	放流警報中継局装置据付	5-11	
5-6-3-2	放流警報中継局装置調整	5-11	5-6-3-2	放流警報中継局装置調整	5-11	
第4節	放流警報警報局装置設置工	5-11	第4節	放流警報警報局装置設置工	5-11	
5-6-4-1	放流警報警報局装置据付	5-11	5-6-4-1	放流警報警報局装置据付	5-11	
5-6-4-2	放流警報警報局装置調整	5-12	5-6-4-2	放流警報警報局装置調整	5-12	
<b>第7章 ヘリコプタ映像伝送設備</b>			<b>第7章 ヘリコプタ映像伝送設備</b>			
第1節	適用	5-13	第1節	適用	5-13	
第2節	基地局装置設置工	5-13	第2節	基地局装置設置工	5-13	
5-7-2-1	基地局装置据付	5-13	5-7-2-1	基地局装置据付	5-13	
5-7-2-2	総合調整	5-13	5-7-2-2	総合調整	5-13	
第3節	リモート局装置設置工	5-13	第3節	リモート局装置設置工	5-13	
5-7-3-1	総合調整	5-13	5-7-3-1	総合調整	5-13	

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p style="text-align: center;"><b>電気通信設備工事共通仕様書</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1編 共通編</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1章 総 則</b></p> <p><b>第1節 総 則</b></p> <p>1-1-1-1 適 用</p> <p>1. 適用工事</p> <p>本共通仕様書は、電気通信設備工事（土木工事に係る電気通信設備工事。以下、「工事」という。）に係る、工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。</p> <p>2. 共通仕様書の適用</p> <p>受注者は、共通仕様書の適用にあたっては、「地方整備局請負工事監督検査事務処理要領」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）にあたっては、予算決算及び会計令（令和4年6月改正 政令第216号）（以下、「予決令」という。）第101条の3及び4に基づくものであることを認識しなければならない。</p> <p>3. 優先事項</p> <p>契約図面、特記仕様書及び工事数量総括表に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。</p> <p>4. 設計図書間の不整合</p> <p>特記仕様書、契約図面、工事数量総括表の間に相違がある場合、または契約図面からの読み取りと契約図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は</p>	<p style="text-align: center;"><b>電気通信設備工事共通仕様書</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1編 共通編</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1章 総 則</b></p> <p><b>第1節 総 則</b></p> <p>1-1-1-1 適 用</p> <p>1. 適用工事</p> <p>本共通仕様書は、電気通信設備工事（土木工事に係る電気通信設備工事。以下、「工事」という。）に係る、工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。</p> <p>2. 共通仕様書の適用</p> <p>受注者は、共通仕様書の適用にあたっては、「地方整備局請負工事監督検査事務処理要領」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）にあたっては、予算決算及び会計令（令和6年9月改正 政令第289号）（以下、「予決令」という。）第101条の3及び4に基づくものであることを認識しなければならない。</p> <p>3. 優先事項</p> <p>契約図面、特記仕様書及び工事数量総括表に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。</p> <p>4. 設計図書間の不整合</p> <p>特記仕様書、契約図面、工事数量総括表の間に相違がある場合、または契約図面からの読み取りと契約図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は</p>	<p>諸法令の改定に伴う</p>

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>監督職員に<b>確認</b>して<b>指示</b>を受けなければならない。</p> <p><b>5. SI単位</b></p> <p>設計図書は、SI単位を使用するものとする。<b>SI単位については、</b>SI単位と非SI単位が併記されている場合は（ ）内を非SI単位とする。</p> <p><b>1-1-1-2 用語の定義</b></p> <p><b>1. 監督職員</b></p> <p>本仕様で規定されている監督職員とは、総括監督員、主任監督員、監督員を総称している。</p> <p><b>2. 総括監督員</b></p> <p>本仕様で規定されている総括監督員とは、監督総括業務を担当し、主に、受注者に対する<b>指示、承諾</b>または<b>協議</b>及び関連工事の調整のうち重要なものの処理、及び<b>設計図書</b>の変更、一時中止または打切りの必要があると認める場合における契約担当官等（会計法（令和元年5月改正 法律第16号第29条の3第1項）に規定する契約担当官をいう。）に対する<b>報告</b>等を行う者をいう。また、主任監督員及び監督員の指揮監督並びに監督業務のとりまとめを行う者をいう。</p> <p><b>3. 主任監督員、主任現場監督員</b></p> <p>本仕様で規定されている主任監督員とは、現場監督総括業務を担当し、主に、受注者に対する<b>指示、承諾</b>または<b>協議</b>（重要なもの及び軽易なものを除く）の処理、工事实施のための詳細図等（軽易なものを除く）の作成及び交付または受注者が作成した<b>図面の承諾</b>を行い、また、<b>契約図書</b>に基づく工程の管理、<b>立会、段階確認</b>、工事材料の試験または検査の実施（他のものに実施させ当該実施を<b>確認</b>することを含む）で重要なものの処理、関連工事の調整（重要なものを除く）、<b>設計図書</b>の変更（重要なものを除く）、一時中止または打切りの必要があると認める場合における総括監督員への<b>報告</b>を行う者をいう。また、監督員の指揮監督並びに現場監督総括業務及び一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。</p> <p><b>4. 監督員、現場監督員</b></p> <p>本仕様で規定されている監督員は、一般監督業務を担当し、主に受注者に対する<b>指示、承諾</b>または<b>協議</b>で軽易なものの処理、工事实施のための詳細図</p>	<p>監督職員に<b>確認</b>して<b>指示</b>を受けなければならない。</p> <p><b>5. SI単位</b></p> <p><b>設計図書</b>は、SI単位を使用するものとする。SI単位と非SI単位が併記されている場合は（ ）内を非SI単位とする。</p> <p><b>1-1-1-2 用語の定義</b></p> <p><b>1. 監督職員</b></p> <p>本仕様<b>書</b>で規定されている監督職員とは、総括監督員、主任監督員、監督員を総称している。</p> <p><b>2. 総括監督員</b></p> <p>本仕様<b>書</b>で規定されている総括監督員とは、監督総括業務を担当し、主に、受注者に対する<b>指示、承諾</b>または<b>協議</b>及び関連工事の調整のうち重要なものの処理、及び<b>設計図書</b>の変更、一時中止または打切りの必要があると認める場合における契約担当官等（会計法（令和元年5月改正 法律第16号第29条の3第1項）に規定する契約担当官をいう。）に対する<b>報告</b>等を行う者をいう。また、主任監督員及び監督員の指揮監督並びに監督業務のとりまとめを行う者をいう。</p> <p><b>3. 主任監督員、主任現場監督員</b></p> <p>本仕様<b>書</b>で規定されている主任監督員とは、現場監督総括業務を担当し、主に、受注者に対する<b>指示、承諾</b>または<b>協議</b>（重要なもの及び軽易なものを除く）の処理、工事实施のための詳細図等（軽易なものを除く）の作成及び交付または受注者が作成した<b>図面の承諾</b>を行い、また、<b>契約図書</b>に基づく工程の管理、<b>立会、段階確認</b>、工事材料の試験または検査の実施（他のものに実施させ当該実施を<b>確認</b>することを含む）で重要なものの処理、関連工事の調整（重要なものを除く）、<b>設計図書</b>の変更（重要なものを除く）、一時中止または打切りの必要があると認める場合における総括監督員への<b>報告</b>を行う者をいう。また、監督員の指揮監督並びに現場監督総括業務及び一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。</p> <p><b>4. 監督員、現場監督員</b></p> <p>本仕様<b>書</b>で規定されている監督員は、一般監督業務を担当し、主に受注者に対する<b>指示、承諾</b>または<b>協議</b>で軽易なものの処理、工事实施のための詳細</p>	<p>文言整理 フォント整合 (以下同様)</p> <p>誤記訂正 (以下同様)</p>

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>等で軽易なものの作成及び交付または受注者が作成した<b>図面</b>のうち軽易なものの<b>承諾</b>を行い、また、<b>契約図書</b>に基づく工程の管理、<b>立会</b>、工事材料試験の実施（重要なものは除く。）を行う者をいう。また監督員は<b>段階確認</b>を行う。</p> <p>なお、<b>設計図書</b>の変更、一時中止または打切りの必要があると認める場合においては、主任監督員への<b>報告</b>を行うとともに、一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。</p> <p>5. <b>契約図書</b>                      契約図書とは、契約書及び<b>設計図書</b>をいう。</p> <p>6. <b>設計図書</b>                      設計図書とは、仕様書、<b>契約図面</b>、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。また、<b>工事数量総括表</b>を含むものとする。</p> <p>7. <b>仕様書</b>                      仕様書とは、各工事に共通する共通仕様書と各工事ごとに規定される<b>特記仕様書</b>を総称していう。</p> <p>8. <b>共通仕様書</b>                      共通仕様書とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工する<b>上</b>で必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。</p> <p>9. <b>特記仕様書</b>                      特記仕様書とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細または工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。</p> <p>10. <b>契約図面</b>                      契約図面とは、契約時に<b>設計図書</b>の一部として、契約書に添付されている<b>図面</b>をいう。</p> <p>11. <b>現場説明書</b>                      現場説明書とは、工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。</p> <p>12. <b>質問回答書</b>                      質問回答書とは、質問受付時に入札参加者が<b>提出</b>した契約条件等に対して発注者が回答する書面をいう。</p>	<p>図等で軽易なものの作成及び交付または受注者が作成した<b>図面</b>のうち軽易なものの<b>承諾</b>を行い、また、<b>契約図書</b>に基づく工程の管理、<b>立会</b>、工事材料試験の実施（重要なものは除く。）を行う者をいう。また監督員は<b>段階確認</b>を行う。</p> <p>なお、<b>設計図書</b>の変更、一時中止または打切りの必要があると認める場合においては、主任監督員への<b>報告</b>を行うとともに、一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。</p> <p>5. <b>契約図書</b>                      契約図書とは、契約書及び<b>設計図書</b>をいう。</p> <p>6. <b>設計図書</b>                      設計図書とは、<b>仕様書</b>、<b>契約図面</b>、現場説明書及び<b>現場説明に対する質問回答書</b>をいう。また、<b>工事数量総括表</b>を含むものとする。</p> <p>7. <b>仕様書</b>                      仕様書とは、各工事に共通する共通仕様書と各工事ごとに規定される<b>特記仕様書</b>を総称していう。</p> <p>8. <b>共通仕様書</b>                      共通仕様書とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工する<b>うえ</b>で必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。</p> <p>9. <b>特記仕様書</b>                      特記仕様書とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細または工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。</p> <p>10. <b>契約図面</b>                      契約図面とは、契約時に<b>設計図書</b>の一部として、契約書に添付されている<b>図面</b>をいう。</p> <p>11. <b>現場説明書</b>                      現場説明書とは、工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。</p> <p>12. <b>質問回答書</b>                      質問回答書とは、質問受付時に入札参加者が<b>提出</b>した契約条件等に対して発注者が回答する書面をいう。</p>	<p>改定主旨・根拠</p> <p>土共仕と違うが本来の意味を記述</p> <p>誤記訂正</p>

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>13. 図 面</p> <p>図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図等をいう。</p> <p>なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。</p> <p>14. 工事数量総括表</p> <p>工事数量総括表とは、工事施工に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。</p> <p>15. 指 示</p> <p>指示とは、契約図書の定めに基づき、監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。</p> <p>16. 承 諾</p> <p>承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員または受注者が書面により同意することをいう。</p> <p>17. 協 議</p> <p>協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。</p> <p>18. 提 出</p> <p>提出とは、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。</p> <p>19. 提 示</p> <p>提示とは、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員または検査職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。</p> <p>20. 報 告</p> <p>報告とは、受注者が監督職員に対し、工事の状況または結果について書面により知らせることをいう。</p> <p>21. 通 知</p> <p>通知とは、発注者または監督職員と受注者または現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。</p> <p>22. 連 絡</p>	<p>13. 図 面</p> <p><b>図面</b>とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図等をいう。</p> <p>なお、<b>設計図書</b>に基づき監督職員が受注者に<b>指示</b>した<b>図面</b>及び受注者が<b>提出</b>し、監督職員が書面により<b>承諾</b>した<b>図面</b>を含むものとする。</p> <p>14. 工事数量総括表</p> <p><b>工事数量総括表</b>とは、工事施工に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。</p> <p>15. 指 示</p> <p><b>指示</b>とは、<b>契約図書</b>の定めに基づき、監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。</p> <p>16. 承 諾</p> <p><b>承諾</b>とは、<b>契約図書</b>で明示した事項について、発注者もしくは監督職員または受注者が書面により同意することをいう。</p> <p>17. 協 議</p> <p><b>協議</b>とは、書面により<b>契約図書</b>の協議事項について、発注者または監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。</p> <p>18. 提 出</p> <p><b>提出</b>とは、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。</p> <p>19. 提 示</p> <p><b>提示</b>とは、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員または検査職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。</p> <p>20. 報 告</p> <p><b>報告</b>とは、受注者が監督職員に対し、工事の状況または結果について書面により知らせることをいう。</p> <p>21. 通 知</p> <p><b>通知</b>とは、発注者または監督職員と受注者または現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。</p> <p>22. 連 絡</p>	

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>連絡とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。</p> <p>なお、後日書面による<b>連絡</b>内容の伝達は不要とする。</p> <p><b>23. 納品</b></p> <p>納品とは、受注者が監督職員に工事完成時に成果品を納めることをいう。</p> <p><b>24. 電子納品</b></p> <p>電子納品とは、電子成果品を<b>納品</b>することをいう。</p> <p>納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて<b>納品</b>を行うものとする。</p> <p>なお、オンラインによる<b>納品</b>が困難な場合は、監督職員と<b>協議</b>の上、電子媒体に格納して<b>納品</b>するものとする。</p> <p><b>25. 情報共有システム</b></p> <p>情報共有システムとは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。</p> <p>なお、本システムを用いて作成及び<b>提出</b>等を行った工事帳票については、別途紙に出力して<b>提出</b>しないものとする。</p> <p><b>26. 書面</b></p> <p>書面とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、<b>指示、承諾、協議、提出、報告、通知</b>が行われたものを有効とする。ただし、やむを得ず、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名（署名または押印を含む）したのも有効とする。</p> <p><b>27. 工事写真</b></p> <p>工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に<b>より</b>撮影したものをいう。</p> <p>なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化についての一部改定について」（令和3年3月26日付け国技建管第21号）に基づき実施しなければならない。</p>	<p><b>連絡</b>とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。</p> <p>なお、後日書面による<b>連絡</b>内容の伝達は不要とする。</p> <p><b>23. 納品</b></p> <p><b>納品</b>とは、受注者が監督職員に工事完成時に成果品を納めることをいう。</p> <p><b>24. 電子納品</b></p> <p>電子納品とは、電子成果品を<b>納品</b>することをいう。</p> <p><b>納品</b>にあたっては、「オンライン電子納品実施要領」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて<b>納品</b>を行うものとする。</p> <p>なお、オンラインによる<b>納品</b>が困難な場合は、監督職員と<b>協議</b>の上、電子媒体に格納して<b>納品</b>するものとする。</p> <p><b>25. 情報共有システム</b></p> <p>情報共有システムとは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。</p> <p>なお、本システムを用いて作成及び<b>提出</b>等を行った工事帳票については、別途紙に出力して<b>提出</b>しないものとする。</p> <p><b>26. 書面</b></p> <p>書面とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、<b>指示、承諾、協議、提出、報告、通知</b>が行われたものを有効とする。ただし、やむを得ず、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名（署名または押印を含む）したのも有効とする。</p> <p><b>27. 工事写真</b></p> <p>工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に<b>基づき</b>撮影したものをいう。</p> <p>なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化についての一部改定について」（令和5年3月15日付け国技建管第6号）に基づき実施しなければならない。</p>	<p>誤記訂正</p> <p>諸法令の改定にもなう</p>

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p><b>28. 工事帳票</b>                      工事帳票とは、施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、及び工事打合せ簿等に添付して<b>提出</b>される非定型の資料をいう。</p> <p><b>29. 工事書類</b>                      工事書類とは、工事写真及び工事帳票をいう。</p> <p><b>30. 契約関係書類</b>                      契約関係書類とは、契約書第9条第5項の定めにより監督職員を経由して受注者から発注者へ、または受注者へ<b>提出</b>される書類をいう。</p> <p><b>31. 工事管理台帳</b>                      工事管理台帳とは、<b>設計図書</b>に従って工事目的物の完成状態を記録した台帳をいう。工事管理台帳は、工事目的物の諸元をとりまとめた施設管理台帳と工事目的物の品質記録をとりまとめた品質記録台帳をいう。</p> <p><b>32. 工事完成図書</b>                      工事完成図書とは、工事完成時に<b>納品</b>する成果品をいう。</p> <p><b>33. 電子成果品</b>                      電子成果品とは、電子的手段によって発注者に<b>納品</b>する成果品となる電子データをいう。</p> <p><b>34. 工事関係書類</b>                      工事関係書類とは、<b>契約図書</b>、契約関係書類、工事書類、及び工事完成図書をいう。                      なお、受注者は、「請負工事成績評定要領の運用について」内別添1「地方整備局工事成績評定実施要領」別紙6に基づき工事関係書類を作成し、<b>提出</b>及び<b>提示</b>しなければならない。</p> <p><b>35. 確 認</b>  <b>確認</b>とは、<b>契約図書</b>に示された事項について、監督職員、検査職員または受注者が臨場もしくは関係資料により、その内容について<b>契約図書</b>との適合を確かめることをいう。</p> <p><b>36. 立 会</b>  <b>立会</b>とは、<b>契約図書</b>に示された項目について、監督職員が臨場により、その内容について<b>契約図書</b>との適合を確かめることをいう。</p>	<p><b>28. 工事帳票</b>                      工事帳票とは、施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、及び工事打合せ簿等に添付して<b>提出</b>される非定型の資料をいう。</p> <p><b>29. 工事書類</b>                      工事書類とは、工事写真及び工事帳票をいう。</p> <p><b>30. 契約関係書類</b>                      契約関係書類とは、契約書第9条第5項の定めにより監督職員を経由して受注者から発注者へ、または受注者へ<b>提出</b>される書類をいう。</p> <p><b>31. 工事管理台帳</b>                      工事管理台帳とは、<b>設計図書</b>に従って工事目的物の完成状態を記録した台帳をいう。工事管理台帳は、工事目的物の諸元をとりまとめた施設管理台帳と工事目的物の品質記録をとりまとめた品質記録台帳をいう。</p> <p><b>32. 工事完成図書</b>                      工事完成図書とは、工事完成時に<b>納品</b>する成果品をいう。</p> <p><b>33. 電子成果品</b>                      電子成果品とは、電子的手段によって発注者に<b>納品</b>する成果品となる電子データをいう。</p> <p><b>34. 工事関係書類</b>                      工事関係書類とは、<b>契約図書</b>、契約関係書類、工事書類、及び工事完成図書をいう。                      なお、受注者は、「請負工事成績評定要領の運用について」内別添1「地方整備局工事成績評定実施要領」別紙6に基づき工事関係書類を作成し、<b>提出</b>及び<b>提示</b>しなければならない。</p> <p><b>35. 確 認</b>  <b>確認</b>とは、<b>契約図書</b>に示された事項について、監督職員、検査職員または受注者が臨場もしくは関係資料により、その内容について<b>契約図書</b>との適合を確かめることをいう。</p> <p><b>36. 立 会</b>  <b>立会</b>とは、<b>契約図書</b>に示された項目について、監督職員が臨場により、その内容について<b>契約図書</b>との適合を確かめることをいう。</p>	

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p><b>37. 段階確認</b>                      段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を<b>確認</b>することをいう。</p> <p><b>38. 技術検査</b>                      技術検査とは、地方整備局工事技術検査要領（国土交通事務次官通達平成18年3月31日改正）に基づき行うものをいい、請負代金の支払いを伴うものではない。</p> <p><b>39. 工事検査</b>                      工事検査とは、検査職員が契約書第32条、第38条、第39条に基づいて給付の完了の<b>確認</b>を行うことをいう。</p> <p><b>40. 検査職員</b>                      検査職員とは、契約書第32条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。</p> <p><b>41. 同等以上の品質</b>                      同等以上の品質とは、<b>特記仕様書</b>で指定する品質または<b>特記仕様書</b>に指定がない場合、監督職員が<b>承諾</b>する試験機関の品質<b>確認</b>を得た品質または、監督職員の<b>承諾</b>した品質をいう。                      なお、試験機関での品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。</p> <p><b>42. 工期</b>                      工期とは、<b>契約図書</b>に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。</p> <p><b>43. 工事開始日</b>                      工事開始日とは、工期の始期日または<b>設計図書</b>において規定する始期日をいう。</p> <p><b>44. 工事着手</b>                      工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。</p> <p><b>45. 準備期間</b>                      準備期間とは、工事開始日から本体工事または仮設工事の着手までの期間</p>	<p><b>37. 段階確認</b>  <b>段階確認</b>とは、設計図書に示された施工段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を<b>確認</b>することをいう。</p> <p><b>38. 技術検査</b>                      技術検査とは、地方整備局工事技術検査要領（国土交通事務次官通達平成18年3月31日改正）に基づき行うものをいい、請負代金の支払いを伴うものではない。</p> <p><b>39. 工事検査</b>                      工事検査とは、検査職員が契約書第32条、第38条、第39条に基づいて給付の完了の<b>確認</b>を行うことをいう。</p> <p><b>40. 検査職員</b>                      検査職員とは、契約書第32条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。</p> <p><b>41. 同等以上の品質</b>                      同等以上の品質とは、<b>特記仕様書</b>で指定する品質または<b>特記仕様書</b>に指定がない場合、監督職員が<b>承諾</b>する試験機関の品質<b>確認</b>を得た品質または、監督職員の<b>承諾</b>した品質をいう。                      なお、試験機関での品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。</p> <p><b>42. 工期</b>                      工期とは、<b>契約図書</b>に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。</p> <p><b>43. 工事開始日</b>                      工事開始日とは、工期の始期日または<b>設計図書</b>において規定する始期日をいう。</p> <p><b>44. 工事着手</b>                      工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。</p> <p><b>45. 準備期間</b>                      準備期間とは、工事開始日から本体工事または仮設工事の着手までの期間</p>	

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>ならない。</p> <p>なお、<b>確認</b>できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明または資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。</p> <p>ただし、<b>設計図書</b>の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、監督職員からの<b>指示</b>によるものとする。</p> <p><b>3. 契約図書等の使用制限</b></p> <p>受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、<b>契約図書</b>、及びその他の図書を監督職員の<b>承諾</b>なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。</p> <p><b>1-1-1-4 ワンデーレスポンス</b></p> <p><b>1. ワンデーレスポンス</b></p> <p>監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」に努める。</p> <p>ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問・協議等に対して、1日あるいは適切な期限までに回答することをいう。</p> <p><b>1-1-1-5 施工計画書</b></p> <p><b>1. 一般事項</b></p> <p>受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工にあたらなければならない。</p> <p>この場合、受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては、監督職員の<b>承諾</b>を得て記載内容の一部を省略することができる。</p> <p>(1) 工事概要</p>	<p>ならない。</p> <p>なお、<b>確認</b>できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明または資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。</p> <p>ただし、<b>設計図書</b>の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、監督職員からの<b>指示</b>によるものとする。</p> <p><b>3. 契約図書等の使用制限</b></p> <p>受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、<b>契約図書</b>、及びその他の図書を監督職員の<b>承諾</b>なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。</p> <p><b>1-1-1-4 ワンデーレスポンス</b></p> <p><b>1. ワンデーレスポンス</b></p> <p>監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」に努める。</p> <p>ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問・<b>協議</b>等に対して、1日あるいは適切な期限までに回答することをいう。</p> <p><b>1-1-1-5 ウィークリースタンス</b></p> <p>監督職員及び受注者は、「ウィークリースタンス」の実施に努める。</p> <p>ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で<b>確認・共有した取組の総称</b>をいう。</p> <p><b>1-1-1-6 施工計画書</b></p> <p><b>1. 一般事項</b></p> <p>受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工にあたらなければならない。</p> <p>この場合、受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては、監督職員の<b>承諾</b>を得て記載内容の一部を省略することができる。</p> <p>(1) 工事概要</p>	<p>改定主旨・根拠</p> <p>土共仕との整合 (以下項番繰り下がり)</p>

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>登録対象は、工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。</p> <p>また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督職員にメール送信される。</p> <p>なお、変更時と工事完成時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。</p> <p>また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の<b>確認</b>を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p><b>1-1-1-7 監督職員</b></p> <p><b>1. 監督職員の権限</b></p> <p>当該工事における監督職員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項である。</p> <p><b>2. 監督職員の権限の行使</b></p> <p>監督職員がその権限を行使する時は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は監督職員が、受注者に対し口頭による<b>指示</b>等を行えるものとする。口頭による<b>指示</b>等が行われた場合には、後日書面により監督職員と受注者の両者が<b>指示</b>内容等を<b>確認</b>するものとする。</p> <p><b>1-1-1-8 工事用地等の使用</b></p> <p><b>1. 維持・管理</b></p> <p>受注者は、発注者から使用承認あるいは提供を受けた工事用地等は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。</p> <p><b>2. 用地の確保</b></p> <p><b>設計図書</b>において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに発注者の負担により借地する範囲以外の構造物掘削等に伴う借地等をいう。</p> <p><b>3. 第三者からの調達用地</b></p> <p>受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用したときは、その</p>	<p>登録対象は、工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。</p> <p>また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督職員にメール送信される。</p> <p>なお、変更時と工事完成時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。</p> <p>また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の<b>確認</b>を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p><b>1-1-1-8 監督職員</b></p> <p><b>1. 監督職員の権限</b></p> <p>当該工事における監督職員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項である。</p> <p><b>2. 監督職員の権限の行使</b></p> <p>監督職員がその権限を行使する時は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は監督職員が、受注者に対し口頭による<b>指示</b>等を行えるものとする。口頭による<b>指示</b>等が行われた場合には、後日書面により監督職員と受注者の両者が<b>指示</b>内容等を<b>確認</b>するものとする。</p> <p><b>1-1-1-9 工事用地等の使用</b></p> <p><b>1. 維持・管理</b></p> <p>受注者は、発注者から使用承認あるいは提供を受けた工事用地等は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。</p> <p><b>2. 用地の確保</b></p> <p><b>設計図書</b>において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに発注者の負担により借地する範囲以外の構造物掘削等に伴う借地等をいう。</p> <p><b>3. 第三者からの調達用地</b></p> <p>受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用したときは、その</p>	

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情または紛争が生じないように努めなければならない。</p> <p><b>4. 用地の返還</b></p> <p>受注者は、第1項に規定した工事用地等の使用終了後は、<b>設計図書</b>の定めまたは監督職員の<b>指示</b>に従い復旧の上、速やかに発注者に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還を要求した場合も速やかに発注者に返還しなければならない。</p> <p><b>5. 復旧費用の負担</b></p> <p>発注者は、第1項に規定した工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは、受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。</p> <p><b>6. 用地の使用制限</b></p> <p>受注者は、提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。</p> <p><b>1-1-1-9 工事の着手</b></p> <p>受注者は、<b>特記仕様書</b>に工事に着手すべき期日について定めがある場合には、その期日までに工事着手しなければならない。</p> <p><b>1-1-1-10 工事の下請負</b></p> <p>受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。</p> <p>(1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。</p> <p>(2) 下請負者が国土交通省〇〇地方整備局の工事指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。</p> <p>なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定め</p>	<p>土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情または紛争が生じないように努めなければならない。</p> <p><b>4. 用地の返還</b></p> <p>受注者は、第1項に規定した工事用地等の使用終了後は、<b>設計図書</b>の定めまたは監督職員の<b>指示</b>に従い復旧の上、速やかに発注者に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還を要求した場合も速やかに発注者に返還しなければならない。</p> <p><b>5. 復旧費用の負担</b></p> <p>発注者は、第1項に規定した工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは、受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。</p> <p><b>6. 用地の使用制限</b></p> <p>受注者は、提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。</p> <p><b>1-1-1-10 工事の着手</b></p> <p>受注者は、<b>特記仕様書</b>に工事に着手すべき期日について定めがある場合には、その期日までに工事着手しなければならない。</p> <p><b>1-1-1-11 工事の下請負</b></p> <p>受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。</p> <p>(1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。</p> <p>(2) 下請負者が国土交通省〇〇地方整備局の工事指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。</p> <p>なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け</p>	

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>る下請け契約を締結しなければならない。</p> <p><b>1-1-1-11 施工体制台帳</b></p> <p><b>1. 一般事項</b></p> <p>受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の<b>提出</b>について」（令和3年3月5日付け国官技第319号、国営建技第16号、令和3年3月22日付け国港技第90号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>なお、施工体制台帳等は、原則として、電子データで作成・<b>提出</b>するものとする。</p> <p><b>2. 施工体系図</b></p> <p>第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の<b>提出</b>について」（令和3年3月5日付け国官技第319号、国営建技第16号、令和3年3月22日付け国港技第90号）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p><b>3. 名札等の着用</b></p> <p>第1項の受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負者を含む。）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図1-1-1を標準とする。</p> <p>（監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項ただし書きに規定する者をいう。）</p>	<p>契約を締結しなければならない。</p> <p><b>1-1-1-12 施工体制台帳</b></p> <p><b>1. 一般事項</b></p> <p>受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（令和3年3月5日付け国官技第319号、国営建技第16号、令和3年3月22日付け国港技第90号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>なお、施工体制台帳等は、原則として、電子データで作成・<b>提出</b>するものとする。</p> <p><b>2. 施工体系図</b></p> <p>第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の<b>提出</b>について」（令和3年3月5日付け国官技第319号、国営建技第16号、令和3年3月22日付け国港技第90号）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p><b>3. 名札等の着用</b></p> <p>第1項の受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負者を含む。）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図1-1-1を標準とする。</p> <p>（監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項ただし書きに規定する者をいう。）</p>	

旧 令和6年版	新 <b>朱書き</b> 修正	改定主旨・根拠
<div data-bbox="362 275 1071 684" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">監理（主任）技術者、監理技術者補佐</p> <p style="text-align: center;">氏名   ○○ ○○</p> <p>工事名   ○○改良工事</p> <p>工期    自○○年○○月○○日</p> <p style="text-align: center;">          至○○年○○月○○日</p> <p style="text-align: center;">会社    ◇◇建設株式会社</p> <div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; margin-left: auto; margin-right: auto; text-align: center; line-height: 30px;">印</div> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 60px; position: absolute; top: 10px; left: 10px; display: flex; flex-direction: column; align-items: center; justify-content: center;"> <p>写真</p> <p>2cm×3cm</p> <p>程度</p> </div> </div> <p>[注1] 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。 [注2] 所属会社の社印とする。</p> <p style="text-align: center;">図1-1-1 名札の標準図</p> <p><b>4. 施工体制台帳等変更時の処置</b></p> <p>第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p><b>1-1-1-12 受発注者間の情報共有</b></p> <p>受発注者間の設計思想の伝達及び情報共有を図るため、設計者、受注者、発注者が一堂に会する会議を施工者が<b>設計図書</b>の照査を実施した後及びその他必要に応じて開催するものとする。なお、開催の詳細については、<b>特記仕様書</b>の定めによるものとする。</p> <p><b>1-1-1-13 受注者相互の協力</b></p> <p>受注者は、契約書第2条の規定に基づき隣接工事または関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。</p> <p>また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。</p> <p><b>1-1-1-14 調査・試験に対する協力</b></p> <p><b>1. 一般事項</b></p> <p>受注者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の<b>指示</b>によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に<b>通知</b>するものとする。</p> <p><b>2. 公共事業労務費調査</b></p>	<div data-bbox="1635 275 2344 684" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">監理（主任）技術者、監理技術者補佐</p> <p style="text-align: center;">氏名   ○○ ○○</p> <p>工事名   ○○改良工事</p> <p>工期    自○○年○○月○○日</p> <p style="text-align: center;">          至○○年○○月○○日</p> <p style="text-align: center;">会社    ◇◇建設株式会社</p> <div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; margin-left: auto; margin-right: auto; text-align: center; line-height: 30px;">印</div> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 60px; position: absolute; top: 10px; left: 10px; display: flex; flex-direction: column; align-items: center; justify-content: center;"> <p>写真</p> <p>2cm×3cm</p> <p>程度</p> </div> </div> <p>[注1] 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。 [注2] 所属会社の社印とする。</p> <p style="text-align: center;">図1-1-1 名札の標準図</p> <p><b>4. 施工体制台帳等変更時の処置</b></p> <p>第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p><b>1-1-1-13 受発注者間の情報共有</b></p> <p>受発注者間の設計思想の伝達及び情報共有を図るため、設計者、受注者、発注者が一堂に会する会議を施工者が<b>設計図書</b>の照査を実施した後及びその他必要に応じて開催するものとする。なお、開催の詳細については、<b>特記仕様書</b>の定めによるものとする。</p> <p><b>1-1-1-14 受注者相互の協力</b></p> <p>受注者は、契約書第2条の規定に基づき隣接工事または関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。</p> <p>また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。</p> <p><b>1-1-1-15 調査・試験に対する協力</b></p> <p><b>1. 一般事項</b></p> <p>受注者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の<b>指示</b>によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に<b>通知</b>するものとする。</p> <p><b>2. 公共事業労務費調査</b></p>	

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、以下の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。</p> <p>(1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に<b>提出</b>する等必要な協力をしなければならない。</p> <p>(2) 調査票等を<b>提出</b>した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。</p> <p>(3) 正確な調査票等の<b>提出</b>が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。</p> <p>(4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。</p> <p><b>3. 諸経費動向調査</b></p> <p>受注者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。</p> <p><b>4. 施工合理化調査等</b></p> <p>受注者は、当該工事が発注者の実施する施工合理化調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。</p> <p><b>5. 低入札価格調査</b></p> <p>受注者は、当該工事が予決令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合の措置として「低入札価格調査制度」の調査対象工事となった場合は、以下に掲げる措置をとらなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、監督職員の求めに応じて、施工体制台帳を<b>提出</b>しなければならない。また、書類の<b>提出</b>に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。</p> <p>(2) 第1編<b>1-1-1-4</b>に基づく施工計画書の<b>提出</b>に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。</p>	<p>受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、以下の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。</p> <p>(1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に<b>提出</b>する等必要な協力をしなければならない。</p> <p>(2) 調査票等を<b>提出</b>した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。</p> <p>(3) 正確な調査票等の<b>提出</b>が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。</p> <p>(4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。</p> <p><b>3. 諸経費動向調査</b></p> <p>受注者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。</p> <p><b>4. 施工合理化調査等</b></p> <p>受注者は、当該工事が発注者の実施する施工合理化調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。</p> <p><b>5. 低入札価格調査</b></p> <p>受注者は、当該工事が予決令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合の措置として「低入札価格調査制度」の調査対象工事となった場合は、以下に掲げる措置をとらなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、監督職員の求めに応じて、施工体制台帳を<b>提出</b>しなければならない。また、書類の<b>提出</b>に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。</p> <p>(2) 第1編1-1-1-<b>6</b>に基づく施工計画書の<b>提出</b>に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。</p>	<p>改定主旨・根拠</p> <p>項番修正</p>

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>また、受注者は、調査・試験等の成果を発表する場合、事前に発注者に説明し、<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>1-1-1-15 工事の一時中止</b></p> <p><b>1. 一般事項</b></p> <p>発注者は、契約書第20条の規定に基づき以下の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して<b>通知</b>した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。</p> <p>なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、第1編1-<b>1-1-43</b> 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。</p> <p>(1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適當または不可能となった場合</p> <p>(2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適當と認めた場合</p> <p>(3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適當または不可能となった場合</p> <p><b>2. 発注者の中止権</b></p> <p>発注者は、受注者が<b>契約図書</b>に違反しまたは監督職員の<b>指示</b>に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に<b>通知</b>し、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができる。</p> <p><b>3. 基本計画書の作成</b></p> <p>前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員を通じて発注者に<b>提出</b>し、<b>協議</b>するものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。</p> <p><b>1-1-1-16 設計図書の変更</b></p> <p><b>設計図書</b>の変更とは、入札に際して発注者が示した<b>設計図書</b>を、発注者が<b>指示</b>した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。</p> <p><b>1-1-1-17 工期変更</b></p> <p><b>1. 一般事項</b></p>	<p>また、受注者は、調査・試験等の成果を発表する場合、事前に発注者に説明し、<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>1-1-1-16 工事の一時中止</b></p> <p><b>1. 一般事項</b></p> <p>発注者は、契約書第20条の規定に基づき以下の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して<b>通知</b>した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。</p> <p>なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、第1編1-<b>1-1-45</b> 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。</p> <p>(1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適當または不可能となった場合</p> <p>(2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適當と認めた場合</p> <p>(3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適當または不可能となった場合</p> <p><b>2. 発注者の中止権</b></p> <p>発注者は、受注者が<b>契約図書</b>に違反しまたは監督職員の<b>指示</b>に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に<b>通知</b>し、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができる。</p> <p><b>3. 基本計画書の作成</b></p> <p>前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員を通じて発注者に<b>提出</b>し、<b>協議</b>するものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。</p> <p><b>1-1-1-17 設計図書の変更</b></p> <p><b>設計図書</b>の変更とは、入札に際して発注者が示した<b>設計図書</b>を、発注者が<b>指示</b>した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。</p> <p><b>1-1-1-18 工期変更</b></p> <p><b>1. 一般事項</b></p>	<p>改定主旨・根拠</p> <p>項番修正</p>

旧 令和6年版	新 <b>朱書き</b> 修正	改定主旨・根拠
<p>契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第22条及び第44条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書第24条の工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で<b>確認</b>する（本条において、以下、「事前協議」という。）ものとし、監督職員はその結果を受注者に<b>通知</b>するものとする。</p> <p><b>2. 設計図書の変更等</b></p> <p>受注者は、契約書第18条第5項及び第19条に基づき<b>設計図書</b>の変更または訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると<b>確認</b>された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>3. 工事の一時中止</b></p> <p>受注者は、契約書第20条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると<b>確認</b>された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>4. 工期の延長</b></p> <p>受注者は、契約書第22条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると<b>確認</b>された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>5. 工期の短縮</b></p> <p>受注者は、契約書第23条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>1-1-1-18 支給材料及び貸与品</b></p> <p><b>1. 一般事項</b></p> <p>受注者は、支給材料及び貸与品を契約書第15条第8項の規定に基づき善良</p>	<p>契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第22条及び第44条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書第24条の工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で<b>確認</b>する（本条において、以下、「事前協議」という。）ものとし、監督職員はその結果を受注者に<b>通知</b>するものとする。</p> <p><b>2. 設計図書の変更等</b></p> <p>受注者は、契約書第18条第5項及び第19条に基づき<b>設計図書</b>の変更または訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると<b>確認</b>された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>3. 工事の一時中止</b></p> <p>受注者は、契約書第20条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると<b>確認</b>された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>4. 工期の延長</b></p> <p>受注者は、契約書第22条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると<b>確認</b>された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>5. 工期の短縮</b></p> <p>受注者は、契約書第23条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>1-1-1-19 支給材料及び貸与品</b></p> <p><b>1. 一般事項</b></p> <p>受注者は、支給材料及び貸与品を契約書第15条第8項の規定に基づき善良</p>	

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>な管理者の注意をもって管理しなければならない。</p> <p><b>2. 受払状況の記録</b> 受注者は、支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。</p> <p><b>3. 支給品精算書、支給材料精算書</b> 受注者は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。）に、支給品精算書を、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。</p> <p><b>4. 引渡場所</b> 契約書第15条第1項に規定する「引渡場所」は、<b>設計図書</b>または監督職員の<b>指示</b>によるものとする。</p> <p><b>5. 貸与機械の使用</b> 受注者は、貸与機械の使用にあたっては、別に定める請負工事用建設機械無償貸付仕様書によらなければならない。</p> <p><b>6. 返 還</b> 受注者は、契約書第15条第9項「不用となった支給材料又は貸与品」の規定に基づき返還する場合、監督職員の<b>指示</b>に従うものとする。 なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。</p> <p><b>7. 修 理 等</b> 受注者は、支給材料及び貸与物件の修理等を行う場合、事前に監督職員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>8. 流用の禁止</b> 受注者は、支給材料及び貸与物件を他の工事に流用してはならない。</p> <p><b>9. 所 有 権</b> 支給材料及び貸与物件の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。</p> <p><b>1-1-1-19 工事現場発生品</b></p> <p><b>1. 一般事項</b> 受注者は、<b>設計図書</b>に定められた現場発生品について、<b>設計図書</b>または監督職員の<b>指示</b>する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品</p>	<p>な管理者の注意をもって管理しなければならない。</p> <p><b>2. 受払状況の記録</b> 受注者は、支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。</p> <p><b>3. 支給品精算書、支給材料精算書</b> 受注者は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。）に、支給品精算書を、監督職員を通じて発注者に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p><b>4. 引渡場所</b> 契約書第15条第1項に規定する「引渡場所」は、<b>設計図書</b>または監督職員の<b>指示</b>によるものとする。</p> <p><b>5. 貸与機械の使用</b> 受注者は、貸与機械の使用にあたっては、別に定める請負工事用建設機械無償貸付仕様書によらなければならない。</p> <p><b>6. 返 還</b> 受注者は、契約書第15条第9項「不用となった支給材料又は貸与品」の規定に基づき返還する場合、監督職員の<b>指示</b>に従うものとする。 なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。</p> <p><b>7. 修 理 等</b> 受注者は、支給材料及び貸与物件の修理等を行う場合、事前に監督職員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>8. 流用の禁止</b> 受注者は、支給材料及び貸与物件を他の工事に流用してはならない。</p> <p><b>9. 所 有 権</b> 支給材料及び貸与物件の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。</p> <p><b>1-1-1-20 工事現場発生品</b></p> <p><b>1. 一般事項</b> 受注者は、<b>設計図書</b>に定められた現場発生品について、<b>設計図書</b>または監督職員の<b>指示</b>する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品</p>	

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>調書を作成し、監督職員を通じて発注者に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p><b>2. 設計図書以外の現場発生品の処置</b></p> <p>受注者は、第1項以外のものが発生した場合、監督職員に<b>連絡</b>し、監督職員が引き渡しを<b>指示</b>したものについては、監督職員の<b>指示</b>する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p><b>1-1-1-20 建設副産物</b></p> <p><b>1. 一般事項</b></p> <p>受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、<b>設計図書</b>によるものとするが、<b>設計図書</b>に明示がない場合には、本体工事または<b>設計図書</b>に指定された仮設工事にあつては、監督職員と<b>協議</b>するものとし、<b>設計図書</b>に明示がない任意の仮設工事にあつては、監督職員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>2. マニフェスト</b></p> <p>受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあつては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督職員に<b>提示</b>しなければならない。</p> <p><b>3. 法令遵守</b></p> <p>受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成18年6月12日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。</p> <p><b>4. 再生資源利用計画</b></p> <p>受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p><b>5. 受領書の交付</b></p>	<p>調書を作成し、監督職員を通じて発注者に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p><b>2. 設計図書以外の現場発生品の処置</b></p> <p>受注者は、第1項以外のものが発生した場合、監督職員に<b>連絡</b>し、監督職員が引き渡しを<b>指示</b>したものについては、監督職員の<b>指示</b>する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p><b>1-1-1-21 建設副産物</b></p> <p><b>1. 一般事項</b></p> <p>受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、<b>設計図書</b>によるものとするが、<b>設計図書</b>に明示がない場合には、本体工事または<b>設計図書</b>に指定された仮設工事にあつては、監督職員と<b>協議</b>するものとし、<b>設計図書</b>に明示がない任意の仮設工事にあつては、監督職員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>2. マニフェスト</b></p> <p>受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあつては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督職員に<b>提示</b>しなければならない。</p> <p><b>3. 法令遵守</b></p> <p>受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成18年6月12日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。</p> <p><b>4. 再生資源利用計画</b></p> <p>受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p><b>5. 受領書の交付</b></p>	

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。</p> <p><b>6. 再生資源利用促進計画</b></p> <p>受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p><b>7. 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等</b></p> <p>受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき<b>確認</b>しなければならない。</p> <p>また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p><b>8. 建設発生土の運搬を行う者に対する通知</b></p> <p>受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「6. 再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「7. 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて<b>通知</b>しなければならない。</p> <p><b>9. 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等</b></p> <p>受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを<b>確認</b>するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを<b>提出</b>しなければならない。</p> <p><b>10. 実施書の提出</b></p> <p>受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合に</p>	<p>受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。</p> <p><b>6. 再生資源利用促進計画</b></p> <p>受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>また、受注者は、法令等に基づき、<b>工事現場において</b>再生資源利用促進計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p><b>7. 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等</b></p> <p>受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき<b>確認</b>しなければならない。</p> <p>また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p><b>8. 建設発生土の運搬を行う者に対する通知</b></p> <p>受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「6. 再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「7. 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて<b>通知</b>しなければならない。</p> <p><b>9. 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等</b></p> <p>受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを<b>確認</b>するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを<b>提出</b>しなければならない。</p> <p><b>10. 実施書の提出</b></p> <p>受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合に</p>	<p>改定主旨・根拠</p> <p>土共仕に整合</p>

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>は、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。</p> <p><b>11. 建設副産物情報交換システム</b></p> <p>受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物、建設発生土を搬入、搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。</p> <p>なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。</p> <p><b>12. 建設発生土情報交換システム</b></p> <p>受注者は、建設発生土を搬入または搬出する場合で、工事の実施に当たって土量、土質、土工期等の登録されている情報に変更があった場合、監督職員が通知する「登録工事番号」を用いて、速やかに当該システムのデータ更新を行うものとする。</p> <p>なお、これによりがたい場合には、監督職員と協議するものとする。</p> <p><b>1-1-1-21 工事完成図</b></p> <p>受注者は、設計図書に従って工事完成図を作成しなければならない。</p> <p>ただし、各種ブロック製作工等工事目的物によっては、監督職員の承諾を得て工事完成図を省略することができる。</p> <p><b>1-1-1-22 工事完成検査</b></p> <p><b>1. 工事完成通知書の提出</b></p> <p>受注者は、契約書第32条の規定に基づき、工事完成通知書を監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。</p> <p><b>2. 工事完成検査の要件</b></p> <p>受注者は、工事完成通知書を監督職員に提出する際には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。</p> <p>(1) 設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。</p> <p>(2) 契約書第17条第1項の規定に基づき、監督職員の請求した改造が完了していること。</p>	<p>は、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。</p> <p><b>11. 建設副産物情報交換システム</b></p> <p>受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物、建設発生土を搬入、搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。</p> <p>なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。</p> <p><b>12. 建設発生土情報交換システム</b></p> <p>受注者は、建設発生土を搬入または搬出する場合で、工事の実施に当たって土量、土質、土工期等の登録されている情報に変更があった場合、監督職員が通知する「登録工事番号」を用いて、速やかに当該システムのデータ更新を行うものとする。</p> <p>なお、これによりがたい場合には、監督職員と協議するものとする。</p> <p><b>1-1-1-22 工事完成図</b></p> <p>受注者は、設計図書に従って工事完成図を作成しなければならない。</p> <p>ただし、各種ブロック製作工等工事目的物によっては、監督職員の承諾を得て工事完成図を省略することができる。</p> <p><b>1-1-1-23 工事完成検査</b></p> <p><b>1. 工事完成通知書の提出</b></p> <p>受注者は、契約書第32条の規定に基づき、工事完成通知書を監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。</p> <p><b>2. 工事完成検査の要件</b></p> <p>受注者は、工事完成通知書を監督職員に提出する際には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。</p> <p>(1) 設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。</p> <p>(2) 契約書第17条第1項の規定に基づき、監督職員の請求した改造が完了していること。</p>	

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>(3) 設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図等の資料の整備がすべて完了していること。</p> <p>(4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。</p> <p><b>3. 検査日の通知</b> 発注者は、工事完成検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を<b>通知</b>するものとする。</p> <p><b>4. 検査内容</b> 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として<b>契約図書</b>と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ</p> <p>(2) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等</p> <p>(3) 週休二日の履行状況</p> <p><b>5. 修補の指示</b> 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の<b>指示</b>を行うことができるものとする。</p> <p><b>6. 修補期間</b> 修補の完了が<b>確認</b>された場合は、その<b>指示</b>の日から補修完了の<b>確認</b>の日までの期間は、契約書第32条第2項に規定する期間に含めないものとする。</p> <p><b>7. 適用規定</b> 受注者は、当該工事完成検査については、第3編3-1-1-4 監督職員による<b>確認</b>及び<b>立会</b>等第3項の規定を準用する。</p> <p><b>1-1-1-23 既済部分検査等</b></p> <p><b>1. 一般事項</b> 受注者は、契約書第38条第2項の部分払の<b>確認</b>の請求を行った場合、または、契約書第39条第1項の工事の完成の<b>通知</b>を行った場合は、既済部分に係わる検査を受けなければならない。</p> <p><b>2. 部分払いの請求</b> 受注者は、契約書第38条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督職員に<b>提出</b>しな</p>	<p>(3) 設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図等の資料の整備がすべて完了していること。</p> <p>(4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。</p> <p><b>3. 検査日の通知</b> 発注者は、工事完成検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を<b>通知</b>するものとする。</p> <p><b>4. 検査内容</b> 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として<b>契約図書</b>と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ</p> <p>(2) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等</p> <p>(3) 週休二日の履行状況</p> <p><b>5. 修補の指示</b> 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の<b>指示</b>を行うことができるものとする。</p> <p><b>6. 修補期間</b> 修補の完了が<b>確認</b>された場合は、その<b>指示</b>の日から補修完了の<b>確認</b>の日までの期間は、契約書第32条第2項に規定する期間に含めないものとする。</p> <p><b>7. 適用規定</b> 受注者は、当該工事完成検査については、第3編3-1-1-4 監督職員による<b>確認</b>及び<b>立会</b>等第3項の規定を準用する。</p> <p><b>1-1-1-24 既済部分検査等</b></p> <p><b>1. 一般事項</b> 受注者は、契約書第38条第2項の部分払の<b>確認</b>の請求を行った場合、または、契約書第39条第1項の工事の完成の<b>通知</b>を行った場合は、既済部分に係わる検査を受けなければならない。</p> <p><b>2. 部分払いの請求</b> 受注者は、契約書第38条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督職員に<b>提出</b>しな</p>	

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>ればならない。</p> <p><b>3. 検査内容</b></p> <p>検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。</p> <p>(2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。</p> <p>(3) 週休二日の履行状況</p> <p><b>4. 修 補</b></p> <p>受注者は、検査職員の<b>指示</b>による修補については、前条の第5項の規定に従うものとする。</p> <p><b>5. 適用規定</b></p> <p>受注者は、当該既済部分検査については、第3編3-1-1-6 監督職員による<b>確認</b>及び立会等第3項の規定に準用する。</p> <p><b>6. 検査日の通知</b></p> <p>発注者は、既済部分検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を<b>通知</b>するものとする。</p> <p><b>7. 中間前払金の請求</b></p> <p>受注者は、契約書第35条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に履行<b>報告書</b>を作成し、監督職員に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p><b>1-1-1-24 部分使用</b></p> <p><b>1. 一般事項</b></p> <p>発注者は、受注者の同意を得て部分使用できる。</p> <p><b>2. 監督職員による検査</b></p> <p>受注者は、発注者が契約書第34条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、監督職員による品質及び出来形等の検査（<b>確認</b>を含む）を受けるものとする。</p> <p>なお、中間技術検査による検査（<b>確認</b>）でも良い。</p> <p><b>1-1-1-25 施工管理</b></p>	<p>ればならない。</p> <p><b>3. 検査内容</b></p> <p>検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。</p> <p>(2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。</p> <p>(3) 週休二日の履行状況</p> <p><b>4. 修 補</b></p> <p>受注者は、検査職員の<b>指示</b>による修補については、前条の第5項の規定に従うものとする。</p> <p><b>5. 適用規定</b></p> <p>受注者は、当該既済部分検査については、第3編<b>3-1-1-4</b> 監督職員による<b>確認</b>及び立会等第3項の規定に準用する。</p> <p><b>6. 検査日の通知</b></p> <p>発注者は、既済部分検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を<b>通知</b>するものとする。</p> <p><b>7. 中間前払金の請求</b></p> <p>受注者は、契約書第35条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に履行<b>報告書</b>を作成し、監督職員に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p><b>1-1-1-25 部分使用</b></p> <p><b>1. 一般事項</b></p> <p>発注者は、受注者の同意を得て部分使用できる。</p> <p><b>2. 監督職員による検査</b></p> <p>受注者は、発注者が契約書第34条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、監督職員による品質及び出来形等の検査（<b>確認</b>を含む）を受けるものとする。</p> <p>なお、中間技術検査による検査（<b>確認</b>）でも良い。</p> <p><b>1-1-1-26 施工管理</b></p>	<p>引用先修正</p>

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに<b>通知</b>しなければならない。</p> <p><b>1-1-1-26 履行報告</b></p> <p>受注者は、契約書第11条の規定に基づき、工事履行報告書を監督職員に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p><b>1-1-1-27 週休二日の対応</b></p> <p>受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を監督職員に<b>報告</b>しなければならない。</p> <p>なお、週休二日は、土日を休日とする4週8休以上の現場閉所または、技術者及び技能労働者が交替しながら月単位で4週8休以上の休日を確保するものであり、その実施に努めなければならない。</p> <p><b>1-1-1-28 工事関係者に対する措置請求</b></p> <p><b>1. 現場代理人に対する措置</b></p> <p>発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p><b>2. 技術者に対する措置</b></p> <p>発注者または監督職員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p><b>1-1-1-29 工事中の安全確保</b></p> <p><b>1. 安全指針等の遵守</b></p> <p>受注者は、最新の土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和4年2月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重</p>	<p>受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに<b>通知</b>しなければならない。</p> <p><b>1-1-1-27 履行報告</b></p> <p>受注者は、契約書第11条の規定に基づき、工事履行報告書を監督職員に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p><b>1-1-1-28 週休二日の対応</b></p> <p>受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を監督職員に<b>報告</b>しなければならない。</p> <p>なお、週休二日は、土日を休日とする4週8休以上の現場閉所または、技術者及び技能労働者が交替しながら月単位で4週8休以上の休日を確保するものであり、その実施に努めなければならない。</p> <p><b>1-1-1-29 工事関係者に対する措置請求</b></p> <p><b>1. 現場代理人に対する措置</b></p> <p>発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p><b>2. 技術者に対する措置</b></p> <p>発注者または監督職員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p><b>1-1-1-30 工事中の安全確保</b></p> <p><b>1. 安全指針等の遵守</b></p> <p>受注者は、最新の土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重</p>	<p>不要記述削除</p>

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>なお、空港工事にあつては、監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p><b>9. 安全巡視</b> 受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは<b>連絡</b>を行い安全を確保しなければならない。</p> <p><b>10. 現場環境改善</b> 受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。</p> <p><b>11. 定期安全研修・訓練等</b> 受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施する事も出来る。</p> <p>(1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育 (2) 当該工事内容等の周知徹底 (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底 (4) 当該工事における災害対策訓練 (5) 当該工事現場で予想される事故対策 (6) その他、安全・訓練等として必要な事項</p> <p><b>12. 施工計画書</b> 受注者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載しなければならない。</p> <p><b>13. 安全教育・訓練等の記録</b> 受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに<b>提示</b>するものとする。</p> <p><b>14. 関係機関との連絡</b> 受注者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な<b>連絡</b>を取り、工事中の安全を確保しなければならない。</p>	<p>なお、空港工事にあつては、監督職員の<b>承諾</b>を得るものとする。</p> <p><b>9. 安全巡視</b> 受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは<b>連絡</b>を行い安全を確保しなければならない。</p> <p><b>10. 現場環境改善</b> 受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。</p> <p><b>11. 定期安全研修・訓練等</b> 受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施する事も出来る。</p> <p>(1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育 (2) 当該工事内容等の周知徹底 (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底 (4) 当該工事における災害対策訓練 (5) 当該工事現場で予想される事故対策 (6) その他、安全・訓練等として必要な事項</p> <p><b>12. 施工計画書</b> 受注者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載しなければならない。</p> <p><b>13. 安全教育・訓練等の記録</b> 受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに<b>提示</b>するものとする。</p> <p><b>14. 関係機関との連絡</b> 受注者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な<b>連絡</b>を取り、工事中の安全を確保しなければならない。</p>	

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p><b>15. 工事関係者の連絡会議</b></p> <p>受注者は、工事現場が隣接しまたは同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。</p> <p><b>16. 安全衛生協議会の設置</b></p> <p>監督職員が、労働安全衛生法（令和元年6月改正 法律第37号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。</p> <p><b>17. 安全優先</b></p> <p>受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（令和元年6月改正 法律第37号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。</p> <p><b>18. 災害発生時の応急処置</b></p> <p>災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡しなければならない。</p> <p><b>19. 地下埋設物等の調査</b></p> <p>受注者は、工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督職員に報告しなければならない。</p> <p><b>20. 不明の地下埋設物等の処置</b></p> <p>受注者は、施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督職員に連絡し、その処置については占有者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。</p> <p><b>21. 地下埋設物件等損害時の措置</b></p> <p>受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡し、応急措置をとり補修しなければならない。</p> <p><b>1-1-1-30 爆発及び火災の防止</b></p> <p><b>1. 火薬類の使用</b></p> <p>受注者は、火薬類の使用については、以下の規定による。</p>	<p><b>15. 工事関係者の連絡会議</b></p> <p>受注者は、工事現場が隣接しまたは同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。</p> <p><b>16. 安全衛生協議会の設置</b></p> <p>監督職員が、労働安全衛生法（令和元年6月改正 法律第37号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。</p> <p><b>17. 安全優先</b></p> <p>受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（令和元年6月改正 法律第37号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。</p> <p><b>18. 災害発生時の応急処置</b></p> <p>災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡しなければならない。</p> <p><b>19. 地下埋設物等の調査</b></p> <p>受注者は、工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督職員に報告しなければならない。</p> <p><b>20. 不明の地下埋設物等の処置</b></p> <p>受注者は、施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督職員に連絡し、その処置については占有者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。</p> <p><b>21. 地下埋設物件等損害時の措置</b></p> <p>受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡し、応急措置をとり補修しなければならない。</p> <p><b>1-1-1-31 爆発及び火災の防止</b></p> <p><b>1. 火薬類の使用</b></p> <p>受注者は、火薬類の使用については、以下の規定による。</p>	

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>(1) 受注者は、発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類取締法等関係法令を遵守しなければならない。また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じるものとする。</p> <p>なお、監督職員の請求があった場合には、直ちに従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳を<b>提示</b>しなければならない。</p> <p>(2) 現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い安全を確保しなければならない。</p> <p><b>2. 火気の使用</b></p> <p>受注者は、火気の使用については、以下の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を施工計画書に記載しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。</p> <p><b>1-1-1-31 後片付け</b></p> <p>受注者は、工事の全部または一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付け、かつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。</p> <p>ただし、<b>設計図書</b>において存置するとしたものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督職員の<b>指示</b>に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。</p> <p><b>1-1-1-32 事故報告書</b></p> <p>受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に<b>連絡</b>する。また、建設工事事故データベースシステムの登録対象となる工事事</p>	<p>(1) 受注者は、発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類取締法等関係法令を遵守しなければならない。また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じるものとする。</p> <p>なお、監督職員の請求があった場合には、直ちに従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳を<b>提示</b>しなければならない。</p> <p>(2) 現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い安全を確保しなければならない。</p> <p><b>2. 火気の使用</b></p> <p>受注者は、火気の使用については、以下の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を施工計画書に記載しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。</p> <p><b>1-1-1-32 後片付け</b></p> <p>受注者は、工事の全部または一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付け、かつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。</p> <p>ただし、<b>設計図書</b>において存置するとしたものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督職員の<b>指示</b>に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。</p> <p><b>1-1-1-33 事故報告書</b></p> <p>受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に<b>連絡</b>する。また、建設工事事故データベースシステムの登録対象となる工事事</p>	

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>故の場合、監督職員が指示する期日までに、工事事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、工事事故に関する情報を登録する。</p> <p><b>1-1-1-33 環境対策</b></p> <p><b>1. 環境保全</b></p> <p>受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。</p> <p><b>2. 苦情対応</b></p> <p>受注者は、環境への影響が予知されまたは発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督職員に連絡しなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告しなければならない。</p> <p><b>3. 注意義務</b></p> <p>受注者は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を監督職員に提出しなければならない。</p> <p><b>4. 廃油等の適切な措置</b></p> <p>受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。</p> <p><b>5. 水中への落下防止措置</b></p> <p>受注者は、海中に工事用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。</p> <p><b>6. 排出ガス対策型建設機械</b></p> <p>受注者は、工事の施工にあたり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年5月改正 法律第</p>	<p>故の場合、監督職員が指示する期日までに、工事事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、工事事故に関する情報を登録する。</p> <p><b>1-1-1-34 環境対策</b></p> <p><b>1. 環境保全</b></p> <p>受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。</p> <p><b>2. 苦情対応</b></p> <p>受注者は、環境への影響が予知されまたは発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督職員に連絡しなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告しなければならない。</p> <p><b>3. 注意義務</b></p> <p>受注者は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を監督職員に提出しなければならない。</p> <p><b>4. 廃油等の適切な措置</b></p> <p>受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。</p> <p><b>5. 水中への落下防止措置</b></p> <p>受注者は、水中に工事用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。</p> <p><b>6. 排出ガス対策型建設機械</b></p> <p>受注者は、工事の施工にあたり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年5月改正 法律第</p>	<p>誤記修正</p>

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>41号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付 建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）」、もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付 国総環リ第6号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p> <p>排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業若しくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和3年2月改正 経済産業省・国土交通省・環境省令第1号第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号）に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付 建設省経機発第249号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付 国総環リ第6号）」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p> <p>トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業若しくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p>	<p>41号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付 建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）」、もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付 国総環リ第6号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p> <p>排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和6年4月改正 経済産業省・国土交通省・環境省令第3号）第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付 建設省経機発第249号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付 国総環リ第6号）」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p> <p>トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p>	<p>改定主旨・根拠</p> <p>不要記述削除</p> <p>誤記修正</p>

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>に關係法令等を遵守させるものとする。</p> <p><b>8. 低騒音型・低振動型建設機械</b></p> <p>受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を<b>設計図書</b>で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種<del>の</del>調達が可能ない場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって<b>協議</b>することができる。</p> <p><b>9. 特定調達品目</b></p> <p>受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（令和3年5月改正 法律第36号、「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進するものとする。</p> <p>(1) グリーン購入法第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。</p> <p>なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難しい場合は、監督職員と<b>協議</b>する。</p> <p>また、その調達実績の集計結果を監督職員に<b>提出</b>するものとする。</p> <p>なお、集計及び<b>提出</b>の方法は、<b>設計図書</b>及び監督職員の<b>指示</b>による。</p> <p>(2) グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項に留意すること。</p> <p><b>1-1-1-34 文化財の保護</b></p> <p><b>1. 一般事項</b></p> <p>受注者は、工事の施工にあたって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、<b>設計図書</b>に関して監督職員に<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>2. 文化財等発見時の処置</b></p> <p>受注者が、工事の施工にあたり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物</p>	<p>に關係法令等を遵守させるものとする。</p> <p><b>8. 低騒音型・低振動型建設機械</b></p> <p>受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を<b>設計図書</b>で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種<del>の</del>調達が可能ない場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって<b>協議</b>することができる。</p> <p><b>9. 特定調達品目</b></p> <p>受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（令和3年5月改正 法律第36号、「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進するものとする。</p> <p>(1) グリーン購入法第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。</p> <p>なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難しい場合は、監督職員と<b>協議</b>する。</p> <p>また、その調達実績の集計結果を監督職員に<b>提出</b>するものとする。</p> <p>なお、集計及び<b>提出</b>の方法は、<b>設計図書</b>及び監督職員の<b>指示</b>による。</p> <p>(2) グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項に留意すること。</p> <p><b>1-1-1-35 文化財の保護</b></p> <p><b>1. 一般事項</b></p> <p>受注者は、工事の施工にあたって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、<b>設計図書</b>に関して監督職員に<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>2. 文化財等発見時の処置</b></p> <p>受注者が、工事の施工にあたり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物</p>	

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>の発見者としての権利を保有するものである。</p> <p><b>1-1-1-35 交通安全管理</b></p> <p><b>1. 一般事項</b></p> <p>受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用する時は、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。</p> <p>なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第29条によって処置するものとする。</p> <p><b>2. 施工計画書</b></p> <p>受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。</p> <p><b>3. 輸送災害の防止</b></p> <p>受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導警備員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。</p> <p><b>4. 交通安全等輸送計画</b></p> <p>受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送をともなう工事は、事前に関係機関と打合せの上、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。</p> <p>なお、受注者は、ダンプトラックを使用する場合、「直轄工事におけるダンプトラック過積載防止対策要領」に従うものとする。</p> <p><b>5. 交通安全法令の遵守</b></p> <p>受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和5年3月改正 内閣府・国土交通省令第1号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道</p>	<p>の発見者としての権利を保有するものである。</p> <p><b>1-1-1-36 交通安全管理</b></p> <p><b>1. 一般事項</b></p> <p>受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用する時は、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。</p> <p>なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第29条によって処置するものとする。</p> <p><b>2. 施工計画書</b></p> <p>受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。</p> <p><b>3. 輸送災害の防止</b></p> <p>受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導警備員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。</p> <p><b>4. 交通安全等輸送計画</b></p> <p>受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送をともなう工事は、事前に関係機関と打合せの上、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。</p> <p>なお、受注者は、ダンプトラックを使用する場合、「直轄工事におけるダンプトラック過積載防止対策要領」に従うものとする。</p> <p><b>5. 交通安全法令の遵守</b></p> <p>受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和6年7月改正 内閣府・国土交通省令第4号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道</p>	<p>諸法令の改定に伴う</p>

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>防止に努めなければならない。</p> <p><b>12. 水中落下支障物の処置</b></p> <p>受注者は、船舶の航行または漁業の操業に支障をきたすおそれのある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。</p> <p>なお、直ちにに取り除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、関係機関に通報及び監督職員へ<b>連絡</b>しなければならない。</p> <p><b>13. 作業船舶機械故障時の処理</b></p> <p>受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。</p> <p>なお、故障により二次災害を招くおそれがある場合は、直ちに応急の措置を講じ、関係機関に通報及び監督職員へ<b>連絡</b>しなければならない。</p> <p><b>14. 通行許可等</b></p> <p>受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月改正政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを<b>確認</b>しなければならない。また、道路交通法施行令（令和5年3月改正 政令第54号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和5年5月改正法律第19号）第57条に基づく許可を得ていることを<b>確認</b>しなければならない。</p>	<p>防止に努めなければならない。</p> <p><b>12. 水中落下支障物の処置</b></p> <p>受注者は、船舶の航行または漁業の操業に支障をきたすおそれのある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。</p> <p>なお、直ちにに取り除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、関係機関に通報及び監督職員へ<b>連絡</b>しなければならない。</p> <p><b>13. 作業船舶機械故障時の処理</b></p> <p>受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。</p> <p>なお、故障により二次災害を招くおそれがある場合は、直ちに応急の措置を講じ、関係機関に通報及び監督職員へ<b>連絡</b>しなければならない。</p> <p><b>14. 通行許可等</b></p> <p>受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月改正政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを<b>確認</b>しなければならない。また、道路交通法施行令（<b>令和6年9月改正 政令第272号</b>）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（<b>令和5年6月改正法律第56号</b>）第57条に基づく許可を得ていることを<b>確認</b>しなければならない。</p>	

旧 令和6年版

表1-1-3 一般的制限値

車両の諸元	一般的制限値
幅	2.5m
長さ	12.0m
高さ	3.8m (ただし、指定道路については4.1m)
重量 総重量	20.0t (ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0t)
軸重	10.0t
隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18t(隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5t以下の場合は19t)、1.8m以上の場合は20t
輪荷重	5.0t
最小回転半径	12.0m

ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。

1-1-1-36 施設管理

受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）または部分使用施設（契約書第34条の適用部分）について、施工管理上、**契約図書**における規定の履行をもっても不都合が生じるおそれがある場合には、その処置について監督職員と**協議**できる。

なお、当該協議事項は、契約書第9条の規定に基づき処理されるものとする。

1-1-1-37 諸法令の遵守

1. 諸法令の遵守

受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。

なお、主な法令は、以下に示すとおりである。

- (1) 会計法 (令和元年5月改正 法律第16号)
- (2) 建設業法 (令和3年5月改正 法律第48号)
- (3) 下請代金支払遅延等防止法 (平成21年6月改正 法律第51号)
- (4) 労働基準法 (令和2年3月改正 法律第14号)

新 朱書き修正

表1-1-3 一般的制限値

車両の諸元	一般的制限値
幅	2.5m
長さ	12.0m
高さ	3.8m (ただし、指定道路については4.1m)
重量 総重量	20.0t (ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0t)
軸重	10.0t
隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18t(隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5t以下の場合は19t)、1.8m以上の場合は20t
輪荷重	5.0t
最小回転半径	12.0m

ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。

1-1-1-37 施設管理

受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）または部分使用施設（契約書第34条の適用部分）について、施工管理上、**契約図書**における規定の履行をもっても不都合が生じるおそれがある場合には、その処置について監督職員と**協議**できる。

なお、当該協議事項は、契約書第9条の規定に基づき処理されるものとする。

1-1-1-38 諸法令の遵守

1. 諸法令の遵守

受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。

なお、主な法令は、以下に示すとおりである。

- (1) 会計法 (令和元年5月改正 法律第16号)
- (2) 建設業法 (令和3年5月改正 法律第48号)
- (3) 下請代金支払遅延等防止法 (平成21年6月改正 法律第51号)
- (4) 労働基準法 (**令和6年5月改正 法律第42号**)

改定主旨・根拠

電気通信設備工事共通仕様書 新旧対照表

令和7年3月

旧 令和6年版			新 朱書き修正			改定主旨・根拠
(5) 労働安全衛生法	(令和元年6月改正)	法律第37号)	(5) 労働安全衛生法	(令和元年6月改正)	法律第37号)	
(6) 作業環境測定法	(令和元年6月改正)	法律第37号)	(6) 作業環境測定法	(令和元年6月改正)	法律第37号)	
(7) じん肺法	(平成30年7月改正)	法律第71号)	(7) じん肺法	(平成30年7月改正)	法律第71号)	
(8) 雇用保険法	(令和4年3月改正)	法律第12号)	(8) 雇用保険法	(令和6年6月改正)	法律第47号)	
(9) 労働者災害補償保険法	(令和2年6月改正)	法律第40号)	(9) 労働者災害補償保険法	(令和2年6月改正)	法律第40号)	
(10) 健康保険法	(令和5年5月改正)	法律第31号)	(10) 健康保険法	(令和6年6月改正)	法律第47号)	
(11) 中小企業退職金共済法	(令和2年6月改正)	法律第40号)	(11) 中小企業退職金共済法	(令和2年6月改正)	法律第40号)	
(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律	(令和4年3月改正)	法律第12号)	(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律	(令和6年5月改正)	法律第26号)	
(13) 出入国管理及び難民認定法	(令和4年12月改正)	法律第97号)	(13) 出入国管理及び難民認定法	(令和5年12月改正)	法律第84号)	
(14) 道路法	(令和3年3月改正)	法律第9号)	(14) 道路法	(令和5年5月改正)	法律第34号)	
(15) 道路交通法	(令和5年5月改正)	法律第19号)	(15) 道路交通法	(令和5年6月改正)	法律第56号)	
(16) 道路運送法	(令和5年4月改正)	法律第18号)	(16) 道路運送法	(令和5年4月改正)	法律第18号)	
(17) 道路運送車両法	(令和4年3月改正)	法律第4号)	(17) 道路運送車両法	(令和5年6月改正)	法律第63号)	
(18) 砂防法	(平成25年11月改正)	法律第76号)	(18) 砂防法	(平成25年11月改正)	法律第76号)	
(19) 地すべり等防止法	(平成29年6月改正)	法律第45号)	(19) 地すべり等防止法	(令和5年5月改正)	法律第34号)	
(20) 河川法	(令和3年5月改正)	法律第31号)	(20) 河川法	(令和5年5月改正)	法律第34号)	
(21) 海岸法	(平成30年12月改正)	法律第95号)	(21) 海岸法	(令和5年5月改正)	法律第34号)	
(22) 港湾法	(令和4年11月改正)	法律第87号)	(22) 港湾法	(令和4年11月改正)	法律第87号)	
(23) 港則法	(令和3年6月改正)	法律第53号)	(23) 港則法	(令和3年6月改正)	法律第53号)	
(24) 漁港漁場整備法	(平成30年12月改正)	法律第95号)	(24) 漁港及び漁場の整備等に関する法律	(令和5年5月改正)	法律第34号)	法律名変更
(25) 下水道法	(令和4年5月改正)	法律第44号)	(25) 下水道法	(令和4年5月改正)	法律第44号)	
(26) 航空法	(令和4年6月改正)	法律第62号)	(26) 航空法	(令和5年6月改正)	法律第63号)	
(27) 公有水面埋立法	(平成26年6月改正)	法律第51号)	(27) 公有水面埋立法	(平成26年6月改正)	法律第51号)	
(28) 軌道法	(令和2年6月改正)	法律第41号)	(28) 軌道法	(令和2年6月改正)	法律第41号)	
(29) 森林法	(令和2年6月改正)	法律第41号)	(29) 森林法	(令和5年6月改正)	法律第63号)	
(30) 環境基本法	(令和3年5月改正)	法律第36号)	(30) 環境基本法	(令和3年5月改正)	法律第36号)	
(31) 火薬類取締法	(令和元年6月改正)	法律第37号)	(31) 火薬類取締法	(令和元年6月改正)	法律第37号)	
(32) 大気汚染防止法	(令和2年6月改正)	法律第39号)	(32) 大気汚染防止法	(令和2年6月改正)	法律第39号)	
(33) 騒音規制法	(平成26年6月改正)	法律第72号)	(33) 騒音規制法	(平成26年6月改正)	法律第72号)	

電気通信設備工事共通仕様書 新旧対照表

令和7年3月

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
(34) 水質汚濁防止法 (平成29年6月改正 法律第45号)	(34) 水質汚濁防止法 (平成29年6月改正 法律第45号)	
(35) 湖沼水質保全特別措置法 (平成26年6月改正 法律第72号)	(35) 湖沼水質保全特別措置法 (平成26年6月改正 法律第72号)	
(36) 振動規制法 (平成26年6月改正 法律第72号)	(36) 振動規制法 (平成26年6月改正 法律第72号)	
(37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (令和元年6月改正 法律第37号)	(37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (令和元年6月改正 法律第37号)	
(38) 文化財保護法 (令和3年4月改正 法律第22号)	(38) 文化財保護法 (令和3年4月改正 法律第22号)	
(39) 砂利採取法 (平成27年6月改正 法律第50号)	(39) 砂利採取法 (令和5年6月改正 法律第63号)	
(40) 電気事業法 (令和5年6月改正 法律第44号)	(40) 電気事業法 (令和5年6月改正 法律第44号)	
(41) 消防法 (令和5年6月改正 法律第58号)	(41) 消防法 (令和5年6月改正 法律第58号)	
(42) 測量法 (令和元年6月改正 法律第37号)	(42) 測量法 (令和6年6月改正 法律第54号)	
(43) 建築基準法 (令和5年6月改正 法律第58号)	(43) 建築基準法 (令和6年6月改正 法律第53号)	
(44) 都市公園法 (平成29年5月改正 法律第26号)	(44) 都市公園法 (令和6年5月改正 法律第40号)	
(45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (令和3年5月改正 法律第37号)	(45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (令和3年5月改正 法律第37号)	
(46) 土壤汚染対策法 (平成29年6月改正 法律第45号)	(46) 土壤汚染対策法 (平成29年6月改正 法律第45号)	
(47) 駐車場法 (平成29年5月改正 法律第26号)	(47) 駐車場法 (平成29年5月改正 法律第26号)	
(48) 海上交通安全法 (令和3年6月改正 法律第53号)	(48) 海上交通安全法 (令和5年5月改正 法律第34号)	
(49) 海上衝突予防法 (平成15年6月改正 法律第63号)	(49) 海上衝突予防法 (平成15年6月改正 法律第63号)	
(50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (令和3年5月改正 法律第43号)	(50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (令和3年5月改正 法律第43号)	
(51) 船員法 (令和3年6月改正 法律第75号)	(51) 船員法 (令和6年5月改正 法律第42号)	
(52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (平成30年6月改正 法律第59号)	(52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (令和5年5月改正 法律第24号)	
(53) 船舶安全法 (令和3年5月改正 法律第43号)	(53) 船舶安全法 (令和3年5月改正 法律第43号)	
(54) 自然環境保全法 (平成31年4月改正 法律第20号)	(54) 自然環境保全法 (平成31年4月改正 法律第20号)	
(55) 自然公園法 (令和3年5月改正 法律第29号)	(55) 自然公園法 (令和3年5月改正 法律第29号)	
(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (令和3年5月改正 法律第37号)	(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (令和6年6月改正 法律第54号)	
(57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (令和3年5月改正 法律第36号)	(57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (令和3年5月改正 法律第36号)	
(58) 河川法施行法抄 (平成11年12月改正 法律第160号)	(58) 河川法施行法抄 (平成11年12月改正 法律第160号)	
(59) 技術士法 (令和元年6月改正 法律第37号)	(59) 技術士法 (令和元年6月改正 法律第37号)	

電気通信設備工事共通仕様書 新旧対照表

令和7年3月

旧 令和6年版			新 朱書き修正			改定主旨・根拠
(60) 漁業法	(令和3年5月改正)	法律第47号)	(60) 漁業法	(令和3年5月改正)	法律第47号)	
(61) 空港法	(令和4年6月改正)	法律第62号)	(61) 空港法	(令和4年6月改正)	法律第62号)	
(62) 計量法	(平成26年6月改正)	法律第69号)	(62) 計量法	(平成26年6月改正)	法律第69号)	
(63) 厚生年金保険法	(令和5年3月改正)	法律第3号)	(63) 厚生年金保険法	(令和6年6月改正)	法律第47号)	
(64) 航路標識法	(令和3年6月改正)	法律第53号)	(64) 航路標識法	(令和3年6月改正)	法律第53号)	
(65) 資源の有効な利用の促進に関する法律			(65) 資源の有効な利用の促進に関する法律			
	(令和4年5月改正)	法律第46号)		(令和4年5月改正)	法律第46号)	
(66) 最低賃金法	(平成24年4月改正)	法律第27号)	(66) 最低賃金法	(平成24年4月改正)	法律第27号)	
(67) 職業安定法	(令和4年3月改正)	法律第12号)	(67) 職業安定法	(令和4年3月改正)	法律第12号)	
(68) 所得税法	(令和5年6月改正)	法律第44号)	(68) 所得税法	(令和6年5月改正)	法律第26号)	
(69) 水産資源保護法	(平成30年12月改正)	法律第95号)	(69) 水産資源保護法	(平成30年12月改正)	法律第95号)	
(70) 船員保険法	(令和5年5月改正)	法律第31号)	(70) 船員保険法	(令和6年6月改正)	法律第47号)	
(71) 著作権法	(令和3年6月改正)	法律第52号)	(71) 著作権法	(令和6年6月改正)	法律第55号)	
(72) 電波法	(令和4年12月改正)	法律第93号)	(72) 電波法	(令和5年12月改正)	法律第87号)	
(73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法	(令和4年4月改正)	法律第32号)	(73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法	(令和4年4月改正)	法律第32号)	
(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律			(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律			
	(令和4年3月改正)	法律第12号)		(令和6年6月改正)	法律第47号)	
(75) 農薬取締法	(令和5年5月改正)	法律第36号)	(75) 農薬取締法	(令和5年5月改正)	法律第36号)	
(76) 毒物及び劇物取締法	(令和5年5月改正)	法律第36号)	(76) 毒物及び劇物取締法	(令和5年5月改正)	法律第36号)	
(77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律			(77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律			
	(平成29年5月改正)	法律第41号)		(平成29年5月改正)	法律第41号)	
(78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律			(78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律			
	(令和元年6月改正)	法律第35号)		(令和6年6月改正)	法律第54号)	
(79) 警備業法	(令和元年6月改正)	法律第37号)	(79) 警備業法	(令和5年6月改正)	法律第63号)	
(80) 個人情報保護に関する法律	(令和5年11月改正)	法律第79号)	(80) 個人情報保護に関する法律	(令和5年11月改正)	法律第79号)	
(81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律			(81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律			
	(令和5年6月改正)	法律第58号)		(令和6年6月改正)	法律第53号)	
(82) 電気用品安全法	(令和4年6月改正)	法律第74号)	(82) 電気用品安全法	(令和4年6月改正)	法律第74号)	
(83) 電気工事士法	(令和4年6月改正)	法律第74号)	(83) 電気工事士法	(令和4年6月改正)	法律第74号)	
(84) 有線電気通信法	(令和4年6月改正)	法律第68号)	(84) 有線電気通信法	(令和4年6月改正)	法律第68号)	

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>(85) 電気通信事業法 (令和5年6月改正 法律第53号)</p> <p>(86) 放送法 (令和5年6月改正 法律第40号)</p> <p><b>2. 法令違反の処置</b></p> <p>受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。</p> <p><b>3. 不適当な契約図書の処置</b></p> <p>受注者は、当該工事の計画、<b>契約図面</b>、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不適当であったり矛盾していることが判明した場合には速やかに監督職員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>1-1-1-38 官公庁等への手続等</b></p> <p><b>1. 一般事項</b></p> <p>受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との<b>連絡</b>を保たなければならない。</p> <p><b>2. 関係機関への届出</b></p> <p>受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例または<b>設計図書</b>の定めにより実施しなければならない。</p> <p><b>3. 諸手続きの提示、提出</b></p> <p>受注者は、諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その書面を監督職員に<b>提示</b>しなければならない。</p> <p>なお、監督職員から請求があった場合は、写しを<b>提出</b>しなければならない。</p> <p><b>4. 許可承諾条件の遵守</b></p> <p>受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。</p> <p>なお、受注者は、許可承諾内容が<b>設計図書</b>に定める事項と異なる場合、監督職員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>5. コミュニケーション</b></p> <p>受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。</p> <p><b>6. 苦情対応</b></p> <p>受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対</p>	<p>(85) 電気通信事業法 (令和5年6月改正 法律第53号)</p> <p>(86) 放送法 (令和5年6月改正 法律第40号)</p> <p><b>2. 法令違反の処置</b></p> <p>受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。</p> <p><b>3. 不適当な契約図書の処置</b></p> <p>受注者は、当該工事の計画、<b>契約図面</b>、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不適当であったり矛盾していることが判明した場合には速やかに監督職員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>1-1-1-39 官公庁等への手続等</b></p> <p><b>1. 一般事項</b></p> <p>受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との<b>連絡</b>を保たなければならない。</p> <p><b>2. 関係機関への届出</b></p> <p>受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例または<b>設計図書</b>の定めにより実施しなければならない。</p> <p><b>3. 諸手続きの提示、提出</b></p> <p>受注者は、諸手続きにおいて許可、<b>承諾</b>等を得たときは、その書面を監督職員に<b>提示</b>しなければならない。</p> <p>なお、監督職員から請求があった場合は、写しを<b>提出</b>しなければならない。</p> <p><b>4. 許可承諾条件の遵守</b></p> <p>受注者は、手続きに許可<b>承諾</b>条件がある場合これを遵守しなければならない。</p> <p>なお、受注者は、許可承諾内容が<b>設計図書</b>に定める事項と異なる場合、監督職員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>5. コミュニケーション</b></p> <p>受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。</p> <p><b>6. 苦情対応</b></p> <p>受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対</p>	

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>応すべき場合は誠意をもってその解決にあたらなければならない。</p> <p><b>7. 交渉時の注意</b></p> <p>受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に<b>連絡</b>の上、これらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。</p> <p><b>8. 交渉内容明確化</b></p> <p>受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に<b>報告</b>し、<b>指示</b>があればそれに従うものとする。</p> <p><b>1-1-1-39 施工時期及び施工時間の変更</b></p> <p><b>1. 施工時間の変更</b></p> <p>受注者は、<b>設計図書</b>に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と<b>協議</b>するものとする。</p> <p><b>2. 休日または夜間の作業連絡</b></p> <p>受注者は、<b>設計図書</b>に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に、作業を行うにあたっては、事前にその理由を監督職員に<b>連絡</b>しなければならない。</p> <p>ただし、現道上の工事については書面により<b>提出</b>しなければならない。</p> <p><b>1-1-1-40 工事測量</b></p> <p><b>1. 一般事項</b></p> <p>受注者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を<b>確認</b>しなければならない。測量結果が<b>設計図書</b>に示されている数値と差異を生じた場合は監督職員に測量結果を速やかに<b>提出</b>し<b>指示</b>を受けなければならない。</p> <p>なお、測量標（仮BM）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督職員の<b>指示</b>を受けなければならない。また受注者は、測量結果を監督職員に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p><b>2. 引照点等の設置</b></p> <p>受注者は、工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを<b>確認</b>し、変動や損傷のないよう努</p>	<p>応すべき場合は誠意をもってその解決にあたらなければならない。</p> <p><b>7. 交渉時の注意</b></p> <p>受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に<b>連絡</b>の上、これらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。</p> <p><b>8. 交渉内容明確化</b></p> <p>受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に<b>報告</b>し、<b>指示</b>があればそれに従うものとする。</p> <p><b>1-1-1-40 施工時期及び施工時間の変更</b></p> <p><b>1. 施工時間の変更</b></p> <p>受注者は、<b>設計図書</b>に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と<b>協議</b>するものとする。</p> <p><b>2. 休日または夜間の作業連絡</b></p> <p>受注者は、<b>設計図書</b>に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に、作業を行うにあたっては、事前にその理由を監督職員に<b>連絡</b>しなければならない。</p> <p>ただし、現道上の工事については書面により<b>提出</b>しなければならない。</p> <p><b>1-1-1-41 工事測量</b></p> <p><b>1. 一般事項</b></p> <p>受注者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を<b>確認</b>しなければならない。測量結果が<b>設計図書</b>に示されている数値と差異を生じた場合は監督職員に測量結果を速やかに<b>提出</b>し<b>指示</b>を受けなければならない。</p> <p>なお、測量標（仮BM）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督職員の<b>指示</b>を受けなければならない。また受注者は、測量結果を監督職員に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p><b>2. 引照点等の設置</b></p> <p>受注者は、工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを<b>確認</b>し、変動や損傷のないよう努</p>	

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>めなければならない。変動や損傷が生じた場合、監督職員に<b>連絡</b>し、速やかに水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。</p> <p><b>3. 仮設標識</b> 受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。</p> <p><b>4. 工食用測量標の取扱い</b> 受注者は、用地幅杭、測量標（仮BM）、工食用多角点及び重要な工食用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督職員の<b>承諾</b>を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督職員と<b>協議</b>しなければならない。 なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。</p> <p><b>5. 既存杭の保全</b> 受注者は、工事の施工にあたり、損傷を受けるおそれのある杭または障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。</p> <p><b>6. 水準測量・水深測量</b> 水準測量及び水深測量は、<b>設計図書</b>に定められている基準高あるいは工食用基準面を基準として行うものとする。</p> <p><b>1-1-1-41 不可抗力による損害</b></p> <p><b>1. 工事災害の報告</b> 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第30条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに工事災害通知書により監督職員を通じて発注者に<b>通知</b>しなければならない。</p> <p><b>2. 設計図書で定めた基準</b> 契約書第30条第1項に規定する「<b>設計図書</b>で基準を定めたもの」とは、以下の各号に掲げるものをいう。 (1) 波浪、高潮に起因する場合 波浪、高潮が想定している設計条件以上または周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合</p>	<p>めなければならない。変動や損傷が生じた場合、監督職員に<b>連絡</b>し、速やかに水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。</p> <p><b>3. 仮設標識</b> 受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。</p> <p><b>4. 工食用測量標の取扱い</b> 受注者は、用地幅杭、測量標（仮BM）、工食用多角点及び重要な工食用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督職員の<b>承諾</b>を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督職員と<b>協議</b>しなければならない。 なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。</p> <p><b>5. 既存杭の保全</b> 受注者は、工事の施工にあたり、損傷を受けるおそれのある杭または障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。</p> <p><b>6. 水準測量・水深測量</b> 水準測量及び水深測量は、<b>設計図書</b>に定められている基準高あるいは工食用基準面を基準として行うものとする。</p> <p><b>1-1-1-42 不可抗力による損害</b></p> <p><b>1. 工事災害の報告</b> 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第30条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに工事災害通知書により監督職員を通じて発注者に<b>通知</b>しなければならない。</p> <p><b>2. 設計図書で定めた基準</b> 契約書第30条第1項に規定する「<b>設計図書</b>で基準を定めたもの」とは、以下の各号に掲げるものをいう。 (1) 波浪、高潮に起因する場合 波浪、高潮が想定している設計条件以上または周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合</p>	

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>(2) 降雨に起因する場合 以下のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>① 24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上 ② 1時間雨量（任意の60分における雨量をいう。）が20mm以上 ③ 連続雨量（任意の72時間における雨量をいう。）が150mm以上 ④ その他<b>設計図書</b>で定めた基準</p> <p>(3) 強風に起因する場合 最大風速（10分間の平均風速で最大のものをいう。）が15m/秒以上あった場合</p> <p>(4) 河川沿いの施設にあたっては、河川のはん濫注意水位以上、またはそれに準ずる出水により発生した場合</p> <p>(5) 地震、津波、豪雪に起因する場合周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合</p> <p><b>3.その他</b> 契約書第30条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、<b>設計図書</b>及び契約書第27条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。</p> <p><b>1-1-1-42 特許権等</b> <b>1.一般事項</b> 受注者は、特許権等を使用する場合、<b>設計図書</b>に特許権等の対象である旨明示が無く、その使用に関する費用負担を契約書第8条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督職員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>2.保全措置</b> 受注者は、業務の遂行により発明または考案したときは、これを保全するために必要な措置を講じ、出願及び権利の帰属等については、発注者と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>3.著作権法に規定される著作物</b> 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（令和3年6月改正 法</p>	<p>(2) 降雨に起因する場合 以下のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>① 24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上 ② 1時間雨量（任意の60分における雨量をいう。）が20mm以上 ③ 連続雨量（任意の72時間における雨量をいう。）が150mm以上 ④ その他<b>設計図書</b>で定めた基準</p> <p>(3) 強風に起因する場合 最大風速（10分間の平均風速で最大のものをいう。）が15m/秒以上あった場合</p> <p>(4) 河川沿いの施設にあたっては、河川のはん濫注意水位以上、またはそれに準ずる出水により発生した場合</p> <p>(5) 地震、津波、豪雪に起因する場合周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合</p> <p><b>3.その他</b> 契約書第30条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、<b>設計図書</b>及び契約書第27条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。</p> <p><b>1-1-1-43 特許権等</b> <b>1.一般事項</b> 受注者は、特許権等を使用する場合、<b>設計図書</b>に特許権等の対象である旨明示が無く、その使用に関する費用負担を契約書第8条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督職員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>2.保全措置</b> 受注者は、業務の遂行により発明または考案したときは、これを保全するために必要な措置を講じ、出願及び権利の帰属等については、発注者と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>3.著作権法に規定される著作物</b> 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（<b>令和6年6月改正 法</b></p>	

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>律第52号)第2条第1項第1号に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。</p> <p>なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。</p> <p><b>1-1-1-43 保険の付保及び事故の補償</b></p> <p><b>1. 一般事項</b></p> <p>受注者は、残存爆発物があると予測される区域で工事に従事する作業船及びその乗組員並びに陸上建設機械等及びその作業員に<b>設計図書</b>に定める水雷保険、傷害保険及び動産総合保険を付保しなければならない。</p> <p><b>2. 回航保険</b></p> <p>受注者は、作業船、ケーソン等を回航する場合、回航保険を付保しなければならない。</p> <p><b>3. 保険加入の義務</b></p> <p>受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p> <p><b>4. 法定外の労災保険の付保</b></p> <p>受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。</p> <p><b>5. 補 償</b></p> <p>受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。</p> <p><b>6. 建設業退職金共済制度の履行</b></p> <p>受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>また、工事完成時、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、監督職員に<b>提示</b>しなければならない。</p> <p><b>1-1-1-44 臨機の措置</b></p> <p><b>1. 一般事項</b></p> <p>受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をと</p>	<p>律第55号第2条第1項第1号)に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。</p> <p>なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。</p> <p><b>1-1-1-44 保険の付保及び事故の補償</b></p> <p><b>1. 一般事項</b></p> <p>受注者は、残存爆発物があると予測される区域で工事に従事する作業船及びその乗組員並びに陸上建設機械等及びその作業員に<b>設計図書</b>に定める水雷保険、傷害保険及び動産総合保険を付保しなければならない。</p> <p><b>2. 回航保険</b></p> <p>受注者は、作業船、ケーソン等を回航する場合、回航保険を付保しなければならない。</p> <p><b>3. 保険加入の義務</b></p> <p>受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p> <p><b>4. 法定外の労災保険の付保</b></p> <p>受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。</p> <p><b>5. 補 償</b></p> <p>受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。</p> <p><b>6. 建設業退職金共済制度の履行</b></p> <p>受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>また、工事完成時、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、監督職員に<b>提示</b>しなければならない。</p> <p><b>1-1-1-45 臨機の措置</b></p> <p><b>1. 一般事項</b></p> <p>受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をと</p>	

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>らなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに監督職員に<b>通知</b>しなければならない。</p> <p><b>2.天災等</b></p> <p>監督職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的事象（以下「天災等」という。）に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。</p> <p><b>1-1-1-45 石綿使用の有無</b></p> <p>受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿（アスベスト）の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあつては「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督局に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 土木工事部分</b></p> <p><b>第1節 一般事項</b></p> <p>土木工事部分は、国土交通省地方整備局制定の土木工事共通仕様書による。ただし、この仕様書に記載されている事項は、この限りではない。</p>	<p>らなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに監督職員に<b>通知</b>しなければならない。</p> <p><b>2.天災等</b></p> <p>監督職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的事象（以下「天災等」という。）に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。</p> <p><b>1-1-1-46 石綿使用の有無</b></p> <p>受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿（アスベスト）の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあつては「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督局に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 土木工事部分</b></p> <p><b>第1節 一般事項</b></p> <p>土木工事部分は、国土交通省地方整備局制定の土木工事共通仕様書による。ただし、この仕様書に記載されている事項は、この限りではない。</p>	

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p style="text-align: center;"><b>第2編 器具及び材料編</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1章 一般事項</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>工事に使用する器具及び材料（以下「器材」という。）は、<b>設計図書</b>に品質規格を明示した場合を除き、本共通仕様書に示す規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。ただし、監督職員が<b>承諾</b>した器材及び<b>設計図書</b>に明示されていない仮設材料については、除くものとする。</p> <p><b>第2節 器材の品質</b></p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は、速やかに<b>提示</b>しなければならない。ただし、<b>設計図書</b>で品質規格証明書等の<b>提出</b>を定められているものについては、監督職員へ<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>なお、JIS・JCS規格品のうち認証マーク表示がされている材料・製品等（以下、「JIS・JCSマーク表示品」という）については、マーク表示状態を示す写真等、<b>確認資料の提示</b>に替えることができる。</p> <p>2. 中等の品質</p> <p>契約書第13条第1項に規定する「中等の品質」とは、JIS規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものをいう。</p> <p>3. 試験を行う工事材料</p> <p>受注者は、<b>設計図書</b>において試験を行うこととしている工事器材について、JIS、電気学会電気規格調査会標準規格（以下「JEC」という。）、日本電気工業会規格（以下「JEM」という。）、または<b>設計図書</b>で定める方法により、試験を実施しその結果を監督職員に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>なお、JIS・JCSマーク表示品については、試験を省略できる。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第2編 器具及び材料編</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1章 一般事項</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>工事に使用する器具及び材料（以下「器材」という。）は、<b>設計図書</b>に品質規格を明示した場合を除き、本共通仕様書に示す規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。ただし、監督職員が<b>承諾</b>した器材及び<b>設計図書</b>に明示されていない仮設材料については、除くものとする。</p> <p><b>第2節 器材の品質</b></p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は、速やかに<b>提示</b>しなければならない。ただし、<b>設計図書</b>で品質規格証明書等の<b>提出</b>を定められているものについては、監督職員へ<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>なお、JIS・JCS規格品のうち認証マーク表示がされている材料・製品等（以下、「JIS・JCSマーク表示品」という）については、マーク表示状態を示す写真等、<b>確認資料の提示</b>に替えることができる。</p> <p>2. 中等の品質</p> <p>契約書第13条第1項に規定する「中等の品質」とは、JIS規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものをいう。</p> <p>3. 試験を行う工事材料</p> <p>受注者は、<b>設計図書</b>において試験を行うこととしている工事器材について、JIS、電気学会電気規格調査会標準規格（以下「JEC」という。）、日本電<b>機</b>工業会規格（以下「JEM」という。）、または<b>設計図書</b>で定める方法により、試験を実施しその結果を監督職員に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>なお、JIS・JCSマーク表示品については、試験を省略できる。</p>	<p>誤記訂正</p>

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p style="text-align: center;"><b>第2章 土木工事材料</b></p> <p><b>第1節 総 則</b></p> <p>土木工事材料は、土木工事共通仕様書第2編第2章土木工事材料第1節土～第13節その他の規定による。ただし、この共通仕様書に記載されている事項は、この限りではない。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第2章 土木工事材料</b></p> <p><b>第1節 総 則</b></p> <p>土木工事材料は、土木工事共通仕様書第2編第2章土木工事材料第1節土～第13節その他の規定による。ただし、この共通仕様書に記載されている事項は、この限りではない。</p> <p style="color: red;">なお、あと施工アンカーボルトについては、金属系アンカーとする。</p>	<p style="color: red;">材料指定</p>

旧 令和6年版

新 朱書き修正

改定主旨・根拠

2-3-1-2 通信用

通信用の電線類は、表2-3-2に示す規格に適合するものとする。

表2-3-2 電線類（通信用）

呼 称	規 格	
屋内通信線	JCS 9068	屋内用通信電線 (TIEV)
屋外通信線	JCS 9069	屋外用通信電線 (TOEV-SS)
構内ケーブル	JCS 9070	通信用構内ケーブル (TKEV)
ボタン電話用ケーブル	JCS 9071	屋内用ボタン電話ケーブル (BTIEV)
電子ボタン電話用ケーブル	JCS 5504	電子ボタン電話用ケーブル
CCPケーブル	JCS 9072	着色識別星形ポリエチレン絶縁 ポリエチレンシースケーブル
CPEVケーブル	JCS 5224	市内対ポリエチレン絶縁ビニルシースケ ーブル
CPEEケーブル	JCS 5287	市内対ポリエチレン絶縁 ポリエチレンシースケーブル
FCPEVケーブル	JCS 5402	着色識別ポリエチレン絶縁ビニルシースケ ーブル
警報用ケーブル	JCS 4396	警報用ポリエチレン絶縁ケーブル
同軸ケーブル	JIS C 3501	高周波同軸ケーブル(ポリエチレン絶縁編 組形)
同軸ケーブル	JIS C 3502	テレビジョン受信用同軸ケーブル
同軸ケーブル	JIS C 3503	CATV用(給電兼用) アルミニウムパイプ形同軸ケーブル
プリント局内ケーブル	NTT 用品	プリント局内ケーブル (SWVP)
SDワイヤ	JCS 9073	SDワイヤ
マイクロホンコード	JCS 4271	マイクロホン用ビニルコード
漏洩同軸ケーブル		漏洩同軸ケーブル (LCX) らせん漏洩同軸ケーブル (SLCX)
高周波同軸コネクタ	JIS C 5410	高周波同軸コネクタ通則
高周波同軸コネクタ	JIS C 5411	高周波同軸C01形コネクタ
高周波同軸コネクタ	JIS C 5412	高周波同軸C02形コネクタ
高周波同軸コネクタ	JIS C 5413	高周波同軸C03形コネクタ
高周波同軸コネクタ	JIS C 5414	高周波同軸C04形コネクタ
高周波同軸コネクタ	JIS C 5415	高周波同軸C05形コネクタ
高周波同軸コネクタ	JIS C 5419	高周波同軸C11形コネクタ

2-3-1-2 通信用

通信用の電線類は、表2-3-2に示す規格に適合するものとする。

表2-3-2 電線類（通信用）

呼 称	規 格	
屋内通信線	JCS 9068	屋内用通信電線 (TIEV)
屋外通信線	JCS 9069	屋外用通信電線 (TOEV-SS)
構内ケーブル	JCS 9070	通信用構内ケーブル (TKEV)
ボタン電話用ケーブル	JCS 9071	屋内用ボタン電話ケーブル (BTIEV)
電子ボタン電話用ケーブル	JCS 5504	電子ボタン電話用ケーブル
CCPケーブル	JCS 9072	着色識別星形ポリエチレン絶縁 ポリエチレンシースケーブル
CPEVケーブル	JCS 5224	市内対ポリエチレン絶縁ビニルシース ケーブル
CPEEケーブル	JCS 5287	市内対ポリエチレン絶縁 ポリエチレンシースケーブル
FCPEVケーブル	JCS 5402	着色識別ポリエチレン絶縁ビニルシース ケーブル
警報用ケーブル	JCS 4396	警報用ポリエチレン絶縁ケーブル
同軸ケーブル	JIS C 3501	高周波同軸ケーブル (ポリエチレン絶縁編組形)
同軸ケーブル	JIS C 3502	テレビジョン受信用同軸ケーブル
同軸ケーブル	JIS C 3503	CATV用(給電兼用) アルミニウムパイプ形同軸ケーブル
プリント局内ケーブル	NTT 用品	プリント局内ケーブル (SWVP)
SDワイヤ	JCS 9073	SDワイヤ
マイクロホンコード	JCS 4271	マイクロホン用ビニルコード
漏洩同軸ケーブル		漏洩同軸ケーブル (LCX) らせん漏洩同軸ケーブル (SLCX)
高周波同軸コネクタ		JIS C 5410-1 高周波同軸コネクタ第1部:品目別通則 — 一般要求事項及び測定方法
高周波同軸コネクタ	JIS C 5411	高周波同軸C01形コネクタ
高周波同軸コネクタ	JIS C 5412	高周波同軸C02形コネクタ
高周波同軸コネクタ	JIS C 5413	高周波同軸C03形コネクタ
高周波同軸コネクタ	JIS C 5414	高周波同軸C04形コネクタ
高周波同軸コネクタ	JIS C 5415	高周波同軸C05形コネクタ
高周波同軸コネクタ	JIS C 5419	高周波同軸C11形コネクタ

誤記訂正

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠																																																												
<p>2-3-1-3 光・情報用</p> <p>光・情報用の電線類は、表2-3-3に示す規格に適合するものとする。</p> <p>表2-3-3 電線類（光・情報用）</p> <table border="1" data-bbox="154 451 1285 1465"> <thead> <tr> <th>呼 称</th> <th>規 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>光ファイバケーブル</td> <td>JIS C 6820 光ファイバ通則</td> </tr> <tr> <td>光ファイバ心線</td> <td>JIS C 6831 光ファイバ心線</td> </tr> <tr> <td>マルチモードファイバ（GI）</td> <td>JIS C 6832 石英系マルチモード 光ファイバ素線</td> </tr> <tr> <td>シングルモードファイバ</td> <td>JIS C 6835 石英系シングルモード 光ファイバ素線 ・石英系シングルモード（SM） ・石英系シングルモード分散 シフトファイバ素線（DSF） ・石英系シングルモード非零分散 シフトファイバ素線（NZ-DSF）</td> </tr> <tr> <td>テープ形光ファイバケーブル</td> <td>JIS C 6838 テープ形 光ファイバ心線</td> </tr> <tr> <td>光ファイバコード</td> <td>JIS C 6830 光ファイバコード</td> </tr> <tr> <td>光ファイバケーブルコネクタ</td> <td>JIS C 5962 光ファイバコネクタ通則</td> </tr> <tr> <td>F01形光ファイバコネクタ（FC）</td> <td>JIS C 5970 F01形単心光ファイバコネクタ</td> </tr> <tr> <td>F04形光ファイバコネクタ（SC）</td> <td>JIS C 5973 F04形光ファイバコネクタ</td> </tr> <tr> <td>FC-PC形光ファイバコネクタ類</td> <td>JIS C 5964-13 FC-PC形光ファイバコネクタ類（F01形）</td> </tr> <tr> <td>SC形光ファイバコネクタ類</td> <td>JIS C 5964-4 SC形光ファイバコネクタ類（F04形）</td> </tr> <tr> <td>LC形光ファイバコネクタ類</td> <td>JIS C 5964-20 LC形光ファイバコネクタ類</td> </tr> <tr> <td>UTPケーブル</td> <td>JIS X 5150 構内情報配線システム クラスD以上（Cat5e以上）</td> </tr> <tr> <td>UTP（外装被覆付）ケーブル</td> <td>JIS X 5150 構内情報配線システム クラスD以上（Cat5e以上）</td> </tr> </tbody> </table>	呼 称	規 格	光ファイバケーブル	JIS C 6820 光ファイバ通則	光ファイバ心線	JIS C 6831 光ファイバ心線	マルチモードファイバ（GI）	JIS C 6832 石英系マルチモード 光ファイバ素線	シングルモードファイバ	JIS C 6835 石英系シングルモード 光ファイバ素線 ・石英系シングルモード（SM） ・石英系シングルモード分散 シフトファイバ素線（DSF） ・石英系シングルモード非零分散 シフトファイバ素線（NZ-DSF）	テープ形光ファイバケーブル	JIS C 6838 テープ形 光ファイバ心線	光ファイバコード	JIS C 6830 光ファイバコード	光ファイバケーブルコネクタ	JIS C 5962 光ファイバコネクタ通則	F01形光ファイバコネクタ（FC）	JIS C 5970 F01形単心光ファイバコネクタ	F04形光ファイバコネクタ（SC）	JIS C 5973 F04形光ファイバコネクタ	FC-PC形光ファイバコネクタ類	JIS C 5964-13 FC-PC形光ファイバコネクタ類（F01形）	SC形光ファイバコネクタ類	JIS C 5964-4 SC形光ファイバコネクタ類（F04形）	LC形光ファイバコネクタ類	JIS C 5964-20 LC形光ファイバコネクタ類	UTPケーブル	JIS X 5150 構内情報配線システム クラスD以上（Cat5e以上）	UTP（外装被覆付）ケーブル	JIS X 5150 構内情報配線システム クラスD以上（Cat5e以上）	<p>2-3-1-3 光・情報用</p> <p>光・情報用の電線類は、表2-3-3に示す規格に適合するものとする。</p> <p>表2-3-3 電線類（光・情報用）</p> <table border="1" data-bbox="1427 451 2558 1465"> <thead> <tr> <th>呼 称</th> <th>規 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>光ファイバケーブル</td> <td>JIS C 6820 光ファイバ通則</td> </tr> <tr> <td>光ファイバ心線</td> <td>JIS C 6831 光ファイバ心線</td> </tr> <tr> <td>マルチモードファイバ（GI）</td> <td>JIS C 6832 石英系マルチモード光ファイバ素線</td> </tr> <tr> <td>シングルモードファイバ</td> <td>JIS C 6835 石英系シングルモード光ファイバ素線 ・石英系シングルモード（SM） ・石英系シングルモード分散 シフトファイバ素線（DSF） ・石英系シングルモード非零分散 シフトファイバ素線（NZ-DSF）</td> </tr> <tr> <td>テープ形光ファイバケーブル</td> <td>JIS C 6838 テープ形 光ファイバ心線</td> </tr> <tr> <td>光ファイバコード</td> <td>JIS C 6830 光ファイバコード</td> </tr> <tr> <td>光ファイバケーブルコネクタ</td> <td>JIS C 5962 光ファイバコネクタ通則</td> </tr> <tr> <td>F01形光ファイバコネクタ（FC）</td> <td>JIS C 5970 F01形単心光ファイバコネクタ</td> </tr> <tr> <td>F04形光ファイバコネクタ（SC）</td> <td>JIS C 5973 F04形光ファイバコネクタ</td> </tr> <tr> <td>FC-PC形光ファイバコネクタ類</td> <td>JIS C 5964-13 光ファイバコネクタかん合標準－ 第13部：FC-PC形光ファイバコネクタ類 （F01形）</td> </tr> <tr> <td>SC形光ファイバコネクタ類</td> <td>JIS C 5964-4 光ファイバコネクタかん合標準－第4 部：SC形光ファイバコネクタ類（F04形）</td> </tr> <tr> <td>LC形光ファイバコネクタ類</td> <td>JIS C 5964-20 光ファイバコネクタかん合標準－第 20部：LC形光ファイバコネクタ類</td> </tr> <tr> <td>UTPケーブル</td> <td>JIS X 5150-1 汎用情報配線設備-第1部：一般要件</td> </tr> <tr> <td>UTP（外装被覆付）ケーブル</td> <td>JIS X 5150-1 汎用情報配線設備-第1部：一般要件</td> </tr> </tbody> </table>	呼 称	規 格	光ファイバケーブル	JIS C 6820 光ファイバ通則	光ファイバ心線	JIS C 6831 光ファイバ心線	マルチモードファイバ（GI）	JIS C 6832 石英系マルチモード光ファイバ素線	シングルモードファイバ	JIS C 6835 石英系シングルモード光ファイバ素線 ・石英系シングルモード（SM） ・石英系シングルモード分散 シフトファイバ素線（DSF） ・石英系シングルモード非零分散 シフトファイバ素線（NZ-DSF）	テープ形光ファイバケーブル	JIS C 6838 テープ形 光ファイバ心線	光ファイバコード	JIS C 6830 光ファイバコード	光ファイバケーブルコネクタ	JIS C 5962 光ファイバコネクタ通則	F01形光ファイバコネクタ（FC）	JIS C 5970 F01形単心光ファイバコネクタ	F04形光ファイバコネクタ（SC）	JIS C 5973 F04形光ファイバコネクタ	FC-PC形光ファイバコネクタ類	JIS C 5964-13 光ファイバコネクタかん合標準－ 第13部：FC-PC形光ファイバコネクタ類 （F01形）	SC形光ファイバコネクタ類	JIS C 5964-4 光ファイバコネクタかん合標準－第4 部：SC形光ファイバコネクタ類（F04形）	LC形光ファイバコネクタ類	JIS C 5964-20 光ファイバコネクタかん合標準－第 20部：LC形光ファイバコネクタ類	UTPケーブル	JIS X 5150-1 汎用情報配線設備-第1部：一般要件	UTP（外装被覆付）ケーブル	JIS X 5150-1 汎用情報配線設備-第1部：一般要件	<p>改定主旨・根拠</p> <p>規格名称改定</p>
呼 称	規 格																																																													
光ファイバケーブル	JIS C 6820 光ファイバ通則																																																													
光ファイバ心線	JIS C 6831 光ファイバ心線																																																													
マルチモードファイバ（GI）	JIS C 6832 石英系マルチモード 光ファイバ素線																																																													
シングルモードファイバ	JIS C 6835 石英系シングルモード 光ファイバ素線 ・石英系シングルモード（SM） ・石英系シングルモード分散 シフトファイバ素線（DSF） ・石英系シングルモード非零分散 シフトファイバ素線（NZ-DSF）																																																													
テープ形光ファイバケーブル	JIS C 6838 テープ形 光ファイバ心線																																																													
光ファイバコード	JIS C 6830 光ファイバコード																																																													
光ファイバケーブルコネクタ	JIS C 5962 光ファイバコネクタ通則																																																													
F01形光ファイバコネクタ（FC）	JIS C 5970 F01形単心光ファイバコネクタ																																																													
F04形光ファイバコネクタ（SC）	JIS C 5973 F04形光ファイバコネクタ																																																													
FC-PC形光ファイバコネクタ類	JIS C 5964-13 FC-PC形光ファイバコネクタ類（F01形）																																																													
SC形光ファイバコネクタ類	JIS C 5964-4 SC形光ファイバコネクタ類（F04形）																																																													
LC形光ファイバコネクタ類	JIS C 5964-20 LC形光ファイバコネクタ類																																																													
UTPケーブル	JIS X 5150 構内情報配線システム クラスD以上（Cat5e以上）																																																													
UTP（外装被覆付）ケーブル	JIS X 5150 構内情報配線システム クラスD以上（Cat5e以上）																																																													
呼 称	規 格																																																													
光ファイバケーブル	JIS C 6820 光ファイバ通則																																																													
光ファイバ心線	JIS C 6831 光ファイバ心線																																																													
マルチモードファイバ（GI）	JIS C 6832 石英系マルチモード光ファイバ素線																																																													
シングルモードファイバ	JIS C 6835 石英系シングルモード光ファイバ素線 ・石英系シングルモード（SM） ・石英系シングルモード分散 シフトファイバ素線（DSF） ・石英系シングルモード非零分散 シフトファイバ素線（NZ-DSF）																																																													
テープ形光ファイバケーブル	JIS C 6838 テープ形 光ファイバ心線																																																													
光ファイバコード	JIS C 6830 光ファイバコード																																																													
光ファイバケーブルコネクタ	JIS C 5962 光ファイバコネクタ通則																																																													
F01形光ファイバコネクタ（FC）	JIS C 5970 F01形単心光ファイバコネクタ																																																													
F04形光ファイバコネクタ（SC）	JIS C 5973 F04形光ファイバコネクタ																																																													
FC-PC形光ファイバコネクタ類	JIS C 5964-13 光ファイバコネクタかん合標準－ 第13部：FC-PC形光ファイバコネクタ類 （F01形）																																																													
SC形光ファイバコネクタ類	JIS C 5964-4 光ファイバコネクタかん合標準－第4 部：SC形光ファイバコネクタ類（F04形）																																																													
LC形光ファイバコネクタ類	JIS C 5964-20 光ファイバコネクタかん合標準－第 20部：LC形光ファイバコネクタ類																																																													
UTPケーブル	JIS X 5150-1 汎用情報配線設備-第1部：一般要件																																																													
UTP（外装被覆付）ケーブル	JIS X 5150-1 汎用情報配線設備-第1部：一般要件																																																													

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>なお、鋼板の前処理は、以下のいずれかとする。</p> <p>1) 鋼板は、加工後に、脱脂及びりん酸塩処理を施す。</p> <p>2) 表面処理鋼板を用いる場合は、脱脂を施す。</p> <p>(3) プルボックスのふたは、容易にはずれないように施設すること。また、長辺が800mmを越えるふたは、一辺が800mm以下となるように分割し、ふたを取り付ける開口部は、等辺山形鋼で補強すること。</p> <p>(4) 長辺が600mmを超えるものには、一組以上の電線支持物の受金を設けるものとする。</p> <p>(5) プルボックスには、接地端子を設けるものとする。</p> <p>(6) プルボックス取付け用ボルト・ナット類は、クロームめっきとする。</p> <p>2. 屋外形の鋼板製プルボックス（セパレータを含む。）は、以下によるほか、本条1項（1）、（2）、（4）、（5）によるものとする。</p> <p>(1) 表面処理鋼板を用いる場合は、加工後に、表面処理に応じ、防錆処理を施すものとする。</p> <p>(2) 防雨性を有し、雨雪が浸入しにくく、これを蓄積しない構造でなければならない。</p> <p>なお、水抜き穴については、必要に応じて設けるものとする。</p> <p>(3) 本体とふたの間には、吸湿性が少なく、かつ、劣化しにくいパッキンを設けるものとする。</p> <p>(4) プルボックス取付け用ボルト・ナット類は、ステンレス製または溶融亜鉛めっき製とする。</p> <p>3. 合成樹脂製プルボックスは、以下によるものとする。</p> <p>(1) 大きさは長辺が600mm以下とし、板の厚さは製造業者の標準とする。</p> <p>(2) 屋外形は、本条2項の(2)、(3)及び(4)によるものとする。</p> <p>2-3-4-2 アウトレットボックスなど</p> <p>アウトレットボックスなどは、JIS C 8340（電線管用金属製ボックス及びボックスカバー）によるものとする。</p> <p><b>第5節 ハンドホール</b></p>	<p>なお、鋼板の前処理は、以下のいずれかとする。</p> <p>1) 鋼板は、加工後に、脱脂及びりん酸塩処理を施す。</p> <p>2) 表面処理鋼板を用いる場合は、脱脂を施す。</p> <p>(3) プルボックスのふたは、容易にはずれないように施設すること。また、長辺が800mmを越えるふたは、一辺が800mm以下となるように分割し、ふたを取り付ける開口部は、等辺山形鋼で補強すること。</p> <p>(4) 長辺が600mmを超えるものには、一組以上の電線支持物の受金を設けるものとする。</p> <p>(5) プルボックスには、接地端子を設けるものとする。</p> <p>(6) プルボックス取付け用ボルト・ナット類は、防錆処理を施されたものとする。</p> <p>2. 屋外形の鋼板製プルボックス（セパレータを含む。）は、以下によるほか、本条1項（1）、（2）、（4）、（5）によるものとする。</p> <p>(1) 表面処理鋼板を用いる場合は、加工後に、表面処理に応じ、防錆処理を施すものとする。</p> <p>(2) 防雨性を有し、雨雪が浸入しにくく、これを蓄積しない構造でなければならない。</p> <p>なお、水抜き穴については、必要に応じて設けるものとする。</p> <p>(3) 本体とふたの間には、吸湿性が少なく、かつ、劣化しにくいパッキンを設けるものとする。</p> <p>(4) プルボックス取付け用ボルト・ナット類は、ステンレス製または防錆処理を施されたものとする。</p> <p>3. 合成樹脂製プルボックスは、以下によるものとする。</p> <p>(1) 大きさは長辺が600mm以下とし、板の厚さは製造業者の標準とする。</p> <p>(2) 屋外形は、本条2項の(2)、(3)及び(4)によるものとする。</p> <p>2-3-4-2 アウトレットボックスなど</p> <p>アウトレットボックスなどは、JIS C 8340（電線管用金属製ボックス及びボックスカバー）によるものとする。</p> <p><b>第5節 ハンドホール</b></p>	<p>対象の拡大</p>

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>(5) LEDモジュール用制御装置は、JIS C 8153 (LEDモジュール用制御装置－性能要求事項) の規定による。</p> <p>(6) 始動器内蔵形高圧ナトリウム灯安定器、外部始動器形高圧ナトリウム灯安定器、セラミックメタルハライドランプ安定器、低圧ナトリウム灯安定器は、JIS C 8110 (放電灯安定器 (蛍光灯を除く)) の規定による。ただし、<b>設計図書</b>に記載されている場合は、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>(7) 高周波点灯専用形蛍光灯安定器は、JEL 503 (高周波点灯専用形蛍光灯電子安定器) の規定による。</p> <p><b>2-3-7-5 共同溝用照明器具</b></p> <p><b>1. 一般事項</b></p> <p>(1) 共同溝用照明器具は、電気用品安全法、電気設備に関する技術基準を定める省令、日本産業規格 (JIS)、日本照明工業会規格 (JLMA、JIL及びJEL) に示す各規格に適合するほか、本項によるものとする。</p> <p>(2) 本項に規定する共同溝用照明器具は、ガス管を収容している共同溝に使用する防爆構造の照明器具 (以下「防爆用」という) と、その他の共同溝に使用する照明器具 (以下「一般用」という) に大別される。</p> <p>なお、防爆形及び保安用 (充電部内蔵) 器具は、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>2. 構造</b></p> <p>(1) 一般用器具は、JIS C 8105-1 (照明器具－第1部：安全性要求事項通則) に規定する堅牢で防水性、耐食性を有し、防爆用器具は、産業安全研究所技術指針 (工場電気設備防爆指針 (ガス蒸気防爆 2006) 7.3 照明器具) 等に規定する機能を有する構造でなければならない。</p> <p>(2) 本体、反射板及び取付金具は、JIS G 4305 (冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯) に規定するSUS304とする。</p> <p>(3) ガード及びチェーンの材質は、JIS G 4309 (ステンレス鋼線) に規定するSUS304とする。</p> <p>(4) 吊りパイプは、JIS G 3459 (配管用ステンレス鋼管) に規定するSUS304とする。</p> <p><b>3. 光源・安定器</b></p>	<p>(5) LEDモジュール用制御装置は、JIS C 8153 (LEDモジュール用制御装置－性能要求事項) の規定による。</p> <p>(6) 始動器内蔵形高圧ナトリウム灯安定器、外部始動器形高圧ナトリウム灯安定器、セラミックメタルハライドランプ安定器、低圧ナトリウム灯安定器は、JIS C 8110 (放電灯安定器 (蛍光灯を除く)) の規定による。ただし、<b>設計図書</b>に記載されている場合は、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>(7) 高周波点灯専用形蛍光灯安定器は、JEL 503 (高周波点灯専用形蛍光灯電子安定器) の規定による。</p> <p><b>2-3-7-5 共同溝用照明器具</b></p> <p><b>1. 一般事項</b></p> <p>(1) 共同溝用照明器具は、電気用品安全法、電気設備に関する技術基準を定める省令、日本産業規格 (JIS)、日本照明工業会規格 (JLMA、JIL及びJEL) に示す各規格に適合するほか、本項によるものとする。</p> <p>(2) 本項に規定する共同溝用照明器具は、ガス管を収容している共同溝に使用する防爆構造の照明器具 (以下「防爆用」という) と、その他の共同溝に使用する照明器具 (以下「一般用」という) に大別される。</p> <p>なお、防爆形及び保安用 (充電部内蔵) 器具は、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>2. 構造</b></p> <p>(1) 一般用器具は、JIS C 8105-1 (照明器具－第1部：安全性要求事項通則) に規定する堅牢で防水性、耐食性を有し、防爆用器具は、産業安全研究所技術指針 (工場電気設備防爆指針 (ガス蒸気防爆 2006) 7.3 照明器具) 等に規定する機能を有する構造でなければならない。</p> <p>(2) 本体、反射板及び取付金具は、JIS G 4305 (冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯) に規定するSUS304とする。</p> <p>(3) ガード及びチェーンの材質は、JIS G 4309 (ステンレス鋼線) に規定するSUS304とする。</p> <p>(4) 吊りパイプは、JIS G 3459 (配管用ステンレス<b>鋼</b>鋼管) に規定するSUS304とする。</p> <p><b>3. 光源・安定器</b></p>	<p>誤記訂正</p>

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>① 各ターミナルラグを、2本以上のねじで取付けるものとする。</p> <p>② 各ターミナルラグに、振止めを設けるものとする。</p> <p>③ 各ターミナルラグに、裸圧着端子を用いる場合は、肉厚0.5mm以上の絶縁キャップを取付けるものとする。</p> <p>④ 各ターミナルラグが30度傾いた場合でも、絶縁距離を保つように取付けるものとする。</p> <p>(7) 器具類は、以下によるものとする。</p> <p>1) 配線用遮断器は、JIS C 8201-2-1（低圧開閉装置及び制御装置—第2-1部：回路遮断器（配線用遮断器及びその他の遮断器））に適合するものとする。</p> <p>2) 漏電遮断器は、JIS C 8201-2-2（低圧開閉装置及び制御装置—第2-2部：漏電遮断器）に適合するものとする。また、単相3線式電路に設ける漏電遮断器は、中性線欠相保護機能付きとする。</p> <p>なお、高感度高速形を用いる場合は、雷インパルス不動作形のものとする。</p> <p>3) 配線用遮断器、漏電遮断器の遮断容量は、定格電流30A以下については2.5kA、30Aを超えるものについては5kA以上有するものであること。</p> <p>4) 電磁接触器は、JIS C 8201-4-1（低圧開閉装置及び制御装置—第4-1部：接触器及びモータスタータ：電気機械式接触器及びモータスタータ）に適合するものとする。</p> <p>5) リモコンリレーは、JIS C 8360（リモコンリレー及びリモコンスイッチ）に適合するものとする。</p> <p>6) リモコン変圧器は、JIS C 8361（リモコン変圧器）に適合するものとする。</p> <p>7) 制御用スイッチは、JIS C 8201-1（低圧開閉装置及び制御装置—第1部：通則）、JIS C 8201-5-1（低圧開閉装置及び制御装置—第5部：制御回路機器及び開閉素子—第1節：電気機械式制御回路機器）、及びJIS C 0448（表示装置（表示部）及び操作機器（操作部）のための色及び補助手段に関する規準）に適合するものとする。</p> <p>8) 補助継電器として用いる電磁形の制御継電器は、JIS C 4540-1（電</p>	<p>① 各ターミナルラグを、2本以上のねじで取り付けるものとする。</p> <p>② 各ターミナルラグに、振止めを設けるものとする。</p> <p>③ 各ターミナルラグに、裸圧着端子を用いる場合は、肉厚0.5mm以上の絶縁キャップを取り付けるものとする。</p> <p>④ 各ターミナルラグが30度傾いた場合でも、絶縁距離を保つように取り付けるものとする。</p> <p>(7) 器具類は、以下によるものとする。</p> <p>1) 配線用遮断器は、JIS C 8201-2-1（低圧開閉装置及び制御装置—第2-1部：回路遮断器（配線用遮断器及びその他の遮断器））に適合するものとする。</p> <p>2) 漏電遮断器は、JIS C 8201-2-2（低圧開閉装置及び制御装置—第2-2部：漏電遮断器）に適合するものとする。また、単相3線式電路に設ける漏電遮断器は、中性線欠相保護機能付きとする。</p> <p>なお、高感度高速形を用いる場合は、雷インパルス不動作形のものとする。</p> <p>3) 配線用遮断器、漏電遮断器の遮断容量は、定格電流30A以下については2.5kA、30Aを超えるものについては5kA以上有するものであること。</p> <p>4) 電磁接触器は、JIS C 8201-4-1（低圧開閉装置及び制御装置—第4-1部：接触器及びモータスタータ：電気機械式接触器及びモータスタータ）に適合するものとする。</p> <p>5) リモコンリレーは、JIS C 8360（リモコンリレー及びリモコンスイッチ）に適合するものとする。</p> <p>6) リモコン変圧器は、JIS C 8361（リモコン変圧器）に適合するものとする。</p> <p>7) 制御用スイッチは、JIS C 8201-1（低圧開閉装置及び制御装置—第1部：通則）、JIS C 8201-5-1（低圧開閉装置及び制御装置—<b>第5-1部：制御回路機器及び開閉素子</b>—電気機械式制御回路機器）、及びJIS C 0448（表示装置（表示部）及び操作機器（操作部）のための色及び補助手段に関する規準）に適合するものとする。</p> <p>8) 補助継電器として用いる電磁形の制御継電器は、<b>JIS C 61810-1</b>（電</p>	<p>誤記訂正</p> <p>規格番号変更</p>

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠																																				
<p>ものとする。</p> <p>(3) セパレータは鋼板とし、着脱可能とする。</p> <p><b>2. 端子板</b></p> <p>端子板は、以下の性能を有するものとする。</p> <p>(1) 絶縁抵抗は、500V絶縁抵抗計で、端子相互間及び端子とキャビネット間との絶縁抵抗を測定し、それぞれ50MΩ以上とする。</p> <p>(2) 耐電圧は、端子相互間及び端子とキャビネット間に、商用周波数の交流電圧500Vを1分間加え、これに耐え得るものとする。</p> <p>3. 表示は、名称、製造者名及び製造年月（西暦）を表示する銘板を、ドア裏面に設けるものとする。</p> <p><b>2-3-11-2 光成端箱</b></p> <p>1. キャビネットは、第2編2-3-11-1 端子板1項及び3項の規定による。</p> <p>2. 光成端箱の寸法及び構成などは、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>第12節 外線材料</b></p> <p><b>2-3-12-1 電 柱</b></p> <p>電柱は、表2-3-12に示す規格によるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>表2-3-12 電柱の規格</b></p> <table border="1" data-bbox="172 1381 1264 1738"> <thead> <tr> <th>呼 称</th> <th>規 格</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート柱</td> <td>JIS A 5373 プレキャストプレストレストコンクリート製品 附属書A（規定）「ポール類」 A-1プレストレストコンクリートポール</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼管柱</td> <td>電気設備の技術基準の解釈 第57条第2項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼板組立柱</td> <td>電気設備の技術基準の解釈 第57条第1項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉄塔</td> <td>電気設備の技術基準の解釈 第57条第1項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリート柱</td> <td>NTT用品      コンクリートポール</td> <td>通信用</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2-3-12-2 装柱材料</b></p> <p>装柱材料の規格は、溶融亜鉛めっきを施したものまたはステンレス製と</p>	呼 称	規 格	備考	コンクリート柱	JIS A 5373 プレキャストプレストレストコンクリート製品 附属書A（規定）「ポール類」 A-1プレストレストコンクリートポール		鋼管柱	電気設備の技術基準の解釈 第57条第2項		鋼板組立柱	電気設備の技術基準の解釈 第57条第1項		鉄塔	電気設備の技術基準の解釈 第57条第1項		コンクリート柱	NTT用品      コンクリートポール	通信用	<p>ものとする。</p> <p>(3) セパレータは鋼板とし、着脱可能とする。</p> <p><b>2. 端子板</b></p> <p>端子板は、以下の性能を有するものとする。</p> <p>(1) 絶縁抵抗は、500V絶縁抵抗計で、端子相互間及び端子とキャビネット間との絶縁抵抗を測定し、それぞれ50MΩ以上とする。</p> <p>(2) 耐電圧は、端子相互間及び端子とキャビネット間に、商用周波数の交流電圧500Vを1分間加え、これに耐え得るものとする。</p> <p>3. 表示は、名称、製造者名及び製造年月（西暦）を表示する銘板を、ドア裏面に設けるものとする。</p> <p><b>2-3-11-2 光成端箱</b></p> <p>1. キャビネットは、第2編2-3-11-1 端子板1項及び3項の規定による。</p> <p>2. <b>光成端箱には、必要に応じて接地端子台を設けるものとする。</b></p> <p>3. 光成端箱の寸法及び構成などは、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>第12節 外線材料</b></p> <p><b>2-3-12-1 電 柱</b></p> <p>電柱は、表2-3-12に示す規格によるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>表2-3-12 電柱の規格</b></p> <table border="1" data-bbox="1448 1381 2540 1738"> <thead> <tr> <th>呼 称</th> <th>規 格</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート柱</td> <td>JIS A 5373 プレキャストプレストレストコンクリート製品 附属書A（規定）「ポール類」 A-1プレストレストコンクリートポール</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼管柱</td> <td>電気設備の技術基準の解釈 第57条第2項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼板組立柱</td> <td>電気設備の技術基準の解釈 第57条第1項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉄塔</td> <td>電気設備の技術基準の解釈 第57条第1項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリート柱</td> <td>NTT用品      コンクリートポール</td> <td>通信用</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2-3-12-2 装柱材料</b></p> <p>装柱材料の規格は、溶融亜鉛めっきを施したものまたはステンレス製と</p>	呼 称	規 格	備考	コンクリート柱	JIS A 5373 プレキャストプレストレストコンクリート製品 附属書A（規定）「ポール類」 A-1プレストレストコンクリートポール		鋼管柱	電気設備の技術基準の解釈 第57条第2項		鋼板組立柱	電気設備の技術基準の解釈 第57条第1項		鉄塔	電気設備の技術基準の解釈 第57条第1項		コンクリート柱	NTT用品      コンクリートポール	通信用	<p>テンションメンバ がメタルの場合に 対応</p>
呼 称	規 格	備考																																				
コンクリート柱	JIS A 5373 プレキャストプレストレストコンクリート製品 附属書A（規定）「ポール類」 A-1プレストレストコンクリートポール																																					
鋼管柱	電気設備の技術基準の解釈 第57条第2項																																					
鋼板組立柱	電気設備の技術基準の解釈 第57条第1項																																					
鉄塔	電気設備の技術基準の解釈 第57条第1項																																					
コンクリート柱	NTT用品      コンクリートポール	通信用																																				
呼 称	規 格	備考																																				
コンクリート柱	JIS A 5373 プレキャストプレストレストコンクリート製品 附属書A（規定）「ポール類」 A-1プレストレストコンクリートポール																																					
鋼管柱	電気設備の技術基準の解釈 第57条第2項																																					
鋼板組立柱	電気設備の技術基準の解釈 第57条第1項																																					
鉄塔	電気設備の技術基準の解釈 第57条第1項																																					
コンクリート柱	NTT用品      コンクリートポール	通信用																																				

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠																																																														
<p>し、電気事業者または通信事業者の仕様を準用するものとし、腕金は、原則として溶融亜鉛めっきした鋼材とする。</p> <p>2-3-12-3 鉄線類</p> <p>鉄線類は、表2-3-13に示す規格によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">表2-3-13 鉄線類</p> <table border="1" data-bbox="231 604 1205 737"> <thead> <tr> <th>呼 称</th> <th>規 格</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>亜鉛めっき鉄線</td> <td>JIS G 3532 鉄線</td> <td>1種</td> </tr> <tr> <td>亜鉛めっき鋼より線</td> <td>JIS G 3537 亜鉛めっき鋼より線</td> <td>2種</td> </tr> </tbody> </table> <p>2-3-12-4 がいし及びびがい管類</p> <p>がいし及びびがい管類は、表2-3-14に示す規格によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">表2-3-14 がいし及びびがい管類</p> <table border="1" data-bbox="198 1012 1234 1318"> <thead> <tr> <th>呼 称</th> <th>規 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高圧ピンがいし</td> <td>JIS C 3821 高圧ピンがいし</td> </tr> <tr> <td>高圧がい管</td> <td>JIS C 3824 高圧がい管</td> </tr> <tr> <td>高圧耐張がいし</td> <td>JIS C 3826 高圧耐張がいし</td> </tr> <tr> <td>玉がいし</td> <td>JIS C 3832 玉がいし</td> </tr> <tr> <td>低圧ピンがいし</td> <td>JIS C 3844 低圧ピンがいし</td> </tr> <tr> <td>低圧引留がいし</td> <td>JIS C 3845 低圧引留がいし</td> </tr> </tbody> </table> <p>第13節 接地材</p> <p>接地材は、表2-3-15に示す規格によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">表2-3-15 接地材</p> <table border="1" data-bbox="181 1610 1255 1869"> <thead> <tr> <th>呼 称</th> <th>規 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>接地銅板</td> <td>1.5t×900×900mm、JIS H 3100（銅及び銅合金の板及び条）</td> </tr> <tr> <td>単独接地棒</td> <td>10mmφ×1000mm、10mmφ×1500mm リード端子8mm×300mm 付き 14mmφ×1500mm リード端子22mm<sup>2</sup>×300mm 付き</td> </tr> <tr> <td>連接接地棒</td> <td>10mmφ×1000mm、10mmφ×1500mm、14mmφ×1500mm リード端子 8～38mm<sup>2</sup>×300mm～500mm 付き</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考1. 接地銅板のリード線は、黄銅ろう付け後、ピッチ、タール塗布とする。 備考2. 接地棒の材質は、銅または銅覆鋼製とする。</p>	呼 称	規 格	備考	亜鉛めっき鉄線	JIS G 3532 鉄線	1種	亜鉛めっき鋼より線	JIS G 3537 亜鉛めっき鋼より線	2種	呼 称	規 格	高圧ピンがいし	JIS C 3821 高圧ピンがいし	高圧がい管	JIS C 3824 高圧がい管	高圧耐張がいし	JIS C 3826 高圧耐張がいし	玉がいし	JIS C 3832 玉がいし	低圧ピンがいし	JIS C 3844 低圧ピンがいし	低圧引留がいし	JIS C 3845 低圧引留がいし	呼 称	規 格	接地銅板	1.5t×900×900mm、JIS H 3100（銅及び銅合金の板及び条）	単独接地棒	10mmφ×1000mm、10mmφ×1500mm リード端子8mm×300mm 付き 14mmφ×1500mm リード端子22mm <sup>2</sup> ×300mm 付き	連接接地棒	10mmφ×1000mm、10mmφ×1500mm、14mmφ×1500mm リード端子 8～38mm <sup>2</sup> ×300mm～500mm 付き	<p>し、電気事業者または電気通信事業者の仕様を準用するものとし、腕金は、原則として溶融亜鉛めっきした鋼材とする。</p> <p>2-3-12-3 鉄線類</p> <p>鉄線類は、表2-3-13に示す規格によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">表2-3-13 鉄線類</p> <table border="1" data-bbox="1504 604 2475 737"> <thead> <tr> <th>呼 称</th> <th>規 格</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>亜鉛めっき鉄線</td> <td>JIS G 3532 鉄線</td> <td>1種</td> </tr> <tr> <td>亜鉛めっき鋼より線</td> <td>JIS G 3537 亜鉛めっき鋼より線</td> <td>2種</td> </tr> </tbody> </table> <p>2-3-12-4 がいし及びびがい管類</p> <p>がいし及びびがい管類は、表2-3-14に示す規格によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">表2-3-14 がいし及びびがい管類</p> <table border="1" data-bbox="1472 1012 2504 1318"> <thead> <tr> <th>呼 称</th> <th>規 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高圧ピンがいし</td> <td>JIS C 3821 高圧ピンがいし</td> </tr> <tr> <td>高圧がい管</td> <td>JIS C 3824 高圧がい管</td> </tr> <tr> <td>高圧耐張がいし</td> <td>JIS C 3826 高圧耐張がいし</td> </tr> <tr> <td>玉がいし</td> <td>JIS C 3832 玉がいし</td> </tr> <tr> <td>低圧ピンがいし</td> <td>JIS C 3844 低圧ピンがいし</td> </tr> <tr> <td>低圧引留がいし</td> <td>JIS C 3845 低圧引留がいし</td> </tr> </tbody> </table> <p>第13節 接地材</p> <p>接地材は、表2-3-15に示す規格によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">表2-3-15 接地材</p> <table border="1" data-bbox="1451 1610 2525 1869"> <thead> <tr> <th>呼 称</th> <th>規 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>接地銅板</td> <td>1.5t×900×900mm、JIS H 3100（銅及び銅合金の板及び条）</td> </tr> <tr> <td>単独接地棒</td> <td>10mmφ×1000mm、10mmφ×1500mm リード端子8mm<sup>2</sup>×300mm付き 14mmφ×1500mm リード端子22mm<sup>2</sup>×300mm 付き</td> </tr> <tr> <td>連接接地棒</td> <td>10mmφ×1000mm、10mmφ×1500mm、14mmφ×1500mm リード端子 8～38mm<sup>2</sup>×300mm～500mm 付き</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考1. 接地銅板のリード線は、黄銅ろう付け後、ピッチ、タール塗布とする。 備考2. 接地棒の材質は、銅または銅覆鋼製とする。</p>	呼 称	規 格	備考	亜鉛めっき鉄線	JIS G 3532 鉄線	1種	亜鉛めっき鋼より線	JIS G 3537 亜鉛めっき鋼より線	2種	呼 称	規 格	高圧ピンがいし	JIS C 3821 高圧ピンがいし	高圧がい管	JIS C 3824 高圧がい管	高圧耐張がいし	JIS C 3826 高圧耐張がいし	玉がいし	JIS C 3832 玉がいし	低圧ピンがいし	JIS C 3844 低圧ピンがいし	低圧引留がいし	JIS C 3845 低圧引留がいし	呼 称	規 格	接地銅板	1.5t×900×900mm、JIS H 3100（銅及び銅合金の板及び条）	単独接地棒	10mmφ×1000mm、10mmφ×1500mm リード端子8mm <sup>2</sup> ×300mm付き 14mmφ×1500mm リード端子22mm <sup>2</sup> ×300mm 付き	連接接地棒	10mmφ×1000mm、10mmφ×1500mm、14mmφ×1500mm リード端子 8～38mm <sup>2</sup> ×300mm～500mm 付き	<p>法令と整合</p> <p>誤記訂正</p>
呼 称	規 格	備考																																																														
亜鉛めっき鉄線	JIS G 3532 鉄線	1種																																																														
亜鉛めっき鋼より線	JIS G 3537 亜鉛めっき鋼より線	2種																																																														
呼 称	規 格																																																															
高圧ピンがいし	JIS C 3821 高圧ピンがいし																																																															
高圧がい管	JIS C 3824 高圧がい管																																																															
高圧耐張がいし	JIS C 3826 高圧耐張がいし																																																															
玉がいし	JIS C 3832 玉がいし																																																															
低圧ピンがいし	JIS C 3844 低圧ピンがいし																																																															
低圧引留がいし	JIS C 3845 低圧引留がいし																																																															
呼 称	規 格																																																															
接地銅板	1.5t×900×900mm、JIS H 3100（銅及び銅合金の板及び条）																																																															
単独接地棒	10mmφ×1000mm、10mmφ×1500mm リード端子8mm×300mm 付き 14mmφ×1500mm リード端子22mm <sup>2</sup> ×300mm 付き																																																															
連接接地棒	10mmφ×1000mm、10mmφ×1500mm、14mmφ×1500mm リード端子 8～38mm <sup>2</sup> ×300mm～500mm 付き																																																															
呼 称	規 格	備考																																																														
亜鉛めっき鉄線	JIS G 3532 鉄線	1種																																																														
亜鉛めっき鋼より線	JIS G 3537 亜鉛めっき鋼より線	2種																																																														
呼 称	規 格																																																															
高圧ピンがいし	JIS C 3821 高圧ピンがいし																																																															
高圧がい管	JIS C 3824 高圧がい管																																																															
高圧耐張がいし	JIS C 3826 高圧耐張がいし																																																															
玉がいし	JIS C 3832 玉がいし																																																															
低圧ピンがいし	JIS C 3844 低圧ピンがいし																																																															
低圧引留がいし	JIS C 3845 低圧引留がいし																																																															
呼 称	規 格																																																															
接地銅板	1.5t×900×900mm、JIS H 3100（銅及び銅合金の板及び条）																																																															
単独接地棒	10mmφ×1000mm、10mmφ×1500mm リード端子8mm <sup>2</sup> ×300mm付き 14mmφ×1500mm リード端子22mm <sup>2</sup> ×300mm 付き																																																															
連接接地棒	10mmφ×1000mm、10mmφ×1500mm、14mmφ×1500mm リード端子 8～38mm <sup>2</sup> ×300mm～500mm 付き																																																															

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p><b>第14節 雷保護設備</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>雷保護設備の<b>機材</b>は、JIS A 4201（建築物等の雷保護）によるほか、以下によるものとする。</li> <li>突針の支持管は、鋼製の場合はJIS G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管）、JIS G 3454（圧力配管用炭素鋼鋼管）に、JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）に規定するHDZT49 以上の溶融亜鉛めっきを施したものの、ステンレス製の場合は、JIS G 3459（配管用ステンレス鋼管）に適合するものとする。</li> <li>支持管取付金物は、ステンレス鋼またはJIS H 8641（溶融亜鉛めっき）に規定するHDZT49 以上の溶融亜鉛めっきを施した鋼材とするものとする。</li> <li>試験用接続端子箱、引下げ導線などは、<b>設計図書</b>によらなければならない。</li> </ol>	<p><b>第14節 雷保護設備</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>雷保護設備の<b>器材</b>は、JIS A 4201（建築物等の雷保護）によるほか、以下によるものとする。</li> <li>突針の支持管は、鋼製の場合はJIS G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管）、JIS G 3454（圧力配管用炭素鋼鋼管）に、JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）に規定するHDZT49 以上の溶融亜鉛めっきを施したものの、ステンレス製の場合は、JIS G 3459（配管用ステンレス<b>鋼</b>鋼管）に適合するものとする。</li> <li>支持管取付金物は、ステンレス鋼またはJIS H 8641（溶融亜鉛めっき）に規定するHDZT49 以上の溶融亜鉛めっきを施した鋼材とするものとする。</li> <li>試験用接続端子箱、引下げ導線などは、<b>設計図書</b>によらなければならない。</li> </ol>	<p>器材</p> <p>誤記訂正</p>

旧 令和6年版				新 朱書き修正				改定主旨・根拠
表3-1-1 段階確認一覧表 (1/5)				表3-1-1 段階確認一覧表 (1/5)				
区分	種別	細別	確認時期	区分	種別	細別	確認時期	改定主旨・根拠
各設備共通事項				各設備共通事項				
各設備共通事項	機器製作	機器製作に関する仕様書・設計図等の作成	機器製作仕様書・機器製作設計図等の提出時	機器製作	機器製作	機器製作に関する仕様書・設計図等の作成	機器製作仕様書・機器製作設計図等の提出時	
		工場内での機器製作	機器製作後の工場内試験成績書提出時			工場内での機器製作	機器製作後の工場内試験成績書提出時	
	耐震施工	機器据付に関するあと施工アンカーボルト等の強度計算と選定根拠	耐震基準による強度検討資料の照査結果の提出時	耐震施工	耐震施工	機器据付に関するアンカーボルト等の強度計算と選定根拠	耐震基準による強度検討資料の照査結果の提出時	
		あと施工アンカーボルト施工作業手順	あと施工アンカーボルト施工についての作業手順書提出時			あと施工アンカーボルト施工作業手順	あと施工アンカーボルト施工についての作業手順書提出時	
耐震施工状況		あと施工アンカーボルト引張試験成績書提出時	耐震施工状況			あと施工アンカーボルト引張試験成績書提出時		
総合調整	現地での単体・総合調整	各設備の単体調整及び総合調整後の現地試験成績書提出時	総合調整	総合調整	現地での単体・総合調整	各設備の単体調整及び総合調整後の現地試験成績書提出時		
共通設備				共通設備				
共通設備	各種設備の落下防止	壁面又は天井面に設置する設備の落下防止対策に関するあと施工アンカーボルト等の選定強度計算	固定荷重による強度検討資料の照査結果の提出時	共通設備	各種設備の落下防止	壁面又は天井面に設置する設備の落下防止対策に関するあと施工アンカーボルト等の選定強度計算	固定荷重による強度検討資料の照査結果の提出時	
	器材の落下防止	壁面又は天井面の器材設置に関するあと施工アンカーボルト等の選定強度計算	固定荷重による強度検討資料の照査結果の提出時		器材の落下防止	壁面又は天井面の器材設置に関するあと施工アンカーボルト等の選定強度計算	固定荷重による強度検討資料の照査結果の提出時	
	配管・配線工	防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の防水処理	処理作業過程		配管・配線工	防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の防水処理	処理作業過程	
	通信配線工	各種試験	試験成績書提出時		通信配線工	各種試験	試験成績書提出時	
	光ケーブル敷設工	各種試験	試験成績書提出時		光ケーブル敷設工	各種試験	試験成績書提出時	
	ハンドホール設置工	(土木工事に準ずる)			ハンドホール設置工	(土木工事に準ずる)		
	分電盤設置工	自立型分電盤の設置	設置位置墨だし時		分電盤設置工	自立型分電盤の設置	設置位置墨だし時	
	引込柱設置工	設置位置	設置位置墨だし時		引込柱設置工	設置位置	設置位置墨だし時	
		(接地極・避雷器の設置については、以下接地設置工による)				(接地極・避雷器の設置については、以下接地設置工による)		
	支柱設置工	設置位置	設置位置墨だし時		支柱設置工	設置位置	設置位置墨だし時	
	接地設置工	接地極の設置	床掘部埋戻し前(打込式にあつては打込作業過程)		接地設置工	接地極の設置	床掘部埋戻し前(打込式にあつては打込作業過程)	
		接地抵抗の測定	試験成績書提出時			接地抵抗の測定	試験成績書提出時	



旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>書の写しを添付)、経験及び経歴書を監督職員に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>なお、品質証明員を変更した場合も同様とする。</p> <p><b>3-1-1-7 工事完成図書の納品</b></p> <p><b>1. 一般事項</b></p> <p>受注者は、工事目的物の供用開始後の維持管理、後工事や復旧工事施工に必要な情報など、施設を供用する限り施設管理者が保有すべき資料をとりまとめた以下の書類を工事完成図書として<b>納品</b>しなければならない。</p> <p>① 工事完成図 ② 工事管理台帳 ③ 設備図書</p> <p><b>2. 工事完成図</b></p> <p>受注者は、<b>設計図書</b>に従って工事目的物の完成状態を<b>図面</b>として記録した工事完成図について<b>原則として</b>電子成果品として作成しなければならない。工事完成図は、主工種、主要構造物だけでなく付帯工種、付属施設など施設管理に必要な全ての<b>図面</b>、設計条件、測量情報等を含むものとし、工事完成図は設計寸法（監督職員の<b>承諾</b>により設計寸法を変更した場合は、変更後の寸法）で表し、材料規格等はすべて実際に使用したもので表すものとする。</p> <p><b>3. 工事管理台帳</b></p> <p>受注者は、<b>設計図書</b>に従って工事目的物の完成状態を台帳として記録した工事管理台帳について原則として電子成果品として作成しなければならない。工事管理台帳は、工事目的物の諸元をとりまとめた施設管理台帳と工事目的物の品質記録をとりまとめた品質記録台帳をいう。</p> <p><b>4. 設備図書の作成</b></p> <p>受注者は、<b>設計図書</b>に従って工事目的物の保守に必要な設備図書について原則として電子成果品として作成しなければならない。設備図書は、機器製作図、取扱説明書、試験成績書、施工図、機器固定の強度検討資料等を取りまとめたものをいう。</p> <p><b>5. 電子成果品及び紙の成果品</b></p> <p>受注者は、「電子納品等運用ガイドライン【電気通信設備工事編】」に基づいて原則として電子成果品を作成及び<b>納品</b>しなければならない。</p>	<p>書の写しを添付)、経験及び経歴書を監督職員に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>なお、品質証明員を変更した場合も同様とする。</p> <p><b>3-1-1-7 工事完成図書の納品</b></p> <p><b>1. 一般事項</b></p> <p>受注者は、工事目的物の供用開始後の維持管理、後工事や復旧工事施工に必要な情報など、施設を供用する限り施設管理者が保有すべき資料をとりまとめた以下の書類を工事完成図書として<b>納品</b>しなければならない。</p> <p>① 工事完成図 ② 工事管理台帳 ③ 設備図書</p> <p><b>2. 工事完成図</b></p> <p>受注者は、<b>設計図書</b>に従って工事目的物の完成状態を<b>図面</b>として記録した工事完成図について、電子成果品として作成しなければならない。工事完成図は、主工種、主要構造物だけでなく付帯工種、付属施設など施設管理に必要な全ての<b>図面</b>、設計条件、測量情報等を含むものとし、工事完成図は設計寸法（監督職員の<b>承諾</b>により設計寸法を変更した場合は、変更後の寸法）で表し、材料規格等はすべて実際に使用したもので表すものとする。</p> <p><b>3. 工事管理台帳</b></p> <p>受注者は、<b>設計図書</b>に従って工事目的物の完成状態を台帳として記録した工事管理台帳について、原則として電子成果品として作成しなければならない。工事管理台帳は、工事目的物の諸元をとりまとめた施設管理台帳と工事目的物の品質記録をとりまとめた品質記録台帳をいう。</p> <p><b>4. 設備図書の作成</b></p> <p>受注者は、<b>設計図書</b>に従って工事目的物の保守に必要な設備図書について原則として電子成果品として作成しなければならない。設備図書は、機器製作図、取扱説明書、試験成績書、施工図、機器固定の強度検討資料等を取りまとめたものをいう。</p> <p><b>5. 電子成果品及び紙の成果品</b></p> <p>受注者は、「電子納品等運用ガイドライン【電気通信設備工事編】」に基づいて原則として電子成果品を作成及び<b>納品</b>しなければならない。</p>	<p>改定主旨・根拠</p> <p>土共仕と整合</p>

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>なお、工事管理ファイル、その他管理ファイル、施工計画書管理ファイル、打合わせ簿管理ファイル及びそれらのDTDファイルは、国土交通省「電子納品に関する要領・基準/DTD・XML記入例」サイト（<a href="https://www.cals-ed.go.jp/cri_dtdxml/">https://www.cals-ed.go.jp/cri_dtdxml/</a>）において公開している「工事完成図書等に係わるDTD、XML記入例」（R4.3）を利用することとし、関係する記載は読み替えるものとする。</p> <p><b>6. 道路工事完成図等の電子成果品</b></p> <p>受注者は、<b>設計図書</b>において道路工事完成図等作成の対象工事と明示された場合、「道路工事完成図等作成要領（国土技術政策総合研究所資料）」に基づいて電子成果品を作成しなければならない。</p> <p><b>7. 地質調査の電子成果品等</b></p> <p>受注者は、<b>設計図書</b>において地質調査の実施が明示された場合、「地質・土質調査成果電子納品要領（国土交通省）」に基づいて電子成果品を作成しなければならない。</p> <p>なお、受注者は、地質データ、試験結果等については、地質・土質調査業務共通仕様書（案）（建設省技調発第92号平成3年3月30日）の第118条成果物の<b>提出</b>に基づいて地盤情報データベースに登録しなければならない。</p> <p><b>8. 強度検討資料</b></p> <p>3-3-1-1 耐震施工(2)1)に基づき、受注者は、発注者から示された強度検討資料の照査した結果及び強度検討資料を作成した場合は工事完成図書として納品しなければならない。</p> <p><b>3-1-1-8 技術検査</b></p> <p><b>1. 一般事項</b></p> <p>受注者は、地方整備局工事技術検査要領（平成18年3月31日国官技第282号）に基づく、技術検査を受けなければならない。</p> <p><b>2. 完成技術検査、既済部分技術検査の適用</b></p> <p>完成技術検査、既済部分技術検査は、会計法第29条の11第2項の検査を実施する時に行うものとする。</p> <p><b>3. 中間技術検査の適用</b></p> <p>中間技術検査は、<b>設計図書</b>で対象工事と定められた工事について実施する</p>	<p>なお、工事管理ファイル、その他管理ファイル、施工計画書管理ファイル、打合わせ簿管理ファイル及びそれらのDTDファイルは、国土交通省「電子納品に関する要領・基準/DTD・XML記入例」サイト（<a href="https://www.cals-ed.go.jp/cri_dtdxml/">https://www.cals-ed.go.jp/cri_dtdxml/</a>）において公開している「工事完成図書等に係わるDTD、XML記入例」（<b>R5.3</b>）を利用することとし、関係する記載は読み替えるものとする。</p> <p><b>6. 道路工事完成図等の電子成果品</b></p> <p>受注者は、<b>設計図書</b>において道路工事完成図等作成の対象工事と明示された場合、「道路工事完成図等作成要領（国土技術政策総合研究所資料）」に基づいて電子成果品を作成しなければならない。</p> <p><b>7. 地質調査の電子成果品等</b></p> <p>受注者は、<b>設計図書</b>において地質調査の実施が明示された場合、「地質・土質調査成果電子納品要領（国土交通省）」に基づいて電子成果品を作成しなければならない。</p> <p>なお、受注者は、地質データ、試験結果等については、<b>地質・土質調査業務共通仕様書（案）（建設省技調発第92号平成3年3月30日（一部改定 国官技第873号令和6年3月））</b>の第118条成果物の<b>提出</b>に基づいて地盤情報データベースに登録しなければならない。</p> <p><b>8. 強度検討資料</b></p> <p><b>第3編3-3-1-1 耐震施工2(1)</b>に基づき、受注者は、発注者から示された強度検討資料の照査した結果及び強度検討資料を作成した場合は工事完成図書として<b>納品</b>しなければならない。</p> <p><b>3-1-1-8 技術検査</b></p> <p><b>1. 一般事項</b></p> <p>受注者は、地方整備局工事技術検査要領（平成18年3月31日国官技第282号）に基づく、技術検査を受けなければならない。</p> <p><b>2. 完成技術検査、既済部分技術検査の適用</b></p> <p>完成技術検査、既済部分技術検査は、会計法第29条の11第2項の検査を実施する時に行うものとする。</p> <p><b>3. 中間技術検査の適用</b></p> <p>中間技術検査は、<b>設計図書</b>で対象工事と定められた工事について実施する</p>	<p>誤記訂正</p>

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>ものとする。</p> <p><b>4. 中間技術検査の段階</b> 中間技術検査は、<b>設計図書</b>で定められた段階において行うものとする。</p> <p><b>5. 中間技術検査の時期選定</b> 中間技術検査の時期選定は、監督職員が行うものとし、発注者は中間技術検査に先立って受注者に対して中間技術検査を実施する旨及び検査日を<b>通知</b>するものとする。</p> <p><b>6. 検査内容</b> 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として<b>設計図書</b>と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。 (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。</p> <p><b>7. 適用規定</b> 受注者は、当該技術検査については、第3編3-1-1-6 監督職員による<b>確認</b>及び立会等第3項の規定を準用する。</p> <p><b>3-1-1-9 提出書類</b></p> <p><b>1. 一般事項</b> 受注者は、<b>提出書類</b>を通達、マニュアル及び様式集等により作成し、監督職員に<b>提出</b>しなければならない。これに定めのないものは、監督職員の<b>指示</b>する様式によらなければならない。</p> <p><b>2. 設計図書に定めるもの</b> 契約書第9条第5項に規定する「<b>設計図書</b>に定めるもの」とは請負代金額に係わる請求書、代金代理受領諾申請書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係わる書類及びその他現場説明の際指定した書類をいう。</p> <p><b>3. 設計図書に基づいた資料等の作成</b> 受注者は、機材の据付などに先立ち<b>設計図書</b>に基づいた資料等を作成し、監督職員に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p><b>3-1-1-10 創意工夫</b> 受注者は、自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として評価でき</p>	<p>ものとする。</p> <p><b>4. 中間技術検査の段階</b> 中間技術検査は、<b>設計図書</b>で定められた段階において行うものとする。</p> <p><b>5. 中間技術検査の時期選定</b> 中間技術検査の時期選定は、監督職員が行うものとし、発注者は中間技術検査に先立って受注者に対して中間技術検査を実施する旨及び検査日を<b>通知</b>するものとする。</p> <p><b>6. 検査内容</b> 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として<b>設計図書</b>と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。 (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。</p> <p><b>7. 適用規定</b> 受注者は、当該技術検査については、第3編<b>3-1-1-4</b> 監督職員による<b>確認</b>及び立会等第3項の規定を準用する。</p> <p><b>3-1-1-9 提出書類</b></p> <p><b>1. 一般事項</b> 受注者は、<b>提出書類</b>を通達、マニュアル及び様式集等により作成し、監督職員に<b>提出</b>しなければならない。これに定めのないものは、監督職員の<b>指示</b>する様式によらなければならない。</p> <p><b>2. 設計図書に定めるもの</b> 契約書第9条第5項に規定する「<b>設計図書</b>に定めるもの」とは請負代金額に係わる請求書、代金代理受領諾申請書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係わる書類及びその他現場説明の際指定した書類をいう。</p> <p><b>3. 設計図書に基づいた資料等の作成</b> 受注者は、機材の据付などに先立ち<b>設計図書</b>に基づいた資料等を作成し、監督職員に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p><b>3-1-1-10 創意工夫</b> 受注者は、自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として評価でき</p>	

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>る項目について、工事完成時までに所定の様式により、監督職員に提出する事ができる。</p> <p>3-1-1-11 セキュリティに関する事項</p> <p>1. 機密保持の厳守</p> <p>受注者は、施工上知り得た機密情報を、施工のために知る必要のある受注者に属する者及び発注者以外に開示、漏洩してはならない。</p> <p>なお、機密保持事項については、工期中はもとより、工事完成後においても有効に存続するものとする。</p> <p>2. 情報セキュリティポリシーの遵守</p> <p>受注者は、発注者の保有する情報セキュリティポリシー並びに受注者の自社情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。</p> <p>また、発注者の保有する情報セキュリティポリシー及び、これに付随する資料については、その内容を秘密にしなければならない。</p> <p>3. 損害賠償責任</p> <p>受注者の責めによりコンピュータウイルス等により発注者の保有するデータ及びネットワークに被害を及ぼした場合、又は情報セキュリティポリシーが遵守されなかったことに起因する損害等については、受注者の費用負担をもって原状回復を行うものとする。</p> <p>なお、損害賠償の範囲については発注者と受注者で協議して定めるものとする。</p>	<p>る項目について、工事完成時までに所定の様式により、監督職員に提出する事ができる。</p> <p>3-1-1-11 セキュリティに関する事項</p> <p>1. 機密保持の厳守</p> <p>受注者は、施工上知り得た機密情報を、施工のために知る必要のある受注者に属する者及び発注者以外に開示、漏洩してはならない。</p> <p>なお、機密保持事項については、工期中はもとより、工事完成後においても有効に存続するものとする。</p> <p>2. 情報セキュリティポリシーの遵守</p> <p>受注者は、発注者の保有する情報セキュリティポリシー並びに受注者の自社情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。</p> <p>また、発注者の保有する情報セキュリティポリシー及び、これに付随する資料については、その内容を秘密にしなければならない。</p> <p>3. 損害賠償責任</p> <p>受注者の責めによりコンピュータウイルス等により発注者の保有するデータ及びネットワークに被害を及ぼした場合、又は情報セキュリティポリシーが遵守されなかったことに起因する損害等については、受注者の費用負担をもって原状回復を行うものとする。</p> <p>なお、損害賠償の範囲については発注者と受注者で<b>協議</b>して定めるものとする。</p>	

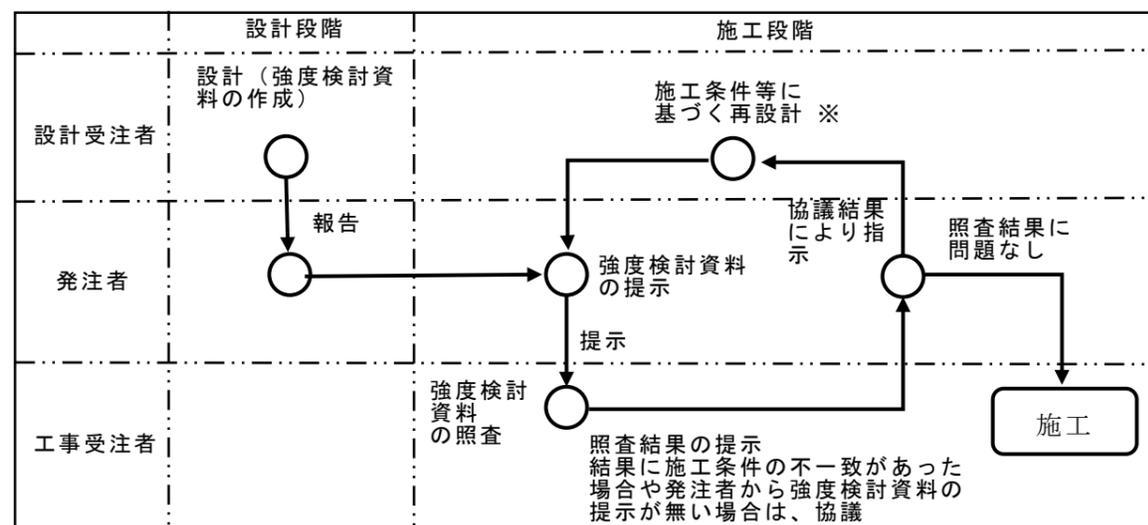
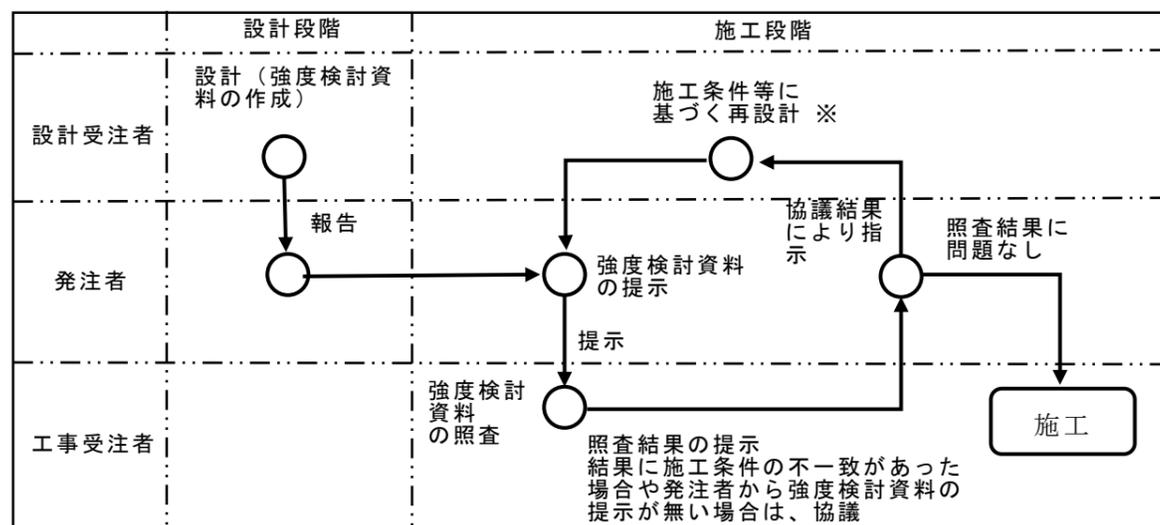
旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>工事共通仕様書第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。</p> <p><b>第6節 作業土工（電気）</b></p> <p>1. 床掘・埋戻し 床掘・埋戻しは、土木工事共通仕様書第3編第2章第3節3-2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p>2. 舗装切断、撤去、路盤・舗装復旧 舗装切断、撤去、路盤・舗装復旧は、土木工事共通仕様書第3編第2章第6節一般舗装工の規定による。</p> <p><b>第7節 殻運搬処理工</b></p> <p>1. 受注者は、殻、発生材等の処理を行う場合は、関係法令に基づき適正に処理するものとし、殻運搬処理及び発生材運搬を行う場合は、運搬物が飛散しないようにしなければならない。</p> <p>2. 受注者は、殻及び発生材の受入れ場所及び時間については、<b>設計図書</b>に定めのない場合は、監督職員の<b>指示</b>を受けなければならない。</p>	<p>工事共通仕様書第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。</p> <p><b>第6節 作業土工（電気）</b></p> <p>1. 床掘・埋戻し 床掘・埋戻しは、土木工事共通仕様書第3編第2章第3節3-2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるほか以下による。</p> <p>(1) 床掘幅は、埋設物の施工が可能な最小幅とする。</p> <p>(2) 道路沿いの床掘を行う場合は、交通安全施設を設置し、保安を確保しなければならない。</p> <p>(3) 床掘は、他の地中埋設物に損傷を与えないように、注意して行うものとする。</p> <p>(4) 床掘は、所定の深さまで行った後、石や突起物を取り除き、突固めを行うものとする。</p> <p>(5) 埋戻しは、良質土または砂を、1層の仕上げ厚さが0.3m以下となるように均一に締固めて、順次行うものとする。</p> <p>2. 舗装切断、撤去、路盤・舗装復旧 舗装切断、撤去、路盤・舗装復旧は、土木工事共通仕様書第3編第2章第6節一般舗装工の規定による。</p> <p>(1) 舗装の切取りは、コンクリートカッターにより行い、周囲に損傷を与えないこと。</p> <p>(2) 路面の表面仕上げを行う場合は、床掘前の路面高さと同じにし、十分締固めなければならない。</p> <p>なお、舗装路面などの場合は、床掘前の材料で仕上げるものとする。</p> <p><b>第7節 殻運搬処理工</b></p> <p>1. 受注者は、殻、発生材等の処理を行う場合は、関係法令に基づき適正に処理するものとし、殻運搬処理及び発生材運搬を行う場合は、運搬物が飛散しないようにしなければならない。</p> <p>2. 受注者は、殻及び発生材の受入れ場所及び時間については、<b>設計図書</b>に定めのない場合は、監督職員の<b>指示</b>を受けなければならない。</p>	<p>集約記載</p>

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p style="text-align: center;"><b>第3章 設備の耐震基準</b></p> <p><b>第1節 設備の耐震据付基準</b></p> <p>3-3-1-1 耐震施工</p> <p>(1) 施工基準</p> <p>電気通信設備の据付にあたっては、第3編3-3-1-2 耐震据付設計基準に規定する設計基準を満足するとともに、設備の機能、形状及び現場条件に応じた適切な耐震施工を施さなければならない。</p> <p>(2) 機器の固定</p> <p>1) 強度検討資料の照査</p> <p>工事受注者は、発注者から示された強度検討資料の照査を実施するものとする。強度検討資料とは、諸元及び計算条件、計算結果（準拠基準、外形寸法、機器質量、設置場所、重要度区分、使用部材の許容応力度、コンクリートの設計基準強度、据付水平力及び鉛直力、各種ボルト及び架台の検討、あと施工アンカーボルトの検討）が含まれたものをいう。屋外においては、風荷重、積雪荷重等を考慮し、地震力と風圧力のいずれが上回ることを<b>確認</b>しなければならない。</p> <p>工事受注者が実施する強度検討資料の照査とは、諸元及び計算条件と施工条件との乖離が無いかの<b>確認</b>となる。</p> <p>発注者から示された強度検討資料と施工条件が一致しない場合は、<b>監督職員と協議</b>しなければならない。</p> <p><b>発注者は、受注者から提出された機器製作仕様書、機器製作設計図に基づく強度検討資料を作成しなければならない。かつ、協議により受注者が強度検討資料を作成する場合は、完成図書として納品しなければならない。</b></p> <p>図 3-3-1 に設計施工における役割分担の考え方を示す。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3章 設備の耐震基準</b></p> <p><b>第1節 設備の耐震据付基準</b></p> <p>3-3-1-1 耐震施工</p> <p><b>1. 施工基準</b></p> <p>電気通信設備の据付にあたっては、第3編3-3-1-2 耐震据付設計基準に規定する設計基準を満足するとともに、設備の機能、形状及び現場条件に応じた適切な耐震施工を施さなければならない。</p> <p><b>2. 機器の固定</b></p> <p>(1) 強度検討資料の照査</p> <p>工事受注者は、発注者から示された強度検討資料の照査を実施するものとする。強度検討資料とは、諸元及び計算条件、計算結果（準拠基準、外形寸法、機器質量、設置場所、重要度区分、使用部材の許容応力度、コンクリートの設計基準強度、据付水平力及び鉛直力、各種ボルト及び架台の検討、あと施工アンカーボルトの検討）が含まれたものをいう。屋外においては、風荷重、積雪荷重等を考慮し、地震力と風圧力のいずれが上回ることを<b>確認</b>しなければならない。</p> <p>工事受注者が実施する強度検討資料の照査とは、諸元及び計算条件と施工条件との乖離が無いかの<b>確認</b>となる。</p> <p>発注者から示された強度検討資料と施工条件が一致しない場合は、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>発注者は、受注者から提出された機器製作仕様書、機器製作設計図に基づく強度検討資料を作成しなければならない。かつ、協議により受注者が強度検討資料を作成する場合は、完成図書として納品しなければならない。</p> <p><b>なお、再設計は発注者の責任により設計受注者が行うことを原則とするが、協議により工事受注者に再設計させる場合は、金額の変更を伴う設計変更の対象とする。</b></p> <p>図3-3-1に設計施工における役割分担の考え方を示す。</p>	<p>改定主旨・根拠</p> <p>語句整理</p> <p>実施者、費用の明確化</p>

旧 令和6年版

新 朱書き修正

改定主旨・根拠



※発注者の責任により設計受注者による再設計を行うことを原則とするが、協議により工事受注者に再設計させる場合は、金額の変更を伴う設計変更の対象とする。

図3-3-1 設計施工役割分担の考え方

図3-3-1 設計施工役割分担の考え方

2) ボルト類の選定

工事受注者は、取付ボルト及び架台の選定にあたっては、強度検討資料で発注者から示された機器に作用する水平力及び鉛直力、コンクリートの許容応力度に応じ、「鋼構造許容応力度設計規準」(日本建築学会)及びJIS B 1082に基づき許容応力(引張、せん断)を、あと施工アンカーボルトの選定にあたっては、「各種合成構造設計指針・同解説」(日本建築学会)に基づき許容応力(引張、せん断、引抜)許容値(組合せ)を算出し、適切なボルト類を選定しなければならない。

※鋼構造許容応力度設計規準：許容応力度(F)、長期許容引張応力度( $f_t = F/1.5$ )、長期許容せん断応力度( $f_s = F/1.5\sqrt{3}$ )、短期荷重に対する許容応力度(長期荷重における許容応力度の1.5倍)

※JIS B 1082：一般用メートルねじの有効断面積

耐震強度計算を行う上で必要となる床等のコンクリート強度が不明な場合は、公共建築工事標準仕様書(電気工事編)に定めるコンクリート強度： $F_c = 18N/mm^2$ を用いることができるものとする。

工事受注者は、発注者から示された強度検討資料に応じた取付ボルト及び架台を選定、使用しなければならない。あと施工アンカーボルト、アンカー筋の径は計算結果に基づくものを選定、使用するものとする。

(2) ボルト類の選定

工事受注者は、ボルト及び架台の選定にあたっては、強度検討資料で発注者から示された機器に作用する水平力及び鉛直力、コンクリートの許容応力度に応じ、「鋼構造許容応力度設計規準」(日本建築学会)及びJIS B 1082に基づき許容応力(引張、せん断)を、あと施工アンカーボルトの選定にあたっては、「あと施工アンカーボルト設計・施工要領(案)・同解説」(建設電気技術協会)に基づき適切なボルト類を選定しなければならない。

※鋼構造許容応力度設計規準：許容応力度(F)、長期許容引張応力度( $f_t = F/1.5$ )、長期許容せん断応力度( $f_s = F/1.5\sqrt{3}$ )、短期荷重に対する許容応力度(長期荷重における許容応力度の1.5倍)

※JIS B 1082：ねじの有効断面積及び座面の負荷面積

耐震強度計算を行う上で必要となる床等のコンクリート強度が不明な場合は、公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)に定めるコンクリート強度： $F_c = 18N/mm^2$ を用いることができるものとする。

工事受注者は、発注者から示された強度検討資料に応じた取付ボルト及び架台を選定、使用しなければならない。あと施工アンカーボルト、アンカー筋の径は計算結果に基づくものを選定、使用するものとする。

適用基準を、「各種合成構造設計指針・同解説」(日本建築学会)、「コンクリートのあと施工アンカー工法の設計・施工・維持管理指針(案) (土木学会)を反映した「あと施工アンカーボルト設計・施工要領(案)・同解説」(建設電気技術協会)に変更。

誤記訂正

旧 令和6年版

新 朱書き修正

改定主旨・根拠

また、適切な管理項目を定めたあと施工アンカーボルト施工作业手順書を提出し監督職員の確認を受けた上で、(一社)日本建築あと施工アンカー協会の資格区分に応じた資格所有者に施工させるとともに、強度検討資料の照査結果に基づく設計用引張荷重に等しい荷重による同協会の施工指針に規定する試験方法により、あと施工アンカーボルトの規格、施工面(壁面、天井、床面)、施工班、施工日毎に3%(最低3本)以上の本数の非破壊引張試験を実施するものとする。

なお、施工および非破壊引張試験を資格区分に応じた資格所有者で行えない場合は、あと施工アンカーボルト全数に対して強度検討資料の照査結果に基づく設計用引張荷重に等しい荷重により非破壊引張試験を実施するものとする。

上下固定のようにアンカーボルトに引張力が作用しない場合はアンカーボルトの長期許容引張力に等しい荷重により非破壊引張試験を実施するものとする。

ただし、表3-3-1の機器の非破壊引張試験の試験数は、第3編3-4-4-4 器材の落下防止対策の規定による。

表3-3-1 器材の落下防止を適用する機器

対象設備	適用する機器
非常警報設備	火災検知器
	押ボタン式通報装置
	誘導表示板
	非常電話案内板
	通報装置説明板
	非常電話収納箱(壁掛型)
	非常電話表示灯
	非常駐車帯表示灯
	非常電話非常駐車表示灯
ラジオ再放送設備	整合器
	分配器
	終端抵抗器

3) 既設アンカーボルトの流用

既設アンカーボルトを流用する場合は、全数に対して目視により錆が

また、適切な管理項目を定めたあと施工アンカーボルト施工作业手順書を提出し監督職員の確認を受けた上で、(一社)日本建設あと施工アンカー協会の資格区分に応じた資格所有者に施工させるとともに、強度検討資料の照査結果に基づく設計用引張荷重に等しい荷重による同協会の施工指針に規定する試験方法により、あと施工アンカーボルトの規格、施工面(壁面、天井、床面)、施工班、施工日毎に3%(最低3本)以上の本数の非破壊引張試験を実施するものとする。

なお、施工および非破壊引張試験を資格区分に応じた資格所有者で行えない場合は、あと施工アンカーボルト全数に対して強度検討資料の照査結果に基づく設計用引張荷重に等しい荷重により非破壊引張試験を実施するものとする。

上下固定のようにアンカーボルトに引張力が作用しない場合はアンカーボルトの長期許容引張力に等しい荷重により非破壊引張試験を実施するものとする。

ただし、表3-3-1の機器の非破壊引張試験の試験数は、第3編3-4-4-4 器材の落下防止対策の規定による。

表3-3-1 器材の落下防止を適用する機器

対象設備	適用する機器
非常警報設備	火災検知器
	押ボタン式通報装置
	誘導表示板
	非常電話案内板
	通報装置説明板
	非常電話収納箱(壁掛型)
	非常電話表示灯
	非常駐車帯表示灯
	非常電話非常駐車表示灯
ラジオ再放送設備	整合器
	分配器
	終端抵抗器

(3) 既設アンカーボルトの流用

既設アンカーボルトを流用する場合は、全数に対して目視により錆が

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>ないかを、打音・接触検査により緩み等がないかを<b>確認</b>し、ノギスでボルトの最小径寸法を測定し最小寸法が確保できていることを<b>確認</b>したうえで、全数に対して強度検討資料の照査結果に基づく設計用引張荷重に等しい荷重により非破壊引張試験を実施するものとする。</p> <p>上下固定のようにアンカーボルトに引張力が作用しない場合はアンカーボルトの長期許容引張力に等しい荷重により非破壊引張試験を実施するものとする。</p> <p>ただし、表3-3-1の機器の非破壊引張試験にあたっては、第3編3-4-4-4器材の落下防止対策の規定による。</p> <p>(3) 提出書類等</p> <p>1) <b>電気通信工事仕様書</b>第3編第3章「設備の耐震<b>据付</b>基準」及び第4章「共通設備工」を基に、耐震対策及び各種設備等の落下防止対策<b>を行うものとし</b>、施工方法を施工計画書に記載するものとする。</p> <p>2) 設計受注者はアンカーボルト、取付ボルト、ワイヤロープ等について、適用基準、耐震強度及び落下防止強度の算定に要する諸条件等を強度検討資料に記載するものとする。なお、アンカーボルトについては選定理由も記載するものとする。</p> <p>3) 工事受注者は アンカーボルトについては、削孔、清掃等の作業手順及び穿孔深さ、締め付けトルクの管理方法を記載した作業手順書を提出するものとする。</p> <p>あと施工アンカーボルトの作業手順書には非破壊引張試験の実施記録、結果を記載するものとし、完成図書として納品するものとする。</p> <p>(4) フリーアクセスフロア</p> <p>フリーアクセスフロア床に設置する設備は、設備とフリーアクセス床の構造に応じた適切な工法を採用し、フリーアクセスフロアパネル浮き上がり防止を施す他、コンクリート床の耐荷重と機器設置に伴う荷重を考慮し、必要に応じて荷重が集中することがないよう支柱や梁等を活用した対応策を講じるものとする。</p> <p>(5) ストラクチャー</p> <p>機器上部を固定するストラクチャーは、新設時には端部全てを壁面等へ固定することを原則とし、機器架列に応じた応力を算定し適切な部材、ス</p>	<p>ないかを、打音・接触検査により緩み等がないかを<b>確認</b>し、ノギスでボルトの最小径寸法を測定し最小寸法が確保できていることを<b>確認</b>したうえで、全数に対して強度検討資料の照査結果に基づく設計用引張荷重に等しい荷重により非破壊引張試験を実施するものとする。</p> <p>上下固定のようにアンカーボルトに引張力が作用しない場合はアンカーボルトの長期許容引張力に等しい荷重により非破壊引張試験を実施するものとする。</p> <p>ただし、表3-3-1の機器の非破壊引張試験にあたっては、第3編3-4-4-4器材の落下防止対策の規定による。</p> <p><b>3. 提出書類等</b></p> <p>(1) 第3編第3章「設備の耐震基準」及び第4章「共通設備工」を基に、耐震対策及び各種設備等の落下防止対策<b>に係わる</b>施工方法を施工計画書に記載するものとする。</p> <p>(2) 設計受注者はアンカーボルト、取付ボルト、ワイヤロープ等について、適用基準、耐震強度及び落下防止強度の算定に要する諸条件等を強度検討資料に記載するものとする。なお、アンカーボルトについては選定理由も記載するものとする。</p> <p>(3) 工事受注者は アンカーボルトについては、削孔、清掃等の作業手順及び穿孔深さ、締め付けトルクの管理方法を記載した作業手順書を<b>提出</b>するものとする。</p> <p>あと施工アンカーボルトの作業手順書には非破壊引張試験の実施記録、結果を記載するものとし、完成図書として<b>納品</b>するものとする。</p> <p><b>4. フリーアクセスフロア</b></p> <p>フリーアクセスフロア床に設置する設備は、設備とフリーアクセス床の構造に応じた適切な工法を採用し、フリーアクセスフロアパネル浮き上がり防止を施す他、コンクリート床の耐荷重と機器設置に伴う荷重を考慮し、必要に応じて荷重が集中することがないよう支柱や梁等を活用した対応策を講じるものとする。</p> <p><b>5. ストラクチャー</b></p> <p>機器上部を固定するストラクチャーは、新設時には端部全てを壁面等へ固定することを原則とし、機器架列に応じた応力を算定し適切な部材、ス</p>	<p>改定主旨・根拠</p> <p>語句整理</p>

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>材、ストラクチャー構造を決定しなければならない。</p> <p>なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>補強等を実施する場合は、ストラクチャー自体に作用する応力及び端部固定あと施工アンカーボルトに作用する応力の確認を行い、適切な構造としなければならない。</p> <p>(6) ケーブルラック</p> <p>ケーブルラックは、設置箇所に応じた固定法、共振防止を図るとともに、適切な伸縮継手及び可動支持点を設けなければならない。</p> <p>(7) 配管・配線</p> <p>配管・配線は、施工箇所、条件に応じた耐震工法を採用するものとするが、共振、地盤の性状、機器の滑動等を想定した適切な対策を施すものとする。</p> <p>(8) 壁面固定</p> <p>コンクリート構造以外の材質（石膏ボード、構造用合板、ALC等）の壁面に固定する場合、設計受注者は下地の補強等により強度を確保する内容の強度検討資料を作成し、工事受注者はそれに基づいて施工するものとする。</p> <p>3-3-1-2 耐震据付設計基準</p> <p>1. 適用</p> <p>本基準は、防災情報通信の用に供する電気通信設備の据付に適用し、具体的適用範囲は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 地上高さ30m以下の建築物に設置する表3-3-4に示す電気通信設備</p> <p>(2) 地上高さ60m以下の自立型通信用鉄塔、建家屋上又は塔屋に設置する地上高さ60m以下の通信用鉄塔</p> <p>(3) 上記(2)に示す通信用鉄塔に設置する表3-3-4に示す電気通信設備</p> <p>(4) 地上高さ10m以下の鋼管支柱に設置する電気通信設備</p> <p>(5) 防災情報通信設備を設置する専用の局舎</p> <p>(6) 地表の基礎に設置する電気通信設備</p> <p>ただし、(1)、(2)、(4)で規定する範囲を超える場合、及び表3-3-4に示す以外の電気通信設備を設置する場合は事前に監督職員と協議するものとする。</p>	<p>トラクチャー構造を決定しなければならない。</p> <p>なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>補強等を実施する場合は、ストラクチャー自体に作用する応力及び端部固定あと施工アンカーボルトに作用する応力の確認を行い、適切な構造としなければならない。</p> <p>6. ケーブルラック</p> <p>ケーブルラックは、設置箇所に応じた固定法、共振防止を図るとともに、適切な伸縮継手及び可動支持点を設けなければならない。</p> <p>7. 配管・配線</p> <p>配管・配線は、施工箇所、条件に応じた耐震工法を採用するものとするが、共振、地盤の性状、機器の滑動等を想定した適切な対策を施すものとする。</p> <p>8. 壁面固定</p> <p>コンクリート構造以外の材質（石膏ボード、構造用合板、ALC等）の壁面に固定する場合、設計受注者は下地の補強等により強度を確保する内容の強度検討資料を作成し、工事受注者はそれに基づいて施工するものとする。</p> <p>3-3-1-2 耐震据付設計基準</p> <p>1. 適用</p> <p>本基準は、防災情報通信の用に供する電気通信設備の据付に適用し、具体的適用範囲は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 地上高さ30m以下の建築物に設置する表3-3-4に示す電気通信設備</p> <p>(2) 地上高さ60m以下の自立型通信用鉄塔、建家屋上又は塔屋に設置する地上高さ60m以下の通信用鉄塔</p> <p>(3) 上記(2)に示す通信用鉄塔に設置する表3-3-4に示す電気通信設備</p> <p>(4) 地上高さ10m以下の鋼管支柱に設置する電気通信設備</p> <p>(5) 防災情報通信設備を設置する専用の局舎</p> <p>(6) 地表の基礎に設置する電気通信設備</p> <p>ただし、(1)、(2)、(4)で規定する範囲を超える場合、及び表3-3-4に示す以外の電気通信設備を設置する場合は事前に監督職員と協議するものとする。</p>	

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>なお、表3-3-1に示す機器は適用対象外とする。</p> <p><b>2. 基本条件</b></p> <p>使用目的別の基本的要求性能は、以下によるものとする。</p> <p>(1) 重要度区分A： 地震発生中でも正常動作を求める設備</p> <p>(2) 重要度区分B： 地震発生中は機能低下を許容するが、鎮静後は正常動作に復帰することを求める設備</p> <p>(3) 重要度区分C： 地震発生中は機能停止を許容するが、鎮静後に機能に異常がないことを求める設備。また、地震中に機能停止した場合は、鎮静後に必要に応じて部品またはユニット交換により機能回復可能な設備</p> <p>なお、重要度区分による各設備の区分は表3-3-4によるものとする。</p> <p><b>3. 電気通信設備の据付</b></p> <p>(1) 電気通信設備の据付に対する耐震据付設計基準は、基準機器水平入力加速度に対して、床応答倍率と機器応答倍率を考慮した据付設計水平力及び据付設計鉛直力以上の強度で据付を行うものとする。</p> <p>(2) 耐震据付設計基準は以下による。</p> <p>据付設計水平力 <math>F_{SH}</math> は (1-1式) より求める。</p> $F_{SH} = Z \times K_{SH} \times W_G \dots\dots\dots (1-1式)$ <p>ここで <math>K_{SH} = G_0 \times K \times I_i \times A_{mh} \dots\dots\dots (1-2式)</math></p> <p>ただし、<math>F_{SH}</math>：電気通信設備重心に作用する据付設計水平力(N)</p> <p><math>K_{SH}</math>：据付設計水平入力加速度 (<math>m/s^2</math>)</p> <p><math>G_0</math>：基準機器水平入力加速度 = (<math>3.92m/s^2</math>) (建築物1階床に作用する水平有効加速度)</p> <p><math>K</math>：建築物の床応答倍率</p> <p>1.0…………… 1階及び地階 (地表)</p> <p>1.8…………… 中間階</p> <p>2.5…………… 上層階屋上及び塔屋</p> <p>5.0…………… 地上高さ10m以下の鋼管支柱</p> <p>6.25…………… 地上高さ60m以下の自立型通信用鉄塔</p> <p>12.5…………… 建屋屋上及び塔屋に設置する地上高</p>	<p>なお、表3-3-1に示す機器及び壁掛け型の分電盤及び表示盤等は適用対象外とする。</p> <p><b>2. 基本条件</b></p> <p>使用目的別の基本的要求性能は、以下によるものとする。</p> <p>(1) 重要度区分A： 地震発生中でも正常動作を求める設備</p> <p>(2) 重要度区分B： 地震発生中は機能低下を許容するが、鎮静後は正常動作に復帰することを求める設備</p> <p>(3) 重要度区分C： 地震発生中は機能停止を許容するが、鎮静後に機能に異常がないことを求める設備。また、地震中に機能停止した場合は、鎮静後に必要に応じて部品またはユニット交換により機能回復可能な設備</p> <p>なお、重要度区分による各設備の区分は表3-3-4によるものとする。</p> <p><b>3. 電気通信設備の据付</b></p> <p>(1) 電気通信設備の据付に対する耐震据付設計基準は、基準機器水平入力加速度に対して、床応答倍率と機器応答倍率を考慮した据付設計水平力及び据付設計鉛直力以上の強度で据付を行うものとする。</p> <p>(2) 耐震据付設計基準は以下による。</p> <p>据付設計水平力 <math>F_{SH}</math> は (1-1式) より求める。</p> $F_{SH} = Z \times K_{SH} \times W_G \dots\dots\dots (1-1式)$ <p>ここで <math>K_{SH} = G_0 \times K \times I_i \times A_{mh} \dots\dots\dots (1-2式)</math></p> <p>ただし、<math>F_{SH}</math>：電気通信設備重心に作用する据付設計水平力(N)</p> <p><math>K_{SH}</math>：据付設計水平入力加速度 (<math>m/s^2</math>)</p> <p><math>G_0</math>：基準機器水平入力加速度 = (<math>3.92m/s^2</math>) (建築物1階床に作用する水平有効加速度)</p> <p><math>K</math>：建築物の床応答倍率</p> <p>1.0…………… 1階及び地階 (地表)</p> <p>1.8…………… 中間階</p> <p>2.5…………… 上層階屋上及び塔屋</p> <p>5.0…………… 地上高さ10m以下の鋼管支柱</p> <p>6.25…………… 地上高さ60m以下の自立型通信用鉄塔</p> <p>12.5…………… 建屋屋上及び塔屋に設置する地上高</p>	

旧 令和6年版

新 朱書き修正

改定主旨・根拠

表3-3-4 耐震据付設計の重要度区分一覧表 (1/4)

分類	設備名称	重要度区分
電気設備	受変電設備	
	特別高圧受変電設備 高圧受変電設備 低圧受変電設備 受変電用監視制御設備	重要機器B
	電源設備	
	無停電電源設備 直流電源設備	重要機器A (50kVA以下)
	発電設備 管理用水力発電設備 新エネルギー電源設備	重要機器B
	揚排水機場電気設備	
	無停電電源設備 直流電源設備	重要機器A (50kVA以下)
	高圧受変電設備 低圧受変電設備 発電設備 操作制御設備 水閘門電気設備	重要機器B
	地下駐車場電気設備	
	無停電電源設備 直流電源設備	重要機器A (50kVA以下)
	高圧受変電設備 低圧受変電設備 発電設備 動力設備 電話設備 放送設備 ラジオ再放送設備 無線通信補助設備 身体障害者警報設備 自動火災報知設備 中央監視設備 駐車場管制設備 遠方監視設備	重要機器B
	電灯設備 インターホン設備 テレビ共聴設備 CCTV設備	重要機器C
	共同溝附帯設備	
	共同溝監視制御設備	重要機器B

表3-3-4 耐震据付設計対象の電気通信設備と重要度区分一覧表 (1/4)

分類	設備名称	重要度区分
電気設備	受変電設備	
	特別高圧受変電設備 高圧受変電設備 低圧受変電設備 受変電用監視制御設備	重要機器B
	電源設備	
	無停電電源設備 直流電源設備	重要機器A (50kVA以下)
	発電設備 管理用水力発電設備 新エネルギー電源設備	重要機器B
	揚排水機場電気設備	
	無停電電源設備 直流電源設備	重要機器A (50kVA以下)
	高圧受変電設備 低圧受変電設備 発電設備 操作制御設備 水閘門電気設備	重要機器B
	地下駐車場電気設備	
	無停電電源設備 直流電源設備	重要機器A (50kVA以下)
	高圧受変電設備 低圧受変電設備 発電設備 動力設備 電話設備 放送設備 ラジオ再放送設備 無線通信補助設備 身体障害者警報設備 自動火災報知設備 中央監視設備 駐車場管制設備 遠方監視設備	重要機器B
	電灯設備 インターホン設備 テレビ共聴設備 CCTV設備	重要機器C
	共同溝附帯設備	
	共同溝監視制御設備	重要機器B

旧 令和6年版

新 朱書き修正

改定主旨・根拠

表3-3-4 耐震据付設計の重要度区分一覧表 (2/4)

分類	設備名称	重要度区分
通信設備	多重無線通信設備	
	多重無線装置 空中線装置 監視制御装置	重要機器B
	テレメータ設備	
	テレメータ監視局装置 テレメータ中継局装置 テレメータ観測局装置	重要機器B
	放流警報設備	
	放流警報制御監視局装置 放流警報中継局装置 放流警報警報局装置	重要機器B
	移動体通信設備	
	移動体通信装置	重要機器B (空中線系を含む)
	衛星通信設備	
	衛星通信固定局設備	重要機器B (空中線系を含む)
	衛星通信車載局設備 衛星通信可搬局設備	重要機器B
	ヘリコプタ映像伝送設備	
	基地局装置	重要機器B
	電話交換設備	
	自動電話交換装置	重要機器B
	有線通信設備	
	統合IPネットワーク装置 光ファイバ線路監視装置	重要機器B
	道路情報表示設備	
	道路情報表示制御装置 道路情報表示装置	重要機器C
	河川情報表示設備	
	河川情報表示制御装置 河川情報表示装置	重要機器C
	放流警報表示設備	
	放流警報表示制御装置 放流警報表示装置	重要機器B

表3-3-4 耐震据付設計対象の電気通信設備と重要度区分一覧表 (2/4)

分類	設備名称	重要度区分
通信設備	多重無線通信設備	
	多重無線装置 空中線装置 監視制御装置	重要機器B
	衛星通信設備	
	衛星通信固定局設備	重要機器B (空中線系を含む)
	衛星通信車載局設備	重要機器B
	移動体通信設備	
	移動体通信装置	重要機器B (空中線系を含む)
	テレメータ設備	
	テレメータ監視局装置 テレメータ中継局装置 テレメータ観測局装置	重要機器B
	放流警報設備	
	放流警報制御監視局装置 放流警報中継局装置 放流警報警報局装置	重要機器B
	ヘリコプタ映像伝送設備	
	基地局装置	重要機器B
	電話交換設備	
	自動電話交換装置 IP電話交換装置	重要機器B
	有線通信設備	
	統合IPネットワーク装置 光ファイバ線路監視装置	重要機器B
	道路情報表示設備	
	道路情報表示制御装置 道路情報表示装置	重要機器C
	河川情報表示設備	
	河川情報表示制御装置 河川情報表示装置	重要機器C
	放流警報表示設備	
	放流警報表示制御装置 放流警報表示装置	重要機器B

章の整合

対象設備の整理

旧 令和6年版

新 朱書き修正

改定主旨・根拠

表3-3-4 耐震据付設計の重要度区分一覧表 (3/4)

分類	設備名称	重要度区分
通信設備	トンネル防災設備	
	トンネル監視制御装置	重要機器B
	非常警報設備	
	非常警報装置	重要機器B
	ラジオ再放送設備	
	ラジオ再放送装置 緊急放送装置	重要機器B
	トンネル無線補助設備	
	トンネル無線補助設備	重要機器B
	路側通信設備	
	路側通信中央局装置 路側通信端末局装置	重要機器C
	道路防災設備	
	交通遮断装置	重要機器B
	交通流車両観測装置 路車間通信装置	重要機器C
	施設計測・監視制御設備	
	強震計測装置	重要機器A
	路面凍結検知装置 積雪深計測装置 気象観測装置 土石流監視制御装置 路面冠水検知装置	重要機器C

表3-3-4 耐震据付設計対象の電気通信設備と重要度区分一覧表 (3/4)

分類	設備名称	重要度区分
通信設備	トンネル防災設備	
	トンネル監視制御装置	重要機器B
	非常警報設備	
	非常警報装置	重要機器B
	ラジオ再放送設備	
	ラジオ再放送装置 緊急放送装置	重要機器B
	トンネル無線補助設備	
	トンネル無線補助設備	重要機器B
	路側通信設備	
	路側通信中央局装置 路側通信端末局装置	重要機器C
	道路防災設備	
	交通遮断装置	重要機器B
	交通流車両観測装置 路車間通信装置	重要機器C
	施設計測・監視制御設備	
	強震計測装置	重要機器A
	路面凍結検知装置 積雪深計測装置 気象観測装置 土石流監視制御装置 路面冠水検知装置	重要機器C

旧 令和6年版

新 朱書き修正

改定主旨・根拠

表3-3-4 耐震据付設計の重要度区分一覧表 (4/4)

分類	設備名称	重要度区分
電子応用設備	各種情報設備	重要機器B
	ダム・堰諸量設備	
	ダム・堰諸量装置	重要機器B
	ダム・堰放流制御装置	重要機器B
	レーダ雨量計設備	
	全国合成処理局装置 監視制御局装置 レーダ基地局装置	重要機器C
	統一河川情報システム	
	統一河川情報システム装置	重要機器C
	道路交通情報設備	
	道路情報中枢局装置 道路情報集中局装置	重要機器C
	CCTV設備	
	CCTV監視制御装置 CCTV装置 光通信装置	重要機器C
	水質自動監視設備	
	水質自動監視装置 水質自動観測装置	重要機器C 重要機器C
	電話応答通報設備	
	電話応答（通報）装置	重要機器C
	その他	
	画像符号化装置	重要機器B

注) 無停電電源装置・直流電源装置・発電装置は、単独設備への電源供給を専用とする場合は、供給を受ける設備の重要度区分に応じた重要度とする。

表3-3-4 耐震据付設計対象の電気通信設備と重要度区分一覧表 (4/4)

分類	設備名称	重要度区分
電子応用設備	各種情報設備	重要機器B
	ダム・堰諸量設備	
	ダム・堰諸量装置	重要機器B
	ダム・堰放流制御装置	重要機器B
	レーダ雨量計設備	
	全国合成処理局装置 監視制御局装置 レーダ基地局装置	重要機器C
	統一河川情報システム	
	統一河川情報システム装置	重要機器C
	道路交通情報設備	
	道路情報中枢局装置 道路情報集中局装置	重要機器C
	CCTV設備	
	CCTV監視制御装置 CCTV装置 光通信装置	重要機器C
	水質自動監視設備	
	水質自動監視装置 水質自動観測装置	重要機器C 重要機器C
	電話応答通報設備	
	電話応答（通報）装置	重要機器C
	その他	
	画像符号化装置	重要機器B

注) 無停電電源装置・直流電源装置・発電装置は、単独設備への電源供給を専用とする場合は、供給を受ける設備の重要度区分に応じた重要度とする。

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p style="text-align: center;"><b>第4章 共通設備工</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、電気通信設備工事について共通的に使用する工種に適用する。                  2. 受注者は、<b>設計図書</b>に示された設備などが、その機能を完全に発揮するよう施工しなければならない。</p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の<b>承諾</b>を得なければならない。                  なお、基準類と<b>設計図書</b>に相違がある場合は、原則として<b>設計図書</b>の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>国土交通省 電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（案）                  （令和6年3月）</p> <p>国土交通省 光ファイバケーブル施工要領（平成25年3月）</p> <p>国土交通省 雷害対策設計施工要領（案）（平成31年3月）</p> <p>経済産業省 電気設備に関する技術基準を定める省令                  （令和4年12月）</p> <p>経済産業省 電気設備の技術基準の解釈（令和5年12月）</p> <p>日本建築学会 鋼構造許容応力度設計規準（2019年10月）</p> <p>日本建築学会 各種合成構造設計指針・同解説（2010年11月）</p> <p>建設電気技術協会 電気通信設備据付標準図集（平成31年4月）</p> <p>建設電気技術協会 道路・トンネル照明器材仕様書・同解説                  （平成30年版）</p>	<p style="text-align: center;"><b>第4章 共通設備工</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、電気通信設備工事について共通的に使用する工種に適用する。                  2. 受注者は、<b>設計図書</b>に示された設備などが、その機能を完全に発揮するよう施工しなければならない。</p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の<b>承諾</b>を得なければならない。                  なお、基準類と<b>設計図書</b>に相違がある場合は、原則として<b>設計図書</b>の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>国土交通省 電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（案）                  （令和6年3月）</p> <p>国土交通省 光ファイバケーブル施工要領（平成25年3月）</p> <p>国土交通省 雷害対策設計施工要領（案）（平成31年3月）</p> <p>経済産業省 電気設備に関する技術基準を定める省令                  （令和5年3月）</p> <p>経済産業省 電気設備の技術基準の解釈（令和5年12月）</p> <p><b>経済産業省 発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令                  （令和6年4月）</b></p> <p>経済産業省 発電用太陽電池設備に関する技術基準の解釈                  （令和3年3月）</p> <p><b>経済産業省 発電用水力設備に関する技術基準を定める省令                  （平成21年3月）</b></p> <p><b>経済産業省 発電用水力設備の技術基準の解釈（平成28年5月）</b></p> <p><b>経済産業省 発電用風力設備に関する技術基準を定める省令                  （令和6年4月）</b></p> <p><b>経済産業省 発電用風力設備の技術基準の解釈（令和3年4月）</b></p>	<p>技術基準の追加</p>

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
	<p>日本建築学会 鋼構造許容応力度設計規準 (2019年10月)</p> <p>日本建築学会 各種合成構造設計指針・同解説 (2023年8月)</p> <p>建設電気技術協会 電気通信設備据付標準図集 (平成31年4月)</p> <p>建設電気技術協会 あと施工アンカーボルト設計・施工要領・同解説 (令和7年4月)</p> <p>建設電気技術協会 ストラクチャー設計・施工要領・同解説 (平成31年4月)</p> <p>建設電気技術協会 道路・トンネル照明器材仕様書・同解説 (平成30年版)</p>	<p>電気通信設備据付標準図集の内、「あと施工アンカーボルト設計・施工要領・同解説」の外出しに準じた「同基準」の外出し</p>

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p><b>第3節 各種設備に関する一般事項</b></p> <p><b>3-4-3-1 一般事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>受注者は、設備の据付調整に先立ち、監督職員と十分打合せを行うものとする。</li> <li>受注者は、設備の据付調整を十分な技術と経験を有する技術者により行うものとし、作業の円滑化に努めるものとする。</li> <li>受注者は、設備の据付調整の際、施工する設備はもとより、既設機器や構造物等に損傷を与えないよう十分注意するものとする。 万一損傷した場合は、直ちに監督職員に<b>報告</b>するとともに、受注者の責により速やかに復旧または修復するものとする。</li> <li>受注者は、設備の据付調整を実施するにあたり、既設通信回線及び既設設備の運用に支障をきたすおそれがある場合は、事前に監督職員と<b>協議</b>するものとする。</li> </ol> <p><b>3-4-3-2 各種設備等の包装・運搬</b></p> <p>受注者は、<b>設計図書</b>によるほか、以下の事項に留意し包装・運搬を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>包装は、装置等を水・湿気・衝撃等から保護するとともに、運搬・保管に耐え得る構造であるものとする。</li> <li>外装用段ボール箱「JIS Z 1506」を使用する場合の、一括包装内の総質量は30kg以下であることとする。</li> </ol> <p><b>3-4-3-3 各種設備等の据付</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>受注者は、各種設備等の据付にあたっては、設計図書によるほか、以下の事項によるものとし、施工前に各設備の据付に関する第3編第3章設備の耐震基準の規定による強度検討資料の照査結果を提出し、監督職員の確認を受けた上で適切に施工するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>自立型装置及び上下固定型装置の据付 <ol style="list-style-type: none"> <li>装置等を床面ならびに壁面及び天井面に据付ける際は、地震時の水平移動、転倒、落下等の事故を防止できるよう耐震処置を行うものとする。 なお、耐震処置は第3編第3章設備の耐震基準の規定によるものとす</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol>	<p><b>第3節 各種設備に関する一般事項</b></p> <p><b>3-4-3-1 一般事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>受注者は、設備の据付調整に先立ち、監督職員と十分打合せを行うものとする。</li> <li>受注者は、設備の据付調整を十分な技術と経験を有する技術者により行うものとし、作業の円滑化に努めるものとする。</li> <li>受注者は、設備の据付調整の際、施工する設備はもとより、既設機器や構造物等に損傷を与えないよう十分注意するものとする。 万一損傷した場合は、直ちに監督職員に<b>報告</b>するとともに、受注者の責により速やかに復旧または修復するものとする。</li> <li>受注者は、設備の据付調整を実施するにあたり、既設通信回線及び既設設備の運用に支障をきたすおそれがある場合は、事前に監督職員と<b>協議</b>するものとする。</li> </ol> <p><b>3-4-3-2 各種設備等の包装・運搬</b></p> <p>受注者は、<b>設計図書</b>によるほか、以下の事項に留意し包装・運搬を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>包装は、装置等を水・湿気・衝撃等から保護するとともに、運搬・保管に耐え得る構造であるものとする。</li> <li>外装用段ボール箱「JIS Z 1506」を使用する場合の、一括包装内の総質量は30kg以下であることとする。</li> </ol> <p><b>3-4-3-3 各種設備等の据付</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>受注者は、各種設備等の据付にあたっては、設計図書によるほか、以下の事項によるものとし、施工前に各設備の据付に関する第3編第3章設備の耐震基準の規定による強度検討資料の照査結果を<b>提出</b>し、監督職員<b>の確認</b>を受けた上で適切に施工するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>自立型装置及び上下固定型装置の据付 <ol style="list-style-type: none"> <li>装置等を床面ならびに壁面及び天井面に据え付ける際は、地震時の水平移動、転倒、落下等の事故を防止できるよう耐震処置を行うものとする。 なお、耐震処置は第3編第3章設備の耐震基準の規定によるものとす</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol>	

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>る。</p> <p>2) 装置等の配置は<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>3) 床面、壁面等への取付け方法は、原則として<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>4) 装置等の配置及び取付け方法が<b>設計図書</b>により難しい場合は、施工図により監督職員の<b>承諾</b>を得るものとする。</p> <p>5) 装置等は鋼製架台を使用して、直接コンクリート床へ水平に固定するものとする。</p> <p>6) 装置をフリーアクセスフロア床に固定する場合は、装置部分のフリーアクセスフロアパネルを切り取り、コンクリート床に取付けボルトの締付け状態が確認できる構造の専用架台を設けてボルトで固定するものとする。</p> <p>7) 装置上部を固定する場合は、ストラクチャーまたは壁面、天井などへ固定すること。 なお、施工にあたっては事前に監督職員と<b>協議</b>するものとする。</p> <p>8) ストラクチャーは、部材の変形または振動で工事目的物に支障が生じないように部材及びサイズを選定するものとする。</p> <p>9) 装置上部を振れ止め金具を用いて固定する場合は、十分な許容曲げ応力度を有する鋼材を選定し、その取付けボルトには十分な許容せん断力を有するボルトで固定するものとする。</p> <p>10) 自立型装置において、ラック上部にストラクチャー等が設置されている場合は、上下固定することが望ましい。</p> <p>(2) 壁掛形装置等の据付 装置等の取付けは、その重量及び取付け場所に応じた方法とし、重量の大きいもの及び取付け方法が特殊なものの施工にあたっては落下防止を考慮し、事前に取付詳細図を<b>提出</b>し監督職員と<b>協議</b>すること。</p> <p>(3) 卓上装置等の据付 1) 地震時に、卓上装置や端末設備等が水平移動または卓上から落下等しないように、耐震用品等で固定するものとする。 2) 卓上に設置する場合は、移動または転倒などを防止するために耐震用品等で固定するものとし、卓の脚はスラブ（耐震施工がされている</p>	<p>る。</p> <p>2) 装置等の配置は<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>3) 床面、壁面等への取付方法は、原則として<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>4) 装置等の配置及び取付方法が<b>設計図書</b>により難しい場合は、施工図により監督職員の<b>承諾</b>を得るものとする。</p> <p>5) 装置等は鋼製架台を使用して、直接コンクリート床へ水平に固定するものとする。</p> <p>6) 装置をフリーアクセスフロア床に固定する場合は、装置部分のフリーアクセスフロアパネルを切り取り、コンクリート床に取付ボルトの締付状態が確認できる構造の専用架台を設けてボルトで固定するものとする。</p> <p>7) 装置上部を固定する場合は、ストラクチャーまたは壁面、天井などへ固定すること。 なお、施工にあたっては事前に監督職員と<b>協議</b>するものとする。</p> <p>8) ストラクチャーは、部材の変形または振動で工事目的物に支障が生じないように部材及びサイズを選定するものとする。</p> <p>9) 装置上部を振れ止め金具を用いて固定する場合は、十分な許容曲げ応力度を有する鋼材を選定し、その取付ボルトには十分な許容せん断力を有するボルトで固定するものとする。</p> <p>10) 自立型装置において、ラック上部にストラクチャー等が設置されている場合は、上下固定することが望ましい。</p> <p>(2) 壁掛形装置等の据付 装置等の取付は、その重量及び取付場所に応じた方法とし、重量の大きいもの及び取付方法が特殊なものの施工にあたっては落下防止を考慮し、事前に取付詳細図を<b>提出</b>し監督職員と<b>協議</b>すること。</p> <p>(3) 卓上装置等の据付 1) 卓の脚はスラブ（耐震施工がされているフリーアクセスの場合はフリーアクセス）に固定する。 2) 卓上装置や端末設備等が水平移動または卓上から落下等しないように、耐震用品等で固定するものとする。</p>	<p>改定主旨・根拠</p> <p>卓の固定からに順番変更</p>

旧 令和6年版

新 朱書き修正

改定主旨・根拠

フリーアクセスの場合はフリーアクセス)に固定する。

- (4) 19インチ汎用ラックの据付  
19インチ汎用ラックの据付けは、(1)に示す「自立型装置」に準じる。
- 2. 受注者は、各種設備等の配置にあたっては、**設計図書**によるほか、以下の事項を考慮するものとする。
  - (1) 装置等と壁・柱などとの間隔は、工事上・保守上及び運用上支障のない間隔とし、操作等のしやすい配置とすること。
  - (2) 装置等の配置は、誘導障害が生じやすい装置等との隣接は、極力避けるものとする。
- 3. 受注者は、各種配線にあたっては、**設計図書**によるほか、以下の事項を考慮するものとする。
  - (1) 配線は、既設配線と誘導障害を生じないように、適切なルート及び間隔を考慮するものとする。
  - (2) 各ケーブルは、装置等の保守点検等に対して支障のないように、長さ及び配置などを考慮するものとする。
  - (3) ケーブルを配線する場合は、系統別に整然と配列し、各ケーブルには行先及び用途を記した表示札を取付けるものとする。また、将来の配置変更に対応可能なように余裕をもって配線すること。
  - (4) 電線の色別は、表3-4-1によるものとする。ただし、これにより難しい場合は、端部を色別とする。

表3-4-1 電線の色別

電気方式	赤	白	黒	青
三相3線式	第1相	第2相(接地側)	第2相(非接地)	第3相
三相4線式	第1相	中性相	第2相	第3相
単相2線式	第1相	第2相(接地側)	第2相(非接地)	—
単相3線式	第1相	中性相	第2相	—
直流2線式	正極	—	—	負極

- [備考] (1) 分岐する回路の色別は、分岐前の色別による。  
 (2) 単相2線式の第2相が接地相の場合は、第1相を黒色とすることができる。  
 (3) 発電回路の第2相は、接続される商用回路の第2相の色別とする。  
 (4) 単相2線式と直流2線式の切換回路2次側は、直流2線式の配置と色別による。  
 (5) 接地線の色別は、緑又は緑/黄とする。

- (4) 19インチ汎用ラックの据付  
19インチ汎用ラックの据付けは、(1)に示す「自立型装置」に準じる。
- 2. 受注者は、各種設備等の配置にあたっては、**設計図書**によるほか、以下の事項を考慮するものとする。
  - (1) 装置等と壁・柱などとの間隔は、工事上・保守上及び運用上支障のない間隔とし、操作等のしやすい配置とすること。
  - (2) 装置等の配置は、誘導障害が生じやすい装置等との隣接は、極力避けるものとする。
- 3. 受注者は、各種配線にあたっては、**設計図書**によるほか、以下の事項を考慮するものとする。
  - (1) 配線は、既設配線と誘導障害を生じないように、適切なルート及び間隔を考慮するものとする。
  - (2) 各ケーブルは、装置等の保守点検等に対して支障のないように、長さ及び配置などを考慮するものとする。
  - (3) ケーブルを配線する場合は、系統別に整然と配列し、各ケーブルには行先及び用途を記した表示札を取り付けるものとする。また、将来の配置変更に対応可能なように余裕をもって配線すること。
  - (4) 電線の色別は、表3-4-1によるものとする。ただし、これにより難しい場合は、端部を色別とする。

表3-4-1 電線の色別

電気方式	赤	白	黒	青
三相3線式	第1相	第2相(接地側)	第2相(非接地)	第3相
三相4線式	第1相	中性相	第2相	第3相
単相2線式	第1相	第2相(接地側)	第2相(非接地)	—
単相3線式	第1相	中性相	第2相	—
直流2線式	正極	—	—	負極

- [備考] (1) 分岐する回路の色別は、分岐前の色別による。  
 (2) 単相2線式の第2相が接地相の場合は、第1相を黒色とすることができる。  
 (3) 発電回路の第2相は、接続される商用回路の第2相の色別とする。  
 (4) 単相2線式と直流2線式の切換回路2次側は、直流2線式の配置と色別による。  
 (5) 接地線の色別は、緑又は緑/黄とする。

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>4. 受注者は、各種設備と器材の材質には、異種金属間の防蝕に留意して選定するとともに、施工に際しては適切な防蝕処置を施すものとする。</p> <p>5. 受注者は、屋外装置の収容箱等を道路に面する場所に設置する場合は、道路と平行に取り付けるものとする。</p> <p>    なお、歩道がある場合は歩道の縁から突出していないこと。</p> <p>6. 受注者は、各種設備の据付に当たっては、車道部及び歩道部の建築限界（道路構造令第12条）を侵さない位置に設置するものとする。</p> <p><b>3-4-3-4 各種設備の落下防止</b></p> <p>1. 設備の落下等により第三者被害の発生が懸念される場所において、壁面<b>及び</b>天井面にあと施工アンカーボルト等により設備等を設置する場合は、落下防止措置のうち<b>2種類以上の異なる種類を組合せた</b>M8以上のボルト、ナット（以下「二重落下防止の対策が施されたボルト、ナット」という。）を選定するものとする。</p> <p>    <b>なお、二重ナットも落下防止措置の1種類として取り扱うものとする。</b>また、ボルト部においては、目視によるボルト、ナットの緩み確認用として、ボルト、ナット、座金及びプレート部に連続したマーキング（合いマーク）を施工するものとする。</p> <p>2. 設備の落下等により第三者被害の発生が懸念される場所に設置される以下の設備にあつては、さらにワイヤロープ等で接続するものとする。</p> <p>    <b>・ CCTV設備</b></p> <p>    ・ トンネル照明設備</p> <p>    ・ 道路照明設備</p> <p>    <b>ただし、本体構造による落下防止対策の実施が確認できるCCTV設備においては、ワイヤロープ等による対策は求めない。</b></p> <p>    「設備の落下等により第三者被害の発生が懸念される場所」とは、設置場所が一般の立ち入りを制限した場所以外をいう。</p> <p>3. ワイヤロープの安全率は、破断荷重をロープにかかる固定荷重の最大値で除した値とし、10倍以上とする。</p> <p>4. ワイヤロープを固定する金具、あと施工アンカーボルト等の許容荷重は短期荷重用を用いる。</p> <p>    ワイヤロープを固定する金具、あと施工アンカーボルト等は、ワイヤロ</p>	<p>4. 受注者は、各種設備と器材の材質には、異種金属間の防蝕に留意して選定するとともに、施工に際しては適切な防蝕処置を施すものとする。</p> <p>5. 受注者は、屋外装置の収容箱等を道路に面する場所に設置する場合は、道路と平行に取り付けるものとする。</p> <p>    なお、歩道がある場合は歩道の縁から突出していないこと。</p> <p>6. 受注者は、各種設備の据付に当たっては、車道部及び歩道部の建築限界（道路構造令第12条）を侵さない位置に設置するものとする。</p> <p><b>3-4-3-4 各種設備の落下防止</b></p> <p>1. 設備の落下等により第三者被害の発生が懸念される場所において、壁面<b>または</b>天井面にあと施工アンカーボルト等により設備等を設置する場合は、落下防止措置と<b>緩み止め機能</b>を組合せたM8以上のボルト、ナット（以下「二重落下防止の対策が施されたボルト、ナット」という。）を選定するものとする。</p> <p>    ボルト部においては、目視によるボルト、ナットの緩み確認用として、ボルト、ナット、座金及びプレート部に連続したマーキング（合いマーク）を施工するものとする。</p> <p>2. 設備の落下等により第三者被害の発生が懸念される場所に設置される以下の設備にあつては、さらにワイヤロープ等で接続するものとする。</p> <p>    ・ トンネル照明設備</p> <p>    ・ 道路照明設備</p> <p>    <b>・ CCTV設備（本体構造による落下防止対策が施されていない装置に限る。）</b></p> <p>    「設備の落下等により第三者被害の発生が懸念される場所」とは、設置場所が一般の立ち入りを制限した場所以外をいう。</p> <p>3. ワイヤロープの安全率は、破断荷重をロープにかかる固定荷重の最大値で除した値とし、10倍以上とする。</p> <p>4. ワイヤロープを固定する金具、あと施工アンカーボルト等の許容荷重は短期荷重用を用いる。</p> <p>    ワイヤロープを固定する金具、あと施工アンカーボルト等は、ワイヤロ</p>	<p>改定主旨・根拠</p> <p>二つの要素での落下防止を明確にした。</p> <p>機器仕様により落下防止対策が施されている。旧機器の転用等に適用</p>

旧 令和6年版

新 朱書き修正

改定主旨・根拠

ープにかかる固定荷重の10倍を受け止める耐力を有すること。  
 あと施工アンカーボルトにあつては、あと施工アンカーボルトの規格、施工面（壁面・天井）、施工班、施工日毎に3%（最低3本）以上の本数をあと施工アンカーボルトの許容引張荷重（短期荷重用）により、非破壊引張試験を実施するものとする。

ープにかかる固定荷重の10倍を受け止める耐力を有すること。  
 あと施工アンカーボルトにあつては、あと施工アンカーボルトの規格、施工面（壁面・天井）、施工班、施工日毎に3%（最低3本）以上の本数をあと施工アンカーボルトの許容引張荷重（短期荷重用）により、非破壊引張試験を実施するものとする。

5. 受注者は、発注者が示す強度検討資料の照査結果を**提出**し、監督職員の**確認**を受けた上で適切に施工するものとする。なお、発注者から示された強度検討資料と施工条件が一致しない場合は、監督職員と**協議**するものとする。

5. 受注者は、発注者が示す強度検討資料の照査結果を**提出**し、監督職員の**確認**を受けた上で適切に施工するものとする。なお、発注者から示された強度検討資料と施工条件が一致しない場合は、監督職員と**協議**するものとする。

表 3-4-2 あと施工アンカーボルトの落下防止対策

設備名	落下対策の処置	適用
CCTV 設備	本体の固定方法	二重落下防止
	落下防止用ワイヤロープの固定方法	問わない
トンネル照明設備	本体の固定方法	二重落下防止
	落下防止用ワイヤロープの固定方法	問わない
道路照明設備（ポール照明）	本体の固定方法	貫通ボルト及び落下防止用ワイヤロープによる。
	落下防止用ワイヤロープの固定方法	該当なし

表 3-4-2 各種設備の落下防止対策

設備名	落下対策の処置	適用
CCTV 設備	本体の固定方法	二重落下防止
	落下防止用ワイヤロープの固定方法	問わない
トンネル照明設備	本体の固定方法	二重落下防止
	落下防止用ワイヤロープの固定方法	問わない
道路照明設備（ポール照明）	器具の固定方法	貫通ボルト及び落下防止用ワイヤロープによる。
	落下防止用ワイヤロープの固定方法	ポール内落下防止ワイヤ取付用金具に取付

（二重落下防止の対策が施されたボルトナット：「二重落下防止」と略する。）

（二重落下防止の対策が施されたボルトナット：「二重落下防止」と略する。）

3-4-3-5 各種設備等の調整

- 受注者は、据付完了後、各機器の単体調整を行うとともに、施工する設備の機能を満足するよう、対向調整及び総合調整を行うものとする。
- 受注者は、設計図書によるほか、「電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（案）」の各項目に基づき試験及び調整を行うものとする。
- 受注者は、調整完了後、監督職員に試験及び調整した結果を記載した試験成績書を提出するものとする。

3-4-3-5 各種設備等の調整

- 受注者は、据付完了後、各機器の単体調整を行うとともに、施工する設備の機能を満足するよう、対向調整及び総合調整を行うものとする。
- 受注者は、設計図書によるほか、「電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（案）」の各項目に基づき試験及び調整を行うものとする。
- 受注者は、調整完了後、監督職員に試験及び調整した結果を記載した試験成績書を**提出**するものとする。

3-4-3-6 各種設備等の撤去

- 受注者は、再使用する設備等に、以下の処置を施すものとする。
- 防雨・防湿処理を行い、指定された箇所へ保管されていること。
  - 装置を移動する際、機能に支障がないよう衝撃等に注意すること。
  - 記録表の取付け。

3-4-3-6 各種設備等の撤去

- 受注者は、再使用する設備等に、以下の処置を施すものとする。
- 防雨・防湿処理を行い、指定された箇所へ保管されていること。
  - 装置を移動する際、機能に支障がないよう衝撃等に注意すること。
  - 記録表の取付

誤記訂正

防止策の明示

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>撤去した装置等の側面に、以下の事項を記載した記録表を取付けるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・装置名称</li> <li>・撤去年月</li> <li>・製造年月</li> <li>・施工業者名</li> <li>・製造業者名</li> </ul> <p><b>第4節 機材に関する一般事項</b></p> <p>3-4-4-1 防火区画等の貫通</p> <p>1. 金属管が防火区画または防火上主要な間仕切り（以下「防火区画等」という。）を貫通する場合は、以下のいずれかによる。</p> <p>(1) 金属管と壁等との隙間に、モルタル、耐熱シール材等の不燃材料を充填する。</p> <p>(2) 金属管と壁等との隙間に、ロックウール保温材を充填し、標準厚さ1.6mm以上の鋼板で押える。</p> <p>(3) 金属管と壁等との隙間に、ロックウール保温材を充填し、その上をモルタルで押える。</p> <p>2. PF管が防火区画等を貫通する場合は、以下のいずれかによる。</p> <p>(1) 貫通する区画のそれぞれ両側1m以上の距離に不燃材料の管を使用し、管と壁等との隙間に、モルタル、耐熱シール材等不燃材料を充填し、その管の中に配管する。さらに不燃材料の端口は耐熱シール材等で密閉する。</p> <p>(2) 関係法令に適合したもので貫通に適合するものとする。</p> <p>3. 金属ダクトが防火区画等を貫通する場合は、以下によるものとする。</p> <p>(1) 金属ダクトと壁等との隙間に、モルタル等の不燃材料を充填する。なお、モルタルの場合は、クラックを生じないように数回に分けて行うものとする。</p> <p>(2) 防火区画等を貫通する部分の金属ダクトの内部に、ロックウール保温材を密度150kg/m<sup>3</sup>以上に充填し、厚さ25mm以上の繊維混入けい酸カルシウム板で押える。また、繊維混入けい酸カルシウム板から50mmまでの、電線相互及び繊維混入けい酸カルシウム板と電線の隙間には耐熱シール材を充填する。</p>	<p>撤去した装置等の側面に、以下の事項を記載した記録表を取り付けるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・装置名称</li> <li>・撤去年月</li> <li>・製造年月</li> <li>・施工業者名</li> <li>・製造業者名</li> </ul> <p><b>第4節 器材に関する一般事項</b></p> <p>3-4-4-1 防火区画等の貫通</p> <p>1. 金属管が防火区画または防火上主要な間仕切り（以下「防火区画等」という。）を貫通する場合は、以下のいずれかによる。</p> <p>(1) 金属管と壁等との隙間に、モルタル、耐熱シール材等の不燃材料を充填する。</p> <p>(2) 金属管と壁等との隙間に、ロックウール保温材を充填し、標準厚さ1.6mm以上の鋼板で押える。</p> <p>(3) 金属管と壁等との隙間に、ロックウール保温材を充填し、その上をモルタルで押える。</p> <p>2. PF管が防火区画等を貫通する場合は、以下のいずれかによる。</p> <p>(1) 貫通する区画のそれぞれ両側1m以上の距離に不燃材料の管を使用し、管と壁等との隙間に、モルタル、耐熱シール材等不燃材料を充填し、その管の中に配管する。さらに不燃材料の端口は耐熱シール材等で密閉する。</p> <p>(2) <b>防火区画等の貫通部に用いる材料は、関係法令に適合したもので貫通部に適合するものとする。</b></p> <p>3. 金属ダクトが防火区画等を貫通する場合は、以下によるものとする。</p> <p>(1) 金属ダクトと壁等との隙間に、モルタル等の不燃材料を充填する。なお、モルタルの場合は、クラックを生じないように数回に分けて行うものとする。</p> <p>(2) 防火区画等を貫通する部分の金属ダクトの内部に、ロックウール保温材を密度150kg/m<sup>3</sup>以上に充填し、厚さ25mm以上の繊維混入けい酸カルシウム板で押える。また、繊維混入けい酸カルシウム板から50mmまでの、電線相互及び繊維混入けい酸カルシウム板と電線の隙間には耐熱シ</p>	<p>改定主旨・根拠</p> <p>器材に修正</p> <p>語句整理</p>

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>4. ケーブルまたはバスダクトが防火区画等を貫通する場合は、関係法令に適合したものとする。</p> <p>5. ケーブルラックが防火区画を貫通する場合の耐火処理の方法として、その耐火性能が国土交通大臣の認定を受けた方法を採用する場合は、それらに明記された所定の方法で行わなければならない。</p> <p><b>3-4-4-2 延焼防止処置を要する床貫通</b></p> <p>金属ダクト、バスダクト及びケーブルラックが防火区画された配線室の内部の床を貫通する部分で延焼防止処置を要する箇所は、床の上面に厚さ25mm以上の繊維混入けい酸カルシウム板を設け、繊維混入けい酸カルシウム板から50mmまでのケーブル相互の隙間及び繊維混入けい酸カルシウム板とケーブルの隙間、並びに繊維混入けい酸カルシウム板と床面の隙間には耐熱シール材を充填する。</p> <p><b>3-4-4-3 外壁貫通の管路</b></p> <p>建築物など構造体を貫通し、直接屋外に通じる管路は、屋内に水が浸入しないように防水処理を行うものとする。</p> <p><b>3-4-4-4 器材の落下防止</b></p> <p>1. <b>設備</b>の落下等により第三者被害の発生が懸念される場所において、壁面又は天井面にあと施工アンカーボルトにより器材を設置する場合は、二重落下防止の対策が施されたM8以上のあと施工アンカーボルトを選定するものとする。また、ボルトナット部においては、目視によるボルト、ナットの緩み確認用として、ボルト、ナット、座金及びプレート部に連続したマーキング（合いマーク）を施工するものとする。</p> <p>2. 壁面又は天井面にあと施工アンカーボルトにより器材を設置する場合は、あと施工アンカーボルトの規格、施工面（壁面・天井）、施工班、施工日毎に3%（最低3本）以上の本数を固定荷重の10倍、またはあと施工アンカーボルトの許容引張荷重（長期荷重用）のいずれか大きい値により、非破壊引張試験を実施するものとする。</p> <p>3. 受注者は、発注者が示す強度検討資料の照査結果を<b>提出</b>し、監督職員の<b>確認</b>を受けた上で適切に施工するものとする。</p> <p>なお、発注者から示された強度検討資料と施工条件が一致しない場合は、</p>	<p>ール材を充填する。</p> <p>4. ケーブルまたはバスダクトが防火区画等を貫通する場合は、関係法令に適合したものとする。</p> <p>5. ケーブルラックが防火区画を貫通する場合の耐火処理の方法として、その耐火性能が国土交通大臣の認定を受けた方法を採用する場合は、それらに明記された所定の方法で行わなければならない。</p> <p><b>3-4-4-2 延焼防止処置を要する床貫通</b></p> <p>金属ダクト、バスダクト及びケーブルラックが防火区画された配線室の内部の床を貫通する部分で延焼防止処置を要する箇所は、床の上面に厚さ25mm以上の繊維混入けい酸カルシウム板を設け、繊維混入けい酸カルシウム板から50mmまでのケーブル相互の隙間及び繊維混入けい酸カルシウム板とケーブルの隙間、並びに繊維混入けい酸カルシウム板と床面の隙間には耐熱シール材を充填する。</p> <p><b>3-4-4-3 外壁貫通の管路</b></p> <p>建築物など構造体を貫通し、直接屋外に通じる管路は、屋内に水が浸入しないように防水処理を行うものとする。</p> <p><b>3-4-4-4 器材の落下防止</b></p> <p>1. <b>器材</b>の落下等により第三者被害の発生が懸念される場所において、壁面又は天井面にあと施工アンカーボルトにより器材を設置する場合は、二重落下防止の対策が施されたM8以上のあと施工アンカーボルトを選定するものとする。また、ボルトナット部においては、目視によるボルト、ナットの緩み確認用として、ボルト、ナット、座金及びプレート部に連続したマーキング（合いマーク）を施工するものとする。</p> <p>2. 壁面又は天井面にあと施工アンカーボルトにより器材を設置する場合は、あと施工アンカーボルトの規格、施工面（壁面・天井）、施工班、施工日毎に3%（最低3本）以上の本数を固定荷重の10倍、またはあと施工アンカーボルトの許容引張荷重（長期荷重用）のいずれか大きい値により、非破壊引張試験を実施するものとする。</p> <p>3. 受注者は、発注者が示す強度検討資料の照査結果を<b>提出</b>し、監督職員の<b>確認</b>を受けた上で適切に施工するものとする。</p> <p>なお、発注者から示された強度検討資料と施工条件が一致しない場合は、</p>	<p>器材</p>

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>ただし、管とボックスなどとの接続点に近い箇所及び管端は固定すること。</p> <p>6) 管の貫通は、建造物の構造及び強度に支障のないように行うものとする。</p> <p>7) 露出配管は、壁面などに沿って敷設し、立上げまたは立下げの場合は、壁面または支持金物に沿って敷設すること。</p> <p>8) 管を支持する金物は鋼製とし、管数、管の配列及びこれを支持する箇所の状況に応じたものとする。</p> <p>9) 管を支持する金物は、壁などの構造体に堅固に取り付けるものとする。</p> <p>(2) 埋込配管 埋込配管は、本条1項(1)の1)～5)の規定によるほか、以下によるものとする。</p> <p>1) 管の埋込みまたは貫通は、建造物の構造及び強度に支障のないように行うものとする。</p> <p>2) コンクリート埋込みとなる管路は、管を鉄線で鉄筋に結束し、コンクリート打ち込み時に容易に移動しないようにする。</p> <p>(3) 管の接続</p> <p>1) 管相互の接続は、カップリングまたは、ねじなしカップリングを使用し、ねじ込み、突合せ及び締め付けを十分に行うものとする。また、管とボックス、分電盤などとの接続が、ねじ込みによらないものには、内外面にロックナットを使用して接続部分を締め付け、管端には絶縁ブッシングを設ける。ただし、ねじなしコネクタでロックナット及びブッシングを必要としないものは、この限りでない。</p> <p>2) 管を送り接続とする場合は、ねじなしカップリング、カップリング及びロックナット2個を使用する。ただし、製造工場でのねじ切り加工を行った管のねじ部分には、ロックナットを省略してもよいものとする。</p> <p>3) 接地を施す金属管と配分電盤、<b>ブルボックス</b>などとの間は、ボンディングを行い電氣的に接続すること。</p> <p>ただし、ねじ込み接続となる箇所及びねじなし丸型露出ボックス、</p>	<p>ただし、管とボックスなどとの接続点に近い箇所及び管端は固定すること。</p> <p>6) 管の貫通は、建造物の構造及び強度に支障のないように行うものとする。</p> <p>7) 露出配管は、壁面などに沿って敷設し、立上げまたは立下げの場合は、壁面または支持金物に沿って敷設すること。</p> <p>8) 管を支持する金物は鋼製とし、管数、管の配列及びこれを支持する箇所の状況に応じたものとする。</p> <p>9) 管を支持する金物は、壁などの構造体に堅固に取り付けるものとする。</p> <p>(2) 埋込配管 埋込配管は、本条1項(1)の1)～5)の規定によるほか、以下によるものとする。</p> <p>1) 管の埋込みまたは貫通は、建造物の構造及び強度に支障のないように行うものとする。</p> <p>2) コンクリート埋込みとなる管路は、管を鉄線で鉄筋に結束し、コンクリート打ち込み時に容易に移動しないようにする。</p> <p>(3) 管の接続</p> <p>1) 管相互の接続は、カップリングまたは、ねじなしカップリングを使用し、ねじ込み、突合せ及び締め付けを十分に行うものとする。また、管とボックス、分電盤などとの接続が、ねじ込みによらないものには、内外面にロックナットを使用して接続部分を締め付け、管端には絶縁ブッシングを設ける。ただし、ねじなしコネクタでロックナット及びブッシングを必要としないものは、この限りでない。</p> <p>2) 管を送り接続とする場合は、ねじなしカップリング、カップリング及びロックナット2個を使用する。ただし、製造工場でのねじ切り加工を行った管のねじ部分には、ロックナットを省略してもよいものとする。</p> <p>3) 接地を施す金属管と配分電盤、<b>プルボックス</b>などとの間は、ボンディングを行い電氣的に接続すること。</p> <p>ただし、ねじ込み接続となる箇所及びねじなし丸型露出ボックス、</p>	

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>2) 管の曲げ半径は、管内径の6倍以上とし、曲げ角度は90度を越えてはならない。</p> <p>分岐回路の配管は、1区間の屈折箇所は4箇所以下とし、曲げ角度の合計は270度を越えてはならない。ただし、管の内径が22mm以下の場合で、工事上やむを得ない場合は、監督職員の<b>承諾</b>を得て、管内断面が著しく変形せず管にひび割れが生じる恐れのない程度まで、管の曲げ半径を小さくすることができる。</p> <p>3) 管の支持は、サドル、クリップ、ハンガなどを使用し、取付間隔は1.5m以下とする。ただし、管相互の接続点の両側、管とボックスなどとの接続点に近い<b>個所</b>及び管端は固定する。</p> <p>4) 管の貫通は、建造物の構造及び強度に支障のないように行うものとする。</p> <p>5) 露出配管は、壁面などに沿って敷設し、立上げまたは立下げの場合は、壁面または支持金物に沿って敷設すること。</p> <p>6) 管を支持する金物は鋼製とし、管数、管の配列及びこれを支持する箇所の状況に応じたものとする。</p> <p>7) 管を支持する金物は、壁などの構造体に堅固に取り付けるものとする。</p> <p>(2) 埋込配管</p> <p>埋込配管は、本条<b>1</b>項 (1) の1)～3)の規定によるほか、以下によるものとする。<b>ただし、配管の支持間隔は1.5m以下とする。</b></p> <p>1) コンクリート埋込みとなる管路は、管をバインド線、専用支持金具などを用いて1.5m以下の間隔で鉄筋に結束し、コンクリート打ち込み時に容易に移動しないようにする。</p> <p>2) 管の埋込みまたは貫通は、建造物の構造及び強度に支障のないように行うものとする。</p> <p>(3) 管の接続</p> <p>1) 合成樹脂管相互の接続は、TSカップリングによって行うものとする。</p> <p>なお、この場合は、TSカップリング用の接着材を、むらなく塗布して完全に接続すること。</p>	<p>2) 管の曲げ半径は、管内径の6倍以上とし、曲げ角度は90度を越えてはならない。</p> <p>分岐回路の配管は、1区間の屈折箇所は4箇所以下とし、曲げ角度の合計は270度を越えてはならない。ただし、管の内径が22mm以下の場合で、工事上やむを得ない場合は、監督職員の<b>承諾</b>を得て、管内断面が著しく変形せず管にひび割れが生じる恐れのない程度まで、管の曲げ半径を小さくすることができる。</p> <p>3) 管の支持は、サドル、クリップ、ハンガなどを使用し、取付間隔は1.5m以下とする。ただし、管相互の接続点の両側、管とボックスなどとの接続点に近い<b>箇所</b>及び管端は固定する。</p> <p>4) 管の貫通は、建造物の構造及び強度に支障のないように行うものとする。</p> <p>5) 露出配管は、壁面などに沿って敷設し、立上げまたは立下げの場合は、壁面または支持金物に沿って敷設すること。</p> <p>6) 管を支持する金物は鋼製とし、管数、管の配列及びこれを支持する箇所の状況に応じたものとする。</p> <p>7) 管を支持する金物は、壁などの構造体に堅固に取り付けるものとする。</p> <p>(2) 埋込配管</p> <p>埋込配管は、本条<b>2</b>項 (1) の1)～3)の規定によるほか、以下によるものとする。</p> <p>1) コンクリート埋込みとなる管路は、管をバインド線、専用支持金具などを用いて1.5m以下の間隔で鉄筋に結束し、コンクリート打ち込み時に容易に移動しないようにする。</p> <p>2) 管の埋込みまたは貫通は、建造物の構造及び強度に支障のないように行うものとする。</p> <p>(3) 管の接続</p> <p>1) 合成樹脂管相互の接続は、TSカップリングによって行うものとする。</p> <p>なお、この場合は、TSカップリング用の接着材を、むらなく塗布して完全に接続すること。</p>	<p>誤記訂正</p> <p>語句整理</p>

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>3) ダクトのふたには、電線などの荷重がかからないようにすること。</p> <p>4) ダクト内の電線などは、回路ごとにまとめ、電線支持物の上に整然と並べて敷設すること。ただし、垂直に用いる場合は1.5m以下の間隔ごとに、<b>緊縛材料で縛る</b>ものとする。</p> <p>5) 電線などの分岐箇所、その他の要所には合成樹脂製またはファイバ製などの名札を取付け、回路の種別や行先などを表示すること。</p> <p>6) ダクト内から電線などを外部に引出す部分は、ダクトの貫通部分で損傷することがないように施工する。</p> <p>7) 幹線に用いるダクトを、防災用配線（耐火ケーブル及び耐熱ケーブルを除く）と一般用配線とで共用する場合は、防災用配線と一般用配線との間に、厚さ1.6mm以上の鉄板で隔壁を設けるか、または防災用配線に耐熱性を有するテープを巻き付けるものとする。</p> <p>(3) 線ぴ配線</p> <p>1) 線ぴ内では、電線などを接続してはならない。ただし、二種金属線ぴ内では、接続点の点検が容易にできる部分で、電線を分岐する場合のみ、接続してもよいものとする。</p> <p>2) 線ぴ内から電線などを外部に引出す部分は、線ぴの貫通部分で損傷することがないように施工する。</p> <p>3) 線ぴ内の配線は整然と並べ、電線の被覆を損傷しないように配線すること。</p> <p><b>3. ケーブル配線</b></p> <p>(1) 露出配線</p> <p>1) 露出配線は、ケーブルに適合するサドルまたはステップなどで、その被覆を損傷しないように取付け、その支持間隔は2m以下とする。ただし、人の触れる恐れのある場所については1m以下とする。</p> <p>なお、ケーブル接続箇所などでは、接続点に近い箇所で支持する。</p> <p>2) ケーブルの接続は、合成樹脂モールド工法やボックス内接続とする。</p> <p>(2) ケーブルラック配線</p> <p>1) ケーブルは整然と並べ、水平部では3m以下、垂直部で1.5m以下の間隔ごとに固定する。ただし、トレー形ケーブルラックの水平部において</p>	<p>3) ダクトのふたには、電線などの荷重がかからないようにすること。</p> <p>4) ダクト内の電線などは、回路ごとにまとめ、電線支持物の上に整然と並べて敷設すること。ただし、垂直に用いる場合は1.5m以下の間隔ごとに<b>包縛</b>するものとする。</p> <p>5) 電線などの分岐箇所、その他の要所には合成樹脂製またはファイバ製などの名札を取り付け、回路の種別や行先などを表示すること。</p> <p>6) ダクト内から電線などを外部に引出す部分は、ダクトの貫通部分で損傷することがないように施工する。</p> <p>7) 幹線に用いるダクトを、防災用配線（耐火ケーブル及び耐熱ケーブルを除く）と一般用配線とで共用する場合は、防災用配線と一般用配線との間に、厚さ1.6mm以上の鉄板で隔壁を設けるか、または防災用配線に耐熱性を有するテープを巻き付けるものとする。</p> <p>(3) 線ぴ配線</p> <p>1) 線ぴ内では、電線などを接続してはならない。ただし、二種金属線ぴ内では、接続点の点検が容易にできる部分で、電線を分岐する場合のみ、接続してもよいものとする。</p> <p>2) 線ぴ内から電線などを外部に引出す部分は、線ぴの貫通部分で損傷することがないように施工する。</p> <p>3) 線ぴ内の配線は整然と並べ、電線の被覆を損傷しないように配線すること。</p> <p><b>3. ケーブル配線</b></p> <p>(1) 露出配線</p> <p>1) 露出配線は、ケーブルに適合するサドルまたはステップなどで、その被覆を損傷しないように取り付け、その支持間隔は2m以下とする。ただし、人の触れる恐れのある場所については1m以下とする。</p> <p>なお、ケーブル接続箇所などでは、接続点に近い箇所で支持する。</p> <p>2) ケーブルの接続は、合成樹脂モールド工法やボックス内接続とする。</p> <p>(2) ケーブルラック配線</p> <p>1) ケーブルは整然と並べ、水平部では3m以下、垂直部で1.5m以下の間隔ごとに固定する。ただし、トレー形ケーブルラックの水平部において</p>	

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>ては、この限りでない。</p> <p>2) ケーブルを垂直に敷設する場合は、特定の子げたに重量が集中しないようにする。</p> <p>3) ケーブルの要所には、合成樹脂製、ファイバ製などの名札を取付け、回路の種別、行先などを表示する。</p> <p>4) 電力ケーブルは、積み重ねを行ってはならない。ただし、単心ケーブルの俵積み、分電盤の2次側のケーブル、積み重ねるケーブルについて許容電流の必要な補正を行いケーブルの太さに影響のない場合は、この限りでない。</p> <p>(3) ころがし配線</p> <p>1) 天井内隠ぺい、二重床及びピット内配線は、ころがし配線とし、原則として支持は行わないものとする。</p> <p>2) ケーブルは、整然と敷設し、電線などの被覆を損傷しないように配線すること。</p> <p>3) ケーブルの接続は、合成樹脂モールド工法やボックス内接続とする。</p> <p>4) 弱電流電線と交差する場合は、セパレータなどにより接触しないように行うものとする。</p> <p>(4) ケーブルの屈曲半径は、以下によるものとする。</p> <p>1) 低圧ケーブルは、仕上り外径（トリプレックス形ケーブルの場合は、よりあわせ外径）の6倍以上（単心ケーブルにあっては、8倍以上）とする。ただし、遮へい付ケーブルは、8倍以上（単心ケーブルにあっては、10倍以上）とする。</p> <p>なお、体裁を必要とする場所の平形ビニルケーブルの露出配線で、やむを得ない場合は、電線被覆にひび割れを生じない程度に屈曲することができる。</p> <p>2) 低圧耐火ケーブル及び耐熱ケーブルは、仕上り外径の6倍以上とする。ただし、単心の低圧耐火ケーブルは8倍以上とする。</p> <p>3) 高圧ケーブルは、仕上り外径（トリプレックス形ケーブルの場合は、より合せ外径）の8倍以上とする。ただし、単心ケーブルは10倍以上とする。</p>	<p>ては、この限りでない。</p> <p>2) ケーブルを垂直に敷設する場合は、特定の子げたに重量が集中しないようにする。</p> <p>3) ケーブルの要所には、合成樹脂製、ファイバ製などの名札を取り付け、回路の種別、行先などを表示する。</p> <p>4) 電力ケーブルは、積み重ねを行ってはならない。ただし、単心ケーブルを俵積みする場合、分電盤の2次側のケーブルの場合、積み重ねるケーブルについて許容電流の必要な補正を行いケーブルの太さに影響のない場合は、この限りでない。</p> <p>(3) ころがし配線</p> <p>1) 天井内隠ぺい、二重床及びピット内配線は、ころがし配線とし、原則として支持は行わないものとする。</p> <p>2) ケーブルは、整然と敷設し、電線などの被覆を損傷しないように配線すること。</p> <p>3) ケーブルの接続は、合成樹脂モールド工法やボックス内接続とする。</p> <p>4) 弱電流電線と交差する場合は、セパレータなどにより接触しないように行うものとする。</p> <p>(4) ケーブルの屈曲半径は、以下によるものとする。</p> <p>1) 低圧ケーブルは、仕上り外径（トリプレックス形ケーブルの場合は、よりあわせ外径）の6倍以上（単心ケーブルにあっては、8倍以上）とする。ただし、遮へい付ケーブルは、8倍以上（単心ケーブルにあっては、10倍以上）とする。</p> <p>なお、体裁を必要とする場所の平形ビニルケーブルの露出配線で、やむを得ない場合は、電線被覆にひび割れを生じない程度に屈曲することができる。</p> <p>2) 低圧耐火ケーブル及び耐熱ケーブルは、仕上り外径の6倍以上とする。ただし、単心の低圧耐火ケーブルは8倍以上とする。</p> <p>3) 高圧ケーブルは、仕上り外径（トリプレックス形ケーブルの場合は、より合せ外径）の8倍以上とする。ただし、単心ケーブルは10倍以上とする。</p>	<p>改定主旨・根拠</p> <p>語句整理</p>

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>配線は、第3編3-4-5-5 屋内配線2項及び3項の規定による。</p> <p><b>3-4-5-7 架空配線</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>低高圧架空電線の高さ 低圧架空電線または高圧架空電線の高さは、「電気設備の技術基準の解釈第68条低高圧架空電線の高さ」の規定によるものとする。</li> <li>低高圧架空電線と建造物との接近 (1) 低圧架空電線または高圧架空電線を、建造物と接近状態に施設する場合は、「電気設備の技術基準の解釈第71条低高圧架空電線と建造物との接近」の規定によるものとする。</li> <li>低高圧架空電線と道路等との接近または交差 低圧架空電線または高圧架空電線を道路（車両及び人の往来がまれであるものを除く。以下この項において同じ。）、横断歩道橋、鉄道または軌道（以下この項において「道路等」という。）と接近状態に施設する場合は、「電気設備の技術基準の解釈第72条低高圧架空電線と道路等との接近又は交差」の規定によるものとする。</li> <li>低高圧架空電線と索道との接近または交差 低圧架空電線または高圧架空電線が、索道と<b>近接</b>状態に施設される場合は、「電気設備の技術基準の解釈第73条低高圧架空電線と索道との接近又は交差」の規定によるものとする。</li> <li>低高圧架空電線相互の接近または交差 低圧架空電線または高圧架空電線が、他の低圧架空電線路または高圧架空電線路と接近または交差する場合は、「電気設備の技術基準の解釈第74条低高圧架空電線と他の低高圧架空電線路との接近又は交差」の規定によるものとする。</li> <li>低高圧架空電線と電車線等または電車線等の支持物との<b>近接</b>または交差 低圧架空電線または高圧架空電線が、低圧若しくは高圧の電車線等の支持物と接近または交差する場合は、「電気設備の技術基準の解釈第75条低高圧架空電線と電車線等又は電車線等の支持物との接近又は交差」の規定によるものとする。</li> <li>低高圧架空電線と架空弱電流電線路等との<b>近接</b>または交差</li> </ol>	<p>配線は、第3編3-4-5-5 屋内配線2項及び3項の規定による。</p> <p><b>3-4-5-7 架空配線</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>低高圧架空電線の高さ 低圧架空電線または高圧架空電線の高さは、「電気設備の技術基準の解釈第68条低高圧架空電線の高さ」の規定によるものとする。</li> <li>低高圧架空電線と建造物との接近 (1) 低圧架空電線または高圧架空電線を、建造物と接近状態に施設する場合は、「電気設備の技術基準の解釈第71条低高圧架空電線と建造物との接近」の規定によるものとする。</li> <li>低高圧架空電線と道路等との接近または交差 低圧架空電線または高圧架空電線を道路（車両及び人の往来がまれであるものを除く。以下この項において同じ。）、横断歩道橋、鉄道または軌道（以下この項において「道路等」という。）と接近状態に施設する場合は、「電気設備の技術基準の解釈第72条低高圧架空電線と道路等との接近又は交差」の規定によるものとする。</li> <li>低高圧架空電線と索道との接近または交差 低圧架空電線または高圧架空電線が、索道と<b>接近</b>状態に施設される場合は、「電気設備の技術基準の解釈第73条低高圧架空電線と索道との接近又は交差」の規定によるものとする。</li> <li>低高圧架空電線相互の接近または交差 低圧架空電線または高圧架空電線が、他の低圧架空電線路または高圧架空電線路と接近または交差する場合は、「電気設備の技術基準の解釈第74条低高圧架空電線と他の低高圧架空電線路との接近又は交差」の規定によるものとする。</li> <li>低高圧架空電線と電車線等または電車線等の支持物との<b>接近</b>または交差 低圧架空電線または高圧架空電線が、低圧もしくは高圧の電車線等の支持物と接近または交差する場合は、「電気設備の技術基準の解釈第75条低高圧架空電線と電車線等又は電車線等の支持物との接近又は交差」の規定によるものとする。</li> <li>低高圧架空電線と架空弱電流電線路等との<b>接近</b>または交差</li> </ol>	<p>改定主旨・根拠</p> <p>誤記訂正</p>

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>なお、耐火ケーブル相互の接続は、「耐熱電線接続部の標準工法」によってもよいものとする。</p> <p>5. 耐熱ビニル電線、架橋ポリエチレン電線、及び600V架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブルを、耐熱配線に使用する場合は電線相互の接続は、使用する電線の絶縁物、シースと同等以上の絶縁性能及び耐熱性能を有すること。</p> <p>6. ケーブルの接続はキャビネット、またはボックス内で行うものとする。</p> <p>7. 電線等の末端処理は、心線を傷つけないように行い、湿気のある場所では合成樹脂モールドを用いて成端部を防護し、エポキシ樹脂またはウレタン樹脂などを注入して、防湿成端処理を行うものとする。</p> <p>8. 水中電動機に付属するケーブルは、水気のある場所で接続してはならない。</p> <p>9. 電動機の発熱の影響を受ける場所で、電動機と配線の接続部分に絶縁テープ処理を行う場合は、電動機の絶縁種別を考慮した、耐熱性能を有する絶縁テープを使用する。</p> <p><b>3-4-5-10 コンクリート穴あけ・はつり</b></p> <p>1. コンクリートの穴あけ・はつりは、<b>設計図書</b>により行うものとするが現場の状況で、その必要が生じた場合は、施工図を作成し監督職員に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>2. 作業は、建造物損傷、作業中のはつり殻及びほこりの飛散等周辺に悪影響を与えないように、慎重に行うものとする。</p> <p>3. 放射線透過検査などの非破壊検査は、必要に応じて行うものとする。</p> <p>4. 配管等施工後は、モルタル等により補修を行うものとする。</p> <p><b>3-4-5-11 作業土工（電気）</b></p> <p>作業土工（電気）は、第3編第2章第6節作業土工（電気）の規定による<b>ほか</b>、以下によるものとする。</p> <p>(1) 床掘幅は、管路の施工が可能な最小幅とする。</p> <p>(2) 道路沿いの床掘を行う場合は、交通安全施設を設置し、保安を確保しなければならない。</p> <p>(3) 舗装の切取りは、コンクリートカッターにより行い、周囲に損傷を与えないものとする。</p>	<p>なお、耐火ケーブル相互の接続は、「耐熱電線接続部の標準工法」によってもよいものとする。</p> <p>5. 耐熱ビニル電線、架橋ポリエチレン電線、及び600V架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブルを、耐熱配線に使用する場合は電線相互の接続は、使用する電線の絶縁物、シースと同等以上の絶縁性能及び耐熱性能を有すること。</p> <p>6. ケーブルの接続はキャビネット、またはボックス内で行うものとする。</p> <p>7. 電線等の末端処理は、心線を傷つけないように行い、湿気のある場所では合成樹脂モールドを用いて成端部を防護し、エポキシ樹脂またはウレタン樹脂などを注入して、防湿成端処理を行うものとする。</p> <p>8. 水中電動機に付属するケーブルは、水気のある場所で接続してはならない。</p> <p>9. 電動機の発熱の影響を受ける場所で、電動機と配線の接続部分に絶縁テープ処理を行う場合は、電動機の絶縁種別を考慮した、耐熱性能を有する絶縁テープを使用する。</p> <p><b>3-4-5-10 コンクリート穴あけ・はつり</b></p> <p>1. コンクリートの穴あけ・はつりは、<b>設計図書</b>により行うものとするが現場の状況で、その必要が生じた場合は、施工図を作成し監督職員に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>2. 作業は、建造物損傷、作業中のはつり殻及びほこりの飛散等周辺に悪影響を与えないように、慎重に行うものとする。</p> <p>3. 放射線透過検査などの非破壊検査は、必要に応じて行うものとする。</p> <p>4. 配管等施工後は、モルタル等により補修を行うものとする。</p> <p><b>3-4-5-11 作業土工（電気）</b></p> <p>作業土工（電気）は、第3編第2章第6節作業土工（電気）の規定による。</p>	<p>改定主旨・根拠</p> <p>第3編第2章第6節に記述</p>

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>(4) 床掘は、他の地中埋設物に損傷を与えないように、注意して行うものとする。</p> <p>(5) 床掘は、所定の深さまで行った後、石や突起物を取り除き、突固めを行うものとする。</p> <p>(6) 埋戻しは、良質土または砂を1層の仕上げ厚さが0.3m以下となるように均一に締固めて、順次行うものとする。</p> <p>(7) 路面の表面仕上げを行う場合は、床掘前の路面高さと同じにし、十分締固めなければならない。</p> <p>なお、舗装路面などの場合は、床掘前の材料で仕上げるものとする。</p> <p>3-4-5-12 殻運搬処理 殻運搬処理は、第3編第2章第7節殻運搬処理工の規定による。</p> <p><b>第6節 配線器具設置工</b></p> <p>3-4-6-1 ダクト取付</p> <p>1. 金属ダクト</p> <p>(1) ダクトの敷設</p> <p>1) ダクトまたは支持する金物は、スラブ、その他の構造体に吊りボルトまたはボルトで取付けるものとし、あらかじめ取付け用インサートまたはボルトを埋込むものとする。ただし、やむを得ない場合は、ダクト及び收容されるケーブルなどの荷重に耐えることができる、<b>メカニカルアンカーボルト</b>を用いるものとする。</p> <p>2) ダクトの支持間隔は3m以下とする。ただし、配線室内などの場所において、垂直に敷設する場合は、6m以下の範囲で各階支持としてもよいものとする。</p> <p>3) ダクトを支持する吊りボルトは、ダクトの幅が600mm以下のものはM9以上、600mmを越えるものはM12以上とする。</p> <p>(2) ダクトの接続</p> <p>1) ダクト相互及びダクトと配分電盤、プルボックスなどとの間は、突合せを完全にし、ボルトなどにより接続すること。</p> <p>2) ダクト相互は、電氣的に接続すること。</p>	<p>3-4-5-12 殻運搬処理 殻運搬処理は、第3編第2章第7節殻運搬処理工の規定による。</p> <p><b>第6節 配線器具設置工</b></p> <p>3-4-6-1 ダクト取付</p> <p>1. 金属ダクト</p> <p>(1) ダクトの敷設</p> <p>1) ダクトまたは支持する金物は、スラブ、その他の構造体に吊りボルトまたはボルトで取り付けるものとし、あらかじめ取付け用インサートまたはボルトを埋込むものとする。ただし、やむを得ない場合は、ダクト及び收容されるケーブルなどの荷重に耐えることができる、<b>金属系アンカーボルト</b>を用いるものとする。</p> <p>2) ダクトの支持間隔は3m以下とする。ただし、配線室内などの場所において、垂直に敷設する場合は、6m以下の範囲で各階支持としてもよいものとする。</p> <p>3) ダクトを支持する吊りボルトは、ダクトの幅が600mm以下のものはM9以上、600mmを越えるものはM12以上とする。</p> <p>(2) ダクトの接続</p> <p>1) ダクト相互及びダクトと配分電盤、プルボックスなどとの間は、突合せを完全にし、ボルトなどにより接続すること。</p> <p>2) ダクト相互は、電氣的に接続すること。</p>	

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>3) ダクトと配分電盤、プルボックスなどとの間は、ボンディングを行い電氣的に接続すること。</p> <p>4) ボンディングに用いる接続線は、第3編3-4-5-2屋内露出配管1項(3)の3)~4)の規定による。</p> <p>5) ダクトが床または壁を貫通する場合は、貫通部分でダクト相互またはダクトとプルボックスなどの接続を行ってはならない。</p> <p>6) 接地については、第3編第4章第16節接地設置工の規定による。</p> <p><b>2. フロアダクト</b></p> <p>(1) ダクトの敷設</p> <p>1) ダクトは、間隔2m以下ごとにダクトサポートを使用し、水平で、かつ、一直線になるように敷設すること。</p> <p>なお、ダクト端及びダクトとボックスの接続点では、接続点に近い箇所ダクトを支持すること。</p> <p>2) ダクトの切り口は、平滑にすること。</p> <p>3) ジャンクションボックス及びインサートは、床仕上面から突出させないようにし、かつ、水、塵埃などが浸入しないように敷設すること。</p> <p>4) ダクトの終端部は、ダクトエンドで閉そくすること。</p> <p>(2) ダクトの接続</p> <p>1) ダクト相互、ダクトとジャンクションボックス及び金属管とジャンクションボックスの管は、電氣的に接続すること。</p> <p>2) ボンディングに用いる接続線は、第3編3-4-5-2屋内露出配管1項(3)の3)~4)の規定による。</p> <p>3) ダクト相互の接続は、ダクトカップリングによるものとする。</p> <p>4) ダクトと金属管、合成樹脂製可とう電線管、金属製可とう電線管等の接続は、ジャンクションボックスまたはエンドコネクタを用いて行うものとする。</p> <p>5) 接地については、第3編第4章16節接地設置工の規定による。</p> <p><b>3. バスダクト</b></p> <p>(1) ダクトの敷設</p> <p>1) ダクトまたは支持する金物は、スラブ、その他の構造体に吊りボルトまたはボルトで取付けるものとし、あらかじめ取付け用インサート</p>	<p>3) ダクトと配分電盤、プルボックスなどとの間は、ボンディングを行い電氣的に接続すること。</p> <p>4) ボンディングに用いる接続線は、第3編3-4-5-2屋内露出配管1項(3)の4)の規定による。</p> <p>5) ダクトが床または壁を貫通する場合は、貫通部分でダクト相互またはダクトとプルボックスなどの接続を行ってはならない。</p> <p>6) 接地については、第3編第4章第16節接地設置工の規定による。</p> <p><b>2. フロアダクト</b></p> <p>(1) ダクトの敷設</p> <p>1) ダクトは、間隔2m以下ごとにダクトサポートを使用し、水平で、かつ、一直線になるように敷設すること。</p> <p>なお、ダクト端及びダクトとボックスの接続点では、接続点に近い箇所ダクトを支持すること。</p> <p>2) ダクトの切り口は、平滑にすること。</p> <p>3) ジャンクションボックス及びインサートは、床仕上面から突出させないようにし、かつ、水、塵埃などが浸入しないように敷設すること。</p> <p>4) ダクトの終端部は、ダクトエンドで閉そくすること。</p> <p>(2) ダクトの接続</p> <p>1) ダクト相互、ダクトとジャンクションボックス及び金属管とジャンクションボックスの管は、電氣的に接続すること。</p> <p>2) ボンディングに用いる接続線は、第3編3-4-5-2屋内露出配管1項(3)の4)の規定による。</p> <p>3) ダクト相互の接続は、ダクトカップリングによるものとする。</p> <p>4) ダクトと金属管、合成樹脂製可とう電線管、金属製可とう電線管等の接続は、ジャンクションボックスまたはエンドコネクタを用いて行うものとする。</p> <p>5) 接地については、第3編第4章16節接地設置工の規定による。</p> <p><b>3. バスダクト</b></p> <p>(1) ダクトの敷設</p> <p>1) ダクトまたは支持する金物は、スラブ、その他の構造体に吊りボルトまたはボルトで取り付けるものとし、あらかじめ取付け用インサート</p>	

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p><b>4. 金属線ぴ</b></p> <p>(1) 線ぴの敷設</p> <p>1) 一種金属線ぴのベースは、1m以下の間隔で、造営材に取付けるものとする。ただし、端部、突合せ部及びボックスなどとの接続点では、接続点に近い箇所で固定する。</p> <p>2) 二種金属線ぴの支持は、本条<b>3項</b>(1)の規定によるほか、支持間隔は1.5m以下とし、吊りボルトのM9以上とする。 なお、振止めを施すものとする。</p> <p>(2) 線ぴの接続</p> <p>1) 線ぴ及び付属品は、電氣的に接続すること。</p> <p>2) 一種金属線ぴの接続部（線ぴ相互及び線ぴとボックス間）は、ボンディングを行い電氣的に接続すること。</p> <p>3) 二種金属線ぴとボックス、金属管または可とう電線管などの金属製部分との間は、ボンディングを行い電氣的に接続すること。</p> <p>4) ボンディングに用いる接続線は、第3編3-4-5-2 屋内露出配管1項(3)の4)の規定に示す太さの軟銅線、または同等以上の銅帯などとする。</p> <p>5) 接地については、第3編第4章第16節接地設置工の規定による。</p> <p><b>3-4-6-2 ケーブルラック設置</b></p> <p>ケーブルラック取付けは、以下によるものとする。</p> <p>(1) ケーブルラックまたは支持する金物は、天井及び壁などの構造体に、ラック本体及び敷設されるケーブルなどの荷重に耐え得る強度を有する吊りボルトまたは<b>メカニカルアンカーボルト</b>を用いて取付けるものとする。</p> <p>(2) つり材の長さが平均200mmを超過するか、幅400mm以上のケーブルラックを敷設する場合、耐震支持を行わなければならない。</p> <p>(3) ケーブルラックの水平支持間隔は、鋼製では2m以下、アルミ製では1.5m以下とする。ただし、直線部と直線部以外との接続点では、接続点に近い箇所で支持すること。</p> <p>(4) ケーブルラックの垂直支持間隔は3m以下とする。ただし、配線室内などの部分は6m以下の範囲で、各階支持としてもよいものとする。</p>	<p><b>4. 金属線ぴ</b></p> <p>(1) 線ぴの敷設</p> <p>1) 一種金属線ぴのベースは、1m以下の間隔で、造営材に取り付けるものとする。ただし、端部、突合せ部及びボックスなどとの接続点では、接続点に近い箇所で固定する。</p> <p>2) 二種金属線ぴの支持は、本条<b>1項</b>(1)の規定によるほか、支持間隔は1.5m以下とし、吊りボルトのM9以上とする。 なお、振止めを施すものとする。</p> <p>(2) 線ぴの接続</p> <p>1) 線ぴ及び付属品は、電氣的に接続すること。</p> <p>2) 一種金属線ぴの接続部（線ぴ相互及び線ぴとボックス間）は、ボンディングを行い電氣的に接続すること。</p> <p>3) 二種金属線ぴとボックス、金属管または可とう電線管などの金属製部分との間は、ボンディングを行い電氣的に接続すること。</p> <p>4) ボンディングに用いる接続線は、第3編3-4-5-2 屋内露出配管1項(3)の4)の規定に示す太さの軟銅線、または同等以上の銅帯などとする。</p> <p>5) 接地については、第3編第4章第16節接地設置工の規定による。</p> <p><b>3-4-6-2 ケーブルラック設置</b></p> <p>ケーブルラック取付けは、以下によるものとする。</p> <p>(1) ケーブルラックまたは支持する金物は、天井及び壁などの構造体に、ラック本体及び敷設されるケーブルなどの荷重に耐え得る強度を有する吊りボルトまたは<b>金属系アンカーボルト</b>を用いて取り付けるものとする。</p> <p>(2) つり材の長さが平均200mmを超過するか、幅400mm以上のケーブルラックを敷設する場合、耐震支持を行わなければならない。</p> <p>(3) ケーブルラックの水平支持間隔は、鋼製では2m以下、アルミ製では1.5m以下とする。ただし、直線部と直線部以外との接続点では、接続点に近い箇所で支持すること。</p> <p>(4) ケーブルラックの垂直支持間隔は3m以下とする。ただし、配線室内などの部分は6m以下の範囲で、各階支持としてもよいものとする。</p>	<p>誤記訂正</p>

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>(5) ケーブルラック本体相互は、ボルトなどにより電氣的に接続すること。</p> <p>(6) ケーブルラックの終端部、自在継手部及びエキスパンション部には、第3編3-4-5-2 屋内露出配管1項 (3) の4)の規定に示す太さの接続線を用いてボンディングを行い、電氣的に接続すること。ただし、自在継手部において、電氣的に接続されている場合には、ラック相互の接続部のボンディングは省略できる。</p> <p>(7) <b>設備</b>の落下等により第三者被害の発生が懸念される場所において、壁面又は天井面にあと施工アンカーボルトによりケーブルラックを設置する場合は、二重落下防止の対策が施されたM8以上のあと施工アンカーボルトを選定するものとする。また、ボルト部においては、目視によるボルト、ナットの緩み確認用として、ボルト、ナット、座金及びプレート部に連続したマーキング（合いマーク）を施工するものとする。</p> <p>(8) ケーブルラックを支持する吊りボルトは、ケーブルラックの幅が600mm以下のものではM9以上、600mmを越えるものではM12以上とすること。</p> <p>(9) アルミ製ケーブルラックは、支持物との間に異種金属接触による腐食を起さないよう適切な措置を施すものとする。</p> <p><b>第7節 通信配線工</b></p> <p>3-4-7-1 給電線敷設</p> <p>1. 導波管の敷設</p> <p>(1) 導波管のフランジ加工は、できるだけ現地加工を少なくするよう配慮する。</p> <p>(2) 導波管を現地加工する場合は、管の切り口を平滑にした後、フランジ面が平面になるように注意し、ろう付けを確実に行うものとする。 なお、ろう付け後は、フラックスを除去し管内を清掃した後、フランジ面の平面度調整を行うものとする。</p> <p>(3) 導波管のフランジ接続は、ロックピン等を使用し、ズレが起らないようにして正確に接続すること。</p>	<p>(5) ケーブルラック本体相互は、ボルトなどにより電氣的に接続すること。</p> <p>(6) ケーブルラックの終端部、自在継手部及びエキスパンション部には、第3編3-4-5-2 屋内露出配管1項 (3) の4)の規定に示す太さの接続線を用いてボンディングを行い、電氣的に接続すること。ただし、自在継手部において、電氣的に接続されている場合には、ラック相互の接続部のボンディングは省略できる。</p> <p>(7) <b>器材</b>の落下等により第三者被害の発生が懸念される場所において、壁面又は天井面にあと施工アンカーボルトによりケーブルラックを設置する場合は、二重落下防止の対策が施されたM8以上のあと施工アンカーボルトを選定するものとする。また、ボルト部においては、目視によるボルト、ナットの緩み確認用として、ボルト、ナット、座金及びプレート部に連続したマーキング（合いマーク）を施工するものとする。</p> <p>(8) ケーブルラックを支持する吊りボルトは、ケーブルラックの幅が600mm以下のものではM9以上、600mmを越えるものではM12以上とすること。</p> <p>(9) アルミ製ケーブルラックは、支持物との間に異種金属接触による腐食を起さないよう適切な措置を施すものとする。</p> <p><b>第7節 通信配線工</b></p> <p>3-4-7-1 給電線敷設</p> <p>1. 導波管の敷設</p> <p>(1) 導波管のフランジ加工は、できるだけ現地加工を少なくするよう配慮する。</p> <p>(2) 導波管を現地加工する場合は、管の切り口を平滑にした後、フランジ面が平面になるように注意し、ろう付けを確実に行うものとする。 なお、ろう付け後は、フラックスを除去し管内を清掃した後、フランジ面の平面度調整を行うものとする。</p> <p>(3) 導波管のフランジ接続は、ロックピン等を使用し、ズレが起らないようにして正確に接続すること。</p>	<p>改定主旨・根拠</p> <p>呼称整理</p>

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>なお、結合用ねじは、真ちゅう製又はステンレス製とする。</p> <p>(4) 空中線の振動吸収、温度膨脹による収縮及び角度補正などのために、可とう導波管またはフレキシブル導波管を使用すること。</p> <p>(5) 導波管内の防湿のため、乾燥空気充填用及び気密試験用として、通信機械室内の引込口付近に、気密窓導波管を使用すること。</p> <p>(6) 導波管のフランジは、無線機から気密窓導波管までは非気密形を、気密窓導波管から空中線までは、気密形またはチョーク気密形とし、それぞれ敷設場所に適合したものを使用する。</p> <p>(7) 導波管の支持間隔は、6.5GHzまたは7.5GHz帯にあつては1.5m以下とし、12GHz帯にあつては1m以下とする。ただし、方形導波管とフレキシブル導波管との接続箇所にあつては、接続箇所から0.3m以下の方形導波管側とする。</p> <p>なお、支持にあたっては、フレキシブル導波管の使用効果を低減させないよう施工する。</p> <p>(8) 導波管の屋外取付けに使用する支持金物、ボルトなどが鋼製の場合には溶融亜鉛めっきまたはステンレス製のものを使用すること。</p> <p>(9) 導波管は、交差しないように敷設すること。</p> <p>(10) 導波管を屋内に引込む場合は、適合する引込口金具を使用し、屋内に雨水が浸入しないように、防水処置を施すものとする。また、引込口付近には必要に応じて、導波管に接地工事を施すものとする。</p> <p>(11) 引込口金具を外壁及び内壁に使用し、その間が空洞とならないように施工すること。</p> <p><b>2. 長尺可とう導波管、だ円導波管などの敷設</b></p> <p>(1) 長尺可とう導波管、だ円導波管などを使用する範囲は、空中線のフランジから気密窓導波管までとする。</p> <p>(2) 導波管の最小曲げ半径は、製造者の規格によるものとする。</p> <p>(3) 上記以外については、本条1項の規定による。</p> <p><b>3. 同軸管の敷設</b></p> <p>(1) 同軸管の敷設は、本条1項(9)～(11)の規定によるほか、以下によるものとする。</p> <p>1) 同軸管の最小曲げ半径は、製造者の規格によるものとする。</p>	<p>なお、結合用ねじは、真ちゅう製又はステンレス製とする。</p> <p>(4) 空中線の振動吸収、温度膨脹による収縮及び角度補正などのために、可とう導波管またはフレキシブル導波管を使用すること。</p> <p>(5) 導波管内の防湿のため、乾燥空気充填用及び気密試験用として、通信機械室内の引込口付近に、気密窓導波管を使用すること。</p> <p>(6) 導波管のフランジは、無線機から気密窓導波管までは非気密形を、気密窓導波管から空中線までは、気密形またはチョーク気密形とし、それぞれ敷設場所に適合したものを使用する。</p> <p>(7) 導波管の支持間隔は、6.5GHzまたは7.5GHz帯にあつては1.5m以下とし、12GHz帯にあつては1m以下とする。ただし、方形導波管とフレキシブル導波管との接続箇所にあつては、接続箇所から0.3m以下の方形導波管側を支持すること。</p> <p>なお、支持にあたっては、フレキシブル導波管の使用効果を低減させないよう施工する。</p> <p>(8) 導波管の屋外取付けに使用する支持金物、ボルトなどが鋼製の場合には溶融亜鉛めっきまたはステンレス製のものを使用すること。</p> <p>(9) 導波管は、交差しないように敷設すること。</p> <p>(10) 導波管を屋内に引込む場合は、適合する引込口金具を使用し、屋内に雨水が浸入しないように、防水処置を施すものとする。また、引込口付近には必要に応じて、導波管に接地工事を施すものとする。</p> <p>(11) 引込口金具を外壁及び内壁に使用し、その間が空洞とならないように施工すること。</p> <p><b>2. 長尺可とう導波管、だ円導波管などの敷設</b></p> <p>(1) 長尺可とう導波管、だ円導波管などを使用する範囲は、空中線のフランジから気密窓導波管までとする。</p> <p>(2) 導波管の最小曲げ半径は、製造者の規格によるものとする。</p> <p>(3) 上記以外については、本条1項の規定による。</p> <p><b>3. 同軸管の敷設</b></p> <p>(1) 同軸管の敷設は、本条1項(9)～(11)の規定によるほか、以下によるものとする。</p> <p>1) 同軸管の最小曲げ半径は、製造者の規格によるものとする。</p>	<p>語句整理</p>

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p><b>3-4-7-4 通信ケーブル接続</b></p> <p>通信ケーブル接続は、第3編3-4-5-9 電力ケーブル接続4項及び5項の規定によるほか、以下によるものとする。</p> <p>(1) 構内用ケーブル、CPEVケーブルなどの相互の接続は、10mm以上ずらした段接続とするほか、以下によるものとする。</p> <p>1) 心線の接続は、ひねり接続の後にPEスリーブを用いるか、または絶縁性コネクタを用いて行うものとする。</p> <p>2) 架空ケーブルの心線接続は、ひねり接続後はんだ付けを行い、PEスリーブを用いるものとする。</p> <p>3) ケーブル被覆の接続は、心線接続後、切りはぎ部及び接続部にプラスチックテープを巻き付け、ビニル電線防護カバー、粘着アルミテープなどを用いて防護を行い、ビニルテープを巻き付けて仕上げるものとする。</p> <p>なお、湿気が多い場所では、電線の防湿成端処理に準じて行うものとする。</p> <p>(2) 屋内通信線の接続は、10mm以上ずらした段接続とする。また、心線の接続は銅スリーブを用い、ビニルテープを横巻きの上、半幅重ね巻きとする。ただし、絶縁性のある接続器を使用して接続する場合は、テープ巻きを要しない。</p> <p>(3) 同軸ケーブルの相互接続及び端末は、高周波同軸コネクタを用いて行うものとし、湿気のある場所では、自己融着テープを用いて防護し、ビニルテープを巻き付けて仕上げるものとする。</p> <p>(4) 機器端子などとの接続は、以下によるものとする。</p> <p>1) 端子板への接続は、出側を右側とする。</p> <p>2) 端子に、はんだ揚げ接続する場合は、心線を端子に1.5周以上巻き付け、はんだ揚げする。</p> <p>3) 端子に、はさみ込み接続する場合は、必要に応じ座金を使用し、ねじで締め付けるものとする。</p> <p>4) 端子に、ラッピング接続する場合は、電線に適合したラッピング工具を用いて行うものとする。</p> <p>5) クリップ式端子に接続する場合は、専用の工具を用いて接続するこ</p>	<p><b>3-4-7-4 通信ケーブル接続</b></p> <p>通信ケーブル接続は、第3編3-4-5-9 電力ケーブル接続4項及び5項の規定によるほか、以下によるものとする。</p> <p>(1) 構内用ケーブル、CPEVケーブルなどの相互の接続は、10mm以上ずらした段接続とするほか、以下によるものとする。</p> <p>1) 心線の接続は、ひねり接続の後にPEスリーブを用いるか、または絶縁性コネクタを用いて行うものとする。</p> <p>2) 架空ケーブルの心線接続は、ひねり接続後はんだ付けを行い、PEスリーブを用いるものとする。</p> <p>3) ケーブル被覆の接続は、心線接続後、切りはぎ部及び接続部にプラスチックテープを巻き付け、ビニル電線防護カバー、粘着アルミテープなどを用いて防護を行い、ビニルテープを巻き付けて仕上げるものとする。</p> <p>なお、湿気が多い場所では、電線の防湿成端処理に準じて行うものとする。</p> <p>(2) 屋内通信線の接続は、10mm以上ずらした段接続とする。また、心線の接続は銅スリーブを用い、ビニルテープを横巻きの上、半幅重ね巻きとする。ただし、絶縁性のある接続器を使用して接続する場合は、テープ巻きを要しない。</p> <p>(3) 同軸ケーブルの相互接続及び端末<b>処理</b>は、高周波同軸コネクタを用いて行うものとし、湿気のある場所では、自己融着テープを用いて防護し、ビニルテープを巻き付けて仕上げるものとする。</p> <p>(4) 機器端子などとの接続は、以下によるものとする。</p> <p>1) 端子板への接続は、出側を右側とする。</p> <p>2) 端子に、はんだ揚げ接続する場合は、心線を端子に1.5周以上巻き付け、はんだ揚げする。</p> <p>3) 端子に、はさみ込み接続する場合は、必要に応じ座金を使用し、ねじで締め付けるものとする。</p> <p>4) 端子に、ラッピング接続する場合は、電線に適合したラッピング工具を用いて行うものとする。</p> <p>5) クリップ式端子に接続する場合は、専用の工具を用いて接続するこ</p>	<p>改定主旨・根拠</p> <p>語句整理</p>

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>線時許容曲げ半径は、光ファイバケーブル施工要領・同解説（建設電気技術協会）による。</p> <p>(2) 光ケーブルを支持または固定する場合には、光ケーブルに外圧または張力が加わらないよう施工する。</p> <p>(3) 外圧または衝撃を受ける恐れのある部分は、防護処置を施すものとする。</p> <p>(4) 光ケーブルに加わる張力及び側圧は、許容張力及び許容側圧以下とする。</p> <p>(5) 光ケーブルの敷設時には、テンションメンバに延線用撚戻し金物を取付け、一定の速度で敷設し、張力の変動や衝撃を与えないように施工する。</p> <p>(6) 敷設時には、光ケーブル内に水が入らないように、防水処置を施すものとする。</p> <p>(7) 光ケーブルを電線管より引き出す部分には、ブッシングなどを取付け、引き出し部で損傷しないように、スパイラルチューブなどにより保護すること。</p> <p>(8) 光ケーブルの敷設時は、光ケーブルを踏んだり、重量が光ケーブル上に加わらないように施工する。</p> <p>(9) 光ケーブルの敷設の要所では、ケーブルに合成樹脂製またはファイバ製などの名札を取付け、ケーブルの種別、行先などを表示すること。</p>	<p>線時許容曲げ半径は、光ファイバケーブル施工要領・同解説（建設電気技術協会）による。</p> <p>(2) 光ケーブルを支持または固定する場合には、光ケーブルに外圧または張力が加わらないよう施工する。</p> <p>(3) 外圧または衝撃を受ける恐れのある部分は、防護処置を施すものとする。</p> <p>(4) 光ケーブルに加わる張力及び側圧は、許容張力及び許容側圧以下とする。</p> <p>(5) 光ケーブルの敷設時には、テンションメンバに延線用撚戻し金物を取り付け、一定の速度で敷設し、張力の変動や衝撃を与えないように施工する。</p> <p>(6) 敷設時には、光ケーブル内に水が入らないように、防水処置を施すものとする。</p> <p>(7) 光ケーブルを電線管より引き出す部分には、ブッシングなどを取り付け、引き出し部で損傷しないように、スパイラルチューブなどにより保護すること。</p> <p>(8) 光ケーブルの敷設時は、光ケーブルを踏んだり、重量が光ケーブル上に加わらないように施工する。</p> <p>(9) 光ケーブルの敷設の要所では、ケーブルに合成樹脂製またはファイバ製などの名札を取り付け、ケーブルの種別、行先などを表示すること。</p> <p>(10) 光ケーブルの雷害対策は、ケーブルを敷設する環境条件により、ケーブル構造を選定し、被害を防ぐ手段を考慮するものとする。</p>	<p>改定主旨・根拠</p> <p>雷害対策を追記</p>
<p><b>3-4-8-2 光ケーブル地中配線</b></p> <p>光ケーブル地中配線の敷設にあたっては、<b>第3編3-4-8-1 一般事項の規定</b>によるほか、以下によるものとする。</p> <p>(1) 地中に敷設される光ケーブルが、他の電力線と接近または交差する場合の離隔距離は、「電気設備の技術基準の解釈第125条（地中電線と他の地中電線等との接近又は交差）」及び「有線電気通信設備令第14条（地中電線）」に準拠して行うものとする。</p> <p>(2) <b>光ケーブル</b>地中配線を行う前に、管内の清掃を行った後、管路径に合ったマンドリルまたはテストケーブルを用いて通過試験を行い、管路</p>	<p><b>3-4-8-2 光ケーブル地中配線</b></p> <p>光ケーブル地中配線の敷設にあたっては、<b>第3編3-4-5-4 地中配線 1. 一般事項 (2)</b>の規定によるほか、以下によるものとする。</p> <p>(1) 地中に敷設される光ケーブルが、他の電力線と接近または交差する場合の離隔距離は、「電気設備の技術基準の解釈第125条（地中電線と他の地中電線等との接近又は交差）」及び「有線電気通信設備令第14条（地中電線）」に準拠して行うものとする。</p> <p>(2) 地中配線を行う前に、管内の清掃を行った後、管路径に合ったマンドリルまたはテストケーブルを用いて通過試験を行い、管路の状態を<b>確</b></p>	

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>の状態を<b>確認</b>すること。</p> <p>(3) 地中配線は、ハンドホールごとに人を配置し、連絡を取り合い、ケーブルの許容張力及び許容曲率を<b>確認</b>しながら施工する。</p> <p>(4) ハンドホール内では、接続部及び引き通し部ともに光ケーブルに必要長を確保することとし、災害時等のケーブル移動に際し、キック断線が生じないように考慮するものとし、固定金物へ固定しないものとする。</p> <p><b>3-4-8-3 光ケーブル屋内配線</b></p> <p>光ケーブル屋内配線の敷設にあたっては、第3編3-4-5-5 屋内配線1項、3-4-8-2 光ケーブル地中配線(1)の規定及び「<b>有線電気通信設備令第18条(屋内配線)</b>」によるほか、以下によるものとする。</p> <p>(1) 屋内光ケーブルの敷設は、光コネクタが接続されている場合があるため、光コネクタや光コードに対する保護を行うものとする。</p> <p>(2) 屋内管内配線は、プルボックスごとに人を配置し、連絡を取り合い、ケーブルの許容張力及び許容曲率を<b>確認</b>しながら施工する。</p> <p>(3) 水平ラック部に光ケーブルを敷設する場合は、ラックに3m以下の間隔ごとに<b>緊縛</b>して固定すること。</p> <p>(4) 垂直ラック部に光ケーブルを敷設する場合は、ラックに1.5m以下の間隔ごとに<b>緊縛して固定</b>すること。</p> <p>(5) 光ケーブルがフリーアクセス床・二重床に敷設された後に、他の工事によって別のケーブルが積み重ねられることが多いので、ケーブルの耐圧縮強度に注意し、ケーブルが輻輳される箇所については、保護を行うものとする。また、他の工作物と交差しないように施工する。</p> <p><b>3-4-8-4 光ケーブル屋外配線</b></p> <p>光ケーブル屋外配線の敷設にあたっては、<b>第3編3-4-8-1 一般事項</b>、3-4-8-2 光ケーブル地中配線(1)及び3-4-8-3 光ケーブル屋内配線(2)～(4)の規定による。</p> <p>また、敷設後に他の工事によって別のケーブルが積み重ねられることが多いので、ケーブルの耐圧縮強度に注意し、許容側圧を越えないよう施工する。</p> <p><b>3-4-8-5 光ケーブル架空配線</b></p> <p>光ケーブル架空配線の敷設にあたっては、第3編3-4-5-7 架空配線1項の規定によるほか、以下によるものとする。</p>	<p>認すること。</p> <p>(3) 地中配線は、ハンドホールごとに人を配置し、<b>連絡</b>を取り合い、ケーブルの許容張力及び許容曲率を<b>確認</b>しながら施工する。</p> <p>(4) ハンドホール内では、接続部及び引き通し部ともに光ケーブルに必要長を確保することとし、災害時等のケーブル移動に際し、キック断線が生じないように考慮するものとし、固定金物へ固定しないものとする。</p> <p><b>3-4-8-3 光ケーブル屋内配線</b></p> <p>光ケーブル屋内配線の敷設にあたっては、第3編3-4-5-5 屋内配線1項、3-4-8-2 光ケーブル地中配線(1)の規定及び「<b>有線電気通信設備令第18条(屋内配線)</b>」によるほか、以下によるものとする。</p> <p>(1) 屋内光ケーブルの敷設は、光コネクタが接続されている場合があるため、光コネクタや光コードに対する保護を行うものとする。</p> <p>(2) 屋内管内配線は、プルボックスごとに人を配置し、<b>連絡</b>を取り合い、ケーブルの許容張力及び許容曲率を<b>確認</b>しながら施工する。</p> <p>(3) 水平ラック部に光ケーブルを敷設する場合は、ラックに3m以下の間隔ごとに<b>包縛</b>して固定すること。</p> <p>(4) 垂直ラック部に光ケーブルを敷設する場合は、ラックに1.5m以下の間隔ごとに<b>包縛</b>して固定すること。</p> <p>(5) 光ケーブルがフリーアクセス床・二重床に敷設された後に、他の工事によって別のケーブルが積み重ねられることが多いので、ケーブルの耐圧縮強度に注意し、ケーブルが輻輳される箇所については、保護を行うものとする。また、他の工作物と交差しないように施工する。</p> <p><b>3-4-8-4 光ケーブル屋外配線</b></p> <p>光ケーブル屋外配線の敷設にあたっては、第3編<b>3-4-7-3 通信架空配線1. 一般事項</b>、3-4-8-2 光ケーブル地中配線(1)及び3-4-8-3 光ケーブル屋内配線(2)～(4)の規定による。</p> <p>また、敷設後に他の工事によって別のケーブルが積み重ねられることが多いので、ケーブルの耐圧縮強度に注意し、許容側圧を越えないよう施工する。</p> <p><b>3-4-8-5 光ケーブル架空配線</b></p> <p>光ケーブル架空配線の敷設にあたっては、第3編3-4-5-7 架空配線1項の規定によるほか、以下によるものとする。</p>	<p>引用先変更</p>

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>(5) 融着接続作業は、湿度の高い場所を避け、塵埃等の少ない場所で行うものとする。</p> <p>2. 光ケーブル成端 光ケーブルの成端は、以下によるものとする。 <b>なお、光ケーブルの心線接続は前項によるものとする。</b></p> <p>(1) 光ケーブルと機器端子を接続する場合は、成端箱を設けて箱内で外被を固定し、前項に記したとおり、機械的な強度を保つように施工する。 なお、機器の内部に接続箱などの施設がある場合、直接引き入れて同様に成端すること。</p> <p>(2) 光ケーブルと機器端子を接続する場合は、コネクタ付き光ファイバコードを用いて接続すること。 ただし、機器の内部に接続箱などの施設がある場合及びケーブルが集合ファイバコードの場合のように、コネクタ付光ファイバコードが不要の場合は、この限りでない。</p> <p>3. 光ケーブルの測定及び試験 光ケーブル敷設後の測定及び試験は、以下の項目について行うものとする。</p> <p>(1) 光ケーブル敷設後の測定及び試験項目</p> <p>1) 接続損失の測定 接続損失は、測定区間の両端から測定し、その平均値を採用する。</p> <p>2) 伝送損失の測定 施工区間の伝送損失が、所定の規格値以下で施工されたかを測定する。所定の規格値は、「光ファイバケーブル施工要領・同解説7-2測定及び試験の準備」によるものとする。</p> <p>3) クロージャーの気密試験 クロージャー内の防水のため、気圧を高めて密封された器内の気密が十分か、<b>確認</b>の試験を行うものとする。</p> <p>4) 外観確認 光ケーブルの外観（損傷・変形のないこと）、敷設状態（無理な捻れ等のないこと）、整理状態（整然と配置されていること）、付属器材類が正しく取り付けられていること等を<b>確認</b>する。</p>	<p>(5) 融着接続作業は、湿度の高い場所を避け、塵埃等の少ない場所で行うものとする。</p> <p>2. 光ケーブル成端 光ケーブルの成端は、以下によるものとする。</p> <p>(1) 光ケーブルと機器端子を接続する場合は、成端箱を設けて箱内で外被を固定し、前項に記したとおり、機械的な強度を保つように施工する。 なお、機器の内部に接続箱などの施設がある場合、直接引き入れて同様に成端すること。</p> <p>(2) 光ケーブルと機器端子を接続する場合は、コネクタ付き光ファイバコードを用いて接続すること。 ただし、機器の内部に接続箱などの施設がある場合及びケーブルが集合ファイバコードの場合のように、コネクタ付光ファイバコードが不要の場合は、この限りでない。</p> <p>3. 光ケーブルの測定及び試験 光ケーブル敷設後の測定及び試験は、以下の項目について行うものとする。</p> <p>(1) 光ケーブル敷設後の測定及び試験項目</p> <p>1) 接続損失の測定 接続損失は、測定区間の両端から測定し、その平均値を採用する。</p> <p>2) 伝送損失の測定 施工区間の伝送損失が、所定の規格値以下で施工されたかを測定する。所定の規格値は、「光ファイバケーブル施工要領・同解説7-2測定及び試験の準備」によるものとする。</p> <p>3) クロージャーの気密試験 クロージャー内の防水のため、気圧を高めて密封された器内の気密が十分か、<b>確認</b>の試験を行うものとする。</p> <p>4) 外観確認 光ケーブルの外観（損傷・変形のないこと）、敷設状態（無理な捻れ等のないこと）、整理状態（整然と配置されていること）、付属器材類が正しく取り付けられていること等を<b>確認</b>する。</p>	<p>同一規定内の引用 なので削除</p>

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>(2) 測定及び試験データの<b>確認</b>、整理 測定及び試験完了後、施工区間の各種データが規格値内であることを<b>確認</b>して、必要な整理を行うものとする。</p> <p><b>第9節 ハンドホール設置工</b></p> <p>3-4-9-1 ハンドホール設置工</p> <p>1. プレキャストハンドホール設置</p> <p>ハンドホール及びマンホールは、プレキャスト製品の設置を行うもので、以下によるものとする。</p> <p>1) ハンドホール及びマンホールの施工については、土木工事共通仕様書第10編10-12-5-3 プレキャストボックス工（特殊部）の規定による。</p> <p>2) マンホールの壁には、ケーブル及び接続部を支える支持金物を取付け、支持金物には陶製または樹脂製などの枕を設けるものとする。</p> <p>3) マンホール、ハンドホールの鉄ふたは、黒色防錆塗装を施したものである。マンホールに使用する鉄ふたには<b>鋳形流し込み</b>で、ハンドホールに使用する鉄ふたには<b>鋳形流し込みとし</b>、必要によりペンキで用途名を表示する。</p> <p>4) マンホールには、<b>設計図書</b>に基づき、昇降用タラップを設けるものとする。 なお、昇降用タラップを設けない場合は、各マンホールに共用できる昇降用金属製はしご1台を具備すること。</p> <p>2. 現場打ちハンドホール設置</p> <p>(1) ハンドホールの寸法などは、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>(2) 現場打ちハンドホールの施工については、土木工事共通仕様書第10編10-12-5-4 現場打ボックス工（特殊部）の規定による。</p> <p>(3) ハンドホール及びマンホールのふたなどは、本条1項<b>2)～4)</b>の規定による。</p> <p>3-4-9-2 作業土工（電気）</p> <p>1. 作業土工（電気）は、第3編第2章第6節作業土工（電気）の規定による<b>ほ</b></p>	<p>(2) 測定及び試験データの<b>確認</b>、整理 測定及び試験完了後、施工区間の各種データが規格値内であることを<b>確認</b>して、必要な整理を行うものとする。</p> <p><b>第9節 ハンドホール設置工</b></p> <p>3-4-9-1 ハンドホール設置工</p> <p>1. プレキャストハンドホール設置</p> <p>ハンドホール及びマンホールは、プレキャスト製品の設置を行うもので、以下によるものとする。</p> <p>(1) ハンドホール及びマンホールの施工については、土木工事共通仕様書第10編10-12-5-3 プレキャストボックス工（特殊部）の規定による。</p> <p>(2) マンホールの壁には、ケーブル及び接続部を支える支持金物を取り付け、支持金物には陶製または樹脂製などの枕を設けるものとする。</p> <p>(3) マンホール、ハンドホールに<b>使用する鉄ふたは、鋳形流し込みとし、黒色防錆塗装を施したものである</b>。鉄ふたには必要によりペンキで用途名を表示する。</p> <p>(4) マンホールには、<b>設計図書</b>に基づき、昇降用タラップを設けるものとする。 なお、昇降用タラップを設けない場合は、各マンホールに共用できる昇降用金属製はしご1台を具備すること。</p> <p>2. 現場打ちハンドホール設置</p> <p>(1) ハンドホールの寸法などは、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>(2) 現場打ちハンドホールの施工については、土木工事共通仕様書第10編10-12-5-4 現場打ボックス工（特殊部）の規定による。</p> <p>(3) ハンドホール及びマンホールのふたなどは、本条1項<b>(2)～(4)</b>の規定による。</p> <p>3-4-9-2 作業土工（電気）</p> <p>1. 作業土工（電気）は、第3編第2章第6節作業土工（電気）の規定による。</p>	<p>改定主旨・根拠</p> <p>語句整理</p>

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>か、以下によるものとする。</p> <p>(1) 床掘幅は、ハンドホールなどの施工が可能な最小幅とする。</p> <p>(2) 道路沿いの床掘を行う場合は、交通安全施設を設置し、保安を確保しなければならない。</p> <p>(3) 舗装の切取りは、コンクリートカッターにより行い、周囲に損傷を与えないこと。</p> <p>(4) 床掘は、他の地中埋設物に損傷を与えないように、注意して行うものとする。</p> <p>(5) 床掘は、所定の深さまで行った後、石や突起物を取り除き、突固めを行うものとする。</p> <p>(6) 埋戻しは、良質土または砂を、1層の仕上げ厚さが0.3m以下となるように均一に締固めて、順次行うものとする。</p> <p>(7) 路面の表面仕上げを行う場合は、床掘前の路面高さと同じにし、十分締固めなければならない。</p> <p>なお、舗装路面などの場合は、床掘前の材料で仕上げるものとする。</p> <p>2. 殻運搬処理</p> <p>殻運搬処理は、第3編第2章第7節殻運搬処理工の規定による。</p> <p><b>第10節 プルボックス設置工</b></p> <p>3-4-10-1 プルボックス設置</p> <p>1. プルボックスまたは支持する金物は、天井スラブ及び壁などの構造体に吊りボルト、またはあと施工アンカーボルトを用いて取付けるものとする。</p> <p>2. プルボックスの支持点数は、4箇所以上とする。</p> <p>ただし、長辺の長さが300mm以下のものは2箇所としてもよい。</p> <p>3. プルボックスを支持する吊りボルトはM9以上とし、平座金及びナットを用いて取付けるものとする。</p> <p>4. 不要の切抜き穴のあるプルボックスは、使用しないものとする。</p> <p>3-4-10-2 位置ボックスおよびジョイントボックス設置</p> <p>1. 金属管用</p> <p>(1) スイッチ、コンセント、照明器具などの取付け位置には、位置ボック</p>	<p>2. 殻運搬処理</p> <p>殻運搬処理は、第3編第2章第7節殻運搬処理工の規定による。</p> <p><b>第10節 プルボックス設置工</b></p> <p>3-4-10-1 プルボックス設置</p> <p>1. プルボックスまたは支持する金物は、天井スラブ及び壁などの構造体に吊りボルト、またはあと施工アンカーボルトを用いて取り付けるものとする。</p> <p>2. プルボックスの支持点数は、4箇所以上とする。</p> <p>ただし、長辺の長さが300mm以下のものは2箇所としてもよい。</p> <p>3. プルボックスを支持する吊りボルトはM9以上とし、平座金及びナットを用いて取り付けるものとする。</p> <p>4. 不要の切抜き穴のあるプルボックスは、使用しないものとする。</p> <p>3-4-10-2 位置ボックスおよびジョイントボックス設置</p> <p>1. 金属管用</p> <p>(1) スイッチ、コンセント、照明器具などの取付位置には、位置ボック</p>	<p>改定主旨・根拠</p> <p>第3編第2章第6節に記述</p>

旧 令和6年版

新 朱書き修正

改定主旨・根拠

表3-4-11 露出配管の位置ボックス、ジョイントボックスの使用区分

表3-4-11 露出配管の位置ボックス、ジョイントボックスの使用区分

用途	配管状況	ボックスの種別
照明器具用などの位置ボックス及びジョイントボックス	(22) または (E25) 以下の配管4本以下	丸形露出ボックス (直径89mm)
	(28) または (E31) 以下の配管4本以下	丸形露出ボックス (直径100mm)
スイッチ用及びコンセント用位置ボックス	連用スイッチまたは連用コンセント3個以下	露出1個用スイッチボックス
	連用スイッチまたは連用コンセント6個以下	露出2個用スイッチボックス
	連用スイッチまたは連用コンセント9個以下	露出3個用スイッチボックス

用途	配管状況	ボックスの種別
照明器具用などの位置ボックス及びジョイントボックス	(22) または (E25) 以下の配管4本以下	丸形露出ボックス (直径89mm)
	(28) または (E31) 以下の配管4本以下	丸形露出ボックス (直径100mm)
スイッチ用及びコンセント用位置ボックス	連用スイッチまたは連用コンセント3個以下	露出1個用スイッチボックス
	連用スイッチまたは連用コンセント6個以下	露出2個用スイッチボックス
	連用スイッチまたは連用コンセント9個以下	露出3個用スイッチボックス

〔備考〕 連用スイッチ及び連用コンセントには、連用形のパイロットランプ、接地端子、リモコンスイッチなどを含む。

〔備考〕 連用スイッチ及び連用コンセントには、連用形のパイロットランプ、接地端子、リモコンスイッチなどを含む。

2. 合成樹脂管用

- (1) 合成樹脂管で配線に使用する位置ボックス、ジョイントボックスなどは、本条1項の規定による。ただし、表3-4-11露配出管の位置ボックス、ジョイントボックスの使用区分で丸形露出ボックス (直径89mm) は直径87mmとする。
- (2) 合成樹脂製可とう管による配線に使用する位置ボックス、ジョイントボックスなどは、第3編3-4-5-2屋内露出配管1項(1)～(3)の規定によるほか、以下によるものとする。
  - 1) 隠ぺい配管の位置ボックス、ジョイントボックスなどの使用区分は、表3-4-12に示すボックス以上のものとする。
  - 2) 露出配管の位置ボックス、ジョイントボックスなどの使用区分は、表3-4-11露出配管の位置ボックス、ジョイントボックスの使用区分に示すボックス以上のものとする。  
ただし、丸形露出ボックス (直径89mm) は直径87mmとする。
  - 3) 合成樹脂製可とう管配線からケーブル配線に移行する箇所には、ジョイントボックスを設けるものとする。

2. 合成樹脂管用

- (1) 合成樹脂管で配線に使用する位置ボックス、ジョイントボックスなどは、本条1項(1)及び(3)の規定による。ただし、表3-4-11露配出管の位置ボックス、ジョイントボックスの使用区分で丸形露出ボックス (直径89mm) は直径87mmに、(直径100mm) は直径97mmと読み替える。
- (2) 合成樹脂製可とう管による配線に使用する位置ボックス、ジョイントボックスなどは、第3編3-4-5-2屋内露出配管1項(1)～(3)の規定によるほか、以下によるものとする。
  - 1) 隠ぺい配管の位置ボックス、ジョイントボックスなどの使用区分は、表3-4-12に示すボックス以上のものとする。
  - 2) 露出配管の位置ボックス、ジョイントボックスなどの使用区分は、表3-4-11に示すボックス以上のものとする。  
ただし、丸形露出ボックス (直径89mm) は直径87mmに (直径100mm) は直径97mmと読み替える。
  - 3) 合成樹脂製可とう管配線からケーブル配線に移行する箇所には、ジョイントボックスを設けるものとする。

語句整理

旧 令和6年版

新 朱書き修正

改定主旨・根拠

表3-4-12 隠ぺい配管の位置ボックス及びジョイントボックスの使用区分

取付位置		配管状況	ボックスの種別
天井スラブ内		(16)の配管5本以下、または(22)の配管3本以下	中形四角コンクリートボックス54 または八角コンクリートボックス75
		(16)の配管6本、または(22)の配管4本	大形四角コンクリートボックス54 または八角コンクリートボックス75
天井スラブ以外 (床を含む。)	スイッチ用位置ボックス	連用スイッチ3個以下	1個用スイッチボックスまたは中形四角アウトレットボックス44
		連用スイッチ6個以下	2個用スイッチボックスまたは中形四角アウトレットボックス44
		連用スイッチ9個以下	3個用スイッチボックス
照明器具用、コンセント用位置ボックスなど		(16)の配管5本以下または(22)の配管3本以下	中形四角アウトレットボックス44
		(16)の配管6本以下、または(22)の配管4本以下	大形四角アウトレットボックス44
		(28)の配管2本以下	大形四角アウトレットボックス54

[備考] 連用スイッチには、連用形のパイロットランプ、接地端子及びリモコンスイッチを含む。

3-4-10-3 プラスチックボックス等取付

プラスチックボックスの取付けは、第3編3-4-10-1 プルボックス設置の規定による。

第11節 分電盤設置工

3-4-11-1 自立型分電盤取付

- 自立型分電盤の形状及び支持方法は、原則として取付け穴が盤の外側にある方式とする。  
ただし、意匠上問題がある場合は、取付け金物を盤の内側に設けるものとする。
- 屋外盤の貫通部へ電線管を接続する場合は、盤の下部より接続するものとする。  
なお、接続部分は十分に錆止め塗装を行うものとする。
- 貫通位置は盤の配線スペースを考慮し、主配線用遮断器などから離れた所で、電線直径の6倍以上の曲がり確保して、端子に無理がかからない位置とする。

表3-4-12 隠ぺい配管の位置ボックス及びジョイントボックスの使用区分

取付位置		配管状況	ボックスの種別
天井スラブ内		(16)の配管5本以下、または(22)の配管3本以下	中形四角コンクリートボックス54 または八角コンクリートボックス75
		(16)の配管6本、または(22)の配管4本	大形四角コンクリートボックス54 または八角コンクリートボックス75
天井スラブ以外 (床を含む。)	スイッチ用位置ボックス	連用スイッチ3個以下	1個用スイッチボックスまたは中形四角アウトレットボックス44
		連用スイッチ6個以下	2個用スイッチボックスまたは中形四角アウトレットボックス44
		連用スイッチ9個以下	3個用スイッチボックス
照明器具用、コンセント用位置ボックスなど		(16)の配管5本以下または(22)の配管3本以下	中形四角アウトレットボックス44
		(16)の配管6本以下、または(22)の配管4本以下	大形四角アウトレットボックス44
		(28)の配管2本以下	大形四角アウトレットボックス54

[備考] 連用スイッチには、連用形のパイロットランプ、接地端子及びリモコンスイッチを含む。

3-4-10-3 プラスチックボックス等取付

プラスチックボックスの取付けは、第3編3-4-10-1 プルボックス設置の規定による。

第11節 分電盤設置工

3-4-11-1 分電盤取付

1. 埋込分電盤設置

- 埋込分電盤（埋込型・半埋込型）仮枠
  - 仮枠の製作、取付はコンクリート打設圧力に十分耐え得るものを使用し、必要に応じて補強材を入れること。（躯体用仮枠材または厚さ15mm以上の杉材等）
  - 壁が薄い場合は、貫通形の仮枠とする。
  - 仮枠と分電盤及び端子盤の間隔は、配管の接続のある場合50mm～100mm、接続のない場合は30mm～50mmとする。また、裏面は20mm程度あけること。
  - 鉄筋補強を十分注意して入れること。

自立型と順番入替

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>4. あと施工アンカーボルト、ダクター等の材質は、ステンレス製、溶融亜鉛めっき仕上げまたはJIS G 3323(溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板及び鋼帯)に規定される鋼板とする。</p> <p>5. コンクリートに埋込むアンカーボルトは埋込部を除き、溶融亜鉛めっきを施したものを使用する。</p> <p>6. 据 付</p> <p>(1) 自立盤はアンカーボルトにより、基礎に堅固に取付けるものとする。</p> <p>(2) 自立盤を密着して取付ける場合、壁にもあと施工アンカーボルトで堅固に支持すること。</p> <p>(3) 自立盤を壁に取付ける場合、必要に応じて盤上部に支持材を設け、壁、はり等に堅固に支持すること。</p> <p>(4) 屋外に設ける場合、チャンネルベースと基礎接触部にはコーキングを行うものとする。また、浸入した雨水の滞留がない構造とする。</p> <p><b>3-4-11-2 分電盤取付</b></p> <p><b>1. 埋込分電盤設置</b></p> <p>(1) 埋込分電盤（埋込型・半埋込型）仮枠</p> <p>1) 仮枠の製作、取付けはコンクリート打設圧力に十分耐え得るものを使用し、必要に応じて補強材を入れること。(躯体用仮枠材または厚さ15mm以上の杉材等)</p> <p>2) 壁が薄い場合は、貫通形の仮枠とする。</p> <p>3) 仮枠と分電盤及び端子盤の間隔は、配管の接続のある場合50mm～100mm、接続のない場合は30mm～50mmとする。また、裏面は20mm程度あけること。</p> <p>4) 鉄筋補強を十分注意して入れること。</p> <p>5) 床からの配管がある場合の高さは、下端で300mm以上とする。</p> <p>6) 外壁、エレベーターシャフト壁等には、壁の亀裂、雨の浸透、結露の恐れがあるので埋込まないこと。</p> <p>7) 盤側面からの配管は避けること。</p> <p>8) 分電盤の取付け高さは、盤上端で1,800mm～2,000mmとする。</p> <p>(2) 分電盤設置</p> <p>1) コンクリート壁の場合</p>	<p>5) 床からの配管がある場合の高さは、下端で300mm以上とする。</p> <p>6) 外壁、エレベーターシャフト壁等には、壁の亀裂、雨の浸透、結露の恐れがあるので埋込まないこと。</p> <p>7) 盤側面からの配管は避けること。</p> <p>8) 分電盤の取付高さは、盤上端で1,800mm～2,000mmとする。</p> <p>(2) 分電盤設置</p> <p>1) コンクリート壁の場合</p> <p>① コンクリート壁が薄い場合は、分電盤、端子盤等の外箱の背面にメタルラスを取り付け、モルタルにより埋戻しを完全に行うものとする。</p> <p>② 裏面半露出の場合には、露出部分の塗装及び外箱の鋼板厚さに注意する。</p> <p>③ 箱体に取り付けたアングルと鉄筋とは溶接すること。</p> <p>④ 配管穴は間隔に注意し、隣接ロックナットに接触させないこと。 なお、配管の間隔は、コンクリートが回り込むスペースを確保する。</p> <p>2) 軽量間仕切り壁の場合</p> <p>① 補強を完全に行い、補強材にボルト・ナット類で取り付けるものとする。</p> <p>② 溶接を行った補強材の防錆塗装を完全に行うものとする。</p> <p>3) ブロック・ALC壁の場合</p> <p>① 大きい盤または重い盤を取り付ける場合、アングル等で架台を組み、それにボルトで取り付けるものとする。</p> <p>② モルタルにより、埋込みを十分に行うものとする。</p> <p><b>2. 露出形分電盤設置</b></p> <p>(1) 配管が埋込で、分電盤、端子盤等が露出取付の場合には、壁内に裏ボックスを設けるものとする。 この時、分電盤等の裏面には、盤の製作時に電線、ケーブルの引出し用開口部を設けておくものとする。</p> <p>(2) 盤裏面ボックスを使用する場合、盤裏面引出し用開口部と裏ボックスの位置関係、及び盤と裏ボックスの接続部の電線保護を十分に行うも</p>	

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>① コンクリート壁が薄い場合は、分電盤、端子盤等の外箱の背面にメタルラスを取付け、モルタルにより埋戻しを完全に行うものとする。</p> <p>② 裏面半露出の場合には、露出部分の塗装及び外箱の鋼板厚さに注意する。</p> <p>③ 箱体に取付けたアングルと鉄筋とは溶接すること。</p> <p>④ 配管穴は間隔に注意し、隣接ロックナットに接触させないこと。 なお、配管の間隔は、コンクリートが回り込むスペースを確保する。</p> <p>2) 軽量間仕切り壁の場合</p> <p>① 補強を完全に行い、補強材にボルト・ナット類で取付けるものとする。</p> <p>② 溶接を行った補強材の防錆塗装を完全に行うものとする。</p> <p>3) ブロック・ALC壁の場合</p> <p>① 大きい盤または重い盤を取付ける場合、アングル等で架台を組み、それにボルトで取付けるものとする。</p> <p>② モルタルにより、埋込みを十分に行うものとする。</p> <p><b>2. 露出形分電盤設置</b></p> <p>(1) 配管が埋込で、分電盤、端子盤等が露出取付けの場合には、壁内に裏ボックスを設けるものとする。 この時、分電盤等の裏面には、盤の製作時に電線、ケーブルの引出し用開口部を設けておくものとする。</p> <p>(2) 盤裏面ボックスを使用する場合、盤裏面引出し用開口部と裏ボックスの位置関係、及び盤と裏ボックスの接続部の電線保護を十分に行うものとする。</p> <p>(3) 壁取付けの露出形分電盤は、盤の裏面に山形鋼または平鋼にて補強し、ボルト・ナット類で4箇所を、壁を貫通して取付けるものとする。</p> <p>(4) 自立壁取付け盤の場合は、盤重量を支えるため補強台を設け、盤の頭部をボルト・ナット類等で固定すること。</p> <p>(5) 盤の重量に対して十分な保持力強度が得られる場合は、発注者と協議の上、ALC用のあと施工アンカーボルトを使用してもよいものとする。</p>	<p>のとする。</p> <p>(3) 壁取付けの露出形分電盤は、盤の裏面に山形鋼または平鋼にて補強し、ボルト・ナット類で4箇所を、壁を貫通して取り付けるものとする。</p> <p>(4) 自立壁取付け盤の場合は、盤重量を支えるため補強台を設け、盤の頭部をボルト・ナット類等で固定すること。</p> <p>(5) 盤の重量に対して十分な保持力強度が得られる場合は、発注者と協議の上、ALC用のあと施工アンカーボルトを使用してもよいものとする。</p> <p>(6) ALC板に荷重をかけない方法は、上記に示すとおりとし、梁からスラブまでアングルフレーム、みぞ型鋼材を渡す方法で行うものとする。</p> <p><b>3-4-11-2 自立型分電盤取付</b></p> <p>1. 自立型分電盤の形状及び支持方法は、原則として取付け穴が盤の外側にある方式とする。 ただし、意匠上問題がある場合は、取付け金物を盤の内側に設けるものとする。</p> <p>2. 屋外盤の貫通部へ電線管を接続する場合は、盤の下部より接続するものとする。 なお、接続部分は十分に錆止め塗装を行うものとする。</p> <p>3. 貫通位置は盤の配線スペースを考慮し、主配線用遮断器などから離れた所で、電線直径の6倍以上の曲がり確保して、端子に無理がかからない位置とする。</p> <p>4. あと施工アンカーボルト、ダクター等の材質は、ステンレス製、溶融亜鉛めっき仕上げまたはJIS G 3323(溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板及び鋼帯)に規定される鋼板とする。</p> <p>5. コンクリートに埋込むアンカーボルトは埋込部を除き、溶融亜鉛めっきを施したものを使用する。</p> <p>6. 据 付</p> <p>(1) 自立盤はアンカーボルトにより、基礎に堅固に取り付けるものとする。</p> <p>(2) 自立盤を壁に密着して取り付ける場合、壁にもあと施工アンカーボルトで堅固に支持すること。</p> <p>(3) 自立盤を壁に取り付ける場合、必要に応じて盤上部に支持材を設け、壁、はり等に堅固に支持すること。</p>	

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>(6) ALC板に荷重をかけない方法は、上記に示すとおりとし、梁からスラブまでアングルフレーム、みぞ型鋼材を渡す方法で行うものとする。</p> <p><b>3. 直流分電盤設置</b></p> <p>埋込分電盤（埋込型・半埋込型）・露出分電盤は本条1項及び2項の規定による。</p> <p><b>3-4-11-3 分電盤基礎工</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>基礎の大きさは、設計図書によらなければならない。</li> <li>基礎             <ol style="list-style-type: none"> <li>基礎コンクリートは、床スラブ面を目荒しして施工するものとし、まわりに軽量コンクリートを打設すること。</li> <li>盤にチャンネルベースがなく、床仕上面との見切りが困難な場合は、モルタル等で化粧ベースを作ること。この場合の床仕上げ面よりの高さは5cmとする。</li> <li>自立盤の下部には、原則としてピットまたは床ボックスを設けるものとする。</li> <li>床掘は、工作物及び地下埋設物に損傷を与えないように、注意して行わなければならない。</li> <li>基礎は、分電盤を完全に支持し、有害な沈下または傾斜などを起さないように設置しなければならない。</li> <li>基礎用床掘箇所は、十分突固めを行うものとする。</li> </ol> </li> </ol> <p><b>第12節 引込柱設置工</b></p> <p><b>3-4-12-1 引込柱建柱</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>鉄筋コンクリート柱または鋼管を主体とするもので、末口19cm以下及び設計荷重が6.87kN以下の電柱の根入れは、全長が15m以下の場合は全長の1/6以上、15mを越え16m以下の場合は2.5m以上とする。ただし、傾斜地、岩盤などでは根入れ長さを適宜増減してもよい。</li> <li>水田、その他地盤が軟弱な箇所では、特に堅ろうな1.2m以上の根かせを使用し、その埋設深さは、地下0.3m以上とする。</li> <li>コンクリート根かせは、M12以上の亜鉛めっきUボルトで締め付けるものと</li> </ol>	<p>(4) 屋外に設ける場合、チャンネルベースと基礎接触部にはコーキングを行うものとする。また、浸入した雨水の滞留がない構造とする。</p> <p><b>3-4-11-3 自立型分電盤基礎工</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>基礎の大きさは、設計図書によらなければならない。</li> <li>基礎             <ol style="list-style-type: none"> <li>基礎コンクリートは、床スラブ面を目荒しして施工するものとし、まわりに軽量コンクリートを打設すること。</li> <li>盤にチャンネルベースがなく、床仕上面との見切りが困難な場合は、モルタル等で化粧ベースを作ること。この場合の床仕上げ面よりの高さは5cmとする。</li> <li>自立盤の下部には、原則としてピットまたは床ボックスを設けるものとする。</li> <li>床掘は、工作物及び地下埋設物に損傷を与えないように、注意して行わなければならない。</li> <li>基礎は、分電盤を完全に支持し、有害な沈下または傾斜などを起さないように設置しなければならない。</li> <li>基礎用床掘箇所は、十分突固めを行うものとする。</li> </ol> </li> </ol> <p><b>第12節 引込柱設置工</b></p> <p><b>3-4-12-1 引込柱建柱</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>鉄筋コンクリート柱または鋼管を主体とするもので、末口19cm以下及び設計荷重が6.87kN以下の電柱の根入れは、全長が15m以下の場合は全長の1/6以上、15mを越え16m以下の場合は2.5m以上とする。ただし、傾斜地、岩盤などでは根入れ長さを適宜増減してもよい。</li> <li>水田、その他地盤が軟弱な箇所では、特に堅ろうな1.2m以上の根かせを使用し、その埋設深さは、地下0.3m以上とする。</li> <li>コンクリート根かせは、M12以上の亜鉛めっきUボルトで締め付けるもの</li> </ol>	<p>交流・直流の区別をしていない。 削除</p>

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>2. 鋼管柱設置は、第3編3-4-12-1 引込柱建柱の規定による。</p> <p>3. 鋼板組立柱は、テーパをもった厚さ1.0mm以上の亜鉛めっき溶接鋼管及び高杭張力鋼板により、テーパ状に組立てたものとする。</p> <p>4. 鋼板組立柱の根元は基礎 <b>コンクリート</b> または平板を敷くものとする。</p> <p>5. 鋼板組立柱の地表面から2.4m以上の位置に、足場ボルトを取付けるものとする。</p> <p><b>3-4-14-3 支線取付</b> 支線取付けは、第3編3-4-12-2 支線取付の規定による。</p> <p><b>3-4-14-4 腕金取付</b> 腕金取付けは、第3編3-4-12-3 腕金取付の規定による。</p> <p><b>3-4-14-5 作業土工（電気）</b> 第3編第2章第6節作業土工（電気）の規定による。</p> <p><b>第15節 雷保護設備工</b></p> <p><b>3-4-15-1 雷保護システム（LPS）設置</b></p> <p><b>1. 一般事項</b> 雷保護システムは、建築基準法で告示があるJIS A 4201（建築物等の雷保護）を基準とする。また、雷保護に関するJISである、JIS Z 9290-1（雷保護-第1部：一般原則）、JIS Z 9290-3（雷保護-第3部：建築物等への物的損傷及び人命の危険）及びJIS Z 9290-4（雷保護-第4部：建築物内の電気及び電子システム）並びに関連法規によるほか、本項によるものとする。</p> <p><b>2. 外部雷保護システム</b></p> <p>(1) 突針の取付けは、以下によるものとする。</p> <p>1) 突針を突針支持金物に取付けるときは、ねじ込んで接続すること。 なお、ねじ込みでない場合でも、機械的に堅固に取付け接続する。</p> <p>2) 突針と引下げ導線の接続は、導線を差込んでねじ止めし、ろう付けを施すものとする。</p> <p>3) 突針支持金物及び取付金具は、風圧に耐え得るように建造物に堅固に取付けるものとする。</p>	<p>2. 鋼管柱設置は、第3編3-4-12-1 引込柱建柱の規定による。</p> <p>3. 鋼板組立柱は、テーパをもった厚さ1.0mm以上の亜鉛めっき溶接鋼管及び高杭張力鋼板により、テーパ状に組み立てたものとする。</p> <p>4. 鋼板組立柱の根元は基礎 <b>コンクリート</b> または平板を敷くものとする。</p> <p>5. 鋼板組立柱の地表面から2.4m以上の位置に、足場ボルトを取り付けるものとする。</p> <p><b>3-4-14-3 支線取付</b> 支線取付けは、第3編3-4-12-2 支線取付の規定による。</p> <p><b>3-4-14-4 腕金取付</b> 腕金取付けは、第3編3-4-12-3 腕金取付の規定による。</p> <p><b>3-4-14-5 作業土工（電気）</b> 第3編第2章第6節作業土工（電気）の規定による。</p> <p><b>第15節 雷保護設備工</b></p> <p><b>3-4-15-1 雷保護システム（LPS）設置</b></p> <p><b>1. 一般事項</b> 雷保護システムは、建築基準法で告示があるJIS A 4201（建築物等の雷保護）を基準とする。また、雷保護に関するJISである、JIS Z 9290-1（雷保護-第1部：一般原則）、JIS Z 9290-3（雷保護-第3部：建築物等への物的損傷及び人命の危険）及びJIS Z 9290-4（雷保護-第4部：建築物内の電気及び電子システム）並びに関連法規によるほか、本項によるものとする。</p> <p><b>2. 外部雷保護システム</b></p> <p>(1) 突針の取付けは、以下によるものとする。</p> <p>1) 突針を突針支持金物に取り付けるときは、ねじ込んで接続すること。 なお、ねじ込みでない場合でも、機械的に堅固に取付け接続する。</p> <p>2) 突針と引下げ導線の接続は、導線を差込んでねじ止めし、ろう付けを施すものとする。</p> <p>3) 突針支持金物及び取付金具は、風圧に耐え得るように建造物に堅固</p>	

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠																																			
<p>(2) サージ保護デバイス（SPD）とボンディング用バーとの接続は0.5m以下とすること</p> <p><b>第16節 接地設置工</b></p> <p><b>3-4-16-1 接地線</b></p> <p>接地線は、緑色または緑／黄色の<b>ビニル</b>電線を使用し、その太さは、以下によるものとする。</p> <p>ただし、<b>ビニル</b>ケーブルの一心を接地線として使用する場合は、原則として緑色の心線とするが、これにより難しい場合は端部に緑色の色別を施すものとする。</p> <p>(1) A種接地工事</p> <p>1) 接地母線及び避雷器 14mm<sup>2</sup>以上</p> <p>2) その他の場合 5.5mm<sup>2</sup>以上</p> <p>(2) B種接地工事は、表3-4-13によるものとする。</p> <p>(3) C種接地工事及びD種接地工事は、表3-4-14によるものとする。</p> <p>なお、表3-4-14に該当しない場合は1.6mm以上とする。</p> <p><b>3-4-16-2 A種接地工事の電気工作物</b></p> <p>1. 高圧及び特別高圧の機器の鉄台及び金属製外箱</p> <p>ただし、高圧の機器で人が触れる恐れがないように木柱、コンクリート柱、その他これに類するものの上に施設する場合、鉄台または外箱の周囲に適当な絶縁台を設けた場合は、省略することができる。</p> <p>2. 特別高圧計器用変成器の2次側電路</p> <p>3. 高圧及び特別高圧計器用変成器の鉄心。ただし、外箱のない計器用変成器がゴム、合成樹脂などの絶縁物で被覆されたものは、この限りでない。</p> <p>4. 高圧及び特別高圧の電路に施設する避雷器及び放出筒、その他避雷器に代わる装置</p> <p>5. 特別高圧電路と高圧電路を結合する変圧器<b>の、高圧側</b>に設ける放電装置</p> <p>6. 高圧ケーブルを収める金属管、防護装置の金属製部分、ケーブルラック、金属製接続箱及びケーブルの被覆に使用する金属体。ただし、地中などで人が触れる恐れがないように施設する場合は、D種接地工事とすることができる</p>	<p>(2) サージ保護デバイス（SPD）とボンディング用バーとの接続は0.5m以下とすること</p> <p><b>第16節 接地設置工</b></p> <p><b>3-4-16-1 接地線</b></p> <p>接地線は、緑色または緑／黄色の<b>絶縁</b>電線を使用し、その太さは、以下によるものとする。</p> <p>ただし、ケーブルの一心を接地線として使用する場合は、原則として緑色の心線とするが、これにより難しい場合は端部に緑色の色別を施すものとする。</p> <p>(1) A種接地工事</p> <p>1) 接地母線及び避雷器 14mm<sup>2</sup>以上</p> <p>2) その他の場合 5.5mm<sup>2</sup>以上</p> <p>(2) B種接地工事は、表3-4-13によるものとする。</p> <p>(3) C種接地工事及びD種接地工事は、表3-4-14によるものとする。</p> <p>なお、表3-4-14に該当しない場合は1.6mm以上とする。</p> <p style="text-align: center;"><b>表3-4-13 B種接地工事の接地線の太さ</b></p> <table border="1" data-bbox="1537 1213 2439 1600"> <thead> <tr> <th colspan="3">変 圧 器 1 相 分</th> <th rowspan="2">接地線の太さ (銅線)</th> </tr> <tr> <th>100V級</th> <th>200V級</th> <th>400V級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5kVA以下</td> <td>10kVA以下</td> <td>20kVA以下</td> <td>5.5mm<sup>2</sup> 以上</td> </tr> <tr> <td>10kVA以下</td> <td>20kVA以下</td> <td>40kVA以下</td> <td>8mm<sup>2</sup> 以上</td> </tr> <tr> <td>20kVA以下</td> <td>40kVA以下</td> <td>75kVA以下</td> <td>14mm<sup>2</sup> 以上</td> </tr> <tr> <td>40kVA以下</td> <td>75kVA以下</td> <td>150kVA以下</td> <td>22mm<sup>2</sup> 以上</td> </tr> <tr> <td>60kVA以下</td> <td>125kVA以下</td> <td>250kVA以下</td> <td>38mm<sup>2</sup> 以上</td> </tr> <tr> <td>100kVA以下</td> <td>200kVA以下</td> <td>400kVA以下</td> <td>60mm<sup>2</sup> 以上</td> </tr> <tr> <td>175kVA以下</td> <td>350kVA以下</td> <td>700kVA以下</td> <td>100mm<sup>2</sup> 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>[備考] (1)「変圧器1相分の容量」とは、以下の値をいう。</p> <p>なお、単相3線式は200V級を適用する。</p> <p>1) 3相変圧器の場合は、定格容量の1/3</p> <p>2) 単相変圧器と同容量の△結線またはY結線の場合は、単相変圧器の1台分の定格容量</p> <p>3) 単相変圧器と同容量のV結線の場合は、単相変圧器の1台分の定格容量、異容量のV結線の場合は、大きい容量の単相変圧器の定格容量</p> <p>4) 表3-4-13による接地線の太さが、表3-4-14により変圧器の低圧側を保護する配線用遮断器などに基づいて選定される太さより細かい場合は、表3-4-14によるものとする。</p>	変 圧 器 1 相 分			接地線の太さ (銅線)	100V級	200V級	400V級	5kVA以下	10kVA以下	20kVA以下	5.5mm <sup>2</sup> 以上	10kVA以下	20kVA以下	40kVA以下	8mm <sup>2</sup> 以上	20kVA以下	40kVA以下	75kVA以下	14mm <sup>2</sup> 以上	40kVA以下	75kVA以下	150kVA以下	22mm <sup>2</sup> 以上	60kVA以下	125kVA以下	250kVA以下	38mm <sup>2</sup> 以上	100kVA以下	200kVA以下	400kVA以下	60mm <sup>2</sup> 以上	175kVA以下	350kVA以下	700kVA以下	100mm <sup>2</sup> 以上	<p>誤記訂正</p> <p>表位置変更</p>
変 圧 器 1 相 分			接地線の太さ (銅線)																																		
100V級	200V級	400V級																																			
5kVA以下	10kVA以下	20kVA以下	5.5mm <sup>2</sup> 以上																																		
10kVA以下	20kVA以下	40kVA以下	8mm <sup>2</sup> 以上																																		
20kVA以下	40kVA以下	75kVA以下	14mm <sup>2</sup> 以上																																		
40kVA以下	75kVA以下	150kVA以下	22mm <sup>2</sup> 以上																																		
60kVA以下	125kVA以下	250kVA以下	38mm <sup>2</sup> 以上																																		
100kVA以下	200kVA以下	400kVA以下	60mm <sup>2</sup> 以上																																		
175kVA以下	350kVA以下	700kVA以下	100mm <sup>2</sup> 以上																																		

旧 令和6年版

新 朱書き修正

改定主旨・根拠

る。

3-4-16-3 B種接地工事の電気工作物

1. 高圧電路と低圧電路を結合する変圧器の低圧側中性点。ただし、低圧電路の使用電圧が300V以下の場合において、変圧器の構造または配電方式により、変圧器の中性点に施工できない場合は、低圧側の一端子とする。
2. 高圧及び特別高圧と低圧電路を結合する変圧器であって、その高圧または特別高圧巻線と低圧巻線との間の金属製混触防止板
3. 特別高圧電路と低圧電路を結合する変圧器の低圧側中性点(接地抵抗値10Ω以下)。ただし、低圧電路の使用電圧が300V以下の場合においては、本条1項によるものとする。

表3-4-13 B種接地工事の接地線の太さ

変 圧 器 1 相 分			接地線の太さ (銅線)
100V級	200V級	400V級	
5kVA以下	10kVA以下	20kVA以下	5.5mm <sup>2</sup> 以上
10kVA以下	20kVA以下	40kVA以下	8mm <sup>2</sup> 以上
20kVA以下	40kVA以下	75kVA以下	14mm <sup>2</sup> 以上
40kVA以下	75kVA以下	150kVA以下	22mm <sup>2</sup> 以上
60kVA以下	125kVA以下	250kVA以下	38mm <sup>2</sup> 以上
100kVA以下	200kVA以下	400kVA以下	60mm <sup>2</sup> 以上
175kVA以下	350kVA以下	700kVA以下	100mm <sup>2</sup> 以上

〔備考〕(1)「変圧器1相分の容量」とは、以下の値をいう。

なお、単相3線式は200V級を適用する。

- 1) 3相変圧器の場合は、定格容量の1/3
- 2) 単相変圧器と同容量の△結線またはY結線の場合は、単相変圧器の1台分の定格容量
- 3) 単相変圧器と同容量のV結線の場合は、単相変圧器の1台分の定格容量、異容量のV結線の場合は、大きい容量の単相変圧器の定格容量
- 4) 表3-4-13による接地線の太さが、表3-4-14により変圧器の低圧側を保護する配線用遮断器などに基づいて選定される太さより細かい場合は、表3-4-14によるものとする。

表 3-4-14 C種及びD種接地線工事の接地線の太さ

低圧電動機及びその金属管などの接地		その他のものの接地 (配線用遮断器などの定格電流)	接地線の太さ
200V級電動機	400V級電動機		
2.2kW 以下	3.7kW 以下	30A 以下	1.6mm 以上 2.0mm <sup>2</sup> 以上
3.7kW 以下	3.7kW 以下	50A 以下	2.0mm 以上 3.5mm <sup>2</sup> 以上
7.5kW 以下 22kW 以下	18.5kW 以下	100A 以下	2.6mm 以上 5.5mm <sup>2</sup> 以上
37kW 以下	45kW 以下 55kW 以下	150A 以下 200A 以下	8mm <sup>2</sup> 以上 14mm <sup>2</sup> 以上
—	75kW 以下	400A 以下	22mm <sup>2</sup> 以上
—	—	600A 以下	38mm <sup>2</sup> 以上
—	—	800A 以下	60mm <sup>2</sup> 以上
—	—	1,000A 以下	60mm <sup>2</sup> 以上
—	—	1,200A 以下	100mm <sup>2</sup> 以上

〔備考〕電動機の定格出力が上表を超過するときは、配線用遮断器などの定格電流に基づいて接地線の太さを選定する。

3-4-16-2 A種接地工事の電気工作物

次の電気工作物には、A種接地工事を施すものとする。

1. 高圧及び特別高圧の機器の鉄台及び金属製外箱  
ただし、高圧の機器で人が触れる恐れがないように木柱、コンクリート柱、その他これに類するものの上に施設する場合、鉄台または外箱の周囲に適当な絶縁台を設けた場合は、省略することができる。
2. 特別高圧計器用変成器の2次側電路
3. 高圧及び特別高圧計器用変成器の鉄心。ただし、外箱のない計器用変成器がゴム、合成樹脂などの絶縁物で被覆されたものは、この限りでない。
4. 高圧及び特別高圧の電路に施設する避雷器及び放出筒、その他避雷器に代わる装置
5. 特別高圧電路と高圧電路を結合する変圧器の高圧側に設ける放電装置
6. 高圧ケーブルを収める金属管、防護装置の金属製部分、ケーブルラック、金属製接続箱及びケーブルの被覆に使用する金属体。ただし、地中などで人が触れる恐れがないように施設する場合は、D種接地工事とすることができる。

旧 令和6年版

新 朱書き修正

改定主旨・根拠

表 3-4-14 C種及びD種接地線工事の接地線の太さ

低圧電動機及びその金属管などの接地		その他のものの接地（配線用遮断器などの定格電流）	接地線の太さ
200V級電動機	400V級電動機		
2.2kW 以下	3.7kW 以下	30A 以下	1.6mm 以上 2.0mm <sup>2</sup> 以上
3.7kW 以下	3.7kW 以下	50A 以下	2.0mm 以上 3.5mm <sup>2</sup> 以上
7.5kW 以下 22kW 以下	18.5kW 以下	100A 以下	2.6mm 以上 5.5mm <sup>2</sup> 以上
37kW 以下	45kW 以下	150A 以下	8mm <sup>2</sup> 以上
—	55kW 以下	200A 以下	14mm <sup>2</sup> 以上
—	75kW 以下	400A 以下	22mm <sup>2</sup> 以上
—	—	600A 以下	38mm <sup>2</sup> 以上
—	—	800A 以下	60mm <sup>2</sup> 以上
—	—	1,000A 以下	60mm <sup>2</sup> 以上
—	—	1,200A 以下	100mm <sup>2</sup> 以上

〔備考〕電動機の定格出力が上表を超過するときは、配線用遮断器などの定格電流に基づいて接地線の太さを選定する。

3-4-16-4 C種接地工事の電気工作物

- 300Vを超える低圧用の機器の鉄台及び金属製外箱
- 300Vを超える低圧計器用変成器の鉄心。ただし、外箱のない計器用変成器がゴム、合成樹脂その他の絶縁物で被覆されたものは、この限りでない。
- 300Vを超える低圧ケーブル配線による電線路の、ケーブルを収める金属管、ケーブルの防護装置の金属製部分、ケーブルラック、金属製接続箱、ケーブルの金属被覆
- 合成樹脂管配線による、300Vを超える低圧屋内配線に使用する、金属製プルボックス及び粉じん防爆形フレキシブルフィッチング
- 金属管配線、金属製可とう電線管配線、金属ダクト配線、バスダクト配線による、300Vを超える低圧屋内配線の管、ダクト
- 低圧屋内配線と弱電流電線の隔壁を設けて収める場合における、電線保護物の金属部分
- ガス蒸気危険場所及び粉じん危険場所内の、低圧電気機器の外箱、鉄枠、照明器具、可搬形機器、キャビネット、金属管とその付属品の露出した金属製部分

3-4-16-5 D種接地工事の電気工作物

3-4-16-3 B種接地工事の電気工作物

- 高圧電路と低圧電路を結合する変圧器の低圧側中性点。ただし、低圧電路の使用電圧が300V以下の場合において、変圧器の構造または配電方式により、変圧器の中性点に施工できない場合は、低圧側の一端子とする。
- 高圧及び特別高圧と低圧電路を結合する変圧器であって、その高圧または特別高圧巻線と低圧巻線との間の金属製混触防止板
- 特別高圧電路と低圧電路を結合する変圧器の低圧側の中性点（接地抵抗値10Ω以下）。ただし、低圧電路の使用電圧が300V以下の場合においては、本条1項によるものとする。

3-4-16-4 C種接地工事の電気工作物

- 使用電圧が300Vを超える低圧用の機器の鉄台及び金属製外箱
- 使用電圧が300Vを超える低圧計器用変成器の鉄心。ただし、外箱のない計器用変成器がゴム、合成樹脂その他の絶縁物で被覆されたものは、この限りでない。
- 使用電圧が300Vを超える低圧ケーブル配線による電線路のケーブルを収める金属管、ケーブルの防護装置の金属製部分、ケーブルラック、金属製接続箱、ケーブルの金属被覆
- 合成樹脂管配線による、使用電圧が300Vを超える低圧配線に使用する、金属製プルボックス及び粉塵防爆型フレキシブルフィッチング
- 金属管配線、金属製可とう電線管配線、金属ダクト配線、バスダクト配線による、使用電圧が300Vを超える低圧配線の管、ダクト
- 低圧配線と弱電流電線の隔壁を設けて収める場合における、電線保護物の金属部分
- ガス蒸気危険場所及び粉塵危険場所内の低圧電気機器の外箱、鉄枠、照明器具、可搬形機器、キャビネット、金属管とその付属品の露出した金属製部分

3-4-16-5 D種接地工事の電気工作物

語句整理

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>1. 高圧地中電線路に接続する金属製外箱</p> <p>2. 使用電圧が300V以下の機器の、鉄台及び金属製外箱</p> <p>3. 使用電圧が300V以下の、計器用変成器の鉄心。ただし、外箱のない計器用変成器がゴム、合成樹脂その他の絶縁物で被覆したものは、この限りでない。</p> <p>4. 低圧または高圧架空配線にケーブルを使用し、これをちょう架する場合のちょう架用線及びケーブルの被覆に使用する金属体。ただし、低圧架空配線の場合、ちょう架用線に絶縁電線またはこれと同等以上の絶縁効力のあるものを使用する場合は、ちょう架用線の接地を省略できるものとする。</p> <p>5. 地中配線を収める金属製の暗きょ、管及び管路、金属製の配線接続箱並びに地中配線の金属被覆</p> <p>6. 使用電圧が300Vを超える、低圧または高圧計器用変成器の2次側電路</p> <p>7. 使用電圧が300V以下の、低圧の合成樹脂管配線に使用する金属製プルボックス及び粉じん防爆形フレキシブルフィッチング</p> <p>8. 使用電圧が300V以下の低圧の金属管配線、金属製可とう電線管配線、金属ダクト配線、ライティングダクト配線、バスダクト配線、フロアダクト配線、金属線ぴ配線に使用する管、ダクト、線ぴ及びその付属品、使用電圧が300V以下のケーブル配線に使用する、ケーブル防護装置の金属製部分、金属製接続箱、ケーブルラック、ケーブルの金属被覆など</p> <p>9. 分電盤、開閉器箱などの金属製外箱</p> <p>10. 変電設備の金属製支持管など</p> <p>11. 外灯の金属製部分</p> <p>12. 平形保護層配線における、以下の部分</p> <p>(1) 金属保護層、ジョイントボックス及び差込接続器の金属製外箱</p> <p>(2) 電線の接地用導体</p>	<p>1. 高圧地中電線路に接続する金属製外箱</p> <p>2. 使用電圧が300V以下の機器の鉄台及び金属製外箱</p> <p>3. 使用電圧が300V以下の計器用変成器の鉄心。ただし、外箱のない計器用変成器がゴム、合成樹脂その他の絶縁物で被覆したものは、この限りでない。</p> <p>4. 低圧または高圧架空配線にケーブルを使用し、これをちょう架する場合のちょう架用線及びケーブルの被覆に使用する金属体。ただし、低圧架空配線の場合、ちょう架用線に絶縁電線またはこれと同等以上の絶縁効力のあるものを使用する場合は、ちょう架用線の接地を省略できるものとする。</p> <p>5. 地中配線を収める金属製の暗きょ、管及び管路、金属製の電線接続箱並びに地中配線の金属被覆</p> <p>6. 高圧計器用変成器の2次側電路</p> <p>7. 使用電圧が300V以下の合成樹脂管配線に使用する金属製プルボックス及び粉塵防爆型フレキシブルフィッチング</p> <p>8. 使用電圧が300V以下の金属管配線、金属製可とう電線管配線、金属ダクト配線、ライティングダクト配線、バスダクト配線、フロアダクト配線、金属線ぴ配線に使用する管、ダクト、線ぴ及びその付属品、使用電圧が300V以下のケーブル配線に使用する、ケーブル防護装置の金属製部分、金属製接続箱、ケーブルラック、ケーブルの金属被覆など</p> <p>9. 分電盤、開閉器箱などの金属製外箱</p> <p>10. 変電設備の金属製支持管など</p> <p>11. 外灯の金属製部分</p> <p>12. 平形保護層配線における、以下の部分</p> <p>(1) 金属保護層、ジョイントボックス及び差込接続器の金属製外箱</p> <p>(2) 電線の接地用導体</p>	
<p><b>3-4-16-6 C種またはD種接地工事の特例</b></p> <p>1. D種接地工事またはC種接地工事を施さなければならない金属体が、以下のいずれかに適合する場合は、当該接地工事を施したものとする。</p> <p>(1) D種接地工事を施さなければならない金属体と大地との間が、電氣的及び機械的に確実に接続され、その間の電気抵抗値が100Ω以下である場合</p> <p>(2) C種接地工事を施さなければならない金属体と大地との間が、電氣的</p>	<p><b>3-4-16-6 C種またはD種接地工事の特例</b></p> <p>1. D種接地工事またはC種接地工事を施さなければならない金属体が、以下のいずれかに適合する場合は、当該接地工事を施したものとする。</p> <p>(1) D種接地工事を施さなければならない金属体と大地との間が、電氣的及び機械的に確実に接続され、その間の電気抵抗値が100Ω以下である場合</p> <p>(2) C種接地工事を施さなければならない金属体と大地との間が、電氣的</p>	

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>及び機械的に確実に接続され、その間の電気抵抗値が10Ω以下である場合</p> <p>2. D種接地工事を施す電気工作物のうち、以下のものは接地工事を省略できるものとする。</p> <p>(1) 使用電圧が直流300Vまたは交流対地電圧150V以下で、人が容易に触れる恐れのない場所または乾燥した場所で、以下の場合</p> <p>1) 長さ8m以下の金属管及び金属線びを施設する場合</p> <p>2) 長さ8m以下のケーブル防護装置の金属製部分及びケーブルラックの場合</p> <p>(2) 低圧屋内配線の、使用電圧が300V以下の合成樹脂管配線に使用する、金属製ボックス及び粉塵防爆形フレキシブルフィッチングで、以下のいずれかに該当する場合</p> <p>1) 乾燥した場所に施設する場合</p> <p>2) 屋内配線の使用電圧が直流300V、または交流対地電圧150V以下の場合において、人が容易に触れる恐れがないように施設する場合</p> <p>(3) 使用電圧が300V以下で、以下の場合</p> <p>1) 4m以下の金属管を、乾燥した場所に施設する場合</p> <p>2) 4m以下の金属製可とう電線管及び金属線びを施設する場合</p> <p>3) 4m以下のケーブル防護装置の金属製部分及びケーブルラックを乾燥した場所に施設する場合</p> <p>(4) 使用電圧が直流300Vまたは交流対地電圧150V以下の機器を、乾燥した場所に施設する場合</p> <p>(5) 対地電圧が150V以下で長さ4m以下のライティングダクト</p> <p>(6) 管、暗きょ、その他の地中電線を収める防護装置の金属製部分で、防食措置を施した部分</p> <p>(7) マンホールまたはハンドホール内の、金属製低圧ケーブル支持材並びに低圧ケーブル立上りの、防護用金属製保護管など</p> <p><b>3-4-16-7 C種接地をD種接地にする条件</b></p> <p>1. C種接地工事を施す電気工作物のうち、使用電圧が300Vを超える場合で、人の触れる恐れのないように施設する以下のものは、D種接地工事とすることができる。</p>	<p>及び機械的に確実に接続され、その間の電気抵抗値が10Ω以下である場合</p> <p>2. D種接地工事を施す電気工作物のうち、以下のものは接地工事を省略できるものとする。</p> <p>(1) 使用電圧が直流300Vまたは交流対地電圧150V以下で、人が容易に触れる恐れのない場所または乾燥した場所で、以下の場合</p> <p>1) 長さ8m以下の金属管及び金属線びを施設する場合</p> <p>2) 長さ8m以下のケーブル防護装置の金属製部分及びケーブルラックの場合</p> <p>(2) 低圧屋内配線の、使用電圧が300V以下の合成樹脂管配線に使用する、金属製ボックス及び粉塵防爆<del>型</del>フレキシブルフィッチングで、以下のいずれかに該当する場合</p> <p>1) 乾燥した場所に施設する場合</p> <p>2) 屋内配線の使用電圧が直流300V、または交流対地電圧150V以下の場合において、人が容易に触れる恐れがないように施設する場合</p> <p>(3) 使用電圧が300V以下で、以下の場合</p> <p>1) 4m以下の金属管を、乾燥した場所に施設する場合</p> <p>2) 4m以下の金属製可とう電線管及び金属線びを施設する場合</p> <p>3) 4m以下のケーブル防護装置の金属製部分及びケーブルラックを乾燥した場所に施設する場合</p> <p>(4) 使用電圧が直流300Vまたは交流対地電圧150V以下の機器を、乾燥した場所に施設する場合</p> <p>(5) 対地電圧が150V以下で長さ4m以下のライティングダクト</p> <p>(6) 管、暗きょ、その他の地中電線を収める防護装置の金属製部分で、防食措置を施した部分</p> <p>(7) マンホールまたはハンドホール内の、金属製低圧ケーブル支持材並びに低圧ケーブル立上りの、防護用金属製保護管など</p> <p><b>3-4-16-7 C種接地をD種接地にする条件</b></p> <p>1. C種接地工事を施す電気工作物のうち、使用電圧が300Vを超える場合で、人の触れる恐れのないように施設する以下のものは、D種接地工事とすることができる。</p>	

旧 令和6年版

新 朱書き修正

改定主旨・根拠

3-4-17-2 塗 装

- 塗装は、設計図書に指定されている塗装のほか、以下によるものとする。
- (1) 塗装の素地ごしらは、以下によるものとする。
    - 1) 鉄面は、汚れ、付着物及び油類を除去し、ワイヤブラシ、サンダなどで、錆落としを行うものとする。
    - 2) 亜鉛めっき面は、汚れ、付着物及び油類を除去し、化学処理（JIS K 5633（エッチングプライマー）によるエッチングプライマー1種）を行うものとする。ただし、屋内の乾燥場所などで鋼製電線管（39）以下は、亜鉛めっき面の化学処理を省略することができる。
  - (2) 塗装は、素地ごしらの後に行い、塗装箇所の塗装の種別、塗り回数は、表3-4-15によるものとする。

3-4-17-2 塗 装

- 塗装は、設計図書に指定されている塗装のほか、以下によるものとする。
- (1) 塗装の素地ごしらは、以下によるものとする。
    - 1) 鉄面は、汚れ、付着物及び油類を除去し、ワイヤブラシ、サンダなどで、錆落としを行うものとする。
    - 2) 亜鉛めっき面は、汚れ、付着物及び油類を除去し、化学処理（JIS K 5633（エッチングプライマー）によるエッチングプライマー1種）を行うものとする。ただし、屋内の乾燥場所などで鋼製電線管（39）以下は、亜鉛めっき面の化学処理を省略することができる。
  - (2) 塗装は、素地ごしらの後に行い、塗装箇所の塗装の種別、塗り回数は、表3-4-15によるものとする。

表3-4-15 各塗装箇所の塗装の種別及び塗り回数

塗 装 箇 所		塗装の種別	塗り回数	備 考
器 材	状態			
金属製プルボックス、ダクト	露出	調合ペイント	2	(1) 内面は除く。 (2) 配線室は、露出として扱う。
金属製の支持金物架台など	露出	さび止めペイント 調合ペイントまたはアルミニウムペイント	2	(1) 塗装箇所が設計図書で指定された場合に適用する。 (2) 位置ボックス類の内面は除く。
	隠ぺい	さび止めペイント	2	
金属管（金属製位置ボックス類を含む）	露出	調合ペイント	2	(1) 塗装箇所が設計図書で指定された場合に適用する。 (2) 位置ボックス類の内面は除く。

表3-4-15 各塗装箇所の塗装の種別及び塗り回数

塗 装 箇 所		塗装の種別	塗り回数	備 考
器 材	状態			
金属製プルボックス、ダクト	露出	調合ペイント	2	(1) 内面は除く。 (2) 配線室は、露出として扱う。
金属製の支持金物架台など	露出	さび止めペイント 調合ペイントまたはアルミニウムペイント	2	(1) 塗装箇所が設計図書で指定された場合に適用する。 (2) 位置ボックス類の内面は除く。
	隠ぺい	さび止めペイント	2	
金属管（金属製位置ボックス類を含む）	露出	調合ペイント	2	(1) 塗装箇所が設計図書で指定された場合に適用する。 (2) 位置ボックス類の内面は除く。

第18節 撤 去

第18節 撤 去

3-4-18-1 一般事項

受注者は、機器などの撤去に伴い生じた現場発生品は、第1編1-1-1-18工事現場発生品の規定によるほか、設備などの撤去品の取扱いは、設計図書によらなければならない。

3-4-18-1 一般事項

受注者は、機器などの撤去に伴い生じた現場発生品は、第1編1-1-1-19工事現場発生品の規定によるほか、設備などの撤去品の取扱いは、設計図書によらなければならない。

3-4-18-2 産業廃棄物の管理及び処理

3-4-18-2 産業廃棄物の管理及び処理

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>受注者は、工事の施工に伴い生じた産業廃棄物は、「<b>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</b>」により、適切に処理するものとする。</p> <p>なお、特別管理産業廃棄物においては、工事施工中も適切に管理を行い、工事の完成に際しては、<b>設計図書</b>による処分方法によらなければならない。</p>	<p>受注者は、工事の施工に伴い生じた産業廃棄物は、<b>1-1-1-20建設副産物の規定により</b>、適切に処理するものとする。</p> <p>なお、特別管理産業廃棄物においては、工事施工中も適切に管理を行い、工事の完成に際しては、<b>設計図書</b>による処分方法によらなければならない。</p>	

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠																																							
<p style="text-align: center;"><b>第4編 電気設備編</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1章 総 則</b></p> <p><b>第1節 適 用</b></p> <p>1. 本章は、電気通信設備工事における受変電設備、電源設備、揚排水機場電気設備、地下駐車場電気設備、配電線設備、道路照明設備、トンネル照明設備、施設照明設備、共同溝附帯設備、水処理設備、道路融雪設備及び道路照明維持補修に使用する工種に適用する。</p> <p>2. 受注者は、<b>設計図書</b>に示された設備などが、その機能を完全に発揮するよう施工しなければならない。</p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と<b>設計図書</b>に相違がある場合は、原則として<b>設計図書</b>の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <table border="0"> <tr> <td>国土交通省</td> <td>電気通信設備工事施工管理基準及び規格値(案)</td> <td>(令和6年3月)</td> </tr> <tr> <td>国土交通省</td> <td>LED道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)</td> <td>(平成27年3月)</td> </tr> <tr> <td>経済産業省</td> <td>電気設備に関する技術基準を定める省令</td> <td>(令和4年12月)</td> </tr> <tr> <td>経済産業省</td> <td>電気設備の技術基準の解釈</td> <td>(令和5年12月)</td> </tr> <tr> <td>経済産業省</td> <td>発電用太陽電池設備に関する技術基準の解釈</td> <td>(令和3年3月)</td> </tr> <tr> <td>日本建築学会</td> <td>鋼構造許容応力度設計規準</td> <td>(2019年10月)</td> </tr> <tr> <td>日本建築学会</td> <td>各種合成構造設計指針・同解説</td> <td>(2010年11月)</td> </tr> </table>	国土交通省	電気通信設備工事施工管理基準及び規格値(案)	(令和6年3月)	国土交通省	LED道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)	(平成27年3月)	経済産業省	電気設備に関する技術基準を定める省令	(令和4年12月)	経済産業省	電気設備の技術基準の解釈	(令和5年12月)	経済産業省	発電用太陽電池設備に関する技術基準の解釈	(令和3年3月)	日本建築学会	鋼構造許容応力度設計規準	(2019年10月)	日本建築学会	各種合成構造設計指針・同解説	(2010年11月)	<p style="text-align: center;"><b>第4編 電気設備編</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1章 総 則</b></p> <p><b>第1節 適 用</b></p> <p>1. 本章は、電気通信設備工事における受変電設備、電源設備、揚排水機場電気設備、地下駐車場電気設備、配電線設備、道路照明設備、トンネル照明設備、施設照明設備、共同溝附帯設備、水処理設備、道路融雪設備及び道路照明維持補修に使用する工種に適用する。</p> <p>2. 受注者は、<b>設計図書</b>に示された設備などが、その機能を完全に発揮するよう施工しなければならない。</p> <p>3. <b>本編に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。</b></p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と<b>設計図書</b>に相違がある場合は、原則として<b>設計図書</b>の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <table border="0"> <tr> <td>国土交通省</td> <td>電気通信設備工事施工管理基準及び規格値(案)</td> <td>(令和6年3月)</td> </tr> <tr> <td>国土交通省</td> <td>LED道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)</td> <td>(平成27年3月)</td> </tr> <tr> <td>経済産業省</td> <td>電気設備に関する技術基準を定める省令</td> <td>(令和5年3月)</td> </tr> <tr> <td>経済産業省</td> <td>電気設備の技術基準の解釈</td> <td>(令和5年12月)</td> </tr> <tr> <td><b>経済産業省</b></td> <td><b>発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令</b></td> <td><b>(令和6年4月)</b></td> </tr> <tr> <td>経済産業省</td> <td>発電用太陽電池設備に関する技術基準の解釈</td> <td>(令和3年3月)</td> </tr> </table>	国土交通省	電気通信設備工事施工管理基準及び規格値(案)	(令和6年3月)	国土交通省	LED道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)	(平成27年3月)	経済産業省	電気設備に関する技術基準を定める省令	(令和5年3月)	経済産業省	電気設備の技術基準の解釈	(令和5年12月)	<b>経済産業省</b>	<b>発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令</b>	<b>(令和6年4月)</b>	経済産業省	発電用太陽電池設備に関する技術基準の解釈	(令和3年3月)	<p>各章記載を本節に集約</p> <p>基準類の追加</p>
国土交通省	電気通信設備工事施工管理基準及び規格値(案)	(令和6年3月)																																							
国土交通省	LED道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)	(平成27年3月)																																							
経済産業省	電気設備に関する技術基準を定める省令	(令和4年12月)																																							
経済産業省	電気設備の技術基準の解釈	(令和5年12月)																																							
経済産業省	発電用太陽電池設備に関する技術基準の解釈	(令和3年3月)																																							
日本建築学会	鋼構造許容応力度設計規準	(2019年10月)																																							
日本建築学会	各種合成構造設計指針・同解説	(2010年11月)																																							
国土交通省	電気通信設備工事施工管理基準及び規格値(案)	(令和6年3月)																																							
国土交通省	LED道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)	(平成27年3月)																																							
経済産業省	電気設備に関する技術基準を定める省令	(令和5年3月)																																							
経済産業省	電気設備の技術基準の解釈	(令和5年12月)																																							
<b>経済産業省</b>	<b>発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令</b>	<b>(令和6年4月)</b>																																							
経済産業省	発電用太陽電池設備に関する技術基準の解釈	(令和3年3月)																																							

電気通信設備工事共通仕様書 新旧対照表

令和7年3月

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 (平成19年10月)                      建設電気技術協会 電気通信設備据付標準図集 (平成31年4月)</p>	<p>経済産業省 発電用水力設備に関する技術基準を定める省令 (平成21年3月)                      経済産業省 発電用水力設備の技術基準の解釈 (平成28年5月)                      経済産業省 発電用風力設備に関する技術基準を定める省令 (令和6年4月)                      経済産業省 発電用風力設備の技術基準の解釈 (令和3年4月)                      日本建築学会 鋼構造許容応力度設計規準 (2019年10月)                      日本建築学会 各種合成構造設計指針・同解説 (2023年8月)                      日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 (平成19年10月)                      建設電気技術協会 電気通信設備据付標準図集 (平成31年4月)                      建設電気技術協会 あと施工アンカーボルト設計・施工要領・同解説 (令和7年4月)                      建設電気技術協会 ストラクチャー設計・施工要領・同解説 (平成31年4月)</p>	<p>電気通信設備据付標準図集の内、「あと施工アンカーボルト設計・施工要領・同解説」の外出しに準じた「同基準」の外出し</p>

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p style="text-align: center;"><b>第2章 受変電設備</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、受変電設備工事における特別高圧受変電設備設置工、高圧受変電設備設置工、低圧受変電設備設置工、受変電用監視制御設備設置工、受変電設備基礎工、その他これらに類する工種について適用する。</p> <p>2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。</p> <p><b>第2節 特別高圧受変電設備設置工</b></p> <p><b>4-2-2-1 受電方式</b></p> <p>特別高圧受変電設備の受電方式は、屋外オープン型または屋内（屋外）キュービクル型があり、「電気設備の技術基準の解釈」の各条項に準拠して施工する。</p> <p><b>4-2-2-2 屋外オープン型設置（屋外機構）</b></p> <p>屋外オープン型設置に関する据付について以下に示すほかは、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p>(1) 屋外オープン型機構の設置は、専用の機構基礎上に施工する。</p> <p>(2) 断路器、遮断器、避雷器、変圧器、変成器、がいし、架線金具及び母線等の設置は、離隔距離、取付け高さ等に配慮し設置する。また、操作時の荷重及び地震等による枠組みのたわみに注意し、必要に応じて補強する。</p> <p>(3) 屋外機構への引込みは、架空引込みを原則とする。</p> <p>(4) 架空母線及び鉄鋼機構の設置は、風圧荷重、積雪及びたわみを十分考慮すること。</p> <p>(5) 機器取付けは、機器に適合する基礎ボルトを設けるものとする。 なお、基礎ボルトは地震に対して必要な強度を有するものとする。</p> <p>(6) コンクリート基礎上に、水平、中心線など関係位置を正しく出し、機器の水平、中心線を<b>確認</b>してから、基礎ボルトにより堅固に固定する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第2章 受変電設備</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、受変電設備工事における特別高圧受変電設備設置工、高圧受変電設備設置工、低圧受変電設備設置工、受変電用監視制御設備設置工、受変電設備基礎工、その他これらに類する工種について適用する。</p> <p><b>第2節 特別高圧受変電設備設置工</b></p> <p><b>4-2-2-1 受電方式</b></p> <p>特別高圧受変電設備の受電方式は、屋外オープン型または屋内（屋外）キュービクル型があり、「電気設備の技術基準の解釈」の各条項に準拠して施工する。</p> <p><b>4-2-2-2 屋外オープン型設置（屋外機構）</b></p> <p>屋外オープン型設置に関する据付について以下に示すほかは、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p>(1) 屋外オープン型は、4-2-6-1基礎工により設置した<b>専用の受電設備基礎上に設置する。</b></p> <p>(2) 断路器、遮断器、避雷器、変圧器、変成器、がいし、架線金具及び母線等の設置は、離隔距離、取付け高さ等に配慮し設置する。また、操作時の荷重及び地震等による枠組みのたわみに注意し、必要に応じて補強する。</p> <p>(3) 屋外機構への引込みは、架空引込みを原則とする。</p> <p>(4) 架空母線及び鉄鋼機構の設置は、風圧荷重、積雪及びたわみを十分考慮すること。</p> <p>(5) 機器取付けは、機器に適合する基礎ボルトを設けるものとする。 なお、基礎ボルトは地震に対して必要な強度を有するものとする。</p> <p>(6) コンクリート基礎上に、水平、中心線など関係位置を正しく出し、機器の水平、中心線を<b>確認</b>してから、基礎ボルトにより堅固に固定する。</p>	<p>第1章総則第1節適用に集約 以下同様</p> <p>引用先の明示</p>

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>(7) 設備の設置位置は、切土部や盛土部を避け、水はけの良い地盤環境が良好な場所に設置するものとし、特に浸水などに注意する。</p> <p>(8) フェンスの出入り口には、施錠装置と立入を禁止する旨の表示を行うものとし、注意標識等の設置は、条例に従って設けるものとする。</p> <p>(9) 設備設置後に主回路母線、裏面配線の接続等、各部の締付けを十分に確認する。</p> <p>(10) 屋外オープン型機構基礎工</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 床掘は、工作物及び地下埋設物に損傷を与えないよう、十分注意して施工しなければならない。</li> <li>2) 基礎は設計図書に従って施工するものとするが、埋戻しは締固めを十分に行い、沈下、傾斜などを起こさないよう施工する。</li> <li>3) 設置機器の荷重に対して、十分な強度及び受圧面を有するものとし、支持力のある地盤面に設置する。</li> <li>4) コンクリートの基礎部は、コンクリートまたはモルタルにより仕上げるものとする。</li> </ol> <p><b>4-2-2-3 屋内（屋外）キュービクル型設置</b></p> <p>屋内（屋外）キュービクルに関する据付について以下に示すほかは、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 屋外に設置する設備については、切土部や盛土部を避け、水はけの良い、地盤環境が良好な場所に設置するものとし、特に浸水等に注意する。</li> <li>(2) 設備の設置後に主回路母線、裏面配線の接続等、各部の締付けを十分に確認する。</li> <li>(3) 設備の設置後、小動物が侵入しないように防蛇、防鼠処理などの対策を行うものとする。</li> <li>(4) 注意標識等の設置は、条例に従って設けるものとする。</li> </ol> <p><b>4-2-2-4 特高受変電設備据付</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 設備の配置は、設計図書によらなければならない。</li> <li>2. 特高受変電設備の設置は、第4編4-2-2-2 屋外オープン型設置（屋外機構）及び4-2-2-3 屋内（屋外）キュービクル型設置の規定による。</li> </ol>	<p>(7) 設備の設置位置は、切土部や盛土部を避け、水はけの良い地盤環境が良好な場所に設置するものとし、特に浸水などに注意する。</p> <p>(8) フェンスの出入り口には、施錠装置と立入を禁止する旨の表示を行うものとし、注意標識等の設置は、条例に従って設けるものとする。</p> <p>(9) 設備設置後に主回路母線、裏面配線の接続等、各部の締付けが十分であることを確認する。</p> <p>(10) 屋外オープン型機構基礎工</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 床掘は、工作物及び地下埋設物に損傷を与えないよう、十分注意して施工しなければならない。</li> <li>2) 基礎は設計図書に従って施工するものとするが、埋戻しは締固めを十分に行い、沈下、傾斜などを起こさないよう施工する。</li> <li>3) 設置機器の荷重に対して、十分な強度及び受圧面を有するものとし、支持力のある地盤面に設置する。</li> <li>4) コンクリートの基礎部は、コンクリートまたはモルタルにより仕上げるものとする。</li> </ol> <p><b>4-2-2-3 屋内（屋外）キュービクル型設置</b></p> <p>屋内（屋外）キュービクルに関する据付について以下に示すほかは、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 屋外に設置する設備については、切土部や盛土部を避け、水はけの良い、地盤環境が良好な場所に設置するものとし、特に浸水等に注意する。</li> <li>(2) 設備の設置後に主回路母線、裏面配線の接続等、各部の締付けが十分であることを確認する。</li> <li>(3) 設備の設置後、小動物が侵入しないように防蛇、防鼠処理などの対策を行うものとする。</li> <li>(4) 注意標識等の設置は、条例に従って設けるものとする。</li> </ol> <p><b>4-2-2-4 特別高圧受変電設備据付</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 設備の配置は、設計図書によらなければならない。</li> <li>2. 特別高圧受変電設備の設置は、第4編4-2-2-2 屋外オープン型設置（屋外機構）及び4-2-2-3 屋内（屋外）キュービクル型設置の規定による。</li> </ol>	<p>改定主旨・根拠</p> <p>語句訂正</p> <p>正式呼称に</p>

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>4-2-2-5 <b>特高</b>受変電設備調整</p> <p>1. 設備の試験及び調整に先立ち、設備の試験及び調整項目等を記入した方案書を、監督職員に<b>提出し確認</b>を得た後に、設備の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準に定める試験項目により、性能が十分得られるように実施すること。</p> <p>2. 設備の調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に<b>提出し、確認</b>を受けるものとする。</p> <p><b>第3節 高圧受変電設備設置工</b></p> <p>4-2-3-1 引込設備据付</p> <p>1. 適用</p> <p>高圧受変電設備の引込方式は、架空引込みまたは地中引込方式があり、「<b>電気設備の技術基準の解釈</b>」の各条項に準拠して施工する。</p> <p>2. 架空方式による引込設備</p> <p>(1) 引込柱に設置する機器に接続する高圧引下げ線は、JIS C 3609（高圧引下用絶縁電線）によるものとする。</p> <p>(2) 引込ケーブルのシールド層の接地は、迷走電流による誤動作及び分流による感度低下を防止するため、受変電設備側で行うものとする。</p> <p>3. 地中方式による引込設備</p> <p>地中方式による引込設備で施工する配管及び配線、ハンドホール設置、接地工等は、第3編第4章共通設備工の規定による。</p> <p>4-2-3-2 機材の取付けなど</p> <p>引込柱に高圧負荷開閉器及び避雷器などを取付ける場合は、取付け高さを地上4.5m以上とし、かつ人が触れる恐れがないようにする。</p> <p>4-2-3-3 高圧受変電設備据付</p> <p>高圧受変電設備の設置は、第4編4-2-2-3 屋内（屋外）キュービクル型設置の規定による。</p> <p>4-2-3-4 高圧受変電設備調整</p> <p>高圧受変電設備の調整は、第4編4-2-2-5 特高受変電設備調整の規定による。</p>	<p>4-2-2-5 <b>特別高圧</b>受変電設備調整</p> <p>1. 設備の試験及び調整に先立ち、設備の試験及び調整項目等を記入した方案書を、監督職員に<b>提出し確認</b>を得た後に、設備の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準に定める試験項目により、性能が十分得られるように実施すること。</p> <p>2. 設備の調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に<b>提出し、確認</b>を受けるものとする。</p> <p><b>第3節 高圧受変電設備設置工</b></p> <p>4-2-3-1 引込設備据付</p> <p>1. 適用</p> <p>高圧受変電設備の引込方式は、架空引込みまたは地中引込方式があり、「<b>電気設備の技術基準の解釈</b>」の各条項に準拠して施工する。</p> <p>2. 架空方式による引込設備</p> <p>(1) 引込柱に設置する機器に接続する高圧引下げ線は、JIS C 3609（高圧引下用絶縁電線）によるものとする。</p> <p>(2) 引込ケーブルのシールド層の接地は、迷走電流による誤動作及び分流による感度低下を防止するため、受変電設備側で行うものとする。</p> <p>3. 地中方式による引込設備</p> <p>地中方式による引込設備で施工する配管及び配線、ハンドホール設置、接地工等は、第3編第4章共通設備工の規定による。</p> <p>4-2-3-2 <b>器材</b>の取付けなど</p> <p>引込柱に高圧負荷開閉器及び避雷器などを取り付ける場合は、取付け高さを地上4.5m以上とし、かつ人が触れる恐れがないようにする。</p> <p>4-2-3-3 高圧受変電設備据付</p> <p>高圧受変電設備の設置は、第4編4-2-2-3 屋内（屋外）キュービクル型設置の規定による。</p> <p>4-2-3-4 高圧受変電設備調整</p> <p>高圧受変電設備の調整は、第4編4-2-2-5 <b>特別高圧</b>受変電設備調整の規定による。</p>	<p>改定主旨・根拠</p> <p>呼称整理</p>

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p><b>第4節 低圧受変電設備設置工</b></p> <p>4-2-4-1 引込設備設置 引込設備の設置は、設計図書によらなければならない。</p> <p>4-2-4-2 耐雷トランス据付 耐雷トランスの据付は、設計図書によらなければならない。</p> <p>4-2-4-3 低圧受変電設備据付 低圧受変電設備の設置は、第4編4-2-2-3 屋内（屋外）キュービクル型設置の規定による。</p> <p><b>第5節 受変電用監視制御設備設置工</b></p> <p>4-2-5-1 監視制御装置据付 監視制御装置の据付は、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p>4-2-5-2 監視制御装置調整</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 装置の試験及び調整は、装置の試験及び調整項目並びに関連設備等との対向調整項目を記載した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、性能が十分得られるように実施すること。</li> <li>2. 装置の調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。</li> </ol> <p><b>第6節 受変電設備基礎工</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 床掘は、工作物及び地下埋設物に損傷を与えないように、注意して施工しなければならない。</li> <li>2. 基礎は設計図書に従って施工するものとするが、埋戻しは締固めを十分にを行い、沈下、傾斜などを起こさないように施工する。</li> <li>3. 設置機器の荷重に対して、十分な強度及び受圧面を有するものとし、支持力のある地盤面に設置する。</li> <li>4. コンクリートに埋込むアンカーボルトは、埋込部を除き溶融亜鉛めっきを</li> </ol>	<p><b>第4節 低圧受変電設備設置工</b></p> <p>4-2-4-1 引込設備設置 引込設備の設置は、設計図書によらなければならない。</p> <p>4-2-4-2 耐雷変圧器据付 耐雷変圧器の据付は、設計図書によるほか、入力側と出力側の配線は十分な離隔を確保するものとする。</p> <p>4-2-4-3 低圧受変電設備据付 低圧受変電設備の設置は、第4編4-2-2-3 屋内（屋外）キュービクル型設置の規定による。</p> <p><b>第5節 受変電用監視制御設備設置工</b></p> <p>4-2-5-1 監視制御装置据付 監視制御装置の据付は、第3編3-4-3-3各種設備等の据付の規定による。</p> <p>4-2-5-2 監視制御装置調整</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 装置の試験及び調整は、装置の試験及び調整項目並びに関連設備等との対向調整項目を記載した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、性能が十分得られるように実施すること。</li> <li>2. 装置の調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。</li> </ol> <p><b>第6節 受変電設備基礎工</b></p> <p><b>4-2-6-1 基礎工</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 床掘は、工作物及び地下埋設物に損傷を与えないように、注意して施工しなければならない。</li> <li>2. 基礎は設計図書に従って施工するものとするが、埋戻しは締固めを十分にを行い、沈下、傾斜などを起こさないように施工する。</li> <li>3. 設置機器の荷重に対して、十分な強度及び受圧面を有するものとし、支持力のある地盤面に設置する。</li> </ol>	<p>名称整理</p> <p>サージ移行防止</p> <p>条項明示</p>

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p style="text-align: center;"><b>第3章 電源設備</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、電源設備工事における発電設備設置工、無停電電源設備設置工、直流電源設備設置工、停電対策用電源設備設置工、管理用水力発電設備設置工、新エネルギー電源設備設置工、その他これらに類する工種について適用する。</p> <p>2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。</p> <p><b>第2節 発電設備設置工</b></p> <p>4-3-2-1 発動発電設備据付</p> <p>発動発電設備の据付について以下に示すほかは、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p>(1) 基礎</p> <p>1) 機器の荷重に対し十分な強度及び受圧面を有するものとし、支持力のある床または地盤面に設置する。</p> <p>2) 機器取付けは、機器に適合する基礎ボルトを設けるものとする。 なお、基礎ボルトは、地震や運転時の振動に対して、必要な強度を持つものとする。</p> <p>(2) 発電機及び原動機</p> <p>1) コンクリート基礎上に、水平、中心線など関係位置を正しく出し、共通台床を据付けて組立てるものとする。</p> <p>2) 発電機、原動機の水平、中心線、入出力軸部のたわみについて適時補正を行うものとする。</p> <p>3) 据付完了後、冷却用放熱器などの各補機類を設置し、軸心の調整を行い、共通台床の水平を<b>確認</b>してから、基礎ボルトにより堅固に固定する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3章 電源設備</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、電源設備工事における発電設備設置工、無停電電源設備設置工、直流電源設備設置工、停電対策用電源設備設置工、管理用水力発電設備設置工、新エネルギー電源設備設置工、その他これらに類する工種について適用する。</p> <p><b>第2節 発電設備設置工</b></p> <p>4-3-2-1 発動発電設備据付</p> <p>発動発電設備の据付について以下に示すほかは、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p>(1) 基礎</p> <p>1) 機器の荷重に対し十分な強度及び受圧面を有するものとし、支持力のある床または地盤面に設置する。</p> <p>2) 機器取付けは、機器に適合する基礎ボルトを設けるものとする。 なお、基礎ボルトは、地震や運転時の振動に対して、必要な強度を持つものとする。</p> <p>(2) 発電機及び原動機</p> <p>1) コンクリート基礎上に、水平、中心線など関係位置を正しく出し、共通台床を据え付けて組み立てるものとする。</p> <p>2) 発電機、原動機の水平、中心線、入出力軸部のたわみについて適時補正を行うものとする。</p> <p>3) 据付完了後、冷却用放熱器などの各補機類を設置し、軸心の調整を行い、共通台床の水平を<b>確認</b>してから、基礎ボルトにより堅固に固定する。</p>	

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>(3) 配電盤 配電盤の据付けは、第4編4-2-3-3 高圧受変電設備据付及び4-2-4-3 低圧受変電設備据付の規定による。</p> <p>(4) 空気圧縮機 空気圧縮機は、コンクリート基礎上に水平に据付け、基礎ボルトなどで固定する。</p> <p>(5) 空気槽の主そく止弁が操作しやすい位置となるように、基礎またはコンクリート床に設置する。また、空気槽は転倒などがないように床または壁に固定するものとする。</p> <p>(6) 燃料小出槽 1) 燃料小出槽の据付けは、消防法に基づく条例に定める規定により施工するものとする。 2) 架台は、ボルトを用いて床または壁に固定するものとする。 3) 燃料小出槽下部には、槽容量以上の容積を有する防油堤及び油だまりを設けるものとする。 4) 通気管は、屋外配管の先端に引火防止網付通気口を設け、地上高さについては、指定数量未満であれば消防法の条例によるものとし、不明または指定数量以上の場合であれば4m以上とし、窓、出入口などの開口部から1m以上隔離するものとする。 なお、指定数量未満で指定数量の1/5以下の場合、地上2m以上としてもよいものとする。</p> <p>(7) 主燃料槽 1) 主燃料槽は、「危険物の規制に関する政令」(平成29年9月改正 政令第232号) 及び同規則の定めるところにより施工する。 2) 通気管は、屋外配管の先端に引火防止網付通気口を設け、地上4m以上の高さとし、窓、出入口などの開口部から1m以上隔離する。</p> <p>(8) 減圧水槽 架台はボルトを用いて、壁または床に固定する。</p> <p>(9) 冷却塔 1) 冷却塔は、鉄筋コンクリート製または形鋼製架台上に自重、積雪、</p>	<p>(3) 配電盤 配電盤の<b>据付</b>は、第4編4-2-3-3 高圧受変電設備据付及び4-2-4-3 低圧受変電設備据付の規定による。</p> <p>(4) 空気圧縮機 空気圧縮機は、コンクリート基礎上に水平に据え付け、基礎ボルトなどで固定する。</p> <p>(5) 空気槽の主そく止弁が操作しやすい位置となるように、基礎またはコンクリート床に設置する。また、空気槽は転倒などがないように床または壁に固定するものとする。</p> <p>(6) 燃料小出槽 1) 燃料小出槽の据付けは、消防法に基づく条例に定める規定により施工するものとする。 2) 架台は、ボルトを用いて床または壁に固定するものとする。 3) 燃料小出槽下部には、槽容量以上の容積を有する防油堤及び油だまりを設けるものとする。 4) 通気管は、屋外配管の先端に引火防止網付通気口を設け、地上高さについては、指定数量未満であれば消防法の条例によるものとし、不明または指定数量以上の場合であれば4m以上とし、窓、出入口などの開口部から1m以上隔離するものとする。 なお、指定数量未満で指定数量の1/5以下の場合、地上2m以上としてもよいものとする。</p> <p>(7) 主燃料槽 1) 主燃料槽は、「危険物の規制に関する政令」(<b>令和5年12月改正 政令第348号</b>) 及び同規則の定めるところにより施工する。 2) 通気管は、屋外配管の先端に引火防止網付通気口を設け、地上4m以上の高さとし、窓、出入口などの開口部から1m以上隔離する。</p> <p>(8) 減圧水槽 架台はボルトを用いて、壁または床に固定する。</p> <p>(9) 冷却塔 1) 冷却塔は、鉄筋コンクリート製または形鋼製架台上に自重、積雪、</p>	<p>改定主旨・根拠</p> <p>諸法令改定による</p>

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>風圧、地震、その他の振動に対し安全に設置する。</p> <p>なお、建物の屋上に設ける冷却塔は、「<b>建築基準法施行令第129条の2の7</b>冷却塔設備」(<b>平成30年9月改正 政令第255号</b>)に基づき据付けるものとする。</p> <p>2) 冷却塔まわりの配管は、その重量が直接本体にかからないように支持するものとする。</p> <p><b>4-3-2-2 発動発電設備調整</b></p> <p>1. 設備の試験及び調整に先立ち、<b>設備の試験</b>及び調整項目等を記入した方案書を、監督職員に<b>提出し確認</b>を得た後に、<b>設備の調整を技術者により入念に</b>行い、施工管理基準に定める試験項目により、性能が十分得られるように<b>実施</b>すること。</p> <p>2. 停電検出が全相検出仕様の場合、欠相状態での停電検出確認を行うものとする。</p> <p>3. 設備の調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に<b>提出し、確認</b>を受けるものとする。</p> <p><b>4-3-2-3 簡易型発動発電設備据付</b></p> <p>簡易型発動発電設備の据付は、第4編4-3-2-1 発動発電設備据付の規定による。</p> <p><b>4-3-2-4 簡易型発動発電設備調整</b></p> <p>簡易型発動発電設備の調整は、第4編4-3-2-2 発動発電設備調整の規定による。</p> <p><b>4-3-2-5 配 管</b></p> <p><b>1. 一般事項</b></p> <p>(1) 原動機本体と付属機器間を連結する燃料油、冷却水（ガスタービン及びラジエータ方式は除く。）、始動空気<b>管</b>などの各系統の配管は、接続終了後それぞれの圧力試験を行い、<b>水漏れ、油漏れ、空気漏れ</b>などのないように施工する。各配管の圧力試験は、表4-3-1によるものとする。</p>	<p>風圧、地震、その他の振動に対し安全に設置する。</p> <p>なお、建物の屋上に設ける冷却塔は、「<b>建築基準法施行令第129条の2の6</b>冷却塔設備」(<b>令和6年4月改正 政令第172号</b>)に基づき<b>据え付け</b>るものとする。</p> <p>2) 冷却塔まわりの配管は、その重量が直接本体にかからないように支持するものとする。</p> <p><b>4-3-2-2 発動発電設備調整</b></p> <p>1. 設備の試験及び調整に先立ち、<b>試験項目</b>及び調整項目等を記入した方案書を、監督職員に<b>提出し確認</b>を得た後に、<b>技術者により入念に調整</b>を行い、施工管理基準に定める試験項目により、性能が十分得られるようにすること。</p> <p>2. 停電検出が全相検出仕様の場合、欠相状態での停電検出確認を行うものとする。</p> <p>3. 設備の調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に<b>提出し、確認</b>を受けるものとする。</p> <p><b>4-3-2-3 簡易型発動発電設備据付</b></p> <p>簡易型発動発電設備の据付は、第4編4-3-2-1 発動発電設備据付の規定による。</p> <p><b>4-3-2-4 簡易型発動発電設備調整</b></p> <p>簡易型発動発電設備の調整は、第4編4-3-2-2 発動発電設備調整の規定による。</p> <p><b>4-3-2-5 配 管</b></p> <p><b>1. 一般事項</b></p> <p>(1) 原動機本体と付属機器間を連結する燃料油、冷却水（ガスタービン及びラジエータ方式は除く。）、始動空気などの各系統の配管は、接続終了後それぞれの圧力試験を行い、<b>油漏れ、水漏れ、空気漏れ</b>などのないように施工する。各配管の圧力試験は、表4-3-1によるものとする。</p>	<p>改定主旨・根拠</p> <p>語句整理</p> <p>語句整理</p>

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠																														
<p style="text-align: center;">表4-3-1 圧力試験</p> <table border="1" data-bbox="249 285 1193 537"> <thead> <tr> <th>配管種別</th> <th>圧 力</th> <th>最小保持時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料系統</td> <td>最大使用圧力の1.5倍</td> <td>30分</td> </tr> <tr> <td>水系統</td> <td>最大使用圧力の1.5倍 (最小は0.75MPa)</td> <td>30分</td> </tr> <tr> <td>蒸気系統</td> <td>最大使用圧力の2倍 (最小は0.2MPa)</td> <td>30分</td> </tr> <tr> <td>空気系統</td> <td>最大使用圧力の1.25倍</td> <td>30分</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 配管は、発電機及び原動機の運転に伴う振動、温度上昇、地震入力 <b>振動</b> に対して耐え得るものとする。</p> <p>(3) 防露被覆または保温被覆を行わない配管で、天井、床、壁などを貫通する見え掛かり部分には、管座金を取付けるものとする。</p> <p>(4) ピット内配管は、以下によるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 配管支持金物は、排水に支障のないようにピット側壁または底に固定し、燃料油、冷却水（ガスタービン及びラジエータ方式は除く。）、始動空気管などの各管を、系統別に順序よく配列し、取付けるものとする。</li> <li>2) 管は、なるべく交差しないよう配管する。</li> <li>3) ピット内より各機器に立上げる場合は、その要所に取外し可能なフランジ継手などを設けて、鉛直に立上げるものとする。</li> </ol> <p>(5) 管は断面が変形しないよう管軸心に対して直角に切断し、その切口は平滑に仕上げるものとする。</p> <p>(6) 耐油性ゴム及びファイバのパッキンは、燃料油及び潤滑油に用いる銅管のフランジに接着剤と併用してもよいものとする。</p> <p>(7) 配管の接続は、その配管に適したものとし、取外す必要がある場合には、フランジ継手、フレア継手などを使用する。</p> <p>(8) 配管は、コーキング処理をしてはならない。</p> <p>(9) 管の最大支持間隔は、表4-3-2によるものとする。 なお、曲り部分及び分岐箇所は、必要に応じて支持する。</p>	配管種別	圧 力	最小保持時間	燃料系統	最大使用圧力の1.5倍	30分	水系統	最大使用圧力の1.5倍 (最小は0.75MPa)	30分	蒸気系統	最大使用圧力の2倍 (最小は0.2MPa)	30分	空気系統	最大使用圧力の1.25倍	30分	<p style="text-align: center;">表4-3-1 圧力試験</p> <table border="1" data-bbox="1516 285 2460 537"> <thead> <tr> <th>配管種別</th> <th>圧 力</th> <th>最小保持時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料系統</td> <td>最大使用圧力の1.5倍</td> <td>30分</td> </tr> <tr> <td>水系統</td> <td>最大使用圧力の1.5倍 (最小は0.75MPa)</td> <td>30分</td> </tr> <tr> <td>蒸気系統</td> <td>最大使用圧力の2倍 (最小は0.2MPa)</td> <td>30分</td> </tr> <tr> <td>空気系統</td> <td>最大使用圧力の1.25倍</td> <td>30分</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 配管は、発電機及び原動機の運転に伴う振動、温度上昇、<b>地震動</b> に対して耐え得るものとする。</p> <p>(3) 防露被覆または保温被覆を行わない配管で、天井、床、壁などを貫通する見え掛かり部分には、管座金を取り付けるものとする。</p> <p>(4) ピット内配管は、以下によるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 配管支持金物は、排水に支障のないようにピット側壁または底に固定し、燃料油、冷却水（ガスタービン及びラジエータ方式は除く。）、始動空気管などの各管を、系統別に順序よく配列し、取り付けるものとする。</li> <li>2) 管は、なるべく交差しないよう配管する。</li> <li>3) ピット内より各機器に立上げる場合は、その要所に取外し可能なフランジ継手などを設けて、鉛直に立上げるものとする。</li> </ol> <p>(5) 管は断面が変形しないよう管軸心に対して直角に切断し、その切口は平滑に仕上げるものとする。</p> <p>(6) 耐油性ゴム及びファイバのパッキンは、燃料油及び潤滑油に用いる銅管のフランジに接着剤と併用してもよいものとする。</p> <p>(7) 配管の接続は、その配管に適したものとし、取外す必要がある場合には、フランジ継手、フレア継手などを使用する。</p> <p>(8) 配管は、コーキング処理をしてはならない。</p> <p>(9) 管の最大支持間隔は、表4-3-2によるものとする。 なお、曲り部分及び分岐箇所は、必要に応じて支持する。</p>	配管種別	圧 力	最小保持時間	燃料系統	最大使用圧力の1.5倍	30分	水系統	最大使用圧力の1.5倍 (最小は0.75MPa)	30分	蒸気系統	最大使用圧力の2倍 (最小は0.2MPa)	30分	空気系統	最大使用圧力の1.25倍	30分	
配管種別	圧 力	最小保持時間																														
燃料系統	最大使用圧力の1.5倍	30分																														
水系統	最大使用圧力の1.5倍 (最小は0.75MPa)	30分																														
蒸気系統	最大使用圧力の2倍 (最小は0.2MPa)	30分																														
空気系統	最大使用圧力の1.25倍	30分																														
配管種別	圧 力	最小保持時間																														
燃料系統	最大使用圧力の1.5倍	30分																														
水系統	最大使用圧力の1.5倍 (最小は0.75MPa)	30分																														
蒸気系統	最大使用圧力の2倍 (最小は0.2MPa)	30分																														
空気系統	最大使用圧力の1.25倍	30分																														

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠																
<p>なお、先端は斜め切断または切込みを設けるものとする。</p> <p>(2) 管の接合は、ピット内または露出部分で行い、原則として溶接接合とする。</p> <p>なお、やむを得ず埋設配管でねじ接合を行う場合は、継手部にコンクリート製点検ますを設ける。</p> <p>(3) ねじ接合及びフランジ接合には、それぞれ耐油性塗付剤及び耐油性のパッキンを使用する。</p> <p>(4) 配管用ピットまたはコンクリート床より、原動機及び屋内燃料小出槽等の機器への立上げまたは引下げ管は、各機器の操作保守に支障をきたすことのないように施工するものとする。</p> <p>(5) 原動機及び燃料小出槽への接続には、金属製フレキシブルジョイントを使用するほか、以下によるものとする。</p> <p>1) フレキシブルジョイントはステンレス製とし、フランジ部分は鋼製とする。</p> <p>2) (財)日本消防設備安全センターの認定試験に合格したもので、認定証票が貼付されていること。ただし、呼び径32A以下のものは、規格を準用しているものであること。</p> <p>3) 金属製フレキシブルジョイントの全長は、表4-3-4によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">表4-3-4 燃料油配管のフレキシブルジョイントの長さ</p> <table border="1" data-bbox="400 1436 982 1581"> <thead> <tr> <th>呼び径 (A)</th> <th>長さ [mm]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25未満</td> <td>300 以上</td> </tr> <tr> <td>25以上 50未満</td> <td>500 以上</td> </tr> <tr> <td>50以上100未満</td> <td>800 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 地中埋設鋼管は、「危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示」(令和5年改正、総務省告示第406号)第3条に規定する塗覆装または第3条の2に規定するコーティングを行うほか、以下によるものとする。</p> <p>1) コーティングは、厚さが管外面から1.5mm以上、かつ、コーティング</p>	呼び径 (A)	長さ [mm]	25未満	300 以上	25以上 50未満	500 以上	50以上100未満	800 以上	<p>なお、先端は斜め切断または切込みを設けるものとする。</p> <p>(2) 管の接合は、ピット内または露出部分で行い、原則として溶接接合とする。</p> <p>なお、やむを得ず埋設配管でねじ接合を行う場合は、継手部にコンクリート製点検ますを設ける。</p> <p>(3) ねじ接合及びフランジ接合には、それぞれ耐油性塗付剤及び耐油性のパッキンを使用する。</p> <p>(4) 配管用ピットまたはコンクリート床より、原動機及び屋内燃料小出槽等の機器への立上げまたは引下げ管は、各機器の操作保守に支障をきたすことのないように施工するものとする。</p> <p>(5) 原動機及び燃料小出槽への接続には、金属製フレキシブルジョイントを使用するほか、以下によるものとする。</p> <p>1) フレキシブルジョイントはステンレス製とし、フランジ部分は鋼製とする。</p> <p>2) (一財)日本消防設備安全センターの認定試験に合格したもので、認定証票が貼付されていること。ただし、呼び径32A以下のものは、規格を準用しているものであること。</p> <p>3) 金属製フレキシブルジョイントの全長は、表4-3-4によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">表4-3-4 燃料油配管のフレキシブルジョイントの長さ</p> <table border="1" data-bbox="1673 1436 2255 1581"> <thead> <tr> <th>呼び径 (A)</th> <th>長さ [mm]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25未満</td> <td>300 以上</td> </tr> <tr> <td>25以上 50未満</td> <td>500 以上</td> </tr> <tr> <td>50以上100未満</td> <td>800 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 地中埋設鋼管は、「危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示」(令和5年改正、総務省告示第406号)第3条に規定する塗覆装または第3条の2に規定するコーティングを行うほか、以下によるものとする。</p> <p>1) コーティングは、JIS G 3477群 (1~3) (ポリエチレン被覆鋼管)</p>	呼び径 (A)	長さ [mm]	25未満	300 以上	25以上 50未満	500 以上	50以上100未満	800 以上	
呼び径 (A)	長さ [mm]																	
25未満	300 以上																	
25以上 50未満	500 以上																	
50以上100未満	800 以上																	
呼び径 (A)	長さ [mm]																	
25未満	300 以上																	
25以上 50未満	500 以上																	
50以上100未満	800 以上																	

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>の材料が管外面に密着している方法とする。コーティング材料は、JIS G 3477（ポリエチレン被覆鋼管）<b>附属書A（規定）「ポリエチレン被覆材料」</b>とする。</p> <p>2) 埋設深さは、一般敷地で0.3m以上、車両通路で0.75m以上、重車両通路では1.0m以上とする。ただし、寒冷地では、凍結深度を考慮する。</p> <p>3) 埋設標識シートを埋設するものとし、地中埋設配管の分岐及び曲り部には埋設標を設置する。</p> <p>(7) 地中埋設配管の建物への引込部分は、可とう性をもたせ、地盤沈下等の変位に対応できるようにする。</p> <p>(8) 燃料小出槽、主燃料槽に取付ける元バルブ及びドレンバルブは、所轄消防署の承認するものとする。</p> <p><b>3. 冷却水系配管（ガスタービン及びラジエータ方式は除く。）</b></p> <p>(1) 主配管には、<b>設計図書</b>に示す箇所にフランジ継手を挿入し、取外しを容易にする。</p> <p>なお、呼び径25A以下の見えがかり配管には、コニカル形ユニオンを使用することができる。</p> <p>(2) 配管中に空気だまりが生ずる部分には、空気抜き弁を設ける。</p> <p>(3) 冷却水槽の吸込管は、その末端にストレーナ及びフット弁を設け、配管ピットを経由して、機関冷却水ポンプ入口若しくは電動機冷却水ポンプ入口に接続する。</p> <p>なお、管の水槽内引下げ深度は、底から0.2m程度とする。</p> <p>(4) 冷却水槽の還水管は、機関出口より水槽まで配管し、水が水槽内に放散できるようにする。</p> <p>(5) 配管の途中に、流水を検知する装置を設けるものとする。</p> <p>(6) 水ジャケット及び冷却水管の最下部には、ドレンコックを設けるものとする。</p> <p>(7) ディーゼル機関、減圧水槽及び冷却塔への接続には、可とう性をもたせる継手を使用するほか、以下によるものとする。</p> <p>1) 金属製フレキシブルジョイントはステンレス製とし、フランジ部分は鋼製とする。</p> <p>また、フレキシブルジョイントの長さは、表4-3-5によるものとする。</p>	<p><b>に定める方法・材料</b>とする。</p> <p>2) 埋設深さは、一般敷地で0.3m以上、車両通路で0.75m以上、重車両通路では1.0m以上とする。ただし、寒冷地では、凍結深度を考慮する。</p> <p>3) 埋設標識シートを埋設するものとし、地中埋設配管の分岐及び曲り部には埋設標を設置する。</p> <p>(7) 地中埋設配管の建物への引込部分は、可とう性をもたせ、地盤沈下等の変位に対応できるようにする。</p> <p>(8) 燃料小出槽、主燃料槽に取り付ける元バルブ及びドレンバルブは、所轄消防署の承認するものとする。</p> <p><b>3. 冷却水系配管（ガスタービン及びラジエータ方式は除く。）</b></p> <p>(1) 主配管には、<b>設計図書</b>に示す箇所にフランジ継手を挿入し、取外しを容易にする。</p> <p>なお、呼び径25A以下の見えがかり配管には、コニカル形ユニオンを使用することができる。</p> <p>(2) 配管中に空気だまりが生ずる部分には、空気抜き弁を設ける。</p> <p>(3) 冷却水槽の吸込管は、その末端にストレーナ及びフット弁を設け、配管ピットを経由して、機関冷却水ポンプ入口もしくは電動機冷却水ポンプ入口に接続する。</p> <p>なお、管の水槽内引下げ深度は、底から0.2m程度とする。</p> <p>(4) 冷却水槽の還水管は、機関出口より水槽まで配管し、水が水槽内に放散できるようにする。</p> <p>(5) 配管の途中に、流水を検知する装置を設けるものとする。</p> <p>(6) 水ジャケット及び冷却水管の最下部には、ドレンコックを設けるものとする。</p> <p>(7) ディーゼル機関、減圧水槽及び冷却塔への接続には、可とう性をもたせる継手を使用するほか、以下によるものとする。</p> <p>1) 金属製フレキシブルジョイントはステンレス製とし、フランジ部分は鋼製とする。</p> <p>また、フレキシブルジョイントの長さは、表4-3-5によるものとする。</p>	<p>JIS G3469からG3477の変更に伴い塗装厚も変わった。</p>

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>いものとする。</p> <p>(3) 制御部の接地で、特に盤外箱の接地と絶縁する必要がある場合は、それぞれの接地を行うものとする。</p> <p><b>4-3-3-2 無停電電源装置調整</b> 無停電電源装置の調整は、第4編4-3-2-2 発動発電設備調整の規定による。</p> <p><b>4-3-3-3 小容量無停電電源装置据付</b> 小容量無停電電源装置の据付は、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>4-3-3-4 蓄電池据付</b> 蓄電池の据付は、第4編4-2-2-3 屋内（屋外）キュービクル型設置の規定によるほか、以下によるものとする。</p> <p>(1) 蓄電池架台は部材の水平、垂直を確実に調整し、ボルトなどで締付けを行い、基礎ボルトなどにより床面に堅固に固定する。</p> <p>(2) 蓄電池架台には、耐酸または耐アルカリ塗装を施すものとする。 ただし、制御弁式鉛蓄電池及びシール型ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池の場合はこの限りでない。</p> <p>(3) 蓄電池と蓄電池架台（転倒防止枠を含む）との間には、緩衝材を設けるものとする。 ただし、蓄電池底部はこの限りではない。</p> <p>(4) 蓄電池相互の接続及び<b>蓄電池</b>と無停電電源装置<b>との</b>接続ケーブル<b>の、</b>蓄電池端子<b>への</b>接続は、弛緩のないように固定する。</p> <p>(5) 注意標識等の設置は、条例に従って設けるものとする。</p> <p><b>第4節 直流電源設備設置工</b></p> <p><b>4-3-4-1 直流電源装置据付</b> 第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p>	<p>いものとする。</p> <p>(3) 制御部の接地で、特に盤外箱の接地と絶縁する必要がある場合は、それぞれの接地を行うものとする。</p> <p><b>4-3-3-2 無停電電源装置調整</b> <b>設備の試験及び調整に先立ち、設備の試験及び調整項目等を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、設備の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準に定める試験項目により、性能が十分得られるように実施すること。</b></p> <p><b>4-3-3-3 小容量無停電電源装置据付</b> 小容量無停電電源装置の据付は、<b>第4編4-2-2-3 屋内（屋外）キュービクル型設置の規定による。</b></p> <p><b>4-3-3-4 蓄電池据付</b> 蓄電池の据付は、第4編4-2-2-3 屋内（屋外）キュービクル型設置の規定によるほか、以下によるものとする。</p> <p>(1) 蓄電池架台は部材の水平、垂直を確実に調整し、ボルトなどで<b>締付</b>を行い、基礎ボルトなどにより床面に堅固に固定する。</p> <p>(2) 蓄電池架台には、耐酸または耐アルカリ塗装を施すものとする。 ただし、制御弁式鉛蓄電池及びシール型ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池の場合はこの限りでない。</p> <p>(3) 蓄電池と蓄電池架台（転倒防止枠を含む）との間には、緩衝材を設けるものとする。 ただし、蓄電池底部はこの限りではない。</p> <p>(4) 蓄電池相互の接続及び無停電電源装置の接続ケーブルと蓄電池端子の接続は、弛緩のないように固定する。</p> <p>(5) 注意標識等の設置は、条例に従って設けるものとする。</p> <p><b>第4節 直流電源設備設置工</b></p> <p><b>4-3-4-1 直流電源装置据付</b> 第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p>	<p>改定主旨・根拠</p> <p>回転型機器から静止型機器の基準（品質管理基準）に変更</p> <p>語句整理</p>

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>4-3-4-2 直流電源装置調整 直流電源装置の調整は、第4編4-3-2-2 発動発電設備調整の規定による。</p> <p>4-3-4-3 蓄電池据付 蓄電池の据付は、第4編4-3-3-4 蓄電池据付の規定による。</p> <p><b>第5節 停電対策用電源設備設置工</b></p> <p>4-3-5-1 停電対策用電源装置据付 1. CCTV装置及び情報表示装置等の停電対策用電源として使用するもので、配置は<b>設計図書</b>によらなければならない。 2. 停電対策用電源装置の据付は、第4編4-2-2-3 屋内（屋外）キュービクル型設置の規定による。</p> <p>4-3-5-2 停電対策用電源装置調整 停電対策用電源装置の調整は、第4編4-3-2-2 発動発電設備調整の規定による。</p> <p>4-3-5-3 蓄電池据付 蓄電池の据付は、第4編4-3-3-4 蓄電池据付の規定による。</p> <p><b>第6節 管理用水力発電設備設置工</b></p> <p>4-3-6-1 管理用水力発電設備据付 管理用水力発電設備の据付について以下に示すほかは、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。 (1) 据付許容誤差は、水車発電機軸振れが 3/100mm以内とする。</p>	<p>4-3-4-2 直流電源装置調整 設備の試験及び調整に先立ち、設備の試験及び調整項目等を記入した<b>方案書</b>を、監督職員に提出し確認を得た後に、設備の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準に定める試験項目により、性能が十分得られるように実施すること。</p> <p>4-3-4-3 蓄電池据付 蓄電池の据付は、第4編4-3-3-4 蓄電池据付の規定による。</p> <p><b>第5節 停電対策用電源設備設置工</b></p> <p>4-3-5-1 <b>無停電電源装置(UPS)据付</b> 1. CCTV装置等の停電対策用電源として使用するもので、配置は<b>設計図書</b>によらなければならない。 2. 無停電電源装置の据付は、第4編4-2-2-3 屋内（屋外）キュービクル型設置の規定による。</p> <p>4-3-5-2 <b>小容量発電設備据付</b> 1. 情報表示装置等の停電対策用電源として使用するもので、配置は<b>設計図書</b>によらなければならない。 2. 小容量発電設備の据付は、第4編4-3-2-1 発動発電設備の規定による。</p> <p>4-3-5-3 <b>無停電電源装置(UPS)調整</b> 無停電電源装置の調整は、第4編4-3-3-2 無停電電源装置の規定による。</p> <p>4-3-5-4 <b>小容量発電設備調整</b> 小容量発電設備の調整は、第4編4-3-2-2発動発電設備の規定による。</p> <p>4-3-5-5 蓄電池据付 蓄電池の据付は、第4編4-3-3-4 蓄電池据付の規定による。</p> <p><b>第6節 管理用水力発電設備設置工</b></p> <p>4-3-6-1 管理用水力発電設備据付 管理用水力発電設備の据付について以下に示すほかは、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。 (1) 据付許容誤差は、水車発電機軸振れが 3/100mm以内とする。</p>	<p>改定主旨・根拠</p> <p>二方式について分離記述</p>

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>(2) 水車工事中は、建物の壁を損傷しないよう慎重に施工すること。</p> <p>(3) ボルト類の締付後に白ペイントにて合いマークを入れ、締付、事後の分解・組立が容易となるように施工すること。</p> <p>(4) 心出し及び水平測定用の計器類は正確なものを使用し、入念に心出しを行うものとする。</p> <p>(5) 吸出管・ケーシング・発電ベッド等は、全てセンタリング後にコンクリートを打設し、打設後は必ず再センタリングを行うものとする。</p> <p>(6) 機器の寸法は図面のみによらず、必ず現品について実測すること。</p> <p>(7) センタリング及びレベリングを終了した機器のその後の諸作業は、所定の基礎ボルト・ターンバックル・支持金物等により、堅固に固定した後に行うものとする。</p> <p>(8) 吸出管の接続は、ケーシング固定後に行うものとする。</p> <p>(9) 軸電流の防止、漏水の防止に特に注意を払うものとする。</p> <p>(10) 主軸の振れ調整は台床下のライナ等で行うものとする。また、台床と機器間には分解細密点検時等において主軸の振れ調整が行えるようライナを取付けるものとする。</p> <p>(11) 水車吸水管及びケーシング、その他コンクリートに埋設させるものは、コンクリート密着に支障のないように、油脂類を完全に除去しておくものとする。</p> <p>(12) アンカーボルトの据付は、コンクリート打設後、所定の強度に達したのち施工すること。</p>	<p>(2) 水車工事中は、建物の壁を損傷しないよう慎重に施工すること。</p> <p>(3) ボルト類の締付後に白ペイントにて合いマークを入れ、締付、事後の分解・組立が容易となるように施工すること。</p> <p>(4) 心出し及び水平測定用の計器類は正確なものを使用し、入念に心出しを行うものとする。</p> <p>(5) 吸出管・ケーシング・発電ベッド等は、全てセンタリング後にコンクリートを打設し、打設後は必ず再センタリングを行うものとする。</p> <p>(6) 機器の寸法は図面のみによらず、必ず現品について実測すること。</p> <p>(7) センタリング及びレベリングを終了した機器のその後の諸作業は、所定の基礎ボルト・ターンバックル・支持金物等により、堅固に固定した後に行うものとする。</p> <p>(8) 吸出管の接続は、ケーシング固定後に行うものとする。</p> <p>(9) 軸電流の防止、漏水の防止に特に注意を払うものとする。</p> <p>(10) 主軸の振れ調整は台床下のライナ等で行うものとする。また、台床と機器間には分解細密点検時等において主軸の振れ調整が行えるようライナを取り付けるものとする。</p> <p>(11) 水車吸水管及びケーシング、その他コンクリートに埋設させるものは、コンクリート密着に支障のないように、油脂類を完全に除去しておくものとする。</p> <p>(12) アンカーボルトの据付は、コンクリート打設後、所定の強度に達したのち施工すること。</p>	
<p><b>4-3-6-2 管理用水力発電設備調整</b> 管理用水力発電設備の総合調整は、<b>第4編4-3-2-2 発動発電設備調整</b>の規定による。</p>	<p><b>4-3-6-2 管理用水力発電設備調整</b> 管理用水力発電設備の総合調整は、<b>第4編4-3-2-2 発動発電設備調整の1及び3</b>による。</p>	<p>誤記訂正</p>
<p><b>4-3-6-3 配管</b></p> <p>1. 管類は使用に先立ち内外を清掃し、特に内面は錆、塵埃または異物の付着や残留のないように、パイプクリーナならびにワイヤブラシで入念に清掃し、油管には防錆剤添加タービン油を内面に塗布し組立てるものとする。</p> <p>2. 65A以上の管は片側フランジ付で原則として工場加工するものとし、その他の管は現場で加工してもよい。この場合、機械的強度を減ずることのないように、入念に施工すること。</p>	<p><b>4-3-6-3 配管</b></p> <p>1. 管類は使用に先立ち内外を清掃し、特に内面は錆、塵埃または異物の付着や残留のないように、パイプクリーナならびにワイヤブラシで入念に清掃し、油管には防錆剤添加タービン油を内面に塗布し組み立てるものとする。</p> <p>2. 65A以上の管は片側フランジ付で原則として工場加工するものとし、その他の管は現場で加工してもよい。この場合、機械的強度を減ずることのないように、入念に施工すること。</p>	

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>3. 圧力管は、途中でフランジ継手以外を使用しないものとする。ただし、外径20mm以下の配管については、くい込み式継手を使用することができる。</p> <p>4. 配管の固定は、振動及び折れがないよう堅固に行うものとする。</p> <p>5. 漏油、漏水の防止対策を施し、必要箇所に適正な防滴及び保温、保冷の設備を施工する。</p> <p>6. 油管の系統は、内部を十分に酸洗いし、フラッシングを行うものとする。</p> <p>7. 配管には防錆塗装を施し、露出部分は塗装により仕上げを行うものとする。ただし、銅管は防錆塗装を行わないものとし、ステンレス鋼管は塗装処理を行わないものとする。また、配管に系統別の名称を記入するものとする。</p> <p><b>第7節 新エネルギー電源設備設置工</b></p> <p>4-3-7-1 太陽光発電設備据付</p> <p>太陽光発電設備の据付について以下に示すほかは、第3編第4章3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p>(1) 太陽電池モジュールの架台は、「<b>発電用太陽電池設備に関する技術基準の解釈</b>」によるものとする。</p> <p>(2) 取引盤、整流器盤、逆変換盤などの据付は、<b>第4編4-2-4-3 低圧受変電設備据付</b>の規定による。</p> <p>(3) 出力端子への取付けは、圧着端子を用いたねじ止め方式とし、出力端子保護カバーを取付けるものとする。</p> <p>なお、太陽電池モジュール間の渡り配線は地上作業とし、出力リード線の隙間には、シリコン樹脂などを用いて防水処理を行うものとする。</p> <p>(4) 太陽電池フレームの加工を屋根などで行う場合は、フレームなどを傷つけたり、防水性能を劣化させないように養生する。</p> <p>(5) 取付架台は、溶融亜鉛めっきした鉄部材またはステンレス部材を使用し、風圧荷重及び積雪量に応じた高さに取り付け、傾斜角度は<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>(6) 太陽電池の取付け作業、結線作業を行う場合は、日が当たった状態での活線作業は行わないものとし、太陽電池表面に暗幕を掛けるなどの</p>	<p>3. 圧力管は、途中でフランジ継手以外を使用しないものとする。ただし、外径20mm以下の配管については、くい込み式継手を使用することができる。</p> <p>4. 配管の固定は、振動及び折れがないよう堅固に行うものとする。</p> <p>5. 漏油、漏水の防止対策を施し、必要箇所に適正な防滴及び保温、保冷の設備を施工する。</p> <p>6. 油管の系統は、内部を十分に酸洗いし、フラッシングを行うものとする。</p> <p>7. 配管には防錆塗装を施し、露出部分は塗装により仕上げを行うものとする。ただし、銅管は防錆塗装を行わないものとし、ステンレス鋼管は塗装処理を行わないものとする。また、配管に系統別の名称を記入するものとする。</p> <p><b>第7節 新エネルギー電源設備設置工</b></p> <p>4-3-7-1 太陽光発電設備据付</p> <p>太陽光発電設備の据付について以下に示すほかは、第3編第4章3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p>(1) 太陽電池モジュールの架台は、「<b>発電用太陽電池設備に関する技術基準の解釈</b>」によるものとする。</p> <p>(2) 取引盤、整流器盤、逆変換盤などの据付は、<b>4-2-2-3 屋内（屋外）キュービクル型据付</b>の規定による。</p> <p>(3) 出力端子への取付けは、圧着端子を用いたねじ止め方式とし、出力端子保護カバーを取り付けるものとする。</p> <p>なお、太陽電池モジュール間の渡り配線は地上作業とし、出力リード線の隙間には、シリコン樹脂などを用いて防水処理を行うものとする。</p> <p>(4) 太陽電池フレームの加工を屋根などで行う場合は、フレームなどを傷つけたり、防水性能を劣化させないように養生する。</p> <p>(5) 取付架台は、溶融亜鉛めっきした鉄部材またはステンレス部材を使用し、風圧荷重及び積雪量に応じた高さに取り付け、傾斜角度は<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>(6) 太陽電池の取付け作業、結線作業を行う場合は、<b>日光</b>が当たった状態での活線作業は行わないものとし、<b>やむを得ず日光が当たった状態で作</b></p>	<p>改定主旨・根拠</p> <p>誤記訂正</p> <p>語句整理</p>

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>処置を行うものとする。</p> <p>(7) 太陽電池の取付完了後、フロントカバー面の汚れを清掃する。</p> <p><b>4-3-7-2 太陽光発電設備調整</b></p> <p>設備の設置及び配線完了後、設備ごとの試験及び調整項目に従って、技術者により調整を入念に行うものとし、試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。</p> <p><b>4-3-7-3 太陽光発電設備基礎工</b></p> <p>(1) 床掘は、工作物及び地下埋設物に損傷を与えないように、注意して施工しなければならない。</p> <p>(2) 基礎は設計図書に従って施工するものとするが、架台を完全に支持し有害な沈下、浮上り、傾斜などを起こさないように施工すること。</p> <p>(3) 基礎用床掘箇所は、十分突固めを行うものとする。</p> <p>(4) コンクリートに埋込むアンカーボルトは、埋込部を除き溶融亜鉛めっきを施したものを使用する。</p> <p>(5) コンクリートの基礎部は、コンクリートやモルタルにより仕上げるものとする。</p> <p><b>4-3-7-4 風力発電設備据付</b></p> <p>風力発電設備の据付について以下に示すほかは、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p>(1) 設備の据付けは、風圧荷重を十分考慮して施工するものとし、自重、積雪及び地震その他の振動及び衝撃に対して耐え得る構造でなければならない。</p> <p>(2) 設備の据付けは、使用状態において、長期にわたり十分な耐候性を有するものとする。</p> <p>(3) 建物屋上に据付ける場合は、防振措置を施すものとする。</p> <p>(4) 制御盤などの取付けは、第4編4-2-5-1 監視制御装置据付の規定による。</p> <p>(5) 配管、配線及び接地などは、第3編第4章共通設備工の規定による。</p> <p>(6) 基礎は<b>設計図書</b>に従って施工するものとするが、埋戻しは締固めを行い沈下、傾斜などを起こさないように施工するものとする。</p>	<p><b>業する際には</b>、太陽電池表面に暗幕を掛けるなどの処置を行うものとする。</p> <p>(7) 太陽電池の取付完了後、フロントカバー面の汚れを清掃する。</p> <p><b>4-3-7-2 太陽光発電設備調整</b></p> <p><b>太陽光発電設備の調整は、第3編3-4-3-5 各種設備等の調整の規定による。</b></p> <p><b>4-3-7-3 太陽光発電設備基礎工</b></p> <p>(1) 床掘は、工作物及び地下埋設物に損傷を与えないように、注意して施工しなければならない。</p> <p>(2) 基礎は<b>設計図書</b>に従って施工するものとするが、架台を完全に支持し有害な沈下、浮上り、傾斜などを起こさないように施工すること。</p> <p>(3) 基礎用床掘箇所は、十分突固めを行うものとする。</p> <p>(4) コンクリートに埋込むアンカーボルトは、埋込部を除き溶融亜鉛めっきを施したものを使用する。</p> <p>(5) コンクリートの基礎部は、コンクリートやモルタルにより仕上げるものとする。</p> <p><b>4-3-7-4 風力発電設備据付</b></p> <p>風力発電設備の据付について以下に示すほかは、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p>(1) 設備の据付けは、風圧荷重を十分考慮して施工するものとし、自重、積雪及び地震その他の振動及び衝撃に対して耐え得る構造でなければならない。</p> <p>(2) 設備の据付けは、使用状態において、長期にわたり十分な耐候性を有するものとする。</p> <p>(3) 建物屋上に据え付ける場合は、防振措置を施すものとする。</p> <p>(4) 制御盤などの取付けは、第4編4-2-5-1 監視制御装置据付の規定による。</p> <p>(5) 配管、配線及び接地などは、第3編第4章共通設備工の規定による。</p> <p>(6) 基礎は<b>設計図書</b>に従って施工するものとするが、埋戻しは締固めを行い沈下、傾斜などを起こさないように施工するものとする。</p> <p>(7) 床掘は、工作物及び地下埋設物に損傷を与えないように注意して施</p>	

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>(7) 床掘は、工作物及び地下埋設物に損傷を与えないように注意して施工するものとする。</p> <p><b>4-3-7-5 風力発電設備調整</b>  <b>設備の設置及び配線完了後、設備ごとの試験及び調整項目に従って、技術者により調整を入念に行うものとし、試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。</b></p> <p><b>4-3-7-6 燃料電池発電設備据付</b>                      燃料電池発電設備の据付について以下に示すほかは、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p>(1) コンクリート基礎上に水平、中心線等関係位置を正しく出し、パッケージを据付けるものとする。</p> <p>(2) 燃料電池発電設備の内部に水分、塵埃及び切粉等の有害物が侵入しないように組み立てるものとし、<b>さらに防鼠処置を施すものとする。</b></p> <p>(3) 保温及び窒素パージ管理されている部位においては、製造者の標準によるものとする。</p> <p>(4) 電池及び燃料改質装置は、十分な取付可能なスペースを確保するものとする。</p> <p>(5) 配管、配線及び接地などは、第3編第4章共通設備工の規定による。</p> <p><b>4-3-7-7 燃料電池発電設備調整</b>  <b>設備の設置及び配線完了後、設備ごとの試験及び調整項目に従って、技術者により調整を入念に行うものとし、試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。</b></p> <p><b>4-3-7-8 マイクロ水力発電設備据付</b></p> <p>1. 設備の配置は、以下に示すほかは、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>2. 水車及び発電機の設置は、自然環境条件との調和を図ることで土木構造物工事が最小限となるよう配慮し施工するものとする。</p> <p>3. 増水時には設備が流失しないように堅固に取付けるものとし、さらに損壊を防ぐため防護カバー等による対策を講じるものとする。</p> <p>4. 配電盤などの取付けは、<b>第4編4-2-5-1 監視制御装置据付</b>の規定による。</p> <p>5. 発電機から配電盤間の送電ケーブルは、がい装を有する水底ケーブルによ</p>	<p>工するものとする。</p> <p><b>4-3-7-5 風力発電設備調整</b>  <b>風力発電設備の調整については、第3編3-4-3-5 各種設備等の調整による。</b></p> <p><b>4-3-7-6 燃料電池発電設備据付</b>                      燃料電池発電設備の据付について以下に示すほかは、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p>(1) コンクリート基礎上に水平、中心線等関係位置を正しく出し、パッケージを据え付けるものとする。</p> <p>(2) 燃料電池発電設備の内部に水分、塵埃及び切粉等の有害物が侵入しないように組み立てるものとし、<b>さらに小動物が侵入しないように防蛇、防鼠処理などの対策を行うものとする。</b></p> <p>(3) 保温及び窒素パージ管理されている部位においては、製造者の標準によるものとする。</p> <p>(4) 電池及び燃料改質装置は、十分な取付可能なスペースを確保するものとする。</p> <p>(5) 配管、配線及び接地などは、第3編第4章共通設備工の規定による。</p> <p><b>4-3-7-7 燃料電池発電設備調整</b>  <b>燃料電池発電設備の調整については、第3編3-4-3-5 各種設備等の調整による。</b></p> <p><b>4-3-7-8 マイクロ水力発電設備据付</b></p> <p>1. 設備の配置は、以下に示すほかは、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>2. 水車及び発電機の設置は、自然環境条件との調和を図ることで土木構造物工事が最小限となるよう配慮し施工するものとする。</p> <p>3. 増水時には設備が流失しないように堅固に取り付けるものとし、さらに損壊を防ぐため防護カバー等による対策を講じるものとする。</p> <p>4. 配電盤などの取付けは、<b>第3編3-4-3-3 各種設備等の据付</b>の規定による。</p> <p>5. 発電機から配電盤間の送電ケーブルは、がい装を有する水底ケーブルによ</p>	<p>改定主旨・根拠</p> <p>語句整理</p>

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>り施工することを原則とする。</p> <p>6. 本条5項以外の配管、配線及び接地などは、第3編第4章共通設備工の規定による。</p> <p>4-3-7-9 マイクロ水力発電設備調整</p> <p>設備の設置及び配線完了後、設備ごとの試験及び調整項目に従って、技術者により調整を入念に行うものとし、試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 揚排水機場電気設備</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、揚排水機場電気設備工事における高圧受変電設備設置工、低圧受変電設備設置工、発電設備設置工、無停電電源設備設置工、直流電源設備設置工、操作制御装置設置工、水閘門電気設備設置工、その他これらに類する工種について適用する。</p> <p>2. 高圧受変電設備設置工、低圧受変電設備設置工は、第4編第2章第3節高圧受変電設備設置工及び第4節低圧受変電設備設置工の規定による。</p> <p>3. 発電設備設置工、無停電電源設備設置工、直流電源設備設置工は、第4編第3章第2節発電設備設置工、第3節無停電電源設備設置工、第4節直流電源設備設置工の規定による。</p> <p>4. 操作制御装置設置工は、第4編第2章第5節受変電用監視制御設備設置工の規定による。</p> <p>5. 水閘門電気設備設置工は、第4編第2章第4節低圧受変電設備設置工の規定による。</p> <p>6. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。</p>	<p>り施工することを原則とする。</p> <p>6. 本条5項以外の配管、配線及び接地などは、第3編第4章共通設備工の規定による。</p> <p>4-3-7-9 マイクロ水力発電設備調整</p> <p>マイクロ水力発電設備の調整は、第3編3-4-3-5 各種設備等の調整による。</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 揚排水機場電気設備</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、揚排水機場電気設備工事における高圧受変電設備設置工、低圧受変電設備設置工、発電設備設置工、無停電電源設備設置工、直流電源設備設置工、操作制御装置設置工、水閘門電気設備設置工、その他これらに類する工種について適用する。</p> <p>2. 高圧受変電設備設置工、低圧受変電設備設置工は、それぞれ第4編第2章第3節高圧受変電設備設置工と第4節低圧受変電設備設置工の規定による。</p> <p>3. 発電設備設置工、無停電電源設備設置工、直流電源設備設置工は、それぞれ第4編第3章第2節発電設備設置工、第3節無停電電源設備設置工、第4節直流電源設備設置工の規定による。</p> <p>4. 操作制御装置設置工は、第4編第2章第5節受変電用監視制御設備設置工の規定による。</p> <p>5. 水閘門電気設備設置工は、第4編第2章第3節 高圧受変電設備設置工及び第4節低圧受変電設備設置工の規定による。</p>	<p></p>

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p style="text-align: center;"><b>第5章 地下駐車場電気設備</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、地下駐車場電気設備工事における高圧受変電設備設置工、低圧受変電設備設置工、発電設備設置工、無停電電源設備設置工、直流電源設備設置工、電灯設備設置工、動力設備設置工、電話設備設置工、放送設備設置工、ラジオ再放送設備設置工、無線通信補助設備設置工、インターホン設備設置工、テレビ共聴設備設置工、身体障害者警報設備設置工、自動火災報知設備設置工、CCTV装置設置工、中央監視設備設置工、駐車場管制設備設置工、遠方監視設備設置工、その他これらに類する工種について適用する。</p> <p>2. 高圧受変電設備設置工、低圧受変電設備設置工は、第4編第2章第3節高圧受変電設備設置工、第4節低圧受変電設備設置工の規定による。</p> <p>3. 発電設備設置工、無停電電源設備設置工、直流電源設備設置工は、第4編第3章第2節発電設備設置工、第3節無停電電源設備設置工、第4節直流電源設備設置工の規定による。</p> <p>4. 電話設備設置工は、第5編第8章第2節自動電話交換装置設置工の規定による。</p> <p>5. ラジオ再放送設備設置工は、第5編第15章第2節ラジオ再放送装置設置工の規定による。</p> <p>6. 無線通信補助設備設置工は、第5編第16章第2節トンネル無線補助設備設置工の規定による。</p> <p>7. CCTV装置設置工は、第6編第7章第2節CCTV監視制御装置設置工及び第3節CCTV装置設置工の規定による。</p> <p>8. 中央監視設備設置工、遠方監視設備設置工は、第4編第2章第5節受変電用監視制御設備設置工の規定による。</p> <p>9. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第5章 地下駐車場電気設備</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、地下駐車場電気設備工事における高圧受変電設備設置工、低圧受変電設備設置工、発電設備設置工、無停電電源設備設置工、直流電源設備設置工、電灯設備設置工、動力設備設置工、電話設備設置工、放送設備設置工、ラジオ再放送設備設置工、無線通信補助設備設置工、インターホン設備設置工、テレビ共聴設備設置工、身体障害者警報設備設置工、自動火災報知設備設置工、CCTV装置設置工、中央監視設備設置工、駐車場管制設備設置工、遠方監視設備設置工、その他これらに類する工種について適用する。</p> <p>2. 高圧受変電設備設置工、低圧受変電設備設置工は、<b>それぞれ</b>第4編第2章第3節高圧受変電設備設置工<b>と</b>第4節低圧受変電設備設置工の規定による。</p> <p>3. 発電設備設置工、無停電電源設備設置工、直流電源設備設置工は、<b>それぞれ</b>第4編第3章第2節発電設備設置工、第3節無停電電源設備設置工、第4節直流電源設備設置工の規定による。</p> <p>4. 電話設備設置工は、第5編第8章第2節自動電話交換装置設置工の規定による。</p> <p>5. ラジオ再放送設備設置工は、第5編第15章第2節ラジオ再放送装置設置工の規定による。</p> <p>6. 無線通信補助設備設置工は、第5編第16章第2節トンネル無線補助設備設置工の規定による。</p> <p>7. CCTV装置設置工は、第6編第7章第2節CCTV監視制御装置設置工及び第3節CCTV装置設置工の規定による。</p> <p>8. 中央監視設備設置工、遠方監視設備設置工は、第4編第2章第5節受変電用監視制御設備設置工の規定による。</p>	

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p><b>第4節 放送設備設置工</b></p> <p>4-5-4-1 放送装置</p> <p>放送装置の据付について以下に示すほかは、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p>(1) 装置をフリーアクセス床上に据付ける場合は、装置部分のフリーアクセス床を切り取り、コンクリート床に鋼製の専用架台を設置し、ボルトなどで装置を固定する。</p> <p>(2) 装置を卓上に設置する場合は、置台が移動または転倒などすることを防止するために、ストッパなどで固定するとともに、装置が置台から落下することのないように、金具やバンドで固定する。</p> <p>4-5-4-2 スピーカ</p> <p>1. 同一構内に同一放送システムのスピーカが複数個取付けられる場合は、スピーカ相互の極性を考慮し、相互干渉、反響等を起こさないようスピーカの位置、向き等を十分考慮する。</p> <p>2. スピーカの取付け位置、間隔、角度等を調整し明瞭度に注意する。また、分散配置とする場合には、マイクロホンの位置とサービスエリアが重なると、ハウリングが起りやすいため留意して調整すること。</p> <p>4-5-4-3 配線</p> <p>アンプの入出力配線施工には雑音、発振、混信等を防ぐため、以下の事項に留意する。</p> <p>(1) 他の線路、特に強電流電線等レベルの異なる配線とは、十分な離隔を取るようにし、また、高周波を発生する機器がある場合は、接近させないように留意する。</p> <p>(2) 配線の劣化しやすい場所をさけ、できる限り最短距離で配線し、混合通線をさけるものとする。</p> <p><b>第5節 インターホン設備設置工</b></p> <p>4-5-5-1 インターホン設備設置</p> <p>1. 装置等の配置は、設計図書によらなければならない。</p>	<p><b>第4節 放送設備設置工</b></p> <p>4-5-4-1 放送装置</p> <p>放送装置の据付については、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p>4-5-4-2 スピーカ</p> <p>1. 同一構内に同一放送システムのスピーカを複数個取り付ける場合は、スピーカ相互の極性を考慮し、相互干渉、反響等を起こさないようスピーカの位置、向き等を十分考慮する。</p> <p>2. スピーカの取付位置、間隔、角度等を調整し明瞭度に注意する。また、分散配置とする場合には、マイクロホンの位置とサービスエリアが重なると、ハウリングが起りやすいため留意して調整すること。</p> <p>4-5-4-3 配線</p> <p>アンプの入出力配線施工には雑音、発振、混信等を防ぐため、以下の事項に留意する。</p> <p>(1) 他の線路、特に強電流電線等レベルの異なる配線とは、十分な離隔を取るようにし、また、高周波を発生する機器がある場合は、接近させないように留意する。</p> <p>(2) 配線の劣化しやすい場所をさけ、できる限り最短距離で配線し、混合通線をさけるものとする。</p> <p><b>第5節 インターホン設備設置工</b></p> <p>4-5-5-1 インターホン設備設置</p> <p>1. 装置等の配置は、設計図書によらなければならない。</p>	<p>改定主旨・根拠</p> <p>3-4-3-3に記載済</p>

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>2. 身体障害者用のインターホン等は周囲の状況を考慮して、利用しやすい位置、高さを選定する。</p> <p>3. 屋外に設置する場合は、防滴構造のものを使用する。</p> <p><b>第6節 テレビ共聴設備設置工</b></p> <p>4-5-6-1 テレビ共聴設備設置</p> <p>テレビ共聴設備設置の据付について以下に示すほかは、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p>(1) アンテナマストへの取付けは、取付けボルトを強固に締め付け、強風に対しても安全性、安定性に十分注意すること。</p> <p>(2) 衛星放送受信用アンテナの角度調整は、アンテナ設置地区の方位角、仰角を求めて粗調整を行ったのち、衛星からの電波を受信し、正確に調整を行うものとする。</p> <p>(3) アンテナ高さ、方向等を調整しながら、その地区の放送周波数帯の最適感度及び最良の受信画質が得られる位置を確認するものとする。 また、壁面端子出力における信号レベルは、57dB<math>\mu</math>V以上とするものとする。</p> <p>(4) 放送波送信点を把握し、最適な受信状態を保持できるよう設置する。</p> <p>(5) 機器収容箱内のケーブルには、表示札を取付け用途、行き先表示をすること。</p> <p><b>第7節 身体障害者警報設備設置工</b></p> <p>4-5-7-1 身体障害者警報設備設置</p> <p>身体障害者警報設備の設置は、設計図書によらなければならない。</p> <p><b>第8節 自動火災報知設備設置工</b></p> <p>4-5-8-1 自動火災報知設備設置</p>	<p>2. 身体障害者用のインターホン等は周囲の状況を考慮して、利用しやすい位置、高さを選定する。</p> <p>3. 屋外に設置する場合は、防滴構造のものを使用する。</p> <p><b>第6節 テレビ共聴設備設置工</b></p> <p>4-5-6-1 テレビ共聴設備設置</p> <p>テレビ共聴設備設置の据付について以下に示すほかは、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p>(1) 受信用アンテナは、アンテナマストに取付ボルトで強固に締め付け、強風に対し十分な安全性と安定性を確保すること。</p> <p>(2) 地上デジタル放送の受信アンテナは、放送波送信点を把握し、最適な受信状態を保持できるよう設置する。</p> <p>(3) 機器収容箱内のケーブルには、表示札を取付用途、行き先表示をすること。</p> <p>(4) 地上デジタル放送の受信アンテナは、高さ、方向等を調整しながら、その地区の放送周波数帯の最適感度及び最良の受信画質が得られるようにする。 また、壁面端子における出力信号レベルは、57dB<math>\mu</math>V以上とするものとする。</p> <p>(5) 衛星放送の受信用アンテナは、設置地区における衛星の方位角、仰角で粗調整を行ったのち、衛星からの電波を受信して、角度調整を行うものとする。</p> <p><b>第7節 身体障害者警報設備設置工</b></p> <p>4-5-7-1 身体障害者警報設備設置</p> <p>身体障害者警報設備の設置は、設計図書によらなければならない。</p> <p><b>第8節 自動火災報知設備設置工</b></p> <p>4-5-8-1 自動火災報知設備設置</p>	<p>改定主旨・根拠</p> <p>据付→調整の順</p>

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>自動火災報知設備に関する据付について以下に示すほかは、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p>(1) 自動火災報知設備の設置は、<b>消防法</b>、「<b>消防法施行令第21条自動火災報知設備に関する基準</b>」(令和4年9月改正 政令第305号)、「<b>消防法施行規則第23条</b>(令和6年1月改正 総務省令第5号)自動火災報知設備の感知器等、<b>第24条自動火災報知設備に関する基準の細目</b>、<b>第25条消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準</b>」によるものとする。</p> <p><b>第9節 駐車場管制設備設置工</b></p> <p><b>4-5-9-1 管理システム設置</b> 管理システムの設置は、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p><b>4-5-9-2 料金システム設置</b> 料金システムの設置は、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>4-5-9-3 案内・誘導システム設置</b> 案内・誘導システムの設置は、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>4-5-9-4 在庫システム設置</b> 在庫システムの設置は、<b>設計図書</b>によるほか、以下によるものとする。</p> <p>(1) ループコイル及びリード線等を床スラブ等に埋設する場合は、張力を掛けないように丁寧に敷設する。</p> <p>(2) 検知器は、気象条件、人と車の判断、その他で誤作動しない場所に設置すること。</p> <p>(3) 発光器、受光器は車路の出入り口に1~2m間隔で2組設置するものとし、取付け高さは車路面より0.6m~0.7mとする。</p>	<p>自動火災報知設備に関する据付について以下に示すほかは、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p>(1) 自動火災報知設備の設置は、消防法施行令(令和6年4月改正第161号)第21条自動火災報知設備に関する基準、消防法施行規則(令和6年5月改正 総務省令第51号)第23条自動火災報知設備の感知器等、第24条自動火災報知設備に関する基準の細目、第25条消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準によるものとする。</p> <p><b>第9節 駐車場管制設備設置工</b></p> <p><b>4-5-9-1 管理システム設置</b> 管理システムの設置は、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p><b>4-5-9-2 料金システム設置</b> 料金システムの設置は、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>4-5-9-3 案内・誘導システム設置</b> 案内・誘導システムの設置は、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>4-5-9-4 在庫システム設置</b> 在庫システムの設置は、<b>設計図書</b>によるほか、以下によるものとする。</p> <p>(1) ループコイル及びリード線等を床スラブ等に埋設する場合は、張力を掛けないように丁寧に敷設する。</p> <p>(2) 検知器は、気象条件、人と車の判断、その他で誤作動しない場所に設置すること。</p> <p>(3) 発光器、受光器は車路の出入り口に1~2m間隔で2組設置するものとし、取付高さは車路面より0.6m~0.7mとする。</p>	<p>誤記訂正</p>

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p style="text-align: center;"><b>第6章 配電線設備</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、配電線設備工事における配電線設備設置工、その他これらに類する工種について適用する。</p> <p>2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。</p> <p><b>第2節 配電線設備設置工</b></p> <p><b>4-6-2-1 コンクリート柱建柱</b>                      コンクリート柱の建柱は、第3編3-4-12-1引込柱建柱の規定による。</p> <p><b>4-6-2-2 鋼板組立柱建柱</b>                      鋼板組立柱の建柱は、第3編3-4-14-2 鋼板組立柱建柱の規定による。</p> <p><b>4-6-2-3 支線取付</b>                      支線の取付は、第3編3-4-14-3 支線取付の規定による。</p> <p><b>4-6-2-4 腕木・腕金取付</b>                      腕木・腕金の取付は、第3編3-4-14-4 腕金取付の規定による。</p> <p><b>4-6-2-5 変台装置取付</b>                      変台は、変圧器を設置するもので、取付高さは地上 4.5m以上とし、腕木、腕金、アームタイ、ボルト、防腐剤を塗布した厚さ30mm以上の木板またはコンクリート板などで組立てるものとする。</p> <p><b>4-6-2-6 変圧器据付</b></p> <p>1. 変圧器は、取付高さを地上4.5m以上とし、変台または電柱に取り付けるものとする。</p> <p>2. 高圧カットアウト、高圧負荷開閉器、避雷器または低圧開閉器などは、保守の容易な箇所に取り付けるものとする。</p> <p>3. 高圧側ヒューズの容量は、表4-6-1によるものとする。</p> <p>4. 高圧引下線は5.5mm<sup>2</sup>以上とする。</p> <p>5. 低圧側保護装置の容量及び低圧引上線の太さは、表4-6-2によるものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第6章 配電線設備</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、配電線設備工事における配電線設備設置工、その他これらに類する工種について適用する。</p> <p><b>第2節 配電線設備設置工</b></p> <p><b>4-6-2-1 コンクリート柱建柱</b>                      コンクリート柱の建柱は、第3編3-4-12-1引込柱建柱の規定による。</p> <p><b>4-6-2-2 鋼板組立柱建柱</b>                      鋼板組立柱の建柱は、第3編3-4-14-2 鋼板組立柱建柱の規定による。</p> <p><b>4-6-2-3 支線取付</b>                      支線の取付は、第3編3-4-12-2 支線取付の規定による。</p> <p><b>4-6-2-4 腕金取付</b>                      腕金の取付は、第3編3-4-12-3 腕金取付の規定による。</p> <p><b>4-6-2-5 変台取付</b>                      変台は、変圧器を設置するもので、取付高さは地上 4.5m以上とし、腕金、アームタイ、ボルトコンクリート板などで組み立てるものとする。</p> <p><b>4-6-2-6 変圧器据付</b></p> <p>1. 変圧器は、取付高さを地上4.5m以上とし、変台または電柱に取り付けるものとする。</p> <p>2. 高圧カットアウト、高圧負荷開閉器、避雷器または低圧開閉器などは、保守の容易な箇所に取り付けるものとする。</p> <p>3. 高圧側ヒューズの容量は、表4-6-1によるものとする。</p> <p>4. 高圧引下線は5.5mm<sup>2</sup>以上とする。</p> <p>5. 低圧側保護装置の容量及び低圧引上線の太さは、表4-6-2によるものとする。</p>	<p>名称整理</p> <p>木製は対象外</p>

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p style="text-align: center;"><b>第7章 道路照明設備</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、道路照明設備工事における道路照明設備設置工、サービスエリア照明設備設置工、歩道（橋）照明設備設置工、照明灯基礎設置工、視線誘導灯設置工、視線誘導灯基礎設置工、その他これらに類する工種について適用する。</p> <p>2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。</p> <p><b>第2節 道路照明設備設置工</b></p> <p>4-7-2-1 道路照明灯設置</p> <p>1. 一般事項</p> <p>(1) LED照明器具</p> <p>LEDモジュール用制御装置は、LED照明器具の内部または外部に施設する。ただし、LEDモジュール用制御装置をLED照明器具の外部に施設する場合は、以下による。</p> <p>1) 堅ろうな耐火性の外箱に収めてあるものを使用し、外箱を造営材から10mm以上離して堅ろうに取り付け、かつ容易に点検できるように施設する。</p> <p>2) LEDモジュール用制御装置をポール内に収納する場合は、口出し線の引き出し部から箱内に浸水するおそれがあるため、口出し線が下向きとなるよう取付ける。</p> <p>3) LEDモジュール用制御装置は高温の場所に施設しないこと。ただし、高温用のものを使用する場合はこの限りでない。</p> <p>4) LEDモジュール用制御装置の定格二次電圧は300V以下とする。</p> <p>(2) 1,000V以下の放電灯</p> <p>管灯回路の使用電圧が1,000V以下の放電灯は、その充電部分が露出しないように施設するほか、以下により危険の恐れがないように施工する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第7章 道路照明設備</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、道路照明設備工事における道路照明設備設置工、サービスエリア照明設備設置工、歩道（橋）照明設備設置工、照明灯基礎設置工、視線誘導灯設置工、視線誘導灯基礎設置工、その他これらに類する工種について適用する。</p> <p><b>第2節 道路照明設備設置工</b></p> <p>4-7-2-1 道路照明灯設置</p> <p>1. 一般事項</p> <p>(1) LED照明器具</p> <p>LEDモジュール用制御装置は、LED照明器具の内部または外部に施設する。ただし、LED照明器具の外部に施設する場合は、以下による。</p> <p>1) ポール内に収納する場合は、口出し線の引き出し部から箱内に浸水するおそれがあるため、口出し線が下向きとなるよう取り付ける。</p> <p>2) 造営材に取り付ける場合は、堅ろうな耐火性の外箱に収めてあるものを使用し、外箱を造営材から10mm以上離して堅ろうに取り付け、かつ容易に点検できるように施設する。</p> <p>3) 高温の場所に施設しないこと。ただし、高温用のものを使用する場合はこの限りでない。</p> <p>4) LEDモジュール用制御装置の定格二次電圧は、300V以下とする。</p> <p>(2) 1,000V以下の放電灯</p> <p>管灯回路の使用電圧が1,000V以下の放電灯は、その充電部分が露出しないように施設するほか、以下により危険の恐れがないように施工する。</p> <p>1) 放電灯用安定器は、照明器具内に収める場合を除き、堅ろうな耐火性の外箱に収めてあるものを使用し、以下により施設する。</p>	<p>改定主旨・根拠</p> <p>語句整理</p>

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>1) 放電灯用安定器は、照明器具内に収める場合を除き、堅ろうな耐火性の外箱に収めてあるものを使用し、以下により施設する。</p> <p>① 展開した場所に施設する場合は、外箱を可燃性の造営材から10 mm以上離して、堅ろうに取り付けるものとする。</p> <p>② 隠ぺい場所に施設する場合には、外箱をさらに耐火性の箱に収め、その箱は可燃性の造営材から10mm以上離して堅ろうに取り付け、かつ容易に点検できるように施設する。</p> <p>2) 湿気が多い場所または水気のある場所に施設する放電灯には、適切な防湿装置を設置するものとする。</p> <p>(3) 1,000Vを超える放電灯 管灯回路の使用電圧が1,000Vを超える放電灯であって放電管にネオン放電管以外のものを使用するものは、その充電部分が露出しないように施設するほか、以下により施設する。</p> <p>1) 放電管は、金属製の器具に収め、かつ器具と他の工作物（架空電線を除く。）または植物との離隔距離は0.6m以上とする。</p> <p>2) 照明器具は、JIS C 8105-1（照明器具-第1部：安全性要求事項通則）に規定するIP23以上とする。</p> <p>(4) 照明器具の落下防止対策は、照明器具と照明ポール等とをワイヤロープ等で接続するものとし、器具側の落下防止用ワイヤロープ固定部は、緩み止め処置等を行うものとする。</p> <p><b>2. 道路照明灯建柱</b></p> <p>(1) 建柱は、ポールの向き、傾斜などを調整し、損傷を与えないように注意して行うものとする。</p> <p>(2) ポールは、M24以上のアンカーボルトで堅ろうに固定する。 なお、<b>ナットは二重に締付けるものとし、</b>コンクリートの外に露出する部分は、溶融亜鉛めっきを施したものを使用する。</p> <p>(3) ポールの地際部には、滞水や滞砂等を予防し腐食環境の悪化を予防する措置を施すことを標準とする。</p> <p>(4) ポールの見易い箇所に、器具番号または管理番号を記入した表示札などを取付けるものとする。</p>	<p>① 展開した場所に施設する場合は、外箱を可燃性の造営材から10 mm以上離して、堅ろうに取り付けるものとする。</p> <p>② 隠ぺい場所に施設する場合には、外箱をさらに耐火性の箱に収め、その箱は可燃性の造営材から10mm以上離して堅ろうに取り付け、かつ容易に点検できるように施設する。</p> <p>2) 湿気が多い場所または水気のある場所に施設する放電灯には、適切な防湿装置を設置するものとする。</p> <p>(3) 1,000Vを超える放電灯 管灯回路の使用電圧が1,000Vを超える放電灯であって放電管にネオン放電管以外のものを使用するものは、その充電部分が露出しないように施設するほか、以下により施設する。</p> <p>1) 放電管は、金属製の器具に収め、かつ器具と他の工作物（架空電線を除く。）または植物との離隔距離は0.6m以上とする。</p> <p>2) 照明器具の<b>防塵等級及び防水等級</b>は、JIS C 8105-1（照明器具-第1部：安全性要求事項通則）に規定するIP23以上とする。</p> <p>(4) 照明器具の落下防止対策は、照明器具と照明ポール等とをワイヤロープ等で接続するものとし、器具側の落下防止用ワイヤロープ固定部は、緩み止め処置等を行うものとする。</p> <p><b>2. 道路照明灯建柱</b></p> <p>(1) 建柱は、ポールの向き、傾斜などを調整し、損傷を与えないように注意して行うものとする。</p> <p>(2) ポールは、M24以上のアンカーボルトで堅ろうに固定する<b>ものとし、アンカーボルトの締付は、第5編5-20-3-1 通信用鉄塔架設5項(2)の規定による。</b> なお、コンクリートの外に露出する部分は、溶融亜鉛めっきを施したものを使用する。</p> <p>(3) ポールの地際部には、滞水や滞砂等を予防し腐食環境の悪化を予防する措置を施すことを標準とする。</p> <p>(4) ポールの見易い箇所に、器具番号または管理番号を記入した表示札などを取付けるものとする。</p>	<p>改定主旨・根拠</p> <p>字句追加</p> <p>通信鉄塔の基準を引用</p>

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>4-7-4-3 照明制御盤などの取付 照明制御盤などの取付けは、第4編4-7-2-3 照明制御盤などの取付の規定による。</p> <p><b>第5節 照明灯基礎設置工</b></p> <p>4-7-5-1 照明灯基礎設置</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 照明灯の設計荷重に関し、照明灯基礎に加わる外力は「道路付属物の基礎について（昭和50年7月15日道企発第52号）」によるものとする。</li> <li>2. 床掘は、工作物及び地下埋設物に損傷を与えないよう、注意して行わなければならない。</li> <li>3. 基礎は、照明灯を完全に支持し、有害な沈下または傾斜などを起さないように設置しなければならない。</li> <li>4. 基礎用床掘箇所は、十分突固めを行うものとする。</li> <li>5. コンクリートに埋込むアンカーボルトは埋込部を除き、溶融亜鉛めっきを施したものを使用する。</li> <li>6. 基礎の大きさは、設計図書によらなければならない。</li> </ol> <p><b>第6節 視線誘導灯設置工</b></p> <p>4-7-6-1 <b>ブリンカーライト設置</b> ブリンカーライトの設置は、第4編第7章第2節道路照明設備設置工の規定及び「視線誘導標設置基準」（昭和59年4月16日 都街発第15号、道企発第16号）によるものとする。</p> <p>4-7-6-2 <b>視線誘導灯設置</b> 視線誘導灯の設置は、第4編4-7-6-1 ブリンカーライト設置の規定による。</p> <p><b>第7節 視線誘導灯基礎設置工</b></p> <p>4-7-7-1 視線誘導灯基礎設置</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 床掘は、工作物及び地下埋設物に損傷を与えないよう、注意して行わなければならない。</li> </ol>	<p>照明制御盤などの取付は、第4編4-7-2-3 照明制御盤などの取付の規定による。</p> <p><b>第5節 照明灯基礎設置工</b></p> <p>4-7-5-1 照明灯基礎設置</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 照明灯の設計荷重に関し、照明灯基礎に加わる外力は「道路付属物の基礎について（昭和50年7月15日道企発第52号）」によるものとする。</li> <li>2. 床掘は、工作物及び地下埋設物に損傷を与えないよう、注意して行わなければならない。</li> <li>3. 基礎は、照明灯を完全に支持し、有害な沈下または傾斜などを起さないように設置しなければならない。</li> <li>4. 基礎用床掘箇所は、十分突固めを行うものとする。</li> <li>5. コンクリートに埋込むアンカーボルトは埋込部を除き、溶融亜鉛めっきを施したものを使用する。</li> <li>6. 基礎の大きさは、設計図書によらなければならない。</li> </ol> <p><b>第6節 視線誘導灯設置工</b></p> <p>4-7-6-1 <b>視線誘導灯設置</b> 視線誘導灯の設置は、第4編第7章第2節道路照明設備設置工の規定によるものとする。</p> <p>4-7-6-2 <b>ブリンカーライト設置</b> ブリンカーライトの設置は、第4編4-7-6-1<b>視線誘導灯設置</b>の規定による。</p> <p><b>第7節 視線誘導灯基礎設置工</b></p> <p>4-7-7-1 視線誘導灯基礎設置 視線誘導灯及びブリンカーライトの基礎設置工は、第4編第7章第5節4-7-5-1 照明灯基礎設置の2.～6.の規定による。</p>	<p>改定主旨・根拠</p> <p>順番入替</p> <p>視線誘導灯は一般的に不要</p>

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>2. 基礎は、視線誘導灯を完全に支持し、有害な沈下または傾斜などを起さないように設置しなければならない。</p> <p>3. 基礎用床掘箇所は、十分突固めを行うものとする。</p> <p>4. コンクリートに埋込むアンカーボルトは、埋込部を除き、溶融亜鉛めっきを施したものを使用するものとする。</p> <p>5. 基礎の大きさは、設計図書によらなければならない。</p>		

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p style="text-align: center;"><b>第8章 トンネル照明設備</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、トンネル照明設備工事におけるトンネル照明設備設置工、アンダーパス照明設備設置工、地下道照明設備設置工、照明灯基礎設置工、雑工、その他これらに類する工種について適用する。</p> <p>2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。</p> <p><b>第2節 トンネル照明設備設置工</b></p> <p><b>4-8-2-1 坑口照明灯設置</b> 坑口照明灯の設置は、第4編4-7-2-1 道路照明灯設置の規定による。</p> <p><b>4-8-2-2 坑口照明器具取付</b> 坑口照明器具の取付けは、第4編4-7-2-2 照明器具取付の規定による。</p> <p><b>4-8-2-3 トンネル照明器具取付</b> トンネル照明器具の取付けは、第4編4-7-2-1 道路照明灯設置の規定によるほか、以下によるものとする。</p> <p>(1) 照明器具は、建築限界の<b>外側に</b>取付けるものとする。</p> <p>(2) 照明器具をコンクリート面に直接取付ける場合は、指定位置の墨出しを行い、器具配列に留意する。 なお、取付け面に不整面がある場合は、角度調整器具または角度調整金具を用いて、配列調整を行うものとする。</p> <p>(3) 換気用天井板に、器具を埋込みまたは半埋込みとして取付ける場合の、器具取付開口部の施工は、器具配列に留意するとともに、ボード張り部に損傷を与えないように行うものとする。</p> <p>(4) 器具本体の取付けは、取付金具またはアンカーボルトなどを使用し、器具の防噴流構造を害さないように取付けるものとする。</p> <p>(5) 取付金具及びボルト類は、ステンレス製または同等以上のものを使用する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第8章 トンネル照明設備</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、トンネル照明設備工事におけるトンネル照明設備設置工、アンダーパス照明設備設置工、地下道照明設備設置工、照明灯基礎設置工、雑工、その他これらに類する工種について適用する。</p> <p><b>第2節 トンネル照明設備設置工</b></p> <p><b>4-8-2-1 坑口照明灯設置</b> 坑口照明灯の設置は、第4編4-7-2-1 道路照明灯設置の規定による。</p> <p><b>4-8-2-2 坑口照明器具取付</b> 坑口照明器具の取付けは、第4編4-7-2-2 照明器具取付の規定による。</p> <p><b>4-8-2-3 トンネル照明器具取付</b> トンネル照明器具の取付けは、第4編4-7-2-1 道路照明灯設置の規定によるほか、以下によるものとする。</p> <p>(1) 照明器具は、建築限界を<b>侵さない位置</b>に取り付けるものとする。</p> <p>(2) 照明器具をコンクリート面に直接取り付ける場合は、指定位置の墨出しを行い、器具配列に留意する。 なお、取付面に不整面がある場合は、角度調整器具または角度調整金具を用いて、配列調整を行うものとする。</p> <p>(3) 換気用天井板に、器具を埋込みまたは半埋込みとして取り付ける場合の、器具取付開口部の施工は、器具配列に留意するとともに、ボード張り部に損傷を与えないように行うものとする。</p> <p>(4) 器具本体の取付けは、取付金具またはアンカーボルトなどを使用し、器具の防噴流構造を害さないように取り付けるものとする。</p> <p>(5) 取付金具及びボルト類は、ステンレス製または同等以上のものを使用する。</p> <p>(6) 照明器具の落下防止対策は、第3編3-4-3-4各種設備の落下防止によ</p>	<p>改定主旨・根拠</p> <p>語句の整理</p>

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>(6) 照明器具の落下防止対策は、第3編3-4-3-4各種設備の落下防止による。</p> <p>(7) 器具直下の壁面または見易い箇所に、器具番号または管理番号を記入した表示札などを取付けるものとする。</p> <p><b>4-8-2-4 照明制御盤などの取付</b>                      照明制御盤などの取付けは、第4編4-7-2-3 照明制御盤などの取付の規定によるほか、以下によるものとする。</p> <p>(1) 照明制御盤を屋内に取り付ける場合は、盤の寸法のうち、奥行がコントロールセンタと同程度の場合は、第4編4-2-4-3 低圧受変電設備据付の規定による。</p> <p>(2) 調光装置の受光部の取付けは、野外輝度を適切に計測できる位置に固定する。</p> <p><b>第3節 アンダーパス照明設備設置工</b></p> <p><b>4-8-3-1 アンダーパス照明器具取付</b>                      アンダーパス照明器具の取付けは、第4編4-8-2-3 トンネル照明器具取付の規定による。</p> <p><b>4-8-3-2 照明制御盤などの取付</b>                      照明制御盤などの取付けは、第4編4-8-2-4 照明制御盤などの取付の規定による。</p> <p><b>第4節 地下道照明設備設置工</b></p> <p><b>4-8-4-1 地下道照明器具設置</b></p> <p><b>1. 器具の取付位置</b></p> <p>(1) 壁支持の分電盤の取付け高さは、原則として盤中心で床上1.5mとする。ただし、盤上端が床上1.9m以上となる場合は、<b>盤上端で1.9mとする。</b></p> <p>(2) タンブラスイッチの取付け高さは、中心で床上1.5mとする。</p> <p>(3) コンセントの取付け高さは、機械室またはこれに類する場所では、中心で床上0.3mとする。</p> <p><b>2. 器具の取付け及び接続</b></p>	<p>る。</p> <p>(7) 器具直下の壁面または見易い箇所に、器具番号または管理番号を記入した表示札などを取付けるものとする。</p> <p><b>4-8-2-4 照明制御盤などの取付</b>                      照明制御盤などの取付は、第4編4-7-2-3 照明制御盤などの取付の規定によるほか、以下によるものとする。</p> <p>(1) 照明制御盤を屋内に取り付ける場合は、盤の寸法のうち、奥行がコントロールセンタと同程度の場合は、第4編4-2-4-3 低圧受変電設備据付の規定による。</p> <p>(2) 調光装置の受光部の取付は、野外輝度を適切に計測できる位置に固定する。</p> <p><b>第3節 アンダーパス照明設備設置工</b></p> <p><b>4-8-3-1 アンダーパス照明器具取付</b>                      アンダーパス照明器具の取付は、第4編4-8-2-3 トンネル照明器具取付の規定による。</p> <p><b>4-8-3-2 照明制御盤などの取付</b>                      照明制御盤などの取付は、第4編4-8-2-4 照明制御盤などの取付の規定による。</p> <p><b>第4節 地下道照明設備設置工</b></p> <p><b>4-8-4-1 地下道照明器具設置</b></p> <p><b>1. 器具の取付位置</b></p> <p>(1) 壁支持の分電盤の取付高さは、原則として盤中心で床上1.5mとする。ただし、盤上端が床上1.9m以上となる場合は、<b>盤上端が1.9mとなる位置に取り付けること。</b></p> <p>(2) タンブラスイッチの取付高さは、中心で床上1.5mとする。</p> <p>(3) コンセントの取付高さは、機械室またはこれに類する場所では、中心で床上0.3mとする。</p> <p><b>2. 器具の取付け及び接続</b></p>	<p>改定主旨・根拠</p> <p>語句整理</p>

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p style="text-align: center;"><b>第9章 施設照明設備</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、施設照明設備工事におけるダム照明設備設置工、地下道（監査廊）等照明設備設置工、河川照明設備設置工、公園照明設備設置工、その他これらに類する工種について適用する。</p> <p>2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。</p> <p><b>第2節 ダム照明設備設置工</b></p> <p>4-9-2-1 ダム照明灯設置 ダム照明灯の設置は、第4編4-7-2-1 道路照明灯設置の規定による。</p> <p>4-9-2-2 照明器具取付 照明器具取付は、第4編4-7-2-2 照明器具取付の規定による。</p> <p>4-9-2-3 照明制御盤などの取付 照明制御盤などの取付は、第4編4-7-2-3 照明制御盤などの取付の規定による。</p> <p>4-9-2-4 照明灯基礎設置 照明灯基礎設置は、第4編4-7-5-1 照明灯基礎設置の規定による。</p> <p><b>第3節 地下道（監査廊）等照明設備設置工</b></p> <p>4-9-3-1 地下道（監査廊）等照明灯設置 一般事項は、第4編4-7-2-1道路照明灯設置1項の規定による。</p> <p>4-9-3-2 照明器具取付</p> <p>1. 照明器具及び自動点滅器は、設計図書により定められた位置に、堅ろうに取付けるものとする。</p> <p>2. 照明器具をコンクリート面に直接取付ける場合は、指定位置の墨出しを行い、器具配列に留意する。</p> <p>なお、取付け面に不整面がある場合は、角度調整器具または角度調整金具</p>	<p style="text-align: center;"><b>第9章 施設照明設備</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、施設照明設備工事におけるダム照明設備設置工、地下道（監査廊）等照明設備設置工、河川照明設備設置工、公園照明設備設置工、その他これらに類する工種について適用する。</p> <p><b>第2節 ダム照明設備設置工</b></p> <p>4-9-2-1 ダム照明灯設置 ダム照明灯の設置は、第4編4-7-2-1 道路照明灯設置の規定による。</p> <p>4-9-2-2 照明器具取付 照明器具取付は、第4編4-7-2-2 照明器具取付の規定による。</p> <p>4-9-2-3 照明制御盤などの取付 照明制御盤などの取付は、第4編4-7-2-3 照明制御盤などの取付の規定による。</p> <p>4-9-2-4 照明灯基礎設置 照明灯基礎設置は、第4編4-7-5-1 照明灯基礎設置の規定による。</p> <p><b>第3節 地下道（監査廊）等照明設備設置工</b></p> <p>4-9-3-1 地下道（監査廊）等照明灯設置 一般事項は、第4編4-7-2-1道路照明灯設置1項の規定による。</p> <p>4-9-3-2 照明器具取付</p> <p>1. 照明器具及び自動点滅器は、設計図書により定められた位置に、堅ろうに取り付けるものとする。</p> <p>2. 照明器具をコンクリート面に直接取り付ける場合は、指定位置の墨出しを行い、器具配列に留意する。</p> <p>なお、取付け面に不整面がある場合は、角度調整器具または角度調整金具を</p>	

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>を用いて配列調整を行うものとする。</p> <p>3. 照明器具の取付けは、その重量及び取付け場所に応じた方法とし、監督職員が<b>指示</b>する重量のあるもの及び取付け方法の特殊なものは、あらかじめ監督職員に取付詳細図を<b>提出</b>する。</p> <p>4. 取付金具またはボルト類は、溶融亜鉛めっきまたはステンレス製のものを使用する。</p> <p>5. 天井取付けの照明器具は、原則として吊りボルトまたはアンカーボルトなどで支持し、平座金及びナットを用いて堅固に取付け、必要のある場合はねじなどにより、振止めを施すものとする。</p> <p>6. 天井埋込照明器具は、断熱材などにより放熱を妨げられないように取付けるものとする。</p> <p>7. 質量の大きい照明器具は、スラブその他構造体に、M9以上の吊りボルト、アンカーボルトなどで取付けるものとする。</p> <p>8. 吊りボルトなどによる照明器具の支持点数は、表4-8-1によるものとする。</p> <p>9. 壁取付けの照明器具は、取付け面との間にすき間のできないように取付けるものとする。</p> <p>10. 防水形照明器具は、取付け場所及び器具の構造に適合した方法で取付けるものとする。</p> <p><b>4-9-3-3 照明制御盤などの取付</b></p> <p>1. 照明制御盤を屋内に取付ける場合は、盤の寸法のうち、奥行がコントロールセンタと同程度の場合は、第4編4-2-4-3 低圧受変電設備据付の規定による。</p> <p>2. 自立型照明制御盤などの据付は、原則として頂部に振止めを施すものとする。</p> <p>3. 壁支持の分電盤の取付け高さは、原則として盤中心で床上1.5mとする。ただし、盤上端が床上1.9m以上となる場合は、盤上端で1.9mとする。</p> <p>4. 取付金具は、溶融亜鉛めっきまたはステンレス製の金具を用いて固定する。</p>	<p>を用いて配列調整を行うものとする。</p> <p>3. 照明器具の取付けは、その重量及び取付け場所に応じた方法とし、監督職員が<b>指示</b>する重量のあるもの及び取付け方法の特殊なものは、あらかじめ監督職員に取付詳細図を<b>提出</b>する。</p> <p>4. 取付金具またはボルト類は、溶融亜鉛めっきまたはステンレス製のものを使用する。</p> <p>5. 天井取付の照明器具は、原則として吊りボルトまたはアンカーボルトなどで支持し、平座金及びナットを用いて堅固に取り付け、必要のある場合はねじなどにより、振止めを施すものとする。</p> <p>6. 天井埋込照明器具は、断熱材などにより放熱を妨げられないように取り付けるものとする。</p> <p>7. 質量の大きい照明器具は、スラブその他構造体に、M9以上の吊りボルト、アンカーボルトなどで取り付けるものとする。</p> <p>8. 吊りボルトなどによる照明器具の支持点数は、表4-8-1によるものとする。</p> <p>9. 壁取付の照明器具は、取付面との間にすき間のできないように取り付けるものとする。</p> <p>10. 防水形照明器具は、取付場所及び器具の構造に適合した方法で取り付けるものとする。</p> <p><b>4-9-3-3 照明制御盤などの取付</b></p> <p>1. 照明制御盤を屋内に取り付ける場合は、盤の寸法のうち、奥行がコントロールセンタと同程度の場合は、第4編4-2-4-3 低圧受変電設備据付の規定による。</p> <p>2. 自立型照明制御盤などの据付は、原則として頂部に振止めを施すものとする。</p> <p>3. 壁支持の分電盤の取付け高さは、原則として盤中心で床上1.5mとする。ただし、盤上端が床上1.9m以上となる場合は、盤上端が<b>1.9mとなる位置に取り付けること</b>。</p> <p>4. 取付金具は、溶融亜鉛めっきまたはステンレス製の金具を用いて固定する。</p>	

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p style="text-align: center;"><b>第10章 共同溝附帯設備</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、共同溝附帯設備工事における共同溝附帯設備設置工、共同溝引込設備設置工、共同溝照明設備設置工、共同溝排水設備設置工、共同溝換気設備設置工、共同溝監視制御設備設置工、共同溝標識設備設置工、配線、その他これらに類する工種について適用する。</p> <p>2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。</p> <p><b>第2節 共同溝附帯設備設置工</b></p> <p><b>4-10-2-1 一般事項</b></p> <p>1. 設備の配置は、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>2. 共同溝に設置する機器及び器材は、温度、湿度、漏水または共同溝の内面清掃などに、耐えられるものとする。</p> <p>3. ガス事業者がガス管を敷設する共同溝にあつては、本条2項の規定によるほか、漏れたガスによる危険の恐れがないように施設する。</p> <p>4. 取付金具及びボルトは、溶融亜鉛めっきまたはステンレス製のものを使用する。</p> <p><b>4-10-2-2 可燃性のガス等の存在する場所の低圧の施設</b></p> <p>可燃性のガスまたは引火性物質の蒸気（以下「ガス等」という。）が漏れまたは滞留し、電気工作物が点火源となり、爆発する恐れがある場所における電気工作物は、以下によるほか危険の恐れがないように施設する。</p> <p>(1) 照明器具は、造営材に直接取付ける。ただし、直接取付けが困難な場合は、電灯吊り管、電灯腕管により取付けるものとする。</p> <p>(2) 機器及び器材は、経済産業省告示に適合する耐圧防爆構造、内圧防爆構造若しくは油入防爆構造またはこれらの構造と異なる構造で、これらと同等以上の防爆性能を有する構造のものとする。ただし、通常の使用状態において、火花若しくはアークを発生またはガス等に着火する恐</p>	<p style="text-align: center;"><b>第10章 共同溝附帯設備</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、共同溝附帯設備工事における共同溝附帯設備設置工、共同溝引込設備設置工、共同溝照明設備設置工、共同溝排水設備設置工、共同溝換気設備設置工、共同溝監視制御設備設置工、共同溝標識設備設置工、配線、その他これらに類する工種について適用する。</p> <p><b>第2節 共同溝附帯設備設置工</b></p> <p><b>4-10-2-1 一般事項</b></p> <p>1. 設備の配置は、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>2. 共同溝に設置する機器及び器材は、温度、湿度、漏水または共同溝の内面清掃などに、耐えられるものとする。</p> <p>3. ガス事業者がガス管を敷設する共同溝にあつては、本条2項の規定によるほか、漏れたガスによる危険の恐れがないように施設する。</p> <p>4. 取付金具及びボルトは、溶融亜鉛めっきまたはステンレス製のものを使用する。</p> <p><b>4-10-2-2 可燃性のガス等の存在する場所の低圧の施設</b></p> <p>可燃性のガスまたは引火性物質の蒸気（以下「ガス等」という。）が漏れまたは滞留し、電気工作物が点火源となり、爆発する恐れがある場所における電気工作物は、以下によるほか危険の恐れがないように施設する。</p> <p>(1) 照明器具は、造営材に直接取り付ける。ただし、直接取付けが困難な場合は、電灯吊り管、電灯腕管により取り付けるものとする。</p> <p>(2) 機器及び器材は、経済産業省告示に適合する耐圧防爆構造、内圧防爆構造もしくは油入防爆構造またはこれらの構造と異なる構造で、これらと同等以上の防爆性能を有する構造のものとする。ただし、通常の使用状態において、火花もしくはアークを発生またはガス等に着火する恐</p>	

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>れがある温度に達する恐れがない部分は、経済産業省告示に適合する安全増防爆構造としてもよいものとする。</p> <p><b>第3節 共同溝引込設備設置工</b></p> <p><b>4-10-3-1 引込配電塔設置</b> 引込配電塔の設置は、第4編第2章第3節高圧受変電設備設置工及び第4節低圧受変電設備設置工の規定による。</p> <p><b>4-10-3-2 盤類設置</b> 盤類の設置は、第3編第4章第11節分電盤設置工の規定による。</p> <p><b>4-10-3-3 配線ダクト据付</b> 配線ダクトの据付は、第3編第4章第6節配線器具設置工の規定による。</p> <p><b>4-10-3-4 はつり</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>はつりは、指定位置の墨出しを行ってから、実施するものとする。</li> <li>既存コンクリート床、壁等のはつりは、原則としてダイヤモンドカッターによるものとする。</li> <li>はつり箇所の補修及び取付け機材とコンクリート床、壁等との隙間はモルタルで埋めるものとする。</li> </ol> <p><b>第4節 共同溝照明設備設置工</b></p> <p><b>4-10-4-1 照明器具取付</b> 照明器具の取付けは、第4編第10章第2節共同溝附帯設備設置工及び第4編第8章第4節地下道照明設備設置工の規定によるほか、以下によるものとする。</p> <p>(1) 壁面取付けが不可能な場所におけるスイッチ及びコンセントは、天井から床上約1.9mの位置まで立下げて取付ける。ただし、取付けられない場合は、できるだけ歩行に支障を及ぼさない高さに取り付けるものとする。</p> <p>なお、配管及びスイッチ並びにコンセントは、支持金具を用い固定する。</p> <p>(2) 照明器具設置後、JIS C 7612（照度測定方法）により、照度測定を</p>	<p>れがある温度に達する恐れがない部分は、経済産業省告示に適合する安全増防爆構造としてもよいものとする。</p> <p><b>第3節 共同溝引込設備設置工</b></p> <p><b>4-10-3-1 引込配電塔設置</b> 引込配電塔の設置は、第4編第2章第3節高圧受変電設備設置工及び第4節低圧受変電設備設置工の規定による。</p> <p><b>4-10-3-2 盤類設置</b> 盤類の設置は、第3編第4章第11節分電盤設置工の規定による。</p> <p><b>4-10-3-3 配線ダクト据付</b> 配線ダクトの据付は、第3編第4章第6節配線器具設置工の規定による。</p> <p><b>4-10-3-4 はつり</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>はつりは、指定位置の墨出しを行ってから、実施するものとする。</li> <li>既存コンクリート床、壁等のはつりは、原則としてダイヤモンドカッターによるものとする。</li> <li>はつり箇所の補修及び取付器材とコンクリート床、壁等との隙間はモルタルで埋めるものとする。</li> </ol> <p><b>第4節 共同溝照明設備設置工</b></p> <p><b>4-10-4-1 照明器具取付</b> 照明器具の取付けは、第4編第10章第2節共同溝附帯設備設置工及び第4編第8章第4節地下道照明設備設置工の規定によるほか、以下によるものとする。</p> <p>(1) 壁面取付けが不可能な場所におけるスイッチ及びコンセントは、天井から床上約1.9mの位置まで立下げて取り付ける。ただし、取り付けられない場合は、できるだけ歩行に支障を及ぼさない高さに取り付けるものとする。</p> <p>なお、配管及びスイッチ並びにコンセントは、支持金具を用い固定する。</p> <p>(2) 照明器具設置後、JIS C 7612（照度測定方法）により、照度測定を行うものとする。</p>	<p>誤記訂正</p>

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>行うものとする。</p> <p>なお、測定個所は指示によるものとする。</p> <p><b>4-10-4-2 配線器具取付</b></p> <p>配線器具などの取付けは、第3編第4章第6節配線器具設置工の規定による。</p> <p><b>第5節 共同溝排水設備設置工</b></p> <p><b>4-10-5-1 排水ポンプ据付</b></p> <p>排水ポンプの据付は、第4編第10章第2節共同溝附帯設備設置工の規定によるほか、以下によるものとする。</p> <p>(1) 排水ポンプの据付は、コンリート基礎上に水平に据付け、アンカーボルトなどで堅固に固定する。</p> <p>(2) コンクリート基礎は、機器の荷重に対して、十分な強度及び受圧面を有するものとし、支持力のある床または地盤面に設置する。</p> <p>(3) 電動機への配線の接続箇所には、原則として金属製可とう電線管を使用する。</p> <p>(4) 制御盤、手元開閉器箱等は操作、点検に支障のない場所に設置するものとし、壁掛型制御盤の取付け高さは、原則として盤中心で床上1.5mとする。ただし、盤上端が1.9m以上となる場合は、盤上部で1.9mとする。また、手元開閉器箱の取付け高さは、箱の中心で床上1.5mとする。</p> <p>(5) 電動機の絶縁種別がB種、F種またはH種である場合は、電動機端子箱内の絶縁処理に用いる絶縁テープは、電動機の最高許容温度以上の耐熱性を有するものを使用する。</p> <p>(6) 電線が金属部分を貫通する場合は、電線の被覆を損傷しないように、適切な保護対策を行うものとする。</p> <p>(7) 進相コンデンサを盤外に取り付ける場合は、電動機用開閉器または制御盤より負荷側に接続し、コンデンサに至る回路には、開閉器または配線用遮断器等を設けてはならない。</p> <p>(8) 自立型の盤などは、頂部を固定すること。</p> <p>(9) 三相交流の相は、第1相、第2相、第3相の順に相回転するように接続する。</p>	<p>なお、測定個所は指示によるものとする。</p> <p><b>4-10-4-2 配線器具取付</b></p> <p>配線器具などの取付けは、第3編第4章第6節配線器具設置工の規定による。</p> <p><b>第5節 共同溝排水設備設置工</b></p> <p><b>4-10-5-1 排水ポンプ据付</b></p> <p>排水ポンプの据付は、第4編第10章第2節共同溝附帯設備設置工の規定によるほか、以下によるものとする。</p> <p>(1) 排水ポンプの据付は、コンリート基礎上に水平に据え付け、アンカーボルトなどで堅固に固定する。</p> <p>(2) コンクリート基礎は、機器の荷重に対して、十分な強度及び受圧面を有するものとし、支持力のある床または地盤面に設置する。</p> <p>(3) 電動機への配線の接続箇所には、原則として金属製可とう電線管を使用する。</p> <p>(4) 制御盤、手元開閉器箱等は操作、点検に支障のない場所に設置するものとし、壁掛型制御盤の取付高さは、原則として盤中心で床上1.5mとする。ただし、盤上端が1.9m以上となる場合は、<b>盤上端が1.9mとなる位置に取り付けること。</b></p> <p>また、手元開閉器箱の取付高さは、箱の中心で床上1.5mとする。</p> <p>(5) 電動機の絶縁種別がB種、F種またはH種である場合は、電動機端子箱内の絶縁処理に用いる絶縁テープは、電動機の最高許容温度以上の耐熱性を有するものを使用する。</p> <p>(6) 電線が金属部分を貫通する場合は、電線の被覆を損傷しないように、適切な保護対策を行うものとする。</p> <p>(7) 進相コンデンサを盤外に取り付ける場合は、電動機用開閉器または制御盤より負荷側に接続し、コンデンサに至る回路には、開閉器または配線用遮断器等を設けてはならない。</p> <p>(8) 自立型の盤などは、頂部を固定すること。</p> <p>(9) 三相交流の相は、第1相、第2相、第3相の順に相回転するように接続する。</p>	

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p style="text-align: center;"><b>第11章 水処理設備</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、水処理設備工事における高圧受変電設備設置工、低圧受変電設備設置工、発電設備設置工、無停電電源設備設置工、直流電源設備設置工、操作制御装置設置工、水処理電気設備設置工、その他これらに類する工種について適用する。</p> <p>2. 高圧受変電設備設置工、低圧受変電設備設置工は、第4編第2章第3節高圧受変電設備設置工及び第4節低圧受変電設備設置工の規定による。</p> <p>3. 発電設備設置工、無停電電源設備設置工、直流電源設備設置工は、第4編第3章第2節発電設備設置工、第3節無停電電源設備設置工、第4節直流電源設備設置工の規定による。</p> <p>4. 操作制御装置設置工は、第4編第2章第5節受変電用監視制御設備設置工の規定による。</p> <p>5. 水処理電気設備設置工は、第4編第2章第4節低圧受変電設備設置工の規定による。</p> <p>6. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第11章 水処理設備</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、水処理設備工事における高圧受変電設備設置工、低圧受変電設備設置工、発電設備設置工、無停電電源設備設置工、直流電源設備設置工、操作制御装置設置工、水処理電気設備設置工、その他これらに類する工種について適用する。</p> <p>2. 高圧受変電設備設置工、低圧受変電設備設置工は、第4編第2章第3節高圧受変電設備設置工及び第4節低圧受変電設備設置工の規定による。</p> <p>3. 発電設備設置工、無停電電源設備設置工、直流電源設備設置工は、第4編第3章第2節発電設備設置工、第3節無停電電源設備設置工、第4節直流電源設備設置工の規定による。</p> <p>4. 操作制御装置設置工は、第4編第2章第5節受変電用監視制御設備設置工の規定による。</p> <p>5. 水処理電気設備設置工は、第4編第2章第4節低圧受変電設備設置工の規定による。</p>	

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p style="text-align: center;"><b>第12章 道路融雪設備</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、道路融雪設備工事における高圧受変電設備設置工、受変電設備基礎工、道路ヒーティング設備設置工、道路消雪ポンプ設備設置工、道路消雪ポンプ設備基礎工、その他これらに類する工種について適用する。</p> <p>2. 高圧受変電設備設置工は、第4編第2章第3節高圧受変電設備設置工及び第4節低圧受変電設備設置工の規定による。</p> <p>3. 受変電設備基礎工は、第4編第2章第6節受変電設備基礎工の規定による。</p> <p>4. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。</p> <p><b>第2節 道路ヒーティング設備設置工</b></p> <p>4-12-2-1 一般事項 設備の配置は、設計図書によらなければならない。</p> <p>4-12-2-2 凍結検知装置据付 凍結検知装置の据付は、以下に示すほかは、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p>(1) 装置は、自立型にあつてはコンクリート基礎または鋼板製架台に、壁掛型にあつては壁面に、ステンレス製またはめっきを施したボルトなどで固定する。</p> <p>4-12-2-3 凍結検知装置調整</p> <p>1. 装置の試験及び調整は、装置の試験及び調整項目並びに関連設備等との対向調整項目を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、性能が十分得られるように実施する。</p> <p>2. 装置の調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。</p> <p>4-12-2-4 ヒーティングユニット敷設</p> <p>1. ヒーティングユニットの配置は、設計図書によらなければならない。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第12章 道路融雪設備</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、道路融雪設備工事における高圧受変電設備設置工、受変電設備基礎工、道路ヒーティング設備設置工、道路消雪ポンプ設備設置工、道路消雪ポンプ設備基礎工、その他これらに類する工種について適用する。</p> <p>2. 高圧受変電設備設置工は、第4編第2章第3節高圧受変電設備設置工及び第4節低圧受変電設備設置工の規定による。</p> <p>3. 受変電設備基礎工は、第4編第2章第6節受変電設備基礎工の規定による。</p> <p><b>第2節 道路ヒーティング設備設置工</b></p> <p>4-12-2-1 一般事項 設備の配置は、設計図書によらなければならない。</p> <p>4-12-2-2 凍結検知装置据付 凍結検知装置の据付は、以下に示すほかは、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p>(1) 装置は、自立型にあつてはコンクリート基礎または鋼板製架台に、壁掛型にあつては壁面に、ステンレス製またはめっきを施したボルトなどで固定する。</p> <p>4-12-2-3 凍結検知装置調整</p> <p>1. 凍結検知装置の調整は、第4編4-2-5-2監視制御装置調整の規定による。</p> <p>4-12-2-4 ヒーティングユニット敷設</p> <p>1. ヒーティングユニットの配置は、設計図書によらなければならない。</p>	<p>監視制御装置の引用</p>

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>2. ヒーティングユニットの敷設は、原則としてJIS C 3651（ヒーティング施設の施工方法）によるものとする。</p> <p>3. 発熱線等<sup>等</sup>は、人が触れる恐れがなく、かつ損傷を受ける恐れがないように、コンクリート、その他の堅ろうで耐熱性のあるものの中に施工する。</p> <p>4. 発熱線等<sup>等</sup>は、他の電気工作物、弱電流電線等、水管、ガス管またはこれらに類するものに、電氣的、磁氣的または熱的な障害を及ぼさないように施工する。</p> <p>5. 発熱線相互または発熱線と電線とを接続する場合は、電流による接続部分の温度上昇が、接続部分以外の温度上昇より、高くないように施工する。</p> <p>6. 発熱線は、MIケーブルまたは通商産業省<sup>省</sup>告示に適合するもので、その温度が120℃を超えないように施設する。</p> <p>7. 発熱線等<sup>等</sup>の施工中は、随時に導通確認<sup>確認</sup>及び絶縁抵抗測定を行うものとする。</p> <p>8. 温度検出部は、被加温部または発熱線等<sup>等</sup>の温度を、有効に感知できる部位に設けるものとする。</p>	<p>2. ヒーティングユニットの敷設は、原則としてJIS C 3651（ヒーティング施設の施工方法）によるものとする。</p> <p>3. 発熱線は、人が触れる恐れがなく、かつ損傷を受ける恐れがないように、コンクリート、その他の堅ろうで耐熱性のあるものの中に施工する。</p> <p>4. 発熱線は、他の電気工作物、弱電流電線等、水管、ガス管またはこれらに類するものに、電氣的、磁氣的または熱的な障害を及ぼさないように施工する。</p> <p>5. 発熱線相互または発熱線と電線とを接続する場合は、電流による接続部分の温度上昇が、接続部分以外の温度上昇より、高くないように施工する。</p> <p>6. 発熱線は、MIケーブルまたは経済産業省<sup>省</sup>告示に適合するもので、その温度が120℃を超えないように施設する。</p> <p>7. 発熱線の施工中は、随時に導通確認<sup>確認</sup>及び絶縁抵抗測定を行うものとする。</p> <p>8. 温度検出部は、被加温部または発熱線の温度を、有効に感知できる部位に設けるものとする。</p>	
<p><b>第3節 道路消雪ポンプ設備設置工</b></p> <p>4-12-3-1 一般事項 設備の配置は、設計図書<sup>書</sup>によらなければならない。</p> <p>4-12-3-2 道路消雪ポンプ盤据付 消雪ポンプ盤の据付は、第4編第2章第4節低圧受変電設備設置工の規定による。</p> <p>4-12-3-3 道路消雪ポンプ盤調整 消雪ポンプ盤の調整は、第4編4-12-2-3 凍結検知装置調整の規定による。</p> <p>4-12-3-4 降雪検知器据付 降雪検知器の据付は、第4編4-12-2-2 凍結検知装置据付の規定による。</p> <p>4-12-3-5 降雪検知器調整 降雪検知器の調整は、第4編4-12-2-3 凍結検知装置調整の規定による。</p> <p>4-12-3-6 遠隔制御装置据付 遠隔制御装置の据付は、第4編4-2-5-1 監視制御装置据付<sup>付</sup>の規定による。</p>	<p><b>第3節 道路消雪ポンプ設備設置工</b></p> <p>4-12-3-1 一般事項 設備の配置は、設計図書<sup>書</sup>によらなければならない。</p> <p>4-12-3-2 道路消雪ポンプ盤据付 消雪ポンプ盤の据付は、第4編第2章第4節低圧受変電設備設置工の規定による。</p> <p>4-12-3-3 道路消雪ポンプ盤調整 消雪ポンプ盤の調整は、第4編4-12-2-3 凍結検知装置調整の規定による。</p> <p>4-12-3-4 降雪検知器据付 降雪検知器の据付は、第4編4-12-2-2 凍結検知装置据付の規定による。</p> <p>4-12-3-5 降雪検知器調整 降雪検知器の調整は、第4編4-12-2-3 凍結検知装置調整の規定による。</p> <p>4-12-3-6 遠隔制御装置据付 遠隔制御装置の据付は、第3編3-4-3-3各種設備等の据付<sup>付</sup>の規定による。</p>	<p>引用先変更</p>

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>4-12-3-7 遠隔制御装置調整 遠隔制御装置の調整は、第4編4-12-2-3 凍結検知装置調整の規定による。</p> <p>4-12-3-8 操作盤据付 操作盤の据付は、第4編4-2-4-3 低圧受変電設備据付の規定による。</p> <p>4-12-3-9 操作盤調整 操作盤の調整は、第4編4-12-2-3 凍結検知装置調整の規定による。</p> <p>4-12-3-10 機側操作盤据付 機側操作盤の据付は、第4編4-2-4-3 低圧受変電設備据付の規定による。</p> <p>4-12-3-11 機側操作盤調整 機側操作盤の調整は、第4編4-12-2-3 凍結検知装置調整の規定による。</p> <p>4-12-3-12 開閉器盤据付 開閉器盤の据付は、第3編第4章第11節分電盤設置工の規定による。</p> <p>4-12-3-13 開閉器盤調整 開閉器盤の調整は、第4編4-12-2-3 凍結検知装置調整の規定による。</p> <p><b>第4節 道路消雪ポンプ設備基礎工</b></p> <p>消雪ポンプの基礎工は、第4編第2章第6節受変電設備基礎工の規定による。</p>	<p>4-12-3-7 遠隔制御装置調整 遠隔制御装置の調整は、第4編4-12-2-3 凍結検知装置調整の規定による。</p> <p>4-12-3-8 操作盤据付 操作盤の据付は、第4編4-2-2-3 屋内（屋外）キュービクル型設置の規定による。</p> <p>4-12-3-9 操作盤調整 操作盤の調整は、第4編4-12-2-3 凍結検知装置調整の規定による。</p> <p>4-12-3-10 機側操作盤据付 機側操作盤の据付は、第4編4-2-2-3 屋内（屋外）キュービクル型設置の規定による。</p> <p>4-12-3-11 機側操作盤調整 機側操作盤の調整は、第4編4-12-2-3 凍結検知装置調整の規定による。</p> <p>4-12-3-12 開閉器盤据付 開閉器盤の据付は、第3編第4章第11節分電盤設置工の規定による。</p> <p>4-12-3-13 開閉器盤調整 開閉器盤の調整は、第4編4-12-2-3 凍結検知装置調整の規定による。</p> <p><b>第4節 道路消雪ポンプ設備基礎工</b></p> <p>消雪ポンプの基礎工は、第4編第2章第6節受変電設備基礎工の規定による。</p>	

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p style="text-align: center;"><b>第13章 道路照明維持補修</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、道路照明維持補修工事における道路照明維持工、道路照明修繕工、その他これらに類する工種について適用する。</p> <p>2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。</p> <p><b>第2節 道路照明維持工</b></p> <p>4-13-2-1 一般事項</p> <p>道路照明の維持は、設計図書によるほか、以下によるものとする。</p> <p>(1) 道路照明灯、トンネル照明器具等の管球取替、安定器取替、灯具取替、灯具付属品取替、自動点滅器取替、各部の損傷等の外観点検、施設周辺の安全巡視を行うものとする。</p> <p>(2) 高所作業車等による球切れ交換、安定器、点滅器、灯具、照明器具等の交換を行うものとする。</p> <p>(3) 照明設備の維持は、事故防止のため必要に応じて、専従の交通誘導警備員を配置する。</p> <p>(4) 各施設の異常の有無を、定期的に定められた手順で点検し、その結果を記録し報告する。</p> <p><b>第3節 道路照明修繕工</b></p> <p>4-13-3-1 一般事項</p> <p>1. 道路照明の修繕は、設計図書及び監督職員の指示により、照明設備の修繕を行うものとする。</p> <p>2. 照明設備の修繕は、事故防止のため必要に応じて、専従の交通誘導警備員を配置する。</p> <p>4-13-3-2 道路照明灯修繕</p> <p>道路照明灯の修繕は、第4編4-7-2-1 道路照明灯設置の規定による。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第13章 道路照明維持補修</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、道路照明維持補修工事における道路照明維持工、道路照明修繕工、その他これらに類する工種について適用する。</p> <p><b>第2節 道路照明維持工</b></p> <p>4-13-2-1 一般事項</p> <p>道路照明の維持は、設計図書によるほか、以下によるものとする。</p> <p>(1) 道路照明灯、トンネル照明器具等の管球取替、安定器取替、灯具取替、灯具付属品取替、自動点滅器取替、各部の損傷等の外観点検、施設周辺の安全巡視を行うものとする。</p> <p>(2) 高所作業車等による球切れ交換、安定器、点滅器、灯具、照明器具等の交換を行うものとする。</p> <p>(3) 照明設備の維持は、事故防止のため必要に応じて、専従の交通誘導警備員を配置する。</p> <p>(4) 各施設の異常の有無を、定期的に定められた手順で点検し、その結果を記録し報告する。</p> <p><b>第3節 道路照明修繕工</b></p> <p>4-13-3-1 一般事項</p> <p>1. 道路照明の修繕は、設計図書及び監督職員の指示により、照明設備の修繕を行うものとする。</p> <p>2. 照明設備の修繕は、事故防止のため必要に応じて、専従の交通誘導警備員を配置する。</p> <p>4-13-3-2 道路照明灯修繕</p> <p>道路照明灯の修繕は、第4編4-7-2-1 道路照明灯設置の規定による。</p>	

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p><b>4-13-3-3 道路照明器具修繕</b> 道路照明器具の修繕は、第4編4-7-2-2 照明器具取付の規定による。</p> <p><b>4-13-3-4 歩道橋照明灯修繕</b> 歩道橋照明灯の修繕は、第4編4-7-4-1 歩道（橋）照明灯設置の規定による。</p> <p><b>4-13-3-5 歩道橋照明器具修繕</b> 歩道橋照明器具の修繕は、第4編4-7-4-2 歩道（橋）照明器具取付の規定による。</p> <p><b>4-13-3-6 トンネル照明器具修繕</b> トンネル照明器具の修繕は、第4編4-8-2-3トンネル照明器具取付の規定による。</p> <p><b>4-13-3-7 配管配線修繕</b> 配管配線の修繕は、第3編第4章第5節配管・配線工の規定による。</p> <p><b>4-13-3-8 引込柱修繕</b> 引込柱の修繕は、第3編第4章第12節引込柱設置工の規定による。</p> <p><b>4-13-3-9 視線誘導灯修繕</b> 視線誘導灯の修繕は、第4編第7章第6節視線誘導灯設置工の規定による。</p> <p><b>4-13-3-10 作業土工（電気）</b> 作業土工（電気）は、第3編第2章第6節作業土工（電気）の規定による。</p> <p><b>4-13-3-11 発生材運搬</b> 発生材の運搬は、第3編第2章第7節殻運搬処理工の規定による。</p> <p><b>4-13-3-12 殻運搬処理</b> 殻の運搬処理は、第3編第2章第7節殻運搬処理工の規定による。</p>	<p><b>4-13-3-3 道路照明器具修繕</b> 道路照明器具の修繕は、第4編4-7-2-2 照明器具取付の規定による。</p> <p><b>4-13-3-4 歩道橋照明灯修繕</b> 歩道橋照明灯の修繕は、第4編4-7-2-1 道路照明灯設置の規定による。</p> <p><b>4-13-3-5 歩道橋照明器具修繕</b> 歩道橋照明器具の修繕は、第4編4-7-2-1 道路照明灯設置の規定による。</p> <p><b>4-13-3-6 トンネル照明器具修繕</b> トンネル照明器具の修繕は、第4編4-8-2-3トンネル照明器具取付の規定による。</p> <p><b>4-13-3-7 配管配線修繕</b> 配管配線の修繕は、第3編第4章第5節配管・配線工の規定による。</p> <p><b>4-13-3-8 引込柱修繕</b> 引込柱の修繕は、第3編第4章第12節引込柱設置工の規定による。</p> <p><b>4-13-3-9 視線誘導灯修繕</b> 視線誘導灯の修繕は、第4編第7章第6節視線誘導灯設置工の規定による。</p> <p><b>4-13-3-10 作業土工（電気）</b> 作業土工（電気）は、第3編第2章第6節作業土工（電気）の規定による。</p> <p><b>4-13-3-11 発生材運搬</b> 発生材の運搬は、第3編第2章第7節殻運搬処理工の規定による。</p> <p><b>4-13-3-12 殻運搬処理</b> 殻の運搬処理は、第3編第2章第7節殻運搬処理工の規定による。</p>	

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠																																										
<p style="text-align: center;"><b>第5編 通信設備編</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1章 総 則</b></p> <p><b>第1節 適 用</b></p> <p>1. 本章は、電気通信設備工事における、多重無線通信設備、衛星通信設備、移動体通信設備、テレメータ設備、放流警報設備、ヘリコプタ映像伝送設備、電話交換設備、有線通信設備、道路情報表示設備、河川情報表示設備、放流警報表示設備、トンネル防災設備、非常警報設備、ラジオ再放送設備、トンネル無線補助設備、路側通信設備、道路防災設備、施設計測・監視制御設備、通信鉄塔・反射板設備、局舎設備に使用する工種に適用する。</p> <p>2. 受注者は、<b>設計図書</b>に示された設備などが、その機能を完全に発揮するよう施工しなければならない。</p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と<b>設計図書</b>に相違がある場合は、原則として<b>設計図書</b>の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <table border="0"> <tr> <td>国土交通省</td> <td>電気通信設備工事施工管理基準及び規格値(案)</td> <td>(令和6年3月)</td> </tr> <tr> <td>国土交通省</td> <td>通信鉄塔設計要領</td> <td>(平成25年3月)</td> </tr> <tr> <td>経済産業省</td> <td>電気設備に関する技術基準を定める省令</td> <td>(令和4年12月)</td> </tr> <tr> <td>経済産業省</td> <td>電気設備の技術基準の解釈</td> <td>(令和5年12月)</td> </tr> <tr> <td>日本建築学会</td> <td>鋼構造許容応力度設計規準</td> <td>(2019年10月)</td> </tr> <tr> <td>日本建築学会</td> <td>各種合成構造設計指針・同解説</td> <td>(2010年11月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路トンネル非常用施設設置基準・同解説</td> <td>(令和元年9月)</td> </tr> <tr> <td>建設電気技術協会</td> <td>電気通信設備据付標準図集</td> <td>(平成31年4月)</td> </tr> </table>	国土交通省	電気通信設備工事施工管理基準及び規格値(案)	(令和6年3月)	国土交通省	通信鉄塔設計要領	(平成25年3月)	経済産業省	電気設備に関する技術基準を定める省令	(令和4年12月)	経済産業省	電気設備の技術基準の解釈	(令和5年12月)	日本建築学会	鋼構造許容応力度設計規準	(2019年10月)	日本建築学会	各種合成構造設計指針・同解説	(2010年11月)	日本道路協会	道路トンネル非常用施設設置基準・同解説	(令和元年9月)	建設電気技術協会	電気通信設備据付標準図集	(平成31年4月)	<p style="text-align: center;"><b>第5編 通信設備編</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1章 総 則</b></p> <p><b>第1節 適 用</b></p> <p>1. 本章は、電気通信設備工事における、多重無線通信設備、衛星通信設備、移動体通信設備、テレメータ設備、放流警報設備、ヘリコプタ映像伝送設備、電話交換設備、有線通信設備、道路情報表示設備、河川情報表示設備、放流警報表示設備、トンネル防災設備、非常警報設備、ラジオ再放送設備、トンネル無線補助設備、路側通信設備、道路防災設備、施設計測・監視制御設備、通信鉄塔・反射板設備、局舎設備に使用する工種に適用する。</p> <p>2. 受注者は、<b>設計図書</b>に示された設備などが、その機能を完全に発揮するよう施工しなければならない。</p> <p>3. <b>本編に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。</b></p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と<b>設計図書</b>に相違がある場合は、原則として<b>設計図書</b>の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <table border="0"> <tr> <td>国土交通省</td> <td>電気通信設備工事施工管理基準及び規格値(案)</td> <td>(令和6年3月)</td> </tr> <tr> <td>国土交通省</td> <td>通信鉄塔設計要領</td> <td>(平成25年3月)</td> </tr> <tr> <td>経済産業省</td> <td>電気設備に関する技術基準を定める省令</td> <td>(令和5年3月)</td> </tr> <tr> <td>経済産業省</td> <td>電気設備の技術基準の解釈</td> <td>(令和5年12月)</td> </tr> <tr> <td>日本建築学会</td> <td>鋼構造許容応力度設計規準</td> <td>(2019年10月)</td> </tr> <tr> <td>日本建築学会</td> <td>各種合成構造設計指針・同解説</td> <td>(2023年8月)</td> </tr> </table>	国土交通省	電気通信設備工事施工管理基準及び規格値(案)	(令和6年3月)	国土交通省	通信鉄塔設計要領	(平成25年3月)	経済産業省	電気設備に関する技術基準を定める省令	(令和5年3月)	経済産業省	電気設備の技術基準の解釈	(令和5年12月)	日本建築学会	鋼構造許容応力度設計規準	(2019年10月)	日本建築学会	各種合成構造設計指針・同解説	(2023年8月)	<p>各章記載を本節に集約</p>
国土交通省	電気通信設備工事施工管理基準及び規格値(案)	(令和6年3月)																																										
国土交通省	通信鉄塔設計要領	(平成25年3月)																																										
経済産業省	電気設備に関する技術基準を定める省令	(令和4年12月)																																										
経済産業省	電気設備の技術基準の解釈	(令和5年12月)																																										
日本建築学会	鋼構造許容応力度設計規準	(2019年10月)																																										
日本建築学会	各種合成構造設計指針・同解説	(2010年11月)																																										
日本道路協会	道路トンネル非常用施設設置基準・同解説	(令和元年9月)																																										
建設電気技術協会	電気通信設備据付標準図集	(平成31年4月)																																										
国土交通省	電気通信設備工事施工管理基準及び規格値(案)	(令和6年3月)																																										
国土交通省	通信鉄塔設計要領	(平成25年3月)																																										
経済産業省	電気設備に関する技術基準を定める省令	(令和5年3月)																																										
経済産業省	電気設備の技術基準の解釈	(令和5年12月)																																										
日本建築学会	鋼構造許容応力度設計規準	(2019年10月)																																										
日本建築学会	各種合成構造設計指針・同解説	(2023年8月)																																										

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p style="text-align: center;"><b>第2章 多重無線通信設備</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、多重無線通信設備工事における多重無線装置設置工、空中線装置設置工、監視制御装置設置工、その他これらに類する工種について適用する。</p> <p>2. 本章の特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。</p> <p><b>第2節 多重無線装置設置工</b></p> <p>5-2-2-1 多重無線装置据付 多重無線装置の据付は、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p>5-2-2-2 多重無線装置調整</p> <p>1. 装置の試験及び調整に先立ち、装置の試験及び調整項目等を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準に定める試験項目により、性能が十分得られるように実施する。</p> <p>2. 装置の調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し確認を受けるものとする。</p> <p>5-2-2-3 乾燥空気充填装置据付</p> <p>1. 乾燥空気充填装置の据付は、以下によるものとする。</p> <p>(1) 装置の配置は、設計図書によらなければならない。</p>	<p>日本道路協会 道路トンネル非常用施設設置基準・同解説 (令和元年9月)</p> <p>建設電気技術協会 電気通信設備据付標準図集 (平成31年4月)</p> <p>建設電気技術協会 あと施工アンカーボルト設計・施工要領・同解説 (令和7年4月)</p> <p>建設電気技術協会 ストラクチャー設計・施工要領・同解説 (平成31年4月)</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 多重無線通信設備</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、多重無線通信設備工事における多重無線装置設置工、空中線装置設置工、監視制御装置設置工、その他これらに類する工種について適用する。</p> <p><b>第2節 多重無線装置設置工</b></p> <p>5-2-2-1 多重無線装置据付 多重無線装置の据付は、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p>5-2-2-2 多重無線装置調整</p> <p>1. 装置の試験及び調整に先立ち、装置の試験及び調整項目等を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準に定める試験項目により、性能が十分得られるように実施する。</p> <p>2. 装置の調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し確認を受けるものとする。</p> <p>5-2-2-3 乾燥空気充填装置据付</p> <p>1. 乾燥空気充填装置の据付は、以下によるものとする。</p> <p>(1) 装置の配置は、設計図書によらなければならない。</p>	<p>電気通信設備据付標準図集の内、「あと施工アンカーボルト設計・施工要領・同解説」の外出しに準じた「同基準」の外出</p> <p>第1章総則第1節適用に集約 以下同様</p>

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>(2) 装置は、原則として壁面または床面に直接固定する。</p> <p>(3) 装置は、乾燥剤の状況が目視点検できる高さに、取付けるものとする。</p> <p>(4) 装置稼働中の振動が、他の装置に影響を与えないように配慮する。</p> <p>(5) 装置設置後の試験は、乾燥空気を充填し10時間後圧力低下が10%以内であることを<b>確認</b>する。</p> <p>ただし、明らかに乾燥空気の漏れが認められるときは、漏れている場所を特定し、気密が保持されるように処置を施さなければならない。</p> <p>2. 乾燥空気充填装置用配管は、以下によるものとする。</p> <p>(1) <b>給電線</b>までの配管は、銅管パイプまたはポリエチレンシース付アルミ管を使用する。</p> <p>(2) 銅管パイプをフレア加工する場合は、パイプの径にあった適正工具を使用し、空気漏れのないように施工する。</p> <p>(3) パイプの各装置への接続箇所においては、周囲環境（温度変化による伸縮膨張等）を考慮し、適正な余長を取るものとする。</p> <p>(4) パイプの各装置への敷設は、接続点において出来るだけ直角となるようにする。</p> <p><b>第3節 空中線装置設置工</b></p> <p>5-2-3-1 空中線据付</p> <p>1. 空中線の据付は、取付け高さ、相手局方向及び偏波面を<b>確認</b>してから施工する。</p> <p>2. 空中線の取付けに使用するボルトが鋼製の場合は、溶融亜鉛めっきまたはステンレス製で防食効果のあるものを使用する。</p> <p>3. 空中線の現場での組立がある場合は、製造者の組立要領に従い、正確に組み立てるものとする。</p> <p>4. パラボラアンテナの取付けは、方向調整用ボルトにより方向調整が可能で、かつ調整後の緩みなどがないように取付けるものとする。</p> <p>5. 導波管との接続は、気密漏れが生じないよう正確に取付けるものとする。</p> <p>6. 空中線の気密性については、導波管敷設後、乾燥空気充填装置により<b>確認</b></p>	<p>(2) 装置は、原則として壁面または床面に直接固定する。</p> <p>(3) 装置は、乾燥剤の状況が目視点検できる高さに、取り付けるものとする。</p> <p>(4) 装置稼働中の振動が、他の装置に影響を与えないように配慮する。</p> <p>(5) 装置設置後の試験は、乾燥空気を充填し10時間後圧力低下が10%以内であることを<b>確認</b>する。</p> <p>ただし、明らかに乾燥空気の漏れが認められるときは、漏れている場所を特定し、気密が保持されるように処置を施さなければならない。</p> <p>2. 乾燥空気充填装置用配管は、以下によるものとする。</p> <p>(1) <b>導波管</b>までの配管は、銅管パイプまたはポリエチレンシース付アルミ管を使用する。</p> <p>(2) 銅管パイプをフレア加工する場合は、パイプの径にあった適正工具を使用し、空気漏れのないように施工する。</p> <p>(3) パイプの各装置への接続箇所においては、周囲環境（温度変化による伸縮膨張等）を考慮し、適正な余長を取るものとする。</p> <p>(4) パイプの各装置への敷設は、接続点において出来るだけ直角となるようにする。</p> <p><b>第3節 空中線装置設置工</b></p> <p>5-2-3-1 空中線据付</p> <p>1. 空中線の据付は、取付高さ、相手局方向及び偏波面を<b>確認</b>してから施工する。</p> <p>2. 空中線の取付けに使用するボルトが鋼製の場合は、溶融亜鉛めっきまたはステンレス製で防食効果のあるものを使用する。</p> <p>3. 空中線の現場での組み立てがある場合は、製造者の組立要領に従い、正確に組み立てるものとする。</p> <p>4. パラボラアンテナの取付けは、方向調整用ボルトにより方向調整が可能で、かつ調整後の緩みなどがないように取り付けるものとする。</p> <p>5. 導波管との接続は、気密漏れが生じないよう正確に取り付けるものとする。</p>	<p>改定主旨・根拠</p> <p>語句整理</p>

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>する。</p> <p>7. 導波管は、方向調整、風圧等に<b>より</b>接続点に無理な力が加わらないよう、導波管の支持点を考慮する。</p> <p>8. 空中線は、無線局申請書との整合を図り、据付を行うものとする。</p> <p><b>5-2-3-2 空中線調整</b> 空中線の方向調整は、上下、左右方向を繰返し実施し、回線設計に従った受信入力を得られることを<b>確認</b>する。</p> <p><b>5-2-3-3 レドーム設置</b> 1. レドームの空中線への取付けは、製造者の組立要領に従い、正確に組み立てるものとする。 2. レドームは、その材質を考慮し、適正トルクで締付け固定すること。</p> <p><b>5-2-3-4 空中線取付架台設置</b> 1. 空中線取付架台の設置は、現地調査等により、事前に相手局方向を<b>確認</b>し施工する。 2. 空中線取付架台は、等辺山形鋼、溝形鋼等により製作し、原則として溶融亜鉛めっきにより、防食処理を施したものとする。 3. 空中線取付架台に使用するボルト、ナット類が鋼製の場合は、溶融亜鉛めっきまたはステンレス製で防食効果のあるものを使用する。 4. 空中線取付架台の取付孔加工は、防食処理以前に行うものとする。 5. 空中線柱への架台の取付けは、ボルト接合によることを原則とする。 6. ボルト締付け及びマーキングは、以下によるものとする。 <b>(1) めっき中ボルトの締付けは、第5編 5-20-3-1 通信用鉄塔架設 5項(3)の規定による。</b> <b>(2) めっき高力ボルトの締付けは、第5編 5-20-3-1 通信用鉄塔架設 5項(1)の規定による。</b> 7. 既設空中線柱への架台取付け用孔加工は、部材強度を考慮して施工するものとし、孔加工箇所には高濃度亜鉛末塗料等で入念に防食処理を行うものとする。</p>	<p>6. 空中線の気密性については、導波管敷設後、乾燥空気充填装置により<b>確認</b>する。</p> <p>7. <b>空中線と導波管との接続点</b>は、<b>空中線</b>の方向調整、風圧等によって接続点に無理な力が加わらないよう、導波管の支持点を考慮する。</p> <p>8. 空中線は、無線局申請書との整合を図り、据付を行うものとする。</p> <p><b>5-2-3-2 空中線調整</b> 空中線の方向調整は、上下、左右方向を繰返し実施し、回線設計に従った受信入力を得られることを<b>確認</b>する。</p> <p><b>5-2-3-3 レドーム設置</b> 1. レドームの空中線への取付けは、製造者の組立要領に従い、正確に組み立てるものとする。 2. レドームは、その材質を考慮し、適正トルクで締め付け固定すること。</p> <p><b>5-2-3-4 空中線取付架台設置</b> 1. 空中線取付架台の設置は、現地調査等により、事前に相手局方向を<b>確認</b>し施工する。 2. 空中線取付架台は、等辺山形鋼、溝形鋼等により製作し、原則として溶融亜鉛めっきにより、防食処理を施したものとする。 3. 空中線取付架台に使用するボルト、ナット類が鋼製の場合は、溶融亜鉛めっきまたはステンレス製で防食効果のあるものを使用する。 4. 空中線取付架台の取付孔加工は、防食処理以前に行うものとする。 5. 空中線柱への架台の取付けは、ボルト接合によることを原則とする。 6. ボルト締付け及びマーキングは、以下によるものとする。 (1) <b>めっき高力ボルト</b>の締め付けは、第5編 5-20-3-1 通信用鉄塔架設 5項<b>(1)</b>の規定による。 (2) <b>めっき中ボルト</b>の締め付けは、第5編 5-20-3-1 通信用鉄塔架設 5項<b>(3)</b>の規定による。 7. 既設空中線柱への架台取付け用孔加工は、部材強度を考慮して施工するものとし、孔加工箇所には高濃度亜鉛末塗料等で入念に防食処理を行うものとする。</p>	<p>改定主旨・根拠</p> <p>語句整理</p> <p>順番変状</p>

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p><b>第4節 監視制御装置設置工</b></p> <p>5-2-4-1 監視制御装置据付 監視制御装置の据付は、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p>5-2-4-2 監視制御装置調整 監視制御装置の調整は、第5編5-2-2-2 多重無線装置調整の規定による。</p> <p style="text-align: center;"><b>第3章 衛星通信設備</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、衛星通信設備工事における衛星通信固定局設備設置工、衛星通信車載局設備設置工、衛星通信可搬局設備設置工、衛星通信固定局基礎工、その他これらに類する工種に適用する。</p> <p>2. 本章の特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。</p> <p><b>第2節 衛星通信固定局設備設置工</b></p> <p>5-3-2-1 送受信装置据付 送受信装置の据付は、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p>5-3-2-2 送受信装置調整 装置ごとの試験及び調整項目に従って、技術者により単体調整を入念に行うものとし、試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。</p> <p>5-3-2-3 ネットワーク装置据付 ネットワーク装置の据付は、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p>5-3-2-4 ネットワーク装置調整 ネットワーク装置の調整は、第5編5-3-2-2 送受信装置調整の規定による。</p> <p>5-3-2-5 空中線据付</p>	<p><b>第4節 監視制御装置設置工</b></p> <p>5-2-4-1 監視制御装置据付 監視制御装置の据付は、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p>5-2-4-2 監視制御装置調整 監視制御装置の調整は、第5編5-2-2-2 多重無線装置調整の規定による。</p> <p style="text-align: center;"><b>第3章 衛星通信設備</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、衛星通信設備工事における衛星通信固定局設備設置工、衛星通信車載局設備設置工、衛星通信可搬局設備設置工、衛星通信固定局基礎工、その他これらに類する工種に適用する。</p> <p><b>第2節 衛星通信固定局設備設置工</b></p> <p>5-3-2-1 送受信装置据付 送受信装置の据付は、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p>5-3-2-2 送受信装置調整 装置ごとの試験及び調整項目に従って、技術者により単体調整を入念に行うものとし、試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。</p> <p>5-3-2-3 ネットワーク装置据付 ネットワーク装置の据付は、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p>5-3-2-4 ネットワーク装置調整 ネットワーク装置の調整は、第5編5-3-2-2 送受信装置調整の規定による。</p> <p>5-3-2-5 空中線据付</p>	<p>改定主旨・根拠</p> <p style="color: red;">第1章総則第1節適用3に記載</p>

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>を生じないように施工する。また、既設建造物等に損傷を与えないように設置すること。</p> <p>(2) コンクリートに埋込むアンカーボルトは、埋設部を除き溶融亜鉛めっきを施したものを使用する。</p> <p>(3) コンクリートの基礎部は、モルタルにより仕上げるものとする。</p>	<p>を生じないように施工する。また、既設建造物等に損傷を与えないように設置すること。</p> <p>(2) コンクリートに埋込むアンカーボルトは、埋設部を除き溶融亜鉛めっきを施したものを使用する。</p> <p>(3) コンクリートの基礎部は、モルタルにより仕上げるものとする。</p>	
<p style="text-align: center;"><b>第4章 移動体通信設備</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、移動体通信設備工事における移動体通信装置設置工、空中線設置工、付属装置設置工、その他これらに類する工種について適用する。</p> <p>2. 本章第3節空中線設置工、第4節付属装置設置工については、第5章テレメータ設備、第6章放流警報設備の空中線設置にも適用する。</p> <p>3. 本章の特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。</p> <p><b>第2節 移動体通信装置設置工</b></p> <p>5-4-2-1 基地局装置据付 基地局装置の据付は、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p>5-4-2-2 基地局装置調整 装置ごとの試験及び調整項目に従って、技術者により単体調整を入念に行うものとし、試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。</p> <p>5-4-2-3 移動局装置据付 移動局装置の据付で、自動車等に車載型移動局装置を取付ける場合には、車両の運行状況、無線機の保守及び運用に、支障のない位置及び方法で取付けるものとする。</p> <p>5-4-2-4 移動局装置調整</p>	<p style="text-align: center;"><b>第4章 移動体通信設備</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、移動体通信設備工事における移動体通信装置設置工、空中線設置工、付属装置設置工、その他これらに類する工種について適用する。</p> <p><b>第2節 移動体通信装置設置工</b></p> <p>5-4-2-1 基地局装置据付 基地局装置の据付は、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p>5-4-2-2 基地局装置調整 装置ごとの試験及び調整項目に従って、技術者により単体調整を入念に行うものとし、試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。</p> <p>5-4-2-3 移動局装置据付 自動車等に車載型移動局装置を取り付ける場合には、車両の運行、無線機の保守及び運用に、支障のない位置及び方法で取り付けるものとする。</p> <p>5-4-2-4 移動局装置調整 移動局装置の調整は、第5編5-4-2-2 基地局装置調整の規定による。</p>	

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p style="text-align: center;"><b>第5章 テレメータ設備</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、テレメータ設備工事におけるテレメータ監視局装置設置工、テレメータ中継局装置設置工、テレメータ観測局装置設置工、空中線設置工、付属装置設置工、その他これらに類する工種に適用する。</p> <p>2. テレメータ設備の空中線設置工は、第5編第4章第3節 空中線設置工、及び付属装置設置工は、第5編第4章第4節 付属装置設置工の規定による。</p> <p>3. 本章の特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。</p> <p><b>第2節 テレメータ監視局装置設置工</b></p> <p>5-5-2-1 テレメータ監視局装置据付                      テレメータ監視局装置の据付は、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p>5-5-2-2 テレメータ監視局装置調整</p> <p>1. 装置の試験及び調整に先立ち、装置の試験及び調整項目等を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準に定める試験項目により、性能が十分得られるように実施する。</p> <p>2. 装置の調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。</p> <p><b>第3節 テレメータ中継局装置設置工</b></p> <p>5-5-3-1 中継局装置据付                      中継局装置の据付は、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p>5-5-3-2 中継局装置調整                      中継局装置の調整は、第5編5-5-2-2 テレメータ監視局装置調整の規定による。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第5章 テレメータ設備</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、テレメータ設備工事におけるテレメータ監視局装置設置工、テレメータ中継局装置設置工、テレメータ観測局装置設置工、空中線設置工、付属装置設置工、その他これらに類する工種に適用する。</p> <p>2. テレメータ設備の空中線設置工は、第5編第4章第3節 空中線設置工、及び付属装置設置工は、第5編第4章第4節 付属装置設置工の規定による。</p> <p><b>第2節 テレメータ監視局装置設置工</b></p> <p>5-5-2-1 テレメータ監視局装置据付                      テレメータ監視局装置の据付は、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p>5-5-2-2 テレメータ監視局装置調整</p> <p>1. 装置の試験及び調整に先立ち、装置の試験及び調整項目等を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準に定める試験項目により、性能が十分得られるように実施する。</p> <p>2. 装置の調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。</p> <p><b>第3節 テレメータ中継局装置設置工</b></p> <p>5-5-3-1 中継局装置据付                      中継局装置の据付は、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p>5-5-3-2 中継局装置調整                      中継局装置の調整は、第5編5-5-2-2 テレメータ監視局装置調整の規定による。</p>	

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p><b>第4節 テレメータ観測局装置設置工</b></p> <p>5-5-4-1 テレメータ観測局装置据付                      テレメータ観測局装置の据付は、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p>5-5-4-2 テレメータ観測局装置調整                      テレメータ観測局装置の調整は、第5編5-5-2-2 テレメータ監視局装置調整の規定による。</p> <p>5-5-4-3 雨量・水位計据付</p> <p>1. 雨量計据付</p> <p>(1) 雨量計の配置は、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>(2) 雨量計は、降雨時の測定誤差を少なくするため、上空45°の範囲に樹木、建物等の障害物がなく、また風の吹き上げや吹きだまる所、傾斜地、窪地、崖縁、山の稜線からできるだけ遠い所に設置する。</p> <p>(3) 雨量計は、水平に設置するものとし、アンカーボルトまたはボルトにより堅固に固定する。</p> <p>2. 水位計据付</p> <p>(1) 装置等の配置は、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>(2) 水位計の設置場所は、流速の影響をあまり受けず堆砂等のない場所を選定して設置する。</p> <p>(3) 装置を自立型ラック等で収容する場合は、金具などで固定し容易に飛出さないようにするものとする。</p> <p>(4) 装置を卓上に設置する場合は、置台が移動または転倒などを防止するために、ストッパなどで固定するとともに、装置が置台から落下することのないように、金具やバンドなどで固定する。</p> <p>3. GPS装置据付                      観測装置のGPSアンテナは、衛星からの信号を常時受信できる場所で、衛星信号を遮断する障害物（樹木、建物）がない位置に設置する。</p>	<p><b>第4節 テレメータ観測局装置設置工</b></p> <p>5-5-4-1 テレメータ観測局装置据付                      テレメータ観測局装置の据付は、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p>5-5-4-2 テレメータ観測局装置調整                      テレメータ観測局装置の調整は、第5編5-5-2-2 テレメータ監視局装置調整の規定による。</p> <p>5-5-4-3 雨量・水位計<b>等</b>の据付                      雨量・水位計等の据付について、以下に示すほかは第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p>1. 雨量計据付</p> <p>(1) <b>雨量計・記録計</b>の配置は、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>(2) 雨量計は、降雨時の測定誤差を少なくするため、上空45°の範囲に樹木、建物等の障害物がなく、また風の吹き上げや吹きだまる所、傾斜地、窪地、崖縁、山の稜線からできるだけ遠い所に設置する。</p> <p>(3) 雨量計は、水平に設置するものとし、アンカーボルトまたはボルトにより堅固に固定する。</p> <p>2. 水位計据付</p> <p>(1) <b>水位計・記録計</b>の配置は、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>(2) 水位計の設置場所は、流速の影響をあまり受けず堆砂等のない場所を選定して設置する。</p> <p>(3) 装置を自立型ラック等で収容する場合は、金具などで固定し容易に飛出さないようにするものとする。</p> <p>3. <b>GPSアンテナ</b>据付                      GPSアンテナは、衛星からの信号を常時受信できる場所で、衛星信号を遮断する障害物（樹木、建物）がない位置に設置する。</p>	<p>改定主旨・根拠</p> <p>記述の整理</p> <p>3-4-3-3に記載済み</p>

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p style="text-align: center;"><b>第6章 放流警報設備</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、放流警報設備工事における放流警報制御監視局装置設置工、放流警報中継局装置設置工、放流警報警報局装置設置工、空中線設置工、付属装置設置工、その他これらに類する工種に適用する。</p> <p>2. 本放流警報設備の空中線設置工は第5編第4章第3節空中線設置工、及び付属装置設置工は、第5編第4章第4節付属装置設置工の規定による。</p> <p>3. 本章の特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。</p> <p><b>第2節 放流警報制御監視局装置設置工</b></p> <p>5-6-2-1 放流警報監視局装置据付 放流警報監視局装置の据付けは、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p>5-6-2-2 放流警報監視局装置調整 放流警報監視局装置の調整は、第5編5-5-2-2 テレメータ監視局装置調整の規定による。</p> <p><b>第3節 放流警報中継局装置設置工</b></p> <p>5-6-3-1 放流警報中継局装置据付 放流警報中継局装置の据付は、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p>5-6-3-2 放流警報中継局装置調整 放流警報中継局装置の調整は、第5編5-5-2-2 テレメータ監視局装置調整の規定による。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第6章 放流警報設備</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、放流警報設備工事における放流警報制御監視局装置設置工、放流警報中継局装置設置工、放流警報警報局装置設置工、空中線設置工、付属装置設置工、その他これらに類する工種に適用する。</p> <p>2. 本放流警報設備の空中線設置工は第5編第4章第3節空中線設置工、及び付属装置設置工は、第5編第4章第4節付属装置設置工の規定による。</p> <p><b>第2節 放流警報制御監視局装置設置工</b></p> <p>5-6-2-1 放流警報監視局装置据付 放流警報監視局装置の据付けは、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p>5-6-2-2 放流警報監視局装置調整 放流警報監視局装置の調整は、第5編5-5-2-2 テレメータ監視局装置調整の規定による。</p> <p><b>第3節 放流警報中継局装置設置工</b></p> <p>5-6-3-1 放流警報中継局装置据付 放流警報中継局装置の据付は、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p>5-6-3-2 放流警報中継局装置調整 放流警報中継局装置の調整は、第5編5-5-2-2 テレメータ監視局装置調整の規定による。</p>	

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p style="text-align: center;"><b>第7章 ヘリコプタ映像伝送設備</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、ヘリコプタ映像伝送設備工事における基地局装置設置工、リモート局装置設置工、その他これらに類する工種に適用する。</p> <p>2. 本章の特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。</p> <p><b>第2節 基地局装置設置工</b></p> <p>5-7-2-1 基地局装置据付 基地局装置の据付は、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p>5-7-2-2 総合調整</p> <p>1. 装置の試験及び調整項目ならびにヘリコプタの運行計画を基に、対向調整に先立ち、方案書を監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、性能が十分に得られるように実施する。</p> <p>2. 装置の総合調整完了後に、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。</p> <p><b>第3節 リモート局装置設置工</b></p> <p>5-7-3-1 総合調整 総合調整は、第5編5-7-2-2 総合調整の規定による。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第7章 ヘリコプタ映像伝送設備</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、ヘリコプタ映像伝送設備工事における基地局装置設置工、リモート局装置設置工、その他これらに類する工種に適用する。</p> <p><b>第2節 基地局装置設置工</b></p> <p>5-7-2-1 基地局装置据付 基地局装置の据付は、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p>5-7-2-2 総合調整</p> <p>1. 装置の試験及び調整項目ならびにヘリコプタの運行計画を基に、対向調整に先立ち、方案書を監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、性能が十分に得られるように実施する。</p> <p>2. 装置の総合調整完了後に、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。</p> <p><b>第3節 リモート局装置設置工</b></p> <p>5-7-3-1 総合調整 総合調整は、第5編5-7-2-2 総合調整の規定による。</p>	

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p style="text-align: center;"><b>第8章 電話交換設備</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、電話交換設備工事における自動電話交換装置設置工、IP電話交換装置設置工、その他これらに類する工種に適用する。</p> <p>2. 本章の特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。</p> <p><b>第2節 自動電話交換装置設置工</b></p> <p><b>5-8-2-1 自動電話交換装置据付（電子式）</b> 自動電話交換装置据付（電子式）に関する据付について以下に示す他は、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p>1. 局線表示盤は、使用上見やすい位置に取付けるものとする。</p> <p>2. 監視警報盤は、表示内容及び警報音が、確実に伝達できるものとする。</p> <p><b>5-8-2-2 自動電話交換装置調整（電子式）</b> 装置ごとの試験及び調整項目に従って、技術者により単体調整を入念に行うものとし、試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。</p> <p><b>5-8-2-3 簡易電話交換装置据付</b> 装置を卓上に設置する場合は、置台が移動または転倒などすることを防止するために、ストッパなどで固定するとともに、装置が置台から落下することのないように、金具やバンドなどで固定する。</p> <p><b>5-8-2-4 簡易電話交換装置調整</b> 簡易電話交換装置の調整は、第5編5-8-2-2 自動電話交換装置調整（電子式）の規定による。</p> <p><b>5-8-2-5 中継台据付</b> 中継台の据付は、設計図書によらなければならない。</p> <p><b>5-8-2-6 中継台調整</b> 中継台の調整は、第5編5-8-2-2 自動電話交換装置調整（電子式）の規定</p>	<p style="text-align: center;"><b>第8章 電話交換設備</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、電話交換設備工事における自動電話交換装置設置工、IP電話交換装置設置工、その他これらに類する工種に適用する。</p> <p><b>第2節 自動電話交換装置設置工</b></p> <p><b>5-8-2-1 自動電話交換装置据付（電子式）</b> 自動電話交換装置据付（電子式）に関する据付について以下に示す他は、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p>1. 局線表示盤は、使用上見やすい位置に取り付けるものとする。</p> <p>2. 監視警報盤は、表示内容及び警報音が、確実に伝達できるものとする。</p> <p><b>5-8-2-2 自動電話交換装置調整（電子式）</b> 装置ごとの試験及び調整項目に従って、技術者により単体調整を入念に行うものとし、試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。</p> <p><b>5-8-2-3 簡易電話交換装置据付</b> 簡易電話交換装置の据付については、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p><b>5-8-2-4 簡易電話交換装置調整</b> 簡易電話交換装置の調整は、第5編5-8-2-2 自動電話交換装置調整（電子式）の規定による。</p> <p><b>5-8-2-5 中継台据付</b> 中継台の据付は、設計図書によらなければならない。</p> <p><b>5-8-2-6 中継台調整</b> 中継台の調整は、第5編5-8-2-2 自動電話交換装置調整（電子式）の規定</p>	

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>による。</p> <p><b>5-8-2-7 総合調整</b></p> <p>1. 設備の試験及び調整に先立ち、設備の試験並び調整項目等を記入した方案書を、監督職員に<b>提出し確認</b>を得た後に、設備の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準に定める試験項目により、性能が十分得られるように実施するものとする。</p> <p>2. 設備の総合調整完了後に、現地試験データ及び調整結果を監督職員に<b>提出し、確認</b>を受けるものとする。</p> <p><b>5-8-2-8 電話付属品取付</b></p> <p>1. <b>夜間転送台取付</b> 夜間転送台の取付けは、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>2. <b>電話機取付</b></p> <p>(1) 取付け位置は、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>(2) 取付け位置には、ローゼットまたは配線用コネクタなどを取付けるものとする。</p> <p>(3) 電話機を取付ける位置は使用者の希望を入れ、使いやすい場所、かつ、多少室内の配置が変わっても支障のない場所を選定する。</p> <p><b>5-8-2-9 端子盤取付</b> 据付位置は、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>第3節 IP電話交換装置設置工</b></p> <p><b>5-8-3-1 IP電話交換設備機器据付</b> IP電話交換設備機器の据付について以下に示すほかは、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p>(1) 構内IP電話交換設備の機器類が相対する面相互間または機器類と壁・柱との間隔は、保守上及び運用上支障のない間隔とする。</p> <p>(2) 監視警報盤または監視装置は、警報（表示内容、警報音等）が、確実に伝達できるものとする。</p> <p>(3) 端末までのLAN配線については、第3編第4章第7節 通信配線工、第3編第4章第8節 光ケーブル敷設工の規定による。</p>	<p>による。</p> <p><b>5-8-2-7 総合調整</b></p> <p>1. 設備の試験及び調整に先立ち、設備の試験並び調整項目等を記入した方案書を、監督職員に<b>提出し確認</b>を得た後に、設備の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準に定める試験項目により、性能が十分得られるように実施するものとする。</p> <p>2. 設備の総合調整完了後に、現地試験データ及び調整結果を監督職員に<b>提出し、確認</b>を受けるものとする。</p> <p><b>5-8-2-8 電話付属品取付</b></p> <p>1. <b>夜間転送台取付</b> 夜間転送台の取付けは、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>2. <b>電話機取付</b></p> <p>(1) 取付位置は、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>(2) 取付位置には、ローゼットまたは配線用コネクタなどを取り付けるものとする。</p> <p>(3) 電話機の<b>取付位置は使用者の利便性、設置後の配置変更の容易性も考慮し</b>選定する。</p> <p><b>5-8-2-9 端子盤取付</b> 据付位置は、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>第3節 IP電話交換装置設置工</b></p> <p><b>5-8-3-1 IP電話交換設備機器据付</b> IP電話交換設備機器の据付について以下に示すほかは、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p>(1) 構内IP電話交換設備の機器類が相対する面相互間または機器類と壁・柱との間隔は、保守上及び運用上支障のない間隔とする。</p> <p>(2) 監視警報盤または監視装置は、警報（表示内容、警報音等）が、確実に伝達できるものとする。</p> <p>(3) 端末までのLAN配線については、第3編第4章第7節 通信配線工、第3編第4章第8節 光ケーブル敷設工の規定による。</p>	<p>改定主旨・根拠</p> <p>語句整理</p>

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p style="text-align: center;"><b>第9章 有線通信設備</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、有線通信設備工事における統合IPネットワーク装置設置工、光ファイバ線路監視装置設置工、その他これらに類する工種に適用する。</p> <p>2. 本章の特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。</p> <p><b>第2節 統合IPネットワーク装置設置工</b></p> <p>5-9-2-1 統合IPネットワーク装置据付</p> <p>光伝送装置の据付は、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定によるほか、以下によるものとする。</p> <p>(1) 装置等を自立型ラックなどに収容する場合は、金具などで固定し容易に飛出さないようにするものとする。</p> <p>(2) 卓上に設置する場合は、置台が移動または転倒などすることを防止するために、ストッパなどで固定するとともに、装置が置台から落下することのないように、金具やバンドなどで固定するものとする。</p> <p>5-9-2-2 統合IPネットワーク装置調整</p> <p>統合IPネットワーク装置の調整は、第5編5-2-2-2 多重無線装置調整の規定による。</p> <p><b>第3節 光ファイバ線路監視装置設置工</b></p> <p>5-9-3-1 線路監視装置据付</p> <p>線路監視装置の据付は、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p>5-9-3-2 線路監視装置調整</p> <p>線路監視装置の調整は、第5編5-2-2-2 多重無線装置調整の規定による。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第9章 有線通信設備</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、有線通信設備工事における統合IPネットワーク装置設置工、光ファイバ線路監視装置設置工、その他これらに類する工種に適用する。</p> <p><b>第2節 統合IPネットワーク装置設置工</b></p> <p>5-9-2-1 統合IPネットワーク装置据付</p> <p>光伝送装置の据付は、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定によるほか、以下によるものとする。</p> <p>(1) 装置等を自立型ラックなどに収容する場合は、金具などで固定し容易に飛出さないようにするものとする。</p> <p>5-9-2-2 統合IPネットワーク装置調整</p> <p>統合IPネットワーク装置の調整は、第5編5-2-2-2 多重無線装置調整の規定による。</p> <p><b>第3節 光ファイバ線路監視装置設置工</b></p> <p>5-9-3-1 線路監視装置据付</p> <p>線路監視装置の据付は、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p>5-9-3-2 線路監視装置調整</p> <p>線路監視装置の調整は、第5編5-2-2-2 多重無線装置調整の規定による。</p>	<p>3-4-3-3に記述済み</p>

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p style="text-align: center;"><b>第10章 道路情報表示設備</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、道路情報表示設備工事における道路情報表示制御装置設置工、道路情報表示装置設置工、その他これらに類する工種に適用する。</p> <p>2. 本章の特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。</p> <p><b>第2節 道路情報表示制御装置設置工</b></p> <p>5-10-2-1 制御装置据付</p> <p>制御装置の据付について以下に示すほかは、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p>(1) 卓上に設置する場合は、移動または転倒などを防止するために金具やバンド等で固定するものとし、卓の脚も同時に固定する。</p> <p>5-10-2-2 制御装置調整</p> <p>1. 装置の試験及び調整に先立ち、装置の試験及び調整項目を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準に定める試験項目により、性能が十分得られるよう実施する。</p> <p>2. 装置の調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。</p> <p><b>第3節 道路情報表示装置設置工</b></p> <p>5-10-3-1 表示装置据付</p> <p>1. 表示装置の設計荷重</p> <p>表示装置の設計荷重は、第3編3-3-1-2 耐震据付設計基準6項の規定による。</p> <p>2. 表示装置据付</p> <p>表示装置の据付は以下に示すほかは、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付</p>	<p style="text-align: center;"><b>第10章 道路情報表示設備</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、道路情報表示設備工事における道路情報表示制御装置設置工、道路情報表示装置設置工、その他これらに類する工種に適用する。</p> <p><b>第2節 道路情報表示制御装置設置工</b></p> <p>5-10-2-1 制御装置据付</p> <p>制御装置の据付について以下に示すほかは、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p>5-10-2-2 制御装置調整</p> <p>1. 装置の試験及び調整に先立ち、装置の試験及び調整項目を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準に定める試験項目により、性能が十分得られるよう実施する。</p> <p>2. 装置の調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。</p> <p><b>第3節 道路情報表示装置設置工</b></p> <p>5-10-3-1 表示装置据付</p> <p>1. 表示装置の設計荷重</p> <p>表示装置の設計荷重は、第3編3-3-1-2 耐震据付設計基準6項の規定による。</p> <p>2. 表示装置据付</p> <p>表示装置の据付は以下に示すほかは、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付</p>	

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>の規定による。</p> <p>(1) 道路情報表示板は、門型支柱、歩道橋またはF型支柱等にボルト等を用い、地震時または車両の振動により、落下若しくは移動しないよう固定する。また、ボルトナット部においては、目視によるボルト、ナットの緩み確認用として、ボルト、ナット、座金及びプレート部に連続したマーキング（合マーク）を施工するものとする。</p> <p>(2) 支柱の設置にあたっては、支柱に損傷を与えないよう取扱い、また架空線が支障する場合は防護して行う。特に大型柱を設置する場合は、安全作業を心掛け、かつ交通の渋滞を招かないよう手際よく設置する。</p> <p>(3) ボルト類は、以下によるものとする。</p> <p>1) 溶融亜鉛めっきを施したものまたはステンレス製のものを使用する。</p> <p>2) コンクリートに埋め込むアンカーボルトは、埋設部を除き溶融亜鉛メッキを施したものを使用する。</p> <p>(4) ボルト締付け及びマーキングは、以下によるものとする。</p> <p>1) めっき中ボルトの締め付けは、第5編 5-20-3-1 通信用鉄塔架設 5項(3)の規定による。</p> <p>2) めっき高力ボルトの締め付けは、第5編 5-20-3-1 通信用鉄塔架設 5項(1)の規定による。</p> <p>3) アンカーボルトの締め付けは、第5編 5-20-3-1 通信用鉄塔架設 5項(2)の規定による。</p> <p>3. 機側操作盤据付</p> <p>機側操作盤は、保守上及び運用上、支障のない位置に溶融亜鉛めっきを施した鋼製ボルトまたはステンレス製ボルトを使用し据付るものとする。</p> <p>5-10-3-2 表示装置調整</p> <p>1. 装置の試験及び調整に先立ち、装置の試験及び調整項目を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準に定める試験項目により、性能が十分得られるよう実施する。</p> <p>2. 装置の調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。</p>	<p>の規定による。</p> <p>(1) 道路情報表示板は、門型支柱、歩道橋またはF型支柱等にボルト等を用い、地震時または車両の振動により、落下もしくは移動しないよう固定する。また、ボルトナット部においては、目視によるボルト、ナットの緩み確認用として、ボルト、ナット、座金及びプレート部に連続したマーキング（合マーク）を施工するものとする。</p> <p>(2) 支柱の設置にあたっては、支柱に損傷を与えないよう取扱い、また架空線が支障する場合は防護して行う。特に大型柱を設置する場合は、安全作業を心掛け、かつ交通の渋滞を招かないよう手際よく設置する。</p> <p>(3) ボルト類は、以下によるものとする。</p> <p>1) 溶融亜鉛めっきを施したものまたはステンレス製のものを使用する。</p> <p>2) コンクリートに埋め込むアンカーボルトは、埋設部を除き溶融亜鉛メッキを施したものを使用する。</p> <p>(4) ボルト締付け及びマーキングは、以下によるものとする。</p> <p>1) めっき高力ボルトの締め付けは、第5編 5-20-3-1 通信用鉄塔架設 5項(1)の規定による。</p> <p>2) めっき中ボルトの締め付けは、第5編 5-20-3-1 通信用鉄塔架設 5項(3)の規定による。</p> <p>3) アンカーボルトの締め付けは、第5編 5-20-3-1 通信用鉄塔架設 5項(2)の規定による。</p> <p>3. 機側操作盤据付</p> <p>機側操作盤は、保守上及び運用上、支障のない位置に溶融亜鉛めっきを施した鋼製ボルトまたはステンレス製ボルトを使用し据付るものとする。</p> <p>5-10-3-2 表示装置調整</p> <p>1. 装置の試験及び調整に先立ち、装置の試験及び調整項目を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準に定める試験項目により、性能が十分得られるよう実施する。</p> <p>2. 装置の調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。</p>	<p>改定主旨・根拠</p> <p>順番入替</p>

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p style="text-align: center;"><b>第11章 河川情報表示設備</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、河川情報表示設備工事における河川情報表示制御装置設置工、河川情報表示装置設置工、その他これらに類する工種に適用する。</p> <p>2. 本章の特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。</p> <p><b>第2節 河川情報表示制御装置設置工</b></p> <p>5-11-2-1 制御装置据付                      制御装置の据付について以下に示すほかは、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。                      (1) 卓上に設置する場合は、移動または転倒などを防止するために金具やバンド等で固定するものとし、卓の脚も同時に固定する。</p> <p>5-11-2-2 制御装置調整</p> <p>1. 装置の試験及び調整に先立ち、装置の試験及び調整項目を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準に定める試験項目により、性能が十分得られるよう実施する。</p> <p>2. 装置の調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。</p> <p><b>第3節 河川情報表示装置設置工</b></p> <p>5-11-3-1 表示装置据付                      表示装置の据付は、第5編5-10-3-1 表示装置据付の規定による。</p> <p>5-11-3-2 表示装置調整</p> <p>1. 装置の試験及び調整に先立ち、装置の試験及び調整項目を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準に定める試験項目により、性能が十分得られるよう実施す</p>	<p style="text-align: center;"><b>第11章 河川情報表示設備</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、河川情報表示設備工事における河川情報表示制御装置設置工、河川情報表示装置設置工、その他これらに類する工種に適用する。</p> <p><b>第2節 河川情報表示制御装置設置工</b></p> <p>5-11-2-1 制御装置据付                      制御装置の据付は、第5編5-10-2-1制御装置据付の規定による。</p> <p>5-11-2-2 制御装置調整                      制御装置の調整は、第5編5-10-2-2制御装置調整の規定による。</p> <p><b>第3節 河川情報表示装置設置工</b></p> <p>5-11-3-1 表示装置据付                      表示装置の据付は、第5編5-10-3-1 表示装置据付の規定による。</p> <p>5-11-3-2 表示装置調整                      表示装置の調整は、第5編5-10-3-2表示装置調整の規定による。</p>	<p>引用先変更</p>

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p style="text-align: center;"><b>第12章 放流警報表示設備</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、放流警報表示設備工事における放流警報表示制御装置設置工、放流警報表示装置設置工、その他これらに類する工種に適用する。</p> <p>2. 本章の特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。</p> <p><b>第2節 放流警報表示制御装置設置工</b></p> <p>5-12-2-1 制御装置据付                      制御装置の据付について以下に示すほかは、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。                      (1) 卓上に設置する場合は、移動または転倒などを防止するために金具やバンド等で固定するものとし、卓の脚も同時に固定する。</p> <p>5-12-2-2 制御装置調整                      1. 装置の試験及び調整に先立ち、装置の試験及び調整項目を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準に定める試験項目により、性能が十分得られるよう実施する。                      2. 装置の調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。</p> <p><b>第3節 放流警報表示装置設置工</b></p> <p>5-12-3-1 表示装置据付                      表示装置の据付は、第5編5-10-3-1 表示装置据付の規定による。</p> <p>5-12-3-2 表示装置調整                      1. 装置の試験及び調整に先立ち、装置の試験及び調整項目を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準に定める試験項目により、性能が十分得られるよう実施する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第12章 放流警報表示設備</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、放流警報表示設備工事における放流警報表示制御装置設置工、放流警報表示装置設置工、その他これらに類する工種に適用する。</p> <p><b>第2節 放流警報表示制御装置設置工</b></p> <p>5-12-2-1 制御装置据付                      制御装置の据付は、第5編5-10-2-1制御装置据付の規定による。</p> <p>5-12-2-2 制御装置調整                      制御装置の調整は、第5編5-10-2-2制御装置調整の規定による。</p> <p><b>第3節 放流警報表示装置設置工</b></p> <p>5-12-3-1 表示装置据付                      表示装置の据付は、第5編5-10-3-1 表示装置据付の規定による。</p> <p>5-12-3-2 表示装置調整                      表示装置の調整は、第5編5-10-3-2表示装置調整の規定による。</p>	<p>引用先変更</p>

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p><b>第13章 トンネル防災設備</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、トンネル防災設備工事におけるトンネル監視制御装置設置工、付属設備操作制御装置設置工、高圧受変電設備設置工、低圧受変電設備設置工、発電設備設置工、無停電電源設備設置工、直流電源設備設置工、その他これらに類する工種に適用する。</p> <p>2. 高圧受変電設備設置工、低圧受変電設備設置工は、第4編第2章第3節高圧受変電設備設置工、及び第4節低圧受変電設備設置工の規定による。</p> <p>3. 発電設備設置工、無停電電源設備設置工、直流電源設備設置工は、第4編第3章第2節発電設備設置工、第3節無停電電源設備設置工、第4節直流電源設備設置工の規定による。</p> <p>4. 本章の特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。</p> <p><b>第2節 トンネル監視制御装置設置工</b></p> <p>5-13-2-1 トンネル監視制御装置据付 装置等の設置は、設計図書によるほか、第6編6-7-2-1 CCTV監視制御装置据付及び第6編6-7-3-1 CCTV装置据付の規定による。</p> <p>5-13-2-2 トンネル監視制御装置調整</p> <p>1. 装置の試験及び調整に先立ち、装置の試験及び調整項目等を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、設備の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準に定める試験項目により、性能が十分得られるように実施する。</p> <p>2. 装置の調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。</p>	<p><b>第13章 トンネル防災設備</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、トンネル防災設備工事におけるトンネル監視制御装置設置工、付属設備操作制御装置設置工、高圧受変電設備設置工、低圧受変電設備設置工、発電設備設置工、無停電電源設備設置工、直流電源設備設置工、その他これらに類する工種に適用する。</p> <p>2. 高圧受変電設備設置工、低圧受変電設備設置工は、第4編第2章第3節高圧受変電設備設置工、及び第4節低圧受変電設備設置工の規定による。</p> <p>3. 発電設備設置工、無停電電源設備設置工、直流電源設備設置工は、第4編第3章第2節発電設備設置工、第3節無停電電源設備設置工、第4節直流電源設備設置工の規定による。</p> <p><b>第2節 トンネル監視制御装置設置工</b></p> <p>5-13-2-1 トンネル監視制御装置据付 装置等の設置は、設計図書によるほか、第6編6-7-2-1 CCTV監視制御装置据付及び第6編6-7-3-1 CCTV装置据付の規定による。</p> <p>5-13-2-2 トンネル監視制御装置調整</p> <p>1. 装置の試験及び調整に先立ち、装置の試験及び調整項目等を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、設備の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準に定める試験項目により、性能が十分得られるように実施する。</p> <p>2. 装置の調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。</p>	

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p style="text-align: center;"><b>第14章 非常警報設備</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、非常警報設備工事における非常警報装置設置工、その他これらに類する工種に適用する。</p> <p>2. 本章の特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。</p> <p><b>第2節 非常警報装置設置工</b></p> <p><b>5-14-2-1 非常警報受信装置据付</b> 非常警報受信装置の据付は、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p><b>5-14-2-2 非常警報受信装置調整</b> 装置ごとの試験及び調整項目に従って、技術者により単体調整を入念に行うものとし、試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。</p> <p><b>5-14-2-3 非常警報主制御装置据付</b> 非常警報主制御装置の据付は、屋内設置にあつては、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付、屋外設置にあつては、第4編4-2-4-3 低圧受変電設備据付の規定による。</p> <p><b>5-14-2-4 非常警報主制御装置調整</b> 非常警報主制御装置の調整は、第5編5-14-2-2 非常警報受信装置調整の規定による。</p> <p><b>5-14-2-5 非常警報副制御装置据付</b> 非常警報副制御装置の据付は、第5編5-14-2-3 非常警報主制御装置据付の規定による。</p> <p><b>5-14-2-6 非常警報副制御装置調整</b> 非常警報副制御装置の調整は、第5編5-14-2-4 非常警報主制御装置調整の規定による。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第14章 非常警報設備</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、非常警報設備工事における非常警報装置設置工、その他これらに類する工種に適用する。</p> <p><b>第2節 非常警報装置設置工</b></p> <p><b>5-14-2-1 非常警報受信装置据付</b> 非常警報受信装置の据付は、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p><b>5-14-2-2 非常警報受信装置調整</b> 装置ごとの試験及び調整項目に従って、技術者により単体調整を入念に行うものとし、試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。</p> <p><b>5-14-2-3 非常警報主制御装置据付</b> 非常警報主制御装置の据付は、屋内設置にあつては、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付、屋外設置にあつては、第4編4-2-4-3 低圧受変電設備据付の規定による。</p> <p><b>5-14-2-4 非常警報主制御装置調整</b> 非常警報主制御装置の調整は、第5編5-14-2-2 非常警報受信装置調整の規定による。</p> <p><b>5-14-2-5 非常警報副制御装置据付</b> 非常警報副制御装置の据付は、第5編5-14-2-3 非常警報主制御装置据付の規定による。</p> <p><b>5-14-2-6 非常警報副制御装置調整</b> 非常警報副制御装置の調整は、第5編5-14-2-4 非常警報主制御装置調整の規定による。</p>	

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>5-14-2-7 押ボタン式通報装置据付</p> <p>押ボタン式通報装置の据付は、以下によるものとする。</p> <p>(1) 装置の取付け位置は、設計図書によるものとし、建築限界の外側とする。</p> <p>(2) 押ボタンスイッチの高さは、路面または監視員通路面より0.8m～1.5mとする。</p> <p>なお、同一トンネル内においては同一高さとする。</p> <p>(3) 消火器内蔵型押ボタン式通報装置については、説明板を装置の扉前面の見易い位置に取付けるものとする。</p> <p>(4) 押ボタン式通報装置のみの場合には、説明板を装置の直下のトンネル坑内壁面に、直接または取付金具を用いて取付けるものとする。</p> <p>5-14-2-8 押ボタン式通報装置調整</p> <p>押ボタン式通報装置の調整は、第5編5-14-2-4 非常警報主制御装置調整の規定による。</p> <p>5-14-2-9 警報表示板据付</p> <p>1. 設置位置は、設計図書によらなければならない。</p> <p>2. 警報表示板の据付は、第5編第10章 道路情報表示設備の規定による。</p> <p>5-14-2-10 警報表示板調整</p> <p>警報表示板の調整は、第5編5-14-2-4 非常警報主制御装置調整の規定による。</p> <p>5-14-2-11 誘導表示板据付</p> <p>誘導表示板の据付は、原則として車道面または歩道面上1.5m程度の高さとし、トンネル坑内の壁面に、直接または取付金具を用いて取付けるものとする。</p> <p>5-14-2-12 非常電話案内板据付</p> <p>非常電話案内板の据付は、原則として車道面または歩道面上1.5m程度の高さとし、トンネル坑内の壁面に、直接または取付金具を用いて取付けるものとする。</p> <p>5-14-2-13 付属設備取付</p> <p>1. 非常電話機の取付</p> <p>(1) 装置の取付け位置は、設計図書によるものとし、建築限界の外側と</p>	<p>5-14-2-7 押ボタン式通報装置据付</p> <p>押ボタン式通報装置の据付は、以下によるものとする。</p> <p>(1) 装置の取付は、設計図書によるものとし、建築限界を侵さない位置とする。</p> <p>(2) 押ボタンスイッチの高さは、路面または監視員通路面より0.8m～1.5mとする。</p> <p>なお、同一トンネル内においては同一高さとする。</p> <p>(3) 消火器内蔵型押ボタン式通報装置については、説明板を装置の扉前面の見易い位置に取り付けるものとする。</p> <p>(4) 押ボタン式通報装置のみの場合には、説明板を装置の直下のトンネル坑内壁面に、直接または取付金具を用いて取り付けるものとする。</p> <p>5-14-2-8 押ボタン式通報装置調整</p> <p>押ボタン式通報装置の調整は、第5編5-14-2-4 非常警報主制御装置調整の規定による。</p> <p>5-14-2-9 警報表示板据付</p> <p>1. 設置位置は、設計図書によらなければならない。</p> <p>2. 警報表示板の据付は、第5編第10章 道路情報表示設備の規定による。</p> <p>5-14-2-10 警報表示板調整</p> <p>警報表示板の調整は、第5編5-14-2-4 非常警報主制御装置調整の規定による。</p> <p>5-14-2-11 誘導表示板据付</p> <p>誘導表示板の据付は、原則として車道面または歩道面上1.5m程度の高さとし、トンネル坑内の壁面に、直接または取付金具を用いて取り付けるものとする。</p> <p>5-14-2-12 非常電話案内板据付</p> <p>非常電話案内板の据付は、原則として車道面または歩道面上1.5m程度の高さとし、トンネル坑内の壁面に、直接または取付金具を用いて取付けるものとする。</p> <p>5-14-2-13 付属設備取付</p> <p>1. 非常電話機の取付</p> <p>(1) 装置の取付は、設計図書によるものとし、建築限界を侵さない位置</p>	<p>語句整理</p>

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>する。</p> <p>(2) 墨出しは、非常電話機の間隔及び路面よりの高さに注意して行うものとする。</p> <p>(3) 非常電話収納箱は、アンカーボルトで堅固に取付けるものとする。</p> <p>(4) 非常電話機は、収納箱内にボルトで固定し、取付けるものとする。</p> <p>(5) 取付金具及びボルト類は、鋼製の場合は溶融亜鉛めっきボルトまたはステンレス製のものを使用するものとする。</p> <p>(6) 非常電話機の前面の見やすい位置に、説明板を取付けるものとする。</p> <p>2. 消火器については、消火器の収容箱前面に、名称板を取付けるものとする。</p> <p>3. 火災検知器の取付</p> <p>(1) 墨だしは、検知器の間隔及び路面よりの高さに注意して行うものとする。</p> <p>(2) 検知器収納箱は、アンカーボルトにて堅固に取付けるものとする。</p> <p>(3) 検知器は、収納箱内にボルトで固定し、取付けるものとする。</p> <p>(4) 取付金具及びボルト類は、鋼製の場合は溶融亜鉛めっきまたはステンレス製のものを使用するものとする。</p> <p><b>5-14-2-14 総合調整</b></p> <p>1. 装置の試験及び調整に先立ち、装置の試験及び調整項目並びに関連設備等との対向調整を記入した方案書を、監督職員に<b>提出し確認</b>を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準の定める試験項目による性能が、十分得られるよう実施すること。</p> <p>2. 装置の総合調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に<b>提出し、確認</b>を受けるものとする。</p>	<p>とする。</p> <p>(2) 墨出しは、非常電話機の間隔及び路面よりの高さに注意して行うものとする。</p> <p>(3) 非常電話収納箱は、アンカーボルトで堅固に取り付けるものとする。</p> <p>(4) 非常電話機は、収納箱内にボルトで固定し、取り付けるものとする。</p> <p>(5) 取付金具及びボルト類は、鋼製の場合は溶融亜鉛めっきボルトまたはステンレス製のものを使用するものとする。</p> <p>(6) 非常電話機の前面の見やすい位置に、説明板を取り付けるものとする。</p> <p>2. 消火器については、消火器の収容箱前面に、名称板を取り付けるものとする。</p> <p>3. 火災検知器の取付</p> <p>(1) 墨だしは、検知器の間隔及び路面よりの高さに注意して行うものとする。</p> <p>(2) 検知器収納箱は、アンカーボルトにて堅固に取り付けるものとする。</p> <p>(3) 検知器は、収納箱内にボルトで固定し、取り付けるものとする。</p> <p>(4) 取付金具及びボルト類は、鋼製の場合は溶融亜鉛めっきまたはステンレス製のものを使用するものとする。</p> <p><b>5-14-2-14 総合調整</b></p> <p>1. 装置の試験及び調整に先立ち、装置の試験及び調整項目並びに関連設備等との対向調整を記入した方案書を、監督職員に<b>提出し確認</b>を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準の定める試験項目による性能が、十分得られるよう実施すること。</p> <p>2. 装置の総合調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に<b>提出し、確認</b>を受けるものとする。</p>	

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p style="text-align: center;"><b>第15章 ラジオ再放送設備</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、ラジオ再放送設備工事におけるラジオ再放送装置設置工、緊急放送装置設置工、その他これらに類する工種に適用する。</p> <p>2. 本章の特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。</p> <p><b>第2節 ラジオ再放送装置設置工</b></p> <p><b>5-15-2-1 受信空中線据付</b></p> <p>1. 受信空中線の設置場所は、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>2. 受信空中線の設置場所は、坑口及び金属構造から極力離れた場所を選定して設置するものとする。</p> <p>3. 空中線支持金物は、鋼製の場合は溶融亜鉛めっきまたはステンレス製等の防食効果があるものを使用すること。</p> <p><b>5-15-2-2 受信空中線調整</b></p> <p>受信空中線の方向調整は、上下、左右方向を繰り返し実施し、各放送局の受信電界が最良の場所に調整する。</p> <p><b>5-15-2-3 ラジオ受信装置据付</b></p> <p>ラジオ受信装置の据付は、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p><b>5-15-2-4 ラジオ受信装置調整</b></p> <p>ラジオ受信装置の調整は、試験及び調整項目に従って、技術者により単体調整を入念に行うものとし、試験データ及び調整結果を監督職員に<b>提出し、確認</b>を受けるものとする。</p> <p><b>5-15-2-5 ラジオ再放送装置据付</b></p> <p>ラジオ再放送装置の据付は、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p><b>5-15-2-6 ラジオ再放送装置調整</b></p> <p>ラジオ再放送装置の調整は、第5編5-15-2-4 ラジオ受信装置調整の規定に</p>	<p style="text-align: center;"><b>第15章 ラジオ再放送設備</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、ラジオ再放送設備工事におけるラジオ再放送装置設置工、緊急放送装置設置工、その他これらに類する工種に適用する。</p> <p><b>第2節 ラジオ再放送装置設置工</b></p> <p><b>5-15-2-1 受信空中線据付</b></p> <p>1. 受信空中線の設置場所は、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>2. 受信空中線の設置場所は、坑口及び金属構造から極力離れた場所を選定して設置するものとする。</p> <p>3. 空中線支持金物は、鋼製の場合は溶融亜鉛めっきまたはステンレス製等の防食効果があるものを使用すること。</p> <p><b>5-15-2-2 受信空中線調整</b></p> <p>受信空中線の方向調整は、上下、左右方向を繰り返し実施し、各放送局の受信電界が最良の場所に調整する。</p> <p><b>5-15-2-3 ラジオ受信装置据付</b></p> <p>ラジオ受信装置の据付は、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p><b>5-15-2-4 ラジオ受信装置調整</b></p> <p>ラジオ受信装置の調整は、試験及び調整項目に従って、技術者により単体調整を入念に行うものとし、試験データ及び調整結果を監督職員に<b>提出し、確認</b>を受けるものとする。</p> <p><b>5-15-2-5 ラジオ再放送装置据付</b></p> <p>ラジオ再放送装置の据付は、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p><b>5-15-2-6 ラジオ再放送装置調整</b></p> <p>ラジオ再放送装置の調整は、第5編5-15-2-4 ラジオ受信装置調整の規定に</p>	

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>よる。</p> <p><b>5-15-2-7 トンネル内空中線据付</b></p> <p>LCX（漏洩同軸ケーブル）及び誘導線の据付位置は、照明及び消火設備との干渉を避け、建築限界を<b>超えない</b>位置に設置するものとする。ただし、これによりがたい場合は、別途<b>協議</b>するものとする。</p> <p><b>5-15-2-8 トンネル内電界強度測定</b></p> <p>LCX及び誘導線は、ケーブルの特性及び設置状態によって電波の輻射特性が異なるため、実走行によりトンネル区間長の電界強度測定を行い、必要電界強度が得られることを<b>確認</b>する。</p> <p><b>5-15-2-9 付属機器取付</b></p> <p>1. 整合器・分配器・終端抵抗器等をトンネル内に取付ける場合は、第3編3-4-4-4器材の落下防止の規定による。</p> <p>なお、取付金具は、鋼製の場合は溶融亜鉛めっきまたはステンレス製等の防食効果があるものを使用すること。</p> <p>2. 案内表示板据付</p> <p>案内表示板の設置は、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>5-15-2-10 監視装置（事務所）据付</b></p> <p>監視装置（事務所）の据付は、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付規定による。</p> <p><b>5-15-2-11 監視装置（事務所）調整</b></p> <p>監視装置（事務所）の調整は、第5編5-15-2-6 ラジオ再放送装置調整の規定による。</p> <p><b>5-15-2-12 総合調整</b></p> <p>1. 装置の試験及び調整に先立ち、試験及び調整項目を記入した方案書を、監督職員に<b>提出し確認</b>を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、性能が十分得られるよう実施すること。</p> <p>2. 装置の総合調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に<b>提出し、確認</b>を受けるものとする。</p>	<p>よる。</p> <p><b>5-15-2-7 トンネル内空中線据付</b></p> <p>LCX（漏洩同軸ケーブル）及び誘導線の据付位置は、照明及び消火設備との干渉を避け、建築限界を<b>侵さない</b>位置に設置するものとする。ただし、これによりがたい場合は、別途<b>協議</b>するものとする。</p> <p><b>5-15-2-8 トンネル内電界強度測定</b></p> <p>LCX及び誘導線は、ケーブルの特性及び設置状態によって電波の輻射特性が異なるため、実走行によりトンネル区間長の電界強度測定を行い、必要電界強度が得られることを<b>確認</b>する。</p> <p><b>5-15-2-9 付属機器取付</b></p> <p>1. 整合器・分配器・終端抵抗器等をトンネル内に取り付ける場合は、第3編3-4-4-4器材の落下防止の規定による。</p> <p>なお、取付金具は、鋼製の場合は溶融亜鉛めっきまたはステンレス製等の防食効果があるものを使用すること。</p> <p>2. 案内表示板据付</p> <p>案内表示板の設置は、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>5-15-2-10 監視装置（事務所）据付</b></p> <p>監視装置（事務所）の据付は、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付規定による。</p> <p><b>5-15-2-11 監視装置（事務所）調整</b></p> <p>監視装置（事務所）の調整は、第5編5-15-2-6 ラジオ再放送装置調整の規定による。</p> <p><b>5-15-2-12 総合調整</b></p> <p>1. 装置の試験及び調整に先立ち、試験及び調整項目を記入した方案書を、監督職員に<b>提出し確認</b>を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、性能が十分得られるよう実施すること。</p> <p>2. 装置の総合調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に<b>提出し、確認</b>を受けるものとする。</p>	

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p style="text-align: center;"><b>第16章 トンネル無線補助設備</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、トンネル無線補助設備工事におけるトンネル無線補助設備設置工、その他これらに類する工種に適用する。</p> <p>2. 本章の特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。</p> <p><b>第2節 トンネル無線補助設備設置工</b></p> <p><b>5-16-2-1 無線補助装置据付</b> 無線補助装置の据付は、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p><b>5-16-2-2 無線補助装置調整</b></p> <p>1. 装置の試験及び調整に先立ち、試験及び調整項目等を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、性能が十分得られるように実施すること。</p> <p>2. 装置の調整完了後に、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。</p> <p><b>5-16-2-3 空中線据付</b></p> <p>1. 空中線の据付は、第5編5-15-2-7 トンネル内空中線据付の規定による。</p> <p>2. 付属機器取付 共用器等の付属機器をトンネル内に取付ける場合は、第5編5-15-2-9 付属機器取付の規定による。</p> <p><b>5-16-2-4 空中線調整</b> 八木型空中線の調整では、必要電界強度が得られることを確認する。LCX（漏洩同軸ケーブル）タイプの空中線の調整では、ケーブルの特性及び設置状態によって電波の輻射特性が異なるため、実通試験または第5編5-15-2-8 トンネル内空中線調整に準じた電界測定を行い必要電界強度が得られることを確認する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第16章 トンネル無線補助設備</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、トンネル無線補助設備工事におけるトンネル無線補助設備設置工、その他これらに類する工種に適用する。</p> <p><b>第2節 トンネル無線補助設備設置工</b></p> <p><b>5-16-2-1 無線補助装置据付</b> 無線補助装置の据付は、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p><b>5-16-2-2 無線補助装置調整</b></p> <p>1. 装置の試験及び調整に先立ち、試験及び調整項目等を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、性能が十分得られるように実施すること。</p> <p>2. 装置の調整完了後に、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。</p> <p><b>5-16-2-3 空中線据付</b></p> <p>1. 空中線の据付は、第5編5-15-2-7 トンネル内空中線据付の規定による。</p> <p>2. 付属機器取付 共用器等の付属機器をトンネル内に取り付ける場合は、第5編5-15-2-9 付属機器取付の規定による。</p> <p><b>5-16-2-4 空中線調整</b> 八木型空中線の調整では、必要電界強度が得られることを確認する。LCX（漏洩同軸ケーブル）タイプの空中線の調整では、ケーブルの特性及び設置状態によって電波の輻射特性が異なるため、実通試験または第5編5-15-2-8 トンネル内空中線調整に準じた電界測定を行い必要電界強度が得られることを確認する。</p>	

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p style="text-align: center;"><b>第17章 路側通信設備</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、路側通信設備工事における路側通信中央局装置設置工、路側通信端末局装置設置工、その他これらに類する工種に適用する。</p> <p>2. 本章の特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。</p> <p><b>第2節 路側通信中央局装置設置工</b></p> <p>5-17-2-1 路側制御装置据付 路側制御装置の据付は、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p>5-17-2-2 路側制御装置調整</p> <p>1. 装置の試験及び調整に先立ち、試験及び調整項目等を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、性能が十分得られるように実施すること。</p> <p>2. 装置の調整完了後に、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。</p> <p>5-17-2-3 路側端末装置据付 路側端末装置の据付は、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p>5-17-2-4 路側端末装置調整 路側端末装置の調整は、第5編5-17-2-2 路側制御装置調整の規定による。</p> <p><b>第3節 路側通信端末局装置設置工</b></p> <p>5-17-3-1 放送装置据付 放送装置の据付は、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p>5-17-3-2 放送装置調整 放送装置の調整は、第5編5-17-2-2 路側制御装置調整の規定による。</p> <p>5-17-3-3 空中線装置据付 送信空中線の据付は、第3編第4章第7節 通信配線工の規定による。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第17章 路側通信設備</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、路側通信設備工事における路側通信中央局装置設置工、路側通信端末局装置設置工、その他これらに類する工種に適用する。</p> <p><b>第2節 路側通信中央局装置設置工</b></p> <p>5-17-2-1 路側制御装置据付 路側制御装置の据付は、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p>5-17-2-2 路側制御装置調整</p> <p>1. 装置の試験及び調整に先立ち、試験及び調整項目等を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、性能が十分得られるように実施すること。</p> <p>2. 装置の調整完了後に、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。</p> <p>5-17-2-3 路側端末装置据付 路側端末装置の据付は、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p>5-17-2-4 路側端末装置調整 路側端末装置の調整は、第5編5-17-2-2 路側制御装置調整の規定による。</p> <p><b>第3節 路側通信端末局装置設置工</b></p> <p>5-17-3-1 放送装置据付 放送装置の据付は、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p>5-17-3-2 放送装置調整 放送装置の調整は、第5編5-17-2-2 路側制御装置調整の規定による。</p> <p>5-17-3-3 空中線装置据付 送信空中線の据付は、第3編第4章第7節 通信配線工の規定による。</p>	

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p style="text-align: center;"><b>第18章 道路防災設備</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、道路防災設備工事における交通遮断装置設置工、交通流車両観測装置設置工、路車間通信装置設置工、交通遮断装置基礎工、その他これらに類する工種に適用する。</p> <p>2. 本章の特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。</p> <p><b>第2節 交通遮断装置設置工</b></p> <p><b>5-18-2-1 交通遮断機据付</b></p> <p>1. 装置等の配置は、設計図書によらなければならない。</p> <p>2. 装置の設計荷重は、第3編3-3-1-2 耐震据付設計基準6項の規定による。</p> <p>3. 装置は、支柱または架台などに水平及び垂直調整を行った後、ステンレス製または鋼製で溶融亜鉛めっきを施したボルトなどで取付けるものとする。</p> <p><b>5-18-2-2 交通遮断機調整</b></p> <p>設備ごとの試験及び調整項目に従って、技術者により単体調整を入念に行うものとし、試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。</p> <p><b>5-18-2-3 予告板・標識等据付</b></p> <p>1. 予告板・標識等の配置は、設計図書によらなければならない。</p> <p>2. 装置の設計荷重は、第3編3-3-1-2 耐震据付設計基準6項の規定による。</p> <p>3. 予告板・標識等の据付は、門型支柱、F型支柱、片持支柱等にボルトなどを用いて、地震時や車両の振動により、落下若しくは移動しないように設置する。</p> <p>4. 予告板・標識等は、車道部及び歩道部の建築限界（道路構造令第12条）を侵さない位置に設置するものとし、視認性の良い場所に設置する。</p> <p><b>5-18-2-4 予告板・標識等調整</b></p> <p>予告板・標識等の調整は、第5編5-18-2-2 交通遮断機調整の規定による。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第18章 道路防災設備</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、道路防災設備工事における交通遮断装置設置工、交通流車両観測装置設置工、路車間通信装置設置工、交通遮断装置基礎工、その他これらに類する工種に適用する。</p> <p><b>第2節 交通遮断装置設置工</b></p> <p><b>5-18-2-1 交通遮断機据付</b></p> <p>1. 装置等の配置は、設計図書によらなければならない。</p> <p>2. 装置の設計荷重は、第3編3-3-1-2 耐震据付設計基準6項の規定による。</p> <p>3. 装置は、支柱または架台などに水平及び垂直調整を行った後、ステンレス製または鋼製で溶融亜鉛めっきを施したボルトなどで取り付けるものとする。</p> <p><b>5-18-2-2 交通遮断機調整</b></p> <p>設備ごとの試験及び調整項目に従って、技術者により単体調整を入念に行うものとし、試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。</p> <p><b>5-18-2-3 予告板・標識等据付</b></p> <p>1. 予告板・標識等の配置は、設計図書によらなければならない。</p> <p>2. 装置の設計荷重は、第3編3-3-1-2 耐震据付設計基準6項の規定による。</p> <p>3. 予告板・標識等の据付は、門型支柱、F型支柱、片持支柱等にボルトなどを用いて、地震時や車両の振動により、落下もしくは移動しないように設置する。</p> <p>4. 予告板・標識等は、車道部及び歩道部の建築限界を侵さない位置に設置するものとし、視認性の良い場所に設置する。</p> <p><b>5-18-2-4 予告板・標識等調整</b></p>	<p style="text-align: center;">改定主旨・根拠</p> <p style="text-align: right; color: red;">第3編で記述</p>

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p style="text-align: center;"><b>第19章 施設計測・監視制御設備</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、施設計測・監視制御設備工事における路面凍結検知装置設置工、積雪深計測装置設置工、気象観測装置設置工、強震計測装置設置工、土石流監視制御装置設置工、路面冠水検知装置設置工、その他これらに類する工種に適用する。</p> <p>2. 本章の特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。</p> <p><b>第2節 路面凍結検知装置設置工</b></p> <p>5-19-2-1 路面凍結検知装置据付</p> <p>1. 装置等の配置は、設計図書によらなければならない。</p> <p>2. 装置の設計荷重は、第3編3-3-1-2 耐震据付設計基準6項の規定による。</p> <p>3. 装置は、自立型にあつてはコンクリート基礎または鋼板製架台に、壁掛型にあつては壁面に、鋼製の場合は亜鉛めっきまたはステンレス製のボルトなどで固定する。</p> <p>5-19-2-2 路面凍結検知装置調整</p> <p>1. 装置の試験及び調整に先立ち、試験及び調整項目等を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、性能が十分得られるように実施すること。</p> <p>2. 装置の調整完了後に、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。</p> <p><b>第3節 積雪深計測装置設置工</b></p> <p>5-19-3-1 積雪深計測装置据付</p> <p>積雪深計測装置の据付は、第5編5-19-2-1 路面凍結検知装置据付の規定による。</p> <p>5-19-3-2 積雪深計測装置調整</p> <p>積雪深計測装置の調整は、第5編5-19-2-2 路面凍結検知装置調整の規定に</p>	<p style="text-align: center;"><b>第19章 施設計測・監視制御設備</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、施設計測・監視制御設備工事における路面凍結検知装置設置工、積雪深計測装置設置工、気象観測装置設置工、強震計測装置設置工、土石流監視制御装置設置工、路面冠水検知装置設置工、その他これらに類する工種に適用する。</p> <p><b>第2節 路面凍結検知装置設置工</b></p> <p>5-19-2-1 路面凍結検知装置据付</p> <p>1. 装置等の配置は、設計図書によらなければならない。</p> <p>2. 装置の設計荷重は、第3編3-3-1-2 耐震据付設計基準6項の規定による。</p> <p>3. 装置は、自立型にあつてはコンクリート基礎または鋼板製架台に、壁掛型にあつては壁面に、鋼製の場合は亜鉛めっきまたはステンレス製のボルトなどで固定する。</p> <p>5-19-2-2 路面凍結検知装置調整</p> <p>1. 装置の試験及び調整に先立ち、試験及び調整項目等を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、性能が十分得られるように実施すること。</p> <p>2. 装置の調整完了後に、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。</p> <p><b>第3節 積雪深計測装置設置工</b></p> <p>5-19-3-1 積雪深計測装置据付</p> <p>積雪深計測装置の据付は、第5編5-19-2-1 路面凍結検知装置据付の規定による。</p> <p>5-19-3-2 積雪深計測装置調整</p> <p>積雪深計測装置の調整は、第5編5-19-2-2 路面凍結検知装置調整の規定に</p>	

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p style="text-align: center;"><b>第20章 通信鉄塔・反射板設備</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、通信鉄塔・反射板設備工事における工場製作工、通信用鉄塔設置工、反射板設置工、鉄塔基礎工、反射板基礎工、その他これらに類する工種に適用する。</p> <p>2. 本章の特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。</p> <p><b>第2節 工場製作工</b></p> <p>5-20-2-1 通信用鉄塔製作工 鉄塔製作工は、設計図書によるほか、「通信鉄塔設計要領」によるものとする。</p> <p>5-20-2-2 反射板製作工 反射板製作工は、設計図書によるほか、「通信鉄塔設計要領」によるものとする。</p> <p><b>第3節 通信用鉄塔設置工</b></p> <p>5-20-3-1 通信用鉄塔架設</p> <p>1. 鉄塔の設置位置は、設計図書によらなければならない。</p> <p>2. 地組は、部材の数量及び不良部材の<b>確認</b>をしながら台木等の上で行い、組立完了後にキーロックロープを取付けるものとする。</p> <p>3. クレーン車による据付は、アウトリガーを原則最大に張出し、鉄板・角材等を使用して、堅固かつ水平に行うものとする。 ただし、敷地条件等により最大に張出すことができない場合は、安全に配慮し、施工する。</p> <p>4. 約20m以上の高所作業における上下の連絡は、トランシーバまたはホイッスル等を使用し、<b>確認</b>しながら安全に作業すること。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第20章 通信鉄塔・反射板設備</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、通信鉄塔・反射板設備工事における工場製作工、通信用鉄塔設置工、反射板設置工、鉄塔基礎工、反射板基礎工、その他これらに類する工種に適用する。</p> <p><b>第2節 工場製作工</b></p> <p>5-20-2-1 通信用鉄塔製作工 鉄塔製作工は、設計図書によるほか、「通信鉄塔設計要領」によるものとする。</p> <p>5-20-2-2 反射板製作工 反射板製作工は、設計図書によるほか、「通信鉄塔設計要領」によるものとする。</p> <p><b>第3節 通信用鉄塔設置工</b></p> <p>5-20-3-1 通信用鉄塔架設</p> <p>1. 鉄塔の設置位置は、設計図書によらなければならない。</p> <p>2. 地組は、部材の数量及び不良部材の<b>確認</b>をしながら台木等の上で行い、組立完了後にキーロックロープを取り付けるものとする。</p> <p>3. クレーン車による据付は、アウトリガーを原則最大に張出し、鉄板・角材等を使用して、堅固かつ水平に行うものとする。 ただし、敷地条件等により最大に張出すことができない場合は、安全に配慮し、施工する。</p> <p>4. 約20m以上の高所作業における上下の連絡は、トランシーバまたはホイッスル等を使用し、<b>確認</b>しながら安全に作業すること。</p>	

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p style="text-align: center;"><b>第21章 局舎設備</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、局舎設備工事における局舎設置工、囲障設置工、基礎工、その他これらに類する工種に適用する。</p> <p>2. 本章の特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。</p> <p><b>第2節 局舎設置工</b></p> <p>局舎の設置は、以下によるものとする。</p> <p>(1) 局舎の設置は、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>(2) 局舎の設置は、支持架台などに水平になるよう調整した後で、基礎ボルトにより床面を固定するものとする。</p> <p>(3) 換気孔及び給電線引込口などから、容易に小動物などが侵入しないよう、施工するものとする。</p> <p>(4) 支持架台などコンクリートの露天部は、水勾配を付け、排水を考慮すること。</p> <p><b>第3節 囲障設置工</b></p> <p>囲障の出入口には、必要に応じて施錠装置を設けるものとし、出入口には立入りを禁止する旨を表示する。また、扉の開閉において、周辺の交通を妨げないように施工するものとする。</p> <p><b>第4節 基礎工</b></p> <p><b>5-21-4-1 局舎基礎工</b></p> <p>1. 局舎の荷重に対して、十分な強度及び受圧面を有するものとし、支持力のある地盤面に築造すること。</p> <p>2. 局舎取付け面は、局舎に適合する基礎ボルトを施工する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第21章 局舎設備</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、局舎設備工事における局舎設置工、囲障設置工、基礎工、その他これらに類する工種に適用する。</p> <p><b>第2節 局舎設置工</b></p> <p>局舎の設置は、以下によるものとする。</p> <p>(1) 局舎の設置は、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>(2) 局舎の設置は、支持架台などに水平になるよう調整した後で、基礎ボルトにより床面を固定するものとする。</p> <p>(3) 換気孔及び給電線引込口などから、容易に小動物などが侵入しないよう、施工するものとする。</p> <p>(4) 支持架台などコンクリートの露天部は、水勾配を付け、排水を考慮すること。</p> <p><b>第3節 囲障設置工</b></p> <p>囲障の出入口には、必要に応じて施錠装置を設けるものとし、出入口には立入りを禁止する旨を表示する。また、扉の開閉において、周辺の交通を妨げないように施工するものとする。</p> <p><b>第4節 基礎工</b></p> <p><b>5-21-4-1 局舎基礎工</b></p> <p>1. 局舎の荷重に対して、十分な強度及び受圧面を有するものとし、支持力のある地盤面に築造すること。</p> <p>2. 局舎取付け面は、局舎に適合する基礎ボルトを施工する。</p>	

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠																																										
<p style="text-align: center;"><b>第6編 電子応用設備編</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1章 総 則</b></p> <p><b>第1節 適 用</b></p> <p>1. 本章は、電気通信設備工事における各種情報設備、ダム・堰諸量設備、レーダ雨量計設備、統一河川情報システム、道路交通情報設備、CCTV設備、水質自動監視設備及び電話応答通報設備に使用する工種に適用する。</p> <p>2. 受注者は、<b>設計図書</b>に示された設備などが、その機能を完全に発揮するよう施工しなければならない。</p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と<b>設計図書</b>に相違がある場合は、原則として<b>設計図書</b>の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <table border="0"> <tr> <td>国土交通省</td> <td>電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（案）</td> <td>（令和6年3月）</td> </tr> <tr> <td>経済産業省</td> <td>電気設備に関する技術基準を定める省令</td> <td>（令和4年12月）</td> </tr> <tr> <td>経済産業省</td> <td>電気設備の技術基準の解釈</td> <td>（令和5年12月）</td> </tr> <tr> <td>日本建築学会</td> <td>鋼構造許容応力度設計規準</td> <td>（2019年10月）</td> </tr> <tr> <td>日本建築学会</td> <td>各種合成構造設計指針・同解説</td> <td>（2010年11月）</td> </tr> <tr> <td>建設電気技術協会</td> <td>電気通信設備据付標準図集</td> <td>（平成31年4月）</td> </tr> </table>	国土交通省	電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（案）	（令和6年3月）	経済産業省	電気設備に関する技術基準を定める省令	（令和4年12月）	経済産業省	電気設備の技術基準の解釈	（令和5年12月）	日本建築学会	鋼構造許容応力度設計規準	（2019年10月）	日本建築学会	各種合成構造設計指針・同解説	（2010年11月）	建設電気技術協会	電気通信設備据付標準図集	（平成31年4月）	<p style="text-align: center;"><b>第6編 電子応用設備編</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1章 総 則</b></p> <p><b>第1節 適 用</b></p> <p>1. 本章は、電気通信設備工事における各種情報設備、ダム・堰諸量設備、レーダ雨量計設備、統一河川情報システム、道路交通情報設備、CCTV設備、水質自動監視設備及び電話応答通報設備に使用する工種に適用する。</p> <p>2. 受注者は、<b>設計図書</b>に示された設備などが、その機能を完全に発揮するよう施工しなければならない。</p> <p>3. 本章に特に定めのない事項については、<b>第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。</b></p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と<b>設計図書</b>に相違がある場合は、原則として<b>設計図書</b>の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <table border="0"> <tr> <td>国土交通省</td> <td>電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（案）</td> <td>（令和6年3月）</td> </tr> <tr> <td>経済産業省</td> <td>電気設備に関する技術基準を定める省令</td> <td>（令和5年3月）</td> </tr> <tr> <td>経済産業省</td> <td>電気設備の技術基準の解釈</td> <td>（令和5年12月）</td> </tr> <tr> <td>日本建築学会</td> <td>鋼構造許容応力度設計規準</td> <td>（2019年10月）</td> </tr> <tr> <td>日本建築学会</td> <td>各種合成構造設計指針・同解説</td> <td>（2023年8月）</td> </tr> <tr> <td>建設電気技術協会</td> <td>電気通信設備据付標準図集</td> <td>（平成31年4月）</td> </tr> <tr> <td>建設電気技術協会</td> <td>あと施工アンカーボルト設計・施工要領・同解説</td> <td>（令和7年4月）</td> </tr> <tr> <td>建設電気技術協会</td> <td>ストラクチャー設計・施工要領・同解説</td> <td></td> </tr> </table>	国土交通省	電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（案）	（令和6年3月）	経済産業省	電気設備に関する技術基準を定める省令	（令和5年3月）	経済産業省	電気設備の技術基準の解釈	（令和5年12月）	日本建築学会	鋼構造許容応力度設計規準	（2019年10月）	日本建築学会	各種合成構造設計指針・同解説	（2023年8月）	建設電気技術協会	電気通信設備据付標準図集	（平成31年4月）	建設電気技術協会	あと施工アンカーボルト設計・施工要領・同解説	（令和7年4月）	建設電気技術協会	ストラクチャー設計・施工要領・同解説		<p>各章記載を本節に集約</p> <p>電気通信設備据付標準図集の内、「あと施工アンカーボルト設計・施工要領・同解説」の外</p>
国土交通省	電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（案）	（令和6年3月）																																										
経済産業省	電気設備に関する技術基準を定める省令	（令和4年12月）																																										
経済産業省	電気設備の技術基準の解釈	（令和5年12月）																																										
日本建築学会	鋼構造許容応力度設計規準	（2019年10月）																																										
日本建築学会	各種合成構造設計指針・同解説	（2010年11月）																																										
建設電気技術協会	電気通信設備据付標準図集	（平成31年4月）																																										
国土交通省	電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（案）	（令和6年3月）																																										
経済産業省	電気設備に関する技術基準を定める省令	（令和5年3月）																																										
経済産業省	電気設備の技術基準の解釈	（令和5年12月）																																										
日本建築学会	鋼構造許容応力度設計規準	（2019年10月）																																										
日本建築学会	各種合成構造設計指針・同解説	（2023年8月）																																										
建設電気技術協会	電気通信設備据付標準図集	（平成31年4月）																																										
建設電気技術協会	あと施工アンカーボルト設計・施工要領・同解説	（令和7年4月）																																										
建設電気技術協会	ストラクチャー設計・施工要領・同解説																																											

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p style="text-align: center;"><b>第2章 各種情報設備</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、各種情報設備工事における各種情報設備設置工、IPネットワーク設備設置工、無線LAN設備設置工、その他これらに類する工種について適用する。</p> <p>2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。</p> <p><b>第2節 各種情報設備設置工</b></p> <p>6-2-2-1 ラック</p> <p>1. 装置等をラックなどに收容する機器の質量は、ラック・架台の最大搭載質量以下とする。</p> <p>2. ラックに機器を新設または増設する場合は、重心位置がラック高さの半分以下になるように收容するものとする。</p> <p>6-2-2-2 各種情報設備据付</p> <p>各種情報設備の据付について以下に示すほかは、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p>(1) 装置等を19インチ汎用ラックなどに收容する場合は、ラックに金具で固定し、容易に飛出さないように行うものとする。</p> <p>(2) 装置等を卓上に設置する場合は、置台が移動または転倒などすることを防止するために、ストoppaなどで固定するとともに、装置が置台から落下することのないように、金具やバンドなどで固定するものとする。</p> <p>6-2-2-3 各種情報設備調整</p> <p>各種情報設備の試験及び調整項目並びに関連設備等との対向調整、単体調整は、設計図書によらなければならない。</p>	<p style="text-align: right;">(平成31年4月)</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 各種情報設備</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、各種情報設備工事における各種情報設備設置工、IPネットワーク設備設置工、無線LAN設備設置工、その他これらに類する工種について適用する。</p> <p><b>第2節 各種情報設備設置工</b></p> <p>6-2-2-1 ラック</p> <p>1. 装置等をラックなどに收容する機器の質量は、ラック・架台の最大搭載質量以下とする。</p> <p>2. ラックに機器を新設または増設する場合は、重心位置がラック高さの半分以下になるように收容するものとする。</p> <p>6-2-2-2 各種情報設備据付</p> <p>各種情報設備の据付について以下に示すほかは、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p>(1) 装置等を19インチ汎用ラックなどに收容する場合は、ラックに金具で固定し、容易に飛出さないように行うものとする。</p> <p>6-2-2-3 各種情報設備調整</p> <p>各種情報設備の試験及び調整項目並びに関連設備等との対向調整、単体調整は、設計図書によらなければならない。</p>	<p>出しに準じた「同基準」の外出</p> <p>第1章総則第1節適用に集約 以下同様</p> <p>3-4-3-3に記載済み</p>

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p style="text-align: center;"><b>第3章 ダム・堰諸量設備</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、ダム・堰諸量設備工事におけるダム・堰諸量装置設置工、ダム・堰放流制御装置設置工、その他これらに類する工種について適用する。</p> <p>2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。</p> <p><b>第2節 ダム・堰諸量装置設置工</b></p> <p><b>6-3-2-1 ダム・堰諸量装置据付</b></p> <p>ダム・堰諸量装置の据付について以下に示すほかは、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p>(1) 装置は、床面及び壁などに固定する。</p> <p>なお、他の機器と絶縁する必要がある場合は、木台または絶縁シートなどにより、絶縁処理を行うものとする。</p> <p>(2) 床面及び壁面への取付け方法は、原則として<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>(3) 装置の取付け方法が、<b>設計図書</b>により難しい場合は、施工図を監督職員に<b>提出</b>するものとする。</p> <p>(4) 装置上部を壁面または天井に固定する場合は、50mm×50mm×t5mm以上の等辺山形鋼または十分な強度のボルトを用いて施工するものとする。</p> <p><b>6-3-2-2 ダム・堰諸量装置調整</b></p> <p>1. 装置の試験及び調整に先立ち、試験及び調整項目を記入した方案書を、監督職員に<b>提出し確認</b>を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、性能が十分得られるよう実施するものとする。</p> <p>2. 装置の調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に<b>提出し、確認</b>を受けるものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3章 ダム・堰諸量設備</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、ダム・堰諸量設備工事におけるダム・堰諸量装置設置工、ダム・堰放流制御装置設置工、その他これらに類する工種について適用する。</p> <p><b>第2節 ダム・堰諸量装置設置工</b></p> <p><b>6-3-2-1 ダム・堰諸量装置据付</b></p> <p>ダム・堰諸量装置の据付について以下に示すほかは、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p>(1) 装置は、床面及び壁などに固定する。</p> <p>なお、他の機器と絶縁する必要がある場合は、木台または絶縁シートなどにより、絶縁処理を行うものとする。</p> <p>(2) 床面及び壁面への取付け方法は、原則として<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>(3) 装置の取付け方法が、<b>設計図書</b>により難しい場合は、施工図を監督職員に<b>提出</b>するものとする。</p> <p>(4) 装置上部を壁面または天井に固定する場合は、50mm×50mm×t5mm以上の等辺山形鋼または十分な強度のボルトを用いて施工するものとする。</p> <p><b>6-3-2-2 ダム・堰諸量装置調整</b></p> <p>1. 装置の試験及び調整に先立ち、試験及び調整項目を記入した方案書を、監督職員に<b>提出し確認</b>を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、性能が十分得られるよう実施するものとする。</p> <p>2. 装置の調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に<b>提出し、確認</b>を受けるものとする。</p>	

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p style="text-align: center;"><b>第4章 レーダ雨量計設備</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、レーダ雨量計設備工事における全国合成処理局装置設置工、監視制御局装置設置工、レーダ基地局装置設置工、その他これらに類する工種について適用する。</p> <p>2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。</p> <p><b>第2節 全国合成処理局装置設置工</b></p> <p>6-4-2-1 全国合成処理局装置据付 全国合成処理局装置の据付は、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p>6-4-2-2 全国合成処理局装置調整 全国合成処理局装置の調整は、第6編6-3-2-2 ダム・堰諸量装置調整の規定による。</p> <p><b>第3節 監視制御局装置設置工</b></p> <p>6-4-3-1 監視制御局装置据付 監視制御局装置の据付は、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p>6-4-3-2 監視制御局装置調整</p> <p>1. 装置の試験及び調整に先立ち、試験及び調整項目を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準に定める試験項目により、性能が十分得られるように実施する。</p> <p>2. 装置の調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第4章 レーダ雨量計設備</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、レーダ雨量計設備工事における全国合成処理局装置設置工、監視制御局装置設置工、レーダ基地局装置設置工、その他これらに類する工種について適用する。</p> <p><b>第2節 全国合成処理局装置設置工</b></p> <p>6-4-2-1 全国合成処理局装置据付 全国合成処理局装置の据付は、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p>6-4-2-2 全国合成処理局装置調整 全国合成処理局装置の調整は、第6編6-3-2-2 ダム・堰諸量装置調整の規定による。</p> <p><b>第3節 監視制御局装置設置工</b></p> <p>6-4-3-1 監視制御局装置据付 監視制御局装置の据付は、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p>6-4-3-2 監視制御局装置調整</p> <p>1. 装置の試験及び調整に先立ち、試験及び調整項目を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準に定める試験項目により、性能が十分得られるように実施する。</p> <p>2. 装置の調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。</p>	

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p style="text-align: center;"><b>第5章 統一河川情報システム</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、統一河川情報システム工事における統一河川情報システム装置設置工、その他これらに類する工種について適用する。</p> <p>2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。</p> <p><b>第2節 統一河川情報システム装置設置工</b></p> <p><b>6-5-2-1 統一河川情報システム装置据付</b> 統一河川情報システム装置の据付は、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p><b>6-5-2-2 統一河川情報システム装置調整</b> 装置ごとの試験及び調整項目に従って、技術者により単体調整を入念に行うものとし、試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。</p> <p><b>6-5-2-3 統一河川情報システム装置総合調整</b></p> <p>1. 装置の試験及び調整に先立ち、ネットワークの設定、総合調整及び専用アプリケーション、データベースなどのインストールを行った上、装置の試験及び調整項目並びに関連設備等との対向調整項目を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準に定める試験項目により、性能が十分得られるよう実施するものとする。</p> <p>2. 装置の総合調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第5章 統一河川情報システム</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、統一河川情報システム工事における統一河川情報システム装置設置工、その他これらに類する工種について適用する。</p> <p><b>第2節 統一河川情報システム装置設置工</b></p> <p><b>6-5-2-1 統一河川情報システム装置据付</b> 統一河川情報システム装置の据付は、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p><b>6-5-2-2 統一河川情報システム装置調整</b> 装置ごとの試験及び調整項目に従って、技術者により単体調整を入念に行うものとし、試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。</p> <p><b>6-5-2-3 統一河川情報システム装置総合調整</b></p> <p>1. 装置の試験及び調整に先立ち、ネットワークの設定、総合調整及び専用アプリケーション、データベースなどのインストールを行った上、装置の試験及び調整項目並びに関連設備等との対向調整項目を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準に定める試験項目により、性能が十分得られるよう実施するものとする。</p> <p>2. 装置の総合調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。</p>	

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p style="text-align: center;"><b>第6章 道路交通情報設備</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、道路交通情報設備工事における道路情報中枢局装置設置工、道路情報集中局装置設置工、その他これらに類する工種について適用する。</p> <p>2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。</p> <p><b>第2節 道路情報中枢局装置設置工</b></p> <p>6-6-2-1 道路情報中枢局装置据付 道路情報中枢局装置の据付は、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p>6-6-2-2 道路情報中枢局装置調整 装置ごとの試験及び調整項目に従って、技術者により単体調整を入念に行うものとし、試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。</p> <p>6-6-2-3 道路情報中枢局装置総合調整</p> <p>1. 装置の試験及び調整に先立ち、ネットワークの設定、総合調整及び専用アプリケーション、データベースなどのインストールを行った上、装置の試験及び調整項目並びに関連設備等との対向調整項目を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準に定める試験項目により、性能が十分得られるよう実施するものとする。</p> <p>2. 装置の総合調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。</p> <p><b>第3節 道路情報集中局装置設置工</b></p> <p>6-6-3-1 道路情報集中局装置据付 道路情報集中局装置の据付は、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定に</p>	<p style="text-align: center;"><b>第6章 道路交通情報設備</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、道路交通情報設備工事における道路情報中枢局装置設置工、道路情報集中局装置設置工、その他これらに類する工種について適用する。</p> <p><b>第2節 道路情報中枢局装置設置工</b></p> <p>6-6-2-1 道路情報中枢局装置据付 道路情報中枢局装置の据付は、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p>6-6-2-2 道路情報中枢局装置調整 装置ごとの試験及び調整項目に従って、技術者により単体調整を入念に行うものとし、試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。</p> <p>6-6-2-3 道路情報中枢局装置総合調整</p> <p>1. 装置の試験及び調整に先立ち、ネットワークの設定、総合調整及び専用アプリケーション、データベースなどのインストールを行った上、装置の試験及び調整項目並びに関連設備等との対向調整項目を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準に定める試験項目により、性能が十分得られるよう実施するものとする。</p> <p>2. 装置の総合調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。</p> <p><b>第3節 道路情報集中局装置設置工</b></p> <p>6-6-3-1 道路情報集中局装置据付 道路情報集中局装置の据付は、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定に</p>	

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p style="text-align: center;"><b>第7章 CCTV設備</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、CCTV設備工事におけるCCTV監視制御装置設置工、CCTV装置設置工、その他これらに類する工種について適用する。</p> <p>2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。</p> <p><b>第2節 CCTV監視制御装置設置工</b></p> <p><b>6-7-2-1 CCTV監視制御装置据付</b></p> <p>CCTV監視制御装置の据付について以下に示すほかは、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p>(1) 装置等を構成する、各部相互間の電氣的接続は、特殊なものを除き、原則としてコネクタ等による接続とするものとする。</p> <p>(2) モニタの配置は、設計図書によらなければならないが、視認性の良い位置を選定し、窓からの光や、照明設備等の反射光による影響を受けないように留意すること。</p> <p>(3) 装置等を自立型ラックなどに収容する場合は、ラックに金具で固定し、容易に飛出さないように行うものとする。</p> <p>(4) 装置等を卓上に設置する場合は、置台が移動または転倒などすることを防止するために、ストッパなどで固定するとともに、装置が置台から落下することのないように、金具やバンドなどで固定するものとする。</p> <p>(5) 装置を天井から吊り下げる場合、専用の吊り金具を用いて、スラブ、その他構造体に、装置の重量に対応した吊りボルトなどで、堅固に取り付けるものとする。</p> <p>なお、支持点数は4点以上（天吊モニタは天井との取付ポールを1本以上、天井に取り付けるパネルのねじを4箇所以上）とし、必要のある場合は、ねじ、ワイヤ等により、振れ止めを施すものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第7章 CCTV設備</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、CCTV設備工事におけるCCTV監視制御装置設置工、CCTV装置設置工、その他これらに類する工種について適用する。</p> <p><b>第2節 CCTV監視制御装置設置工</b></p> <p><b>6-7-2-1 CCTV監視制御装置据付</b></p> <p>CCTV監視制御装置の据付について以下に示すほかは、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p>(1) 装置等を構成する、各部相互間の電氣的接続は、特殊なものを除き、原則としてコネクタ等による接続とするものとする。</p> <p>(2) モニタの配置は、設計図書によらなければならないが、視認性の良い位置を選定し、窓からの光や、照明設備等の反射光による影響を受けないように留意すること。</p> <p>(3) 装置等を自立型ラックなどに収容する場合は、ラックに金具で固定し、容易に飛出さないように行うものとする。</p> <p>(4) 装置を天井から吊り下げる場合、専用の吊り金具を用いて、スラブ、その他構造体に、装置の重量に対応した吊りボルトなどで、堅固に取り付けるものとする。</p> <p>なお、支持点数は4点以上（天吊モニタは天井との取付ポールを1本以上、天井に取り付けるパネルのねじを4箇所以上）とし、必要のある場合は、ねじ、ワイヤ等により、振れ止めを施すものとする。</p>	<p>3-4-3-3に記載済み</p>

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>6-7-2-2 CCTV監視制御装置調整</p> <p>1. 装置の試験及び調整に先立ち、試験及び調整項目を記入した方案書を監督職員に提出し、確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、性能が十分得られるよう実施するものとする。</p> <p>2. 装置の調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。</p> <p><b>第3節 CCTV装置設置工</b></p> <p>6-7-3-1 CCTV装置据付</p> <p>1. カメラ装置据付</p> <p>カメラ装置の据付について以下に示すほかは、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p>(1) 雲台または旋回装置は、支柱または架台などに水平調整を行った後、適合するボルトなどで取付けるものとする。</p> <p>(2) カメラヘッド部は、雲台または旋回装置に適合するボルトなどで振れが起らないように、堅固に取付けるものとする。</p> <p>(3) <b>カメラ装置</b>は、カメラ支柱または架台とカメラ装置間をワイヤロープ等で接続するものとし、落下防止対策を講ずるものとする。</p> <p>ただし、本体構造による落下防止対策の実施が<b>確認</b>できるCCTV設備においてはワイヤロープ等による対策は求めない。</p> <p>ワイヤロープ等は、第3編3-4-3-4 各種設備の落下防止の規定による。</p> <p>落下防止用ワイヤロープ等は、カメラ装置落下にともなう荷重に耐えられる強度とする。</p> <p>(4) カメラの設置は、太陽光や照明灯の光がレンズにあたらないように、設置位置と角度に留意して取付けるものとする。</p> <p>(5) カメラ装置を、屋外またはこれらに類する場所に取り付ける場合は、溶融亜鉛めっきまたはステンレス製のボルトなどを使用するものとする。</p> <p>(6) 高さ6m以上の支柱において、ベースプレート式を用いる場合のボル</p>	<p>6-7-2-2 CCTV監視制御装置調整</p> <p>1. 装置の試験及び調整に先立ち、試験及び調整項目を記入した方案書を監督職員に提出し、確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、性能が十分得られるよう実施するものとする。</p> <p>2. 装置の調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。</p> <p><b>第3節 CCTV装置設置工</b></p> <p>6-7-3-1 CCTV装置据付</p> <p>1. カメラ装置据付</p> <p>カメラ装置の据付について以下に示すほかは、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p>(1) 雲台または旋回装置は、支柱または架台などに水平調整を行った後、適合するボルトなどで取り付けるものとする。</p> <p>(2) カメラヘッド部は、雲台または旋回装置に適合するボルトなどで振れが起らないように、堅固に取り付けるものとする。</p> <p>(3) <b>本体構造による落下防止対策が施されていないカメラ装置</b>については、カメラ支柱または架台とカメラ装置間をワイヤロープ等で接続するものとし、落下防止対策を講ずるものとする。</p> <p>ワイヤロープ等は、第3編3-4-3-4 各種設備の落下防止の規定による。</p> <p>落下防止用ワイヤロープ等は、カメラ装置落下にともなう荷重に耐えられる強度とする。</p> <p>(4) カメラの設置は、太陽光や照明灯の光がレンズにあたらないように、設置位置と角度に留意して取り付けるものとする。</p> <p>(5) カメラ装置を、屋外またはこれらに類する場所に取り付ける場合は、溶融亜鉛めっきまたはステンレス製のボルトなどを使用するものとする。</p> <p>(6) 高さ6m以上の支柱において、ベースプレート式を用いる場合のボル</p>	<p>改定主旨・根拠</p> <p>機器仕様に合わせた記述</p>

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p style="text-align: center;"><b>第8章 水質自動監視設備</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、水質自動監視設備工事における水質自動監視装置設置工、水質自動観測装置設置工、その他これらに類する工種について適用する。</p> <p>2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。</p> <p><b>第2節 水質自動監視装置設置工</b></p> <p>6-8-2-1 水質自動監視装置据付 水質自動監視装置の据付は、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p>6-8-2-2 水質自動監視装置調整</p> <p>1. 装置の試験及び調整に先立ち、試験及び調整項目を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、性能が十分得られるよう実施するものとする。</p> <p>2. 装置の調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。</p> <p><b>第3節 水質自動観測装置設置工</b></p> <p>6-8-3-1 観測局装置据付 観測局装置の据付は、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p>6-8-3-2 観測局装置調整 観測局装置の調整は、第6編6-8-2-2 水質自動監視装置調整の規定による。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第8章 水質自動監視設備</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、水質自動監視設備工事における水質自動監視装置設置工、水質自動観測装置設置工、その他これらに類する工種について適用する。</p> <p><b>第2節 水質自動監視装置設置工</b></p> <p>6-8-2-1 水質自動監視装置据付 水質自動監視装置の据付は、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p>6-8-2-2 水質自動監視装置調整</p> <p>1. 装置の試験及び調整に先立ち、試験及び調整項目を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、性能が十分得られるよう実施するものとする。</p> <p>2. 装置の調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。</p> <p><b>第3節 水質自動観測装置設置工</b></p> <p>6-8-3-1 観測局装置据付 観測局装置の据付は、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p>6-8-3-2 観測局装置調整 観測局装置の調整は、第6編6-8-2-2 水質自動監視装置調整の規定による。</p>	

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p style="text-align: center;"><b>第9章 電話応答通報設備</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、電話応答通報設備工事における電話応答（通報）装置設置工、その他これらに類する工種について適用する。</p> <p>2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。</p> <p><b>第2節 電話応答（通報）装置設置工</b></p> <p>6-9-2-1 電話応答（通報）装置据付</p> <p>1. 装置等を自立型ラックなどに收容する場合は、ラックに金具で固定し、容易に飛出さないように行うものとする。</p> <p>2. 装置等を卓上に設置する場合は、置台が移動または転倒などすることを防止するために、ストッパなどで固定するとともに、装置が置台から落下することのないように、金具やバンドなどで固定するものとする。</p> <p>6-9-2-2 電話応答（通報）装置調整</p> <p>1. 装置の試験及び調整に先立ち、試験及び調整項目を記入した方案書を、監督職員に提出し、確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、性能が十分得られるよう実施するものとする。</p> <p>2. 装置の調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第9章 電話応答通報設備</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、電話応答通報設備工事における電話応答（通報）装置設置工、その他これらに類する工種について適用する。</p> <p><b>第2節 電話応答（通報）装置設置工</b></p> <p>6-9-2-1 電話応答（通報）装置据付</p> <p style="text-align: center;">電話応答(通報)の据付について、以下に示すほかは第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p>1. 装置等を自立型ラックなどに收容する場合は、ラックに金具で固定し、容易に飛出さないように行うものとする。</p> <p>6-9-2-2 電話応答（通報）装置調整</p> <p>1. 装置の試験及び調整に先立ち、試験及び調整項目を記入した方案書を、監督職員に提出し、確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、性能が十分得られるよう実施するものとする。</p> <p>2. 装置の調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。</p>	<p>3-4-3-3に記載済み</p>

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p style="text-align: center;"><b>第10章 システム・インテグレーション</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. システム・インテグレーション (SI) とは、機器の製作において単体もしくは設備としての機能に係る設計以外であって、機器又は設備の既設ネットワークへの接続、ネットワークの設定・変更等により全体システムを機能させるために必要なネットワーク設計、ネットワークデータ作成、試験、ドキュメント作成などの作業をいう。</p> <p>2. 本章は、IPネットワーク機器（ネットワーク伝送装置（SDN方式）、無線LAN設備を含む）及び統合型IP電話交換設備の設定に要する作業に適用する。</p> <p>3. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。</p> <p><b>第2節 IPネットワーク機器（ネットワーク伝送装置（SDN方式）、無線LAN設備を含む）</b></p> <p>6-10-2-1 IPネットワーク機器設定作業</p> <p>1. SIの対象となる作業内容の基本項目は、下記に示す装置毎の作業内容に機能種別毎の作業内容を加えた作業項目、範囲とし、設計図書で指定する当該ネットワーク機器の設置または設定変更等に伴う具体的作業内容並びに対象範囲について作業を行う。</p> <p>（1）装置設定作業</p> <p>① ネットワーク環境調査 新たに設置するネットワーク及び関連する既設ネットワーク等の環境調査。</p> <p>② ネットワーク設計 ネットワーク環境調査結果に基づくネットワーク設計</p> <p>③ 既存・関連システム整合設計 既存システム及び関連システムとのアドレス体系、基本ルーティン</p>	<p style="text-align: center;"><b>第10章 システム・インテグレーション</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. システム・インテグレーションとは、機器の製作において単体もしくは設備としての機能に係る設計以外であって、機器又は設備の既設ネットワークへの接続、ネットワークの設定・変更等により全体システムを機能させるために必要なネットワーク設計、ネットワークデータ作成、試験、ドキュメント作成などの作業をいう。</p> <p>2. 本章は、IPネットワーク機器（ネットワーク伝送装置（SDN方式）、無線LAN設備を含む）及び統合型IP電話交換設備の設定に要する作業に適用する。</p> <p><b>第2節 IPネットワーク機器（ネットワーク伝送装置（SDN方式）、無線LAN設備を含む）</b></p> <p>6-10-2-1 IPネットワーク機器設定作業</p> <p>1. システム・インテグレーションの対象となる作業内容の基本項目は、下記に示す装置毎の作業内容に機能種別毎の作業内容を加えた作業項目、範囲とし、<b>設計図書</b>で指定する当該ネットワーク機器の設置または設定変更等に伴う具体的作業内容並びに対象範囲について作業を行う。</p> <p>（1）装置設定作業</p> <p>① ネットワーク環境調査 新たに設置するネットワーク及び関連する既設ネットワーク等の環境調査。</p> <p>② ネットワーク設計 ネットワーク環境調査結果に基づくネットワーク設計</p> <p>③ 既存・関連システム整合設計 既存システム及び関連システムとのアドレス体系、基本ルーティン</p>	<p>表記の統一</p>

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>⑦ セキュリティの設定1 (フィルタリング) IPアドレス、TCP/UDPポート番号等によるフィルタリングに関する設定</p> <p>⑧ セキュリティの設定2 (アドレス変換) NATやNAPTなどのアドレス変換に関わる設定</p> <p>2. 装置ごとの調査及び設定項目に従って、技術者により入念に設定作業を行うものとし、作業結果を監督職員に提出するものとする。</p> <p><b>第3節 統合型IP電話交換設備</b></p> <p>6-10-3-1 統合型IP電話交換設備設定作業</p> <p>1. <b>SI</b>の対象となる作業内容の基本項目は、下記に示す装置毎の作業内容に機能種別毎の作業内容を加えた作業項目、範囲とし、設計図書で指定する当該統合型IP電話交換設備の設置または設定変更等に伴う具体的作業内容並びに対象範囲について作業を行う。</p> <p>(1) 装置設定作業</p> <p>① IP電話網環境調査 新たに設置するIP電話網及び関連する既設IP電話網等の環境調査</p> <p>② IP電話網基本設計 IP電話網環境調査結果に基づくIP電話網の設計</p> <p>③ コンフィグファイル作成 IP電話網基本設計に基づき、新設機器の設定用コンフィグファイルの作成 既存機器の修正コンフィグファイルを作成</p> <p>④ IP電話交換設備総合動作検証 作成したコンフィグファイルの新設・既設機器へのインストール。 インストールした新設・既設機器単体での動作検証 構築した電話網の総合的な動作検証</p> <p>⑤ ドキュメント類作成 当該電話網の物理構成図、論理構成図、試験成績書及びコンフィグデータファイル等のドキュメント類の作成</p>	<p>⑦ セキュリティの設定1 (フィルタリング) IPアドレス、TCP/UDPポート番号等によるフィルタリングに関する設定</p> <p>⑧ セキュリティの設定2 (アドレス変換) NATやNAPTなどのアドレス変換に関わる設定</p> <p>2. 装置ごとの調査及び設定項目に従って、技術者により入念に設定作業を行うものとし、作業結果を監督職員に提出するものとする。</p> <p><b>第3節 統合型IP電話交換設備</b></p> <p>6-10-3-1 統合型IP電話交換設備設定作業</p> <p>1. <b>システム・インテグレーション</b>の対象となる作業内容の基本項目は、下記に示す装置毎の作業内容に機能種別毎の作業内容を加えた作業項目、範囲とし、<b>設計図書</b>で指定する当該統合型IP電話交換設備の設置または設定変更等に伴う具体的作業内容並びに対象範囲について作業を行う。</p> <p>(1) 装置設定作業</p> <p>① IP電話網環境調査 新たに設置するIP電話網及び関連する既設IP電話網等の環境調査</p> <p>② IP電話網基本設計 IP電話網環境調査結果に基づくIP電話網の設計</p> <p>③ コンフィグファイル作成 IP電話網基本設計に基づき、新設機器の設定用コンフィグファイルの作成 既存機器の修正コンフィグファイルを作成</p> <p>④ IP電話交換設備総合動作検証 作成したコンフィグファイルの新設・既設機器へのインストール。 インストールした新設・既設機器単体での動作検証 構築した電話網の総合的な動作検証</p> <p>⑤ ドキュメント類作成 当該電話網の物理構成図、論理構成図、試験成績書及びコンフィグデータファイル等のドキュメント類の作成</p>	

旧 令和6年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>(2) 機能設定作業</p> <p>① 回線設計</p> <p>局線/中継線の接続要件定義 (既設環境調査)</p> <p>物理構成設計 (中継方式、IPネットワーク構成)</p> <p>論理構成設計 (テナント構成、番号計画)</p> <p>局線サービス設計 (DID/DIL/FL/災害優先回線/非常切替)</p> <p>② 端末設計</p> <p>内線サービスの要件定義 (既設環境調査)</p> <p>内線端末機器データ設計</p> <p>内線サービス(内線代表/ピックアップ/幹部秘書機能/夜間転送/発番号通知) 設計</p> <p>電話帳/プレゼンス管理DBデータ設計</p> <p>2. 装置ごとの調査及び設定項目に従って、技術者により入念に設定作業を行うものとし、作業結果を監督職員に<b>提出</b>するものとする。</p>	<p>(2) 機能設定作業</p> <p>① 回線設計</p> <p>局線/中継線の接続要件定義 (既設環境調査)</p> <p>物理構成設計 (中継方式、IPネットワーク構成)</p> <p>論理構成設計 (テナント構成、番号計画)</p> <p>局線サービス設計 (DID/DIL/FL/災害優先回線/非常切替)</p> <p>② 端末設計</p> <p>内線サービスの要件定義 (既設環境調査)</p> <p>内線端末機器データ設計</p> <p>内線サービス(内線代表/ピックアップ/幹部秘書機能/夜間転送/発番号通知) 設計</p> <p>電話帳/プレゼンス管理DBデータ設計</p> <p>2. 装置ごとの調査及び設定項目に従って、技術者により入念に設定作業を行うものとし、作業結果を監督職員に<b>提出</b>するものとする。</p>	

電気通信設備工事共通仕様書 新旧対照表

令和7年3月

旧 令和6年版			新 朱書き修正			改定主旨・根拠
電気通信設備工事共通仕様書 付表			電気通信設備工事共通仕様書 付表			
日本産業規格（JIS）			日本産業規格（JIS）			改定日反映
規格番号	規格名称	最新改定年月日	規格番号	規格名称	最新改定年月日	
JIS A 4201	建築物等の雷保護	2003/07/08	JIS A 4201	建築物等の雷保護	2003/07/08	
JIS A 5001	道路用砕石	2008/03/20	JIS A 5001	道路用砕石	2008/03/20	
JIS A 5005	コンクリート用砕石及び砕砂	2020/10/20	JIS A 5005	コンクリート用砕石及び砕砂	2020/10/20	
JIS A 5006	割ぐり石	1995/02/01	JIS A 5006	割ぐり石	1995/02/01	
JIS A 5008	舗装用石灰石粉	2008/03/20	JIS A 5008	舗装用石灰石粉	2008/03/20	
JIS A 5011-1	コンクリート用スラグ骨材－第1部：高炉スラグ骨材	2018/01/22	JIS A 5011-1	コンクリート用スラグ骨材－第1部：高炉スラグ骨材	2018/01/22	
JIS A 5011-2	コンクリート用スラグ骨材－第2部：フェロニッケルスラグ骨材	2016/04/20	JIS A 5011-2	コンクリート用スラグ骨材－第2部：フェロニッケルスラグ骨材	2016/04/20	
JIS A 5011-3	コンクリート用スラグ骨材－第3部：銅スラグ骨材	2016/04/20	JIS A 5011-3	コンクリート用スラグ骨材－第3部：銅スラグ骨材	2016/04/20	
JIS A 5011-4	コンクリート用スラグ骨材－第4部：電気炉酸化スラグ骨材	2018/01/22	JIS A 5011-4	コンクリート用スラグ骨材－第4部：電気炉酸化スラグ骨材	2018/01/22	
JIS A 5011-5	コンクリート用スラグ骨材－第5部：石炭ガス化スラグ骨材	2020/10/20	JIS A 5011-5	コンクリート用スラグ骨材－第5部：石炭ガス化スラグ骨材	2020/10/20	
JIS A 5015	道路用鉄鋼スラグ	2018/12/20	JIS A 5015	道路用鉄鋼スラグ	2018/12/20	
JIS A 5372	プレキャスト鉄筋コンクリート製品	2016/04/20	JIS A 5372	プレキャスト鉄筋コンクリート製品	2016/04/20	
JIS A 5373	プレキャストプレストレスコンクリート製品	2016/04/20	JIS A 5373	プレキャストプレストレスコンクリート製品	2016/04/20	
JIS A 5525	鋼管ぐい	2019/03/20	JIS A 5525	鋼管ぐい	2024/11/20	
JIS A 5526	H形鋼ぐい	2022/03/22	JIS A 5526	H形鋼ぐい	2022/03/22	
JIS A 5528	熱間圧延鋼矢板	2021/02/22	JIS A 5528	熱間圧延鋼矢板	2021/02/22	
JIS A 5530	鋼管矢板	2019/03/20	JIS A 5530	鋼管矢板	2024/11/20	
JIS B 1180	六角ボルト	2014/04/21	JIS B 1180	六角ボルト	2014/04/21	
JIS B 1181	六角ナット	2014/04/21	JIS B 1181	六角ナット	2014/04/21	
JIS B 1186	摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット	2013/06/20	JIS B 1186	摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット	2013/06/20	
JIS C 0448	表示装置（表示部）及び操作機器（操作部）のための色及び補助手段に関する規準	1997/11/20	JIS C 0448	表示装置（表示部）及び操作機器（操作部）のための色及び補助手段に関する規準	1997/11/20	
JIS C 0920	電気機械器具の外郭による保護等級（IPコード）	2003/07/20	JIS C 0920	電気機械器具の外郭による保護等級（IPコード）	2003/07/20	
JIS C 2336	電気絶縁用ポリ塩化ビニル粘着テープ	2012/07/20	JIS C 2336	電気絶縁用ポリ塩化ビニル粘着テープ	2012/07/20	
JIS C 2804	圧縮端子	1995/03/01	JIS C 2804	圧縮端子	1995/03/01	
JIS C 2805	銅線用圧着端子	2010/10/20	JIS C 2805	銅線用圧着端子	2010/10/20	
JIS C 2806	銅線用裸圧着スリーブ	2003/06/20	JIS C 2806	銅線用裸圧着スリーブ	2003/06/20	
JIS C 2810	屋内配線用電線コネクタ通則－分離不能形	1995/02/01	JIS C 2810	屋内配線用電線コネクタ通則－分離不能形	1995/02/01	
			JIS B 1082	ねじの有効断面積及び座面の負荷面積	2009/03/20	

電気通信設備工事共通仕様書 新旧対照表

令和7年3月

旧 令和6年版			新 朱書き修正			改定主旨・根拠
規格番号	規格名称	最新改定年月日	規格番号	規格名称	最新改定年月日	
JIS C 2813	屋内配線用差込形電線コネクタ	2009/02/20	JIS C 2813	屋内配線用差込形電線コネクタ	2009/02/20	
JIS C 2814-2-4	家庭用及びこれに類する用途の低電圧用接続器具－第2-4部： ねじ込み形接続器具の個別要求事項	2009/3/20	JIS C 2814-2-4	家庭用及びこれに類する用途の低電圧用接続器具－第2-4部： ねじ込み形接続器具の個別要求事項	2009/3/20	
JIS C 3101	電気用硬銅線	1994/07/01	JIS C 3101	電気用硬銅線	1994/07/01	
JIS C 3102	電気用軟銅線	1984/01/01	JIS C 3102	電気用軟銅線	1984/01/01	
JIS C 3105	硬銅より線	1994/07/01	JIS C 3105	硬銅より線	1994/07/01	
JIS C 3109	硬アルミニウムより線	1994/07/01	JIS C 3109	硬アルミニウムより線	1994/07/01	
JIS C 3306	ビニルコード	2000/12/20	JIS C 3306	ビニルコード	2000/12/20	
JIS C 3307	600V ビニル絶縁電線 (IV)	2000/12/20	JIS C 3307	600V ビニル絶縁電線 (IV)	2000/12/20	
JIS C 3312	600V ビニル絶縁ビニルキャブタイヤケーブル	2000/12/20	JIS C 3312	600V ビニル絶縁ビニルキャブタイヤケーブル	2000/12/20	
JIS C 3316	電気機器用ビニル絶縁電線	2008/12/20	JIS C 3316	電気機器用ビニル絶縁電線	2008/12/20	
JIS C 3317	600V 二種ビニル絶縁電線 (HIV)	2000/12/20	JIS C 3317	600V 二種ビニル絶縁電線 (HIV)	2000/12/20	
JIS C 3327	600V ゴムキャブタイヤケーブル	2000/12/20	JIS C 3327	600V ゴムキャブタイヤケーブル	2000/12/20	
JIS C 3340	屋外用ビニル絶縁電線 (OW)	2000/12/20	JIS C 3340	屋外用ビニル絶縁電線 (OW)	2000/12/20	
JIS C 3341	引込用ビニル絶縁電線 (DV)	2000/12/20	JIS C 3341	引込用ビニル絶縁電線 (DV)	2000/12/20	
JIS C 3342	600V ビニル絶縁ビニルシースケーブル (VV)	2012/02/20	JIS C 3342	600V ビニル絶縁ビニルシースケーブル (VV)	2012/02/20	
JIS C 3401	制御用ケーブル	2022/02/21	JIS C 3401	制御用ケーブル	2022/02/21	
JIS C 3501	高周波同軸ケーブル (ポリエチレン絶縁編組形)	2009/12/21	JIS C 3501	高周波同軸ケーブル (ポリエチレン絶縁編組形)	2009/12/21	
JIS C 3502	テレビジョン受信用同軸ケーブル	2020/02/20	JIS C 3502	テレビジョン受信用同軸ケーブル	2020/02/20	
JIS C 3503	CATV用 (給電兼用) アルミニウムパイプ形同軸ケーブル	2020/02/20	JIS C 3503	CATV用 (給電兼用) アルミニウムパイプ形同軸ケーブル	2020/02/20	
JIS C 3605	600V ポリエチレンケーブル	2022/05/20	JIS C 3605	600V ポリエチレンケーブル	2022/05/20	
JIS C 3606	高圧架橋ポリエチレンケーブル	2022/08/22	JIS C 3606	高圧架橋ポリエチレンケーブル	2022/08/22	
JIS C 3609	高圧引下用絶縁電線	2000/12/20	JIS C 3609	高圧引下用絶縁電線	2000/12/20	
JIS C 3651	ヒーティング施設の施工方法	2014/11/20	JIS C 3651	ヒーティング施設の施工方法	2014/11/20	
JIS C 3652	電力用フラットケーブルの施工方法	1993/07/01	JIS C 3652	電力用フラットケーブルの施工方法	1993/07/01	
JIS C 3653	電力用ケーブルの地中埋設の施工方法	2004/03/20	JIS C 3653	電力用ケーブルの地中埋設の施工方法	2004/03/20	
JIS C 3821	高圧ピンがいし	1992/11/01	JIS C 3821	高圧ピンがいし	2024/03/21	
JIS C 3824	高圧がい管	1992/11/01	JIS C 3824	高圧がい管	1992/11/01	
JIS C 3826	高圧耐張がいし	1994/03/01	JIS C 3826	高圧耐張がいし	2024/03/21	
JIS C 3832	玉がいし	1995/01/01	JIS C 3832	玉がいし	2024/03/21	
JIS C 3844	低圧ピンがいし	1995/01/01	JIS C 3844	低圧ピンがいし	2024/03/21	

電気通信設備工事共通仕様書 新旧対照表

令和7年3月

旧 令和6年版			新 朱書き修正			改定主旨・根拠
規格番号	規格名称	最新改定年月日	規格番号	規格名称	最新改定年月日	
JIS C 3845	低圧引留がいし	1995/01/01	JIS C 3845	低圧引留がいし	2024/03/21	
JIS C 5381-12	低圧サージ防護デバイス-第12部：低圧配電システムに接続する低圧サージ防護デバイスの選定及び適用基準	2021/10/20	JIS C 5381-12	低圧サージ防護デバイス-第12部：低圧配電システムに接続する低圧サージ防護デバイスの選定及び適用基準	2021/10/20	
JIS C 5410-1	高周波同軸コネクタ-第1部：品目別通則-一般要求事項及び測定方法	2021/02/22	JIS C 5410-1	高周波同軸コネクタ-第1部：品目別通則-一般要求事項及び測定方法	2021/02/22	
JIS C 5411	高周波同軸 C01 形コネクタ	1995/11/01	JIS C 5411	高周波同軸 C01 形コネクタ	1995/11/01	
JIS C 5412	高周波同軸 C02 形コネクタ	1995/11/01	JIS C 5412	高周波同軸 C02 形コネクタ	1995/11/01	
JIS C 5413	高周波同軸 C03 形コネクタ	1995/11/01	JIS C 5413	高周波同軸 C03 形コネクタ	1995/11/01	
JIS C 5414	高周波同軸 C04 形コネクタ	1995/11/01	JIS C 5414	高周波同軸 C04 形コネクタ	1995/11/01	
JIS C 5415	高周波同軸 C05 形コネクタ	1995/11/01	JIS C 5415	高周波同軸 C05 形コネクタ	1995/11/01	
JIS C 5419	高周波同軸 C11 形コネクタ	1995/11/01	JIS C 5419	高周波同軸 C11 形コネクタ	1995/11/01	
JIS C 5962	光ファイバコネクタ通則	2018/02/20	JIS C 5962	光ファイバコネクタ通則	2023/05/22	
JIS C 5964-4	光ファイバコネクタかん合標準-第4部：SC 形光ファイバコネクタ類 (F04 形)	2014/03/20	JIS C 5964-4	光ファイバコネクタかん合標準-第4部：SC 形光ファイバコネクタ類 (F04 形)	2024/02/20	
JIS C 5964-13	光ファイバコネクタかん合標準-第13部：FC-PC 形光ファイバコネクタ類 (F01 形)	2015/03/20	JIS C 5964-13	光ファイバコネクタかん合標準-第13部：FC-PC 形光ファイバコネクタ類 (F01 形)	2015/03/20	
JIS C 5964-20	光ファイバコネクタかん合標準-第20部：LC 形光ファイバコネクタ類	2015/03/20	JIS C 5964-20	光ファイバコネクタかん合標準-第20部：LC 形光ファイバコネクタ類	2015/03/20	
JIS C 5970	F01 形単心光ファイバコネクタ (FC コネクタ)	2015/03/20	JIS C 5970	F01 形単心光ファイバコネクタ (FC コネクタ)	2015/03/20	
JIS C 5973	F04 形光ファイバコネクタ (SC コネクタ)	2014/03/20	JIS C 5973	F04 形光ファイバコネクタ (SC コネクタ)	2014/03/20	
JIS C 6575-1	ミニチュアヒューズ-第1部：ミニチュアヒューズに関する用語及びミニチュアヒューズリンクに対する通則	2016/01/20	JIS C 6575-1	ミニチュアヒューズ-第1部：ミニチュアヒューズに関する用語及びミニチュアヒューズリンクに対する通則	2016/01/20	
JIS C 6575-2	ミニチュアヒューズ-第2部：管形ヒューズリンク	2016/03/22	JIS C 6575-2	ミニチュアヒューズ-第2部：管形ヒューズリンク	2016/03/22	
JIS C 6575-3	ミニチュアヒューズ-第3部：サブミニチュアヒューズリンク	2016/01/20	JIS C 6575-3	ミニチュアヒューズ-第3部：サブミニチュアヒューズリンク	2016/01/20	
JIS C 6575-4	ミニチュアヒューズ-第4部：UMヒューズリンク (UMF) 並びにその他の端子挿入形及び表面実装形ヒューズリンク	2016/01/20	JIS C 6575-4	ミニチュアヒューズ-第4部：UMヒューズリンク (UMF) 並びにその他の端子挿入形及び表面実装形ヒューズリンク	2016/01/20	
JIS C 6820	光ファイバ通則	2023/02/20	JIS C 6820	光ファイバ通則	2023/02/20	
JIS C 6830	光ファイバコード	1998/02/20	JIS C 6830	光ファイバコード	1998/02/20	
JIS C 6831	光ファイバ心線	2001/08/20	JIS C 6831	光ファイバ心線	2001/08/20	
JIS C 6832	石英系マルチモード光ファイバ素線	2019/03/20	JIS C 6832	石英系マルチモード光ファイバ素線	2019/03/20	
JIS C 6835	石英系シングルモード光ファイバ素線	2017/10/20	JIS C 6835	石英系シングルモード光ファイバ素線	2017/10/20	
JIS C 6838	テープ形光ファイバ心線	2020/08/20	JIS C 6838	テープ形光ファイバ心線	2020/08/20	

電気通信設備工事共通仕様書 新旧対照表

令和7年3月

旧 令和6年版			新 朱書き修正			改定主旨・根拠
規格番号	規格名称	最新改定年月日	規格番号	規格名称	最新改定年月日	
JIS C 6839	屋内用テープ形光ファイバコード	2008/01/20				2022/2/21廃止 C6870-2-30へ
JIS C 6841	光ファイバ心線融着接続方法	1999/07/20	JIS C 6841	光ファイバ心線融着接続方法	1999/07/20	
JIS C 7516	表示用電球	1992/03/01	JIS C 6870-2-10	光ファイバケーブル-第2-10部：屋内ケーブル-1心及び2心 光ファイバケーブル品種別通則	2021/01/20	
JIS C 7601	蛍光灯（一般照明用）	2010/05/20	JIS C 6870-2-20	光ファイバケーブル-第2-20部：屋内ケーブル-多心光ファイバケーブル品種別通則	2021/01/20	
JIS C 7604	高圧水銀ランプ-性能規定	2006/11/20	JIS C 6870-2-30	光ファイバケーブル-第2-30部：屋内ケーブル-終端ケーブルアセンブリに使用するテープ形光ファイバコード品種別通則	2022/02/21	
JIS C 7606	ネオンランプ	1985/01/01	JIS C 7516	表示用電球	1992/03/01	
JIS C 7610	低圧ナトリウムランプ	1991/10/01	JIS C 7601	蛍光灯（一般照明用）	2010/05/20	
JIS C 7612	照度測定方法	1985/11/01	JIS C 7606	ネオンランプ	1985/01/01	
JIS C 7621	高圧ナトリウムランプ-性能仕様	2011/12/20	JIS C 7612	照度測定方法	1985/11/01	
JIS C 7623	メタルハライドランプ-性能仕様	2019/04/22	JIS C 7621	高圧ナトリウムランプ-性能仕様	2011/12/20	
JIS C 7709-1	電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性 第1部 口金	2022/03/22	JIS C 7623	メタルハライドランプ-性能仕様	2019/04/22	
JIS C 7710	電球類ガラス管球の形式の表し方	1988/03/01	JIS C 7709-1	電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性 第1部 口金	2022/03/22	
JIS C 8105-1	照明器具-第1部：安全性要求事項通則	2021/12/20	JIS C 7710	電球類ガラス管球の形式の表し方	1988/03/01	
JIS C 8105-2-2	照明器具-第2-2部：埋込み形照明器具に関する安全性要求事項	2014/12/22	JIS C 8105-1	照明器具-第1部：安全性要求事項通則	2021/12/20	
JIS C 8105-2-3	照明器具-第2-3部：道路及び街路照明器具に関する安全性要求事項	2011/09/20	JIS C 8105-2-2	照明器具-第2-2部：埋込み形照明器具に関する安全性要求事項	2014/12/22	
JIS C 8105-2-5	照明器具-第2-5部：投光器に関する安全性要求事項	2017/03/21	JIS C 8105-2-3	照明器具-第2-3部：道路及び街路照明器具に関する安全性要求事項	2011/09/20	
JIS C 8105-3	照明器具-第3部：性能要求事項通則	2011/12/20	JIS C 8105-2-5	照明器具-第2-5部：投光器に関する安全性要求事項	2017/03/21	
JIS C 8106	施設用LED照明器具・施設用蛍光灯器具	2015/10/20	JIS C 8105-3	照明器具-第3部：性能要求事項通則	2024/02/20	
JIS C 8108	蛍光灯安定器	2008/07/20	JIS C 8106	施設用LED照明器具・施設用蛍光灯器具	2015/10/20	
JIS C 8110	放電灯安定器（蛍光灯を除く）	2008/12/20	JIS C 8108	蛍光灯安定器	2008/07/20	
JIS C 8113	投光器の性能要求事項	2015/10/20	JIS C 8110	放電灯安定器（蛍光灯を除く）	2008/12/20	
JIS C 8117	蛍光灯電子安定器	2008/10/20	JIS C 8113	投光器の性能要求事項	2015/10/20	
JIS C 8131	道路照明器具	2013/11/20	JIS C 8117	蛍光灯電子安定器	2008/10/20	
JIS C 8153	LEDモジュール用制御装置-性能要求事項	2015/10/20	JIS C 8131	道路照明器具	2013/11/20	
JIS C 8154	一般照明用LEDモジュール-安全仕様	2015/10/20	JIS C 8153	LEDモジュール用制御装置-性能要求事項	2015/10/20	
JIS C 8155	一般照明用LEDモジュール-性能要求事項	2019/03/20	JIS C 8154	一般照明用LEDモジュール-安全仕様	2015/10/20	
JIS C 8201-1	低圧開閉装置及び制御装置-第1部：通則	2020/03/23	JIS C 8155	一般照明用LEDモジュール-性能要求事項	2019/03/20	
			JIS C 8201-1	低圧開閉装置及び制御装置-第1部：通則	2024/08/20	

電気通信設備工事共通仕様書 新旧対照表

令和7年3月

旧 令和6年版			新 朱書き修正			改定主旨・根拠
規格番号	規格名称	最新改定年月日	規格番号	規格名称	最新改定年月日	
JIS C 8201-2-1	低圧開閉装置及び制御装置—第2-1部：回路遮断器（配線用遮断器及びその他の遮断器）	2021/09/21	JIS C 8201-2-1	低圧開閉装置及び制御装置—第2-1部：回路遮断器（配線用遮断器及びその他の遮断器）	2021/09/21	削除
JIS C 8201-2-2	低圧開閉装置及び制御装置—第2-2部：漏電遮断器	2021/09/21	JIS C 8201-2-2	低圧開閉装置及び制御装置—第2-2部：漏電遮断器	2021/09/21	
JIS C 8201-4-1	低圧開閉装置及び制御装置—第4-1部：接触器及びモータスタータ：電気機械式接触器及びモータスタータ	2023/01/20	JIS C 8201-4-1	低圧開閉装置及び制御装置—第4-1部：接触器及びモータスタータ：電気機械式接触器及びモータスタータ	2023/01/20	
JIS C 8201-5-1	低圧開閉装置及び制御装置—第5-1部：制御回路機器及び開閉素子—電気機械式制御回路機器	2022/10/20	JIS C 8201-5-1	低圧開閉装置及び制御装置—第5-1部：制御回路機器及び開閉素子—電気機械式制御回路機器	2022/10/20	
JIS C 8269-1	低電圧ヒューズ—第1部：通則	2016/04/20	JIS C 8269-1	低電圧ヒューズ—第1部：通則	2016/04/20	
JIS C 8305	鋼製電線管	2019/03/20	JIS C 8305	鋼製電線管	2019/03/20	
JIS C 8309	金属製可とう電線管	2019/03/20	JIS C 8309	金属製可とう電線管	2019/03/20	
JIS C 8314	配線用筒形ヒューズ	2015/03/20	JIS C 8314	配線用筒形ヒューズ	2015/03/20	
JIS C 8319	配線用栓形ヒューズ	2016/02/22	JIS C 8319	配線用栓形ヒューズ	2016/02/22	
JIS C 8330	金属製電線管用の附属品	1999/04/20	JIS C 8330	金属製電線管用の附属品	1999/04/20	
JIS C 8340	電線管用金属製ボックス及びボックスカバー	1999/04/20	JIS C 8340	電線管用金属製ボックス及びボックスカバー	1999/04/20	
JIS C 8350	金属製可とう電線管用附属品	1999/04/20	JIS C 8350	金属製可とう電線管用附属品	1999/04/20	
JIS C 8352	配線用ヒューズ通則	2015/03/20	JIS C 8352	配線用ヒューズ通則	2015/03/20	
JIS C 8360	リモコンリレー及びリモコンスイッチ	1984/03/01	JIS C 8360	リモコンリレー及びリモコンスイッチ	1984/03/01	
JIS C 8361	リモコン変圧器	1984/03/01	JIS C 8361	リモコン変圧器	1984/03/01	
JIS C 8380	ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管	2009/05/20	JIS C 8380	ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管	2009/05/20	
JIS C 8411	合成樹脂製可とう電線管	2019/03/20	JIS C 8411	合成樹脂製可とう電線管	2019/03/20	
JIS C 8412	合成樹脂製可とう電線管用附属品	2019/03/20	JIS C 8412	合成樹脂製可とう電線管用附属品	2019/03/20	
JIS C 8425	屋内配線用合成樹脂線び（樋）	1984/03/01	JIS C 8430	硬質ポリ塩化ビニル電線管	2019/03/20	
JIS C 8430	硬質ポリ塩化ビニル電線管	2019/03/20	JIS C 8432	硬質ポリ塩化ビニル電線管用附属品	2019/03/20	
JIS C 8432	硬質ポリ塩化ビニル電線管用附属品	2019/03/20	JIS C 8435	合成樹脂製ボックス及びボックスカバー	2022/05/20	
JIS C 8435	合成樹脂製ボックス及びボックスカバー	2022/05/20	JIS C 8480	キャビネット形分電盤	2023/12/20	
JIS C 8480	キャビネット形分電盤	2023/12/20	JIS C 61810-1	電磁式エレメンタリ リレー—第1部：一般及び安全性要求事項	2024/08/20	
JIS C 61810-1	電磁式エレメンタリ リレー—第1部：一般及び安全性要求事項	2020/03/23	JIS G 3101	一般構造用圧延鋼材	2024/02/20	
JIS G 3101	一般構造用圧延鋼材	2022/05/20	JIS G 3106	溶接構造用圧延鋼材	2024/02/20	
JIS G 3106	溶接構造用圧延鋼材	2022/05/20	JIS G 3109	PC鋼棒	2020/08/20	
JIS G 3109	PC鋼棒	2020/08/20	JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	2020/04/20	
JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	2020/04/20				

電気通信設備工事共通仕様書 新旧対照表

令和7年3月

旧 令和6年版			新 朱書き修正			改定主旨・根拠
規格番号	規格名称	最新改定年月日	規格番号	規格名称	最新改定年月日	
JIS G 3114	溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材	2022/03/22	JIS G 3114	溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材	2022/03/22	記載漏れ
JIS G 3125	高耐候性圧延鋼材	2021/03/22	JIS G 3125	高耐候性圧延鋼材	2021/03/22	
JIS G 3131	熱間圧延軟鋼板及び鋼帯	2018/08/20	JIS G 3131	熱間圧延軟鋼板及び鋼帯	2024/11/20	
JIS G 3350	一般構造用軽量形鋼	2021/04/20	JIS G 3323	溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板及び鋼帯	2022/12/20	
JIS G 3444	一般構造用炭素鋼鋼管	2021/02/22	JIS G 3350	一般構造用軽量形鋼	2021/04/20	
JIS G 3452	配管用炭素鋼鋼管	2019/06/20	JIS G 3444	一般構造用炭素鋼鋼管	2021/02/22	
JIS G 3454	圧力配管用炭素鋼鋼管	2019/03/20	JIS G 3452	配管用炭素鋼鋼管	2019/06/20	
JIS G 3457	配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	2020/12/21	JIS G 3454	圧力配管用炭素鋼鋼管	2019/03/20	
JIS G 3459	配管用ステンレス鋼鋼管	2021/04/20	JIS G 3457	配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	2020/12/21	
JIS G 3466	一般構造用角形鋼管	2021/02/22	JIS G 3459	配管用ステンレス鋼鋼管	2021/04/20	
JIS G 3477	ポリエチレン被覆鋼管	2022/12/20	JIS G 3466	一般構造用角形鋼管	2021/02/22	
JIS G 3502	ピアノ線材	2019/11/20	JIS G 3477-1	ポリエチレン被覆鋼管-第1部：外面3層ポリエチレン押出被覆鋼管	2022/12/20	
JIS G 3506	硬鋼線材	2017/02/20	JIS G 3477-2	ポリエチレン被覆鋼管-第2部：外面ポリエチレン押出被覆鋼管	2022/12/20	
JIS G 3525	ワイヤロープ	2013/11/20	JIS G 3477-3	ポリエチレン被覆鋼管-第3部：外面ポリエチレン粉体被覆鋼管	2022/12/20	
JIS G 3532	鉄線	2011/02/21	JIS G 3502	ピアノ線材	2024/11/20	
JIS G 3536	PC鋼線及びPC鋼より線	2014/02/20	JIS G 3506	硬鋼線材	2024/04/22	
JIS G 3537	亜鉛めっき鋼より線	2011/09/20	JIS G 3525	ワイヤロープ	2013/11/20	
JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	2021/05/20	JIS G 3532	鉄線	2011/02/21	
JIS G 3552	ひし形金網	2011/02/21	JIS G 3536	PC鋼線及びPC鋼より線	2014/02/20	
JIS G 4305	冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯	2021/03/22	JIS G 3537	亜鉛めっき鋼より線	2011/09/20	
JIS G 4309	ステンレス鋼線	2013/02/20	JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	2021/05/20	
JIS H 3100	銅及び銅合金の板及び条	2018/03/20	JIS G 3552	ひし形金網	2011/02/21	
JIS H 4100	アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材	2022/12/20	JIS G 4305	冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯	2021/03/22	
JIS H 8641	溶融亜鉛めっき	2021/12/20	JIS G 4309	ステンレス鋼線	2013/02/20	
JIS K 2208	石油アスファルト乳剤	2009/02/20	JIS H 3100	銅及び銅合金の板及び条	2018/03/20	
JIS K 5633	エッチングプライマー	2010/05/20	JIS H 4100	アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材	2022/12/20	
JIS K 6741	硬質ポリ塩化ビニル管	2016/10/20	JIS H 8641	溶融亜鉛めっき	2021/12/20	
			JIS K 2208	石油アスファルト乳剤	2009/02/20	
			JIS K 5633	エッチングプライマー	2010/05/20	
			JIS K 6741	硬質ポリ塩化ビニル管	2016/10/20	

電気通信設備工事共通仕様書 新旧対照表

令和7年3月

旧 令和6年版			新 朱書き修正			改定主旨・根拠
規格番号	規格名称	最新改定年月日	規格番号	規格名称	最新改定年月日	
JIS R 5210	ポルトランドセメント	2019/03/20	JIS R 5210	ポルトランドセメント	2019/03/20	適用記述がないので削除
JIS R 5211	高炉セメント	2019/03/20	JIS R 5211	高炉セメント	2019/03/20	
JIS R 5212	シリカセメント	2019/03/20	JIS R 5212	シリカセメント	2019/03/20	
JIS R 5213	フライアッシュセメント	2019/03/20	JIS R 5213	フライアッシュセメント	2019/03/20	
JIS X 5150-1	汎用情報配線設備－第1部：一般要件	2021/05/20	JIS X 5150-1	汎用情報配線設備－第1部：一般要件	2021/05/20	
JIS X 5150-2	汎用情報配線設備－第2部：オフィス施設	2021/05/20	JIS Z 1506	外装用段ボール箱	2003/09/20	
JIS Z 1506	外装用段ボール箱	2003/09/20	JIS Z 3801	手溶接技術検定における試験方法及び判定基準	2018/12/20	
JIS Z 3801	手溶接技術検定における試験方法及び判定基準	2018/12/20	JIS Z 3841	半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準	2018/12/20	
JIS Z 3841	半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準	2018/12/20	JIS Z 9290-1	雷保護-第1部：一般原則	2014/12/25	
JIS Z 9290-1	雷保護-第1部：一般原則	2014/12/25	JIS Z 9290-3	雷保護-第3部：建築物等への物的損傷及び人命の危険	2019/06/28	
JIS Z 9290-3	雷保護-第3部：建築物等への物的損傷及び人命の危険	2019/06/28	JIS Z 9290-4	雷保護-第4部：建築物内の電気及び電子システム	2016/09/20	
JIS Z 9290-4	雷保護-第4部：建築物内の電気及び電子システム	2016/09/20				
<b>日本照明工業会規格</b>			<b>日本照明工業会規格</b>			
規格番号	規格名称	最新改定年月日	規格番号	規格名称	最新改定年月日	
JEL 211	高周波点灯専用形蛍光ランプ（一般照明用）	2010/04/09	JEL 211	高周波点灯専用形蛍光ランプ（一般照明用）	2010/04/09	
JIL 1003	照明用ポール強度計算基準	2009/12/02	JIL 1003	照明用ポール強度計算基準	2009/12/02	
JIL 5002	埋込み形照明器具	2018/09/06	JIL 5002	埋込み形照明器具	2018/09/06	
JIL 5004	公共施設用照明器具（2021年版）	2021/12/01	JIL 5004	公共施設用照明器具（2025年版）	2024/12/01	
JIL 5501	非常用照明器具技術基準	2019/09/01	JIL 5501	非常用照明器具技術基準	2019/09/01	
JIL 5502	誘導灯器具及び避難誘導システム用装置技術基準	2018/03/13	JIL 5502	誘導灯器具及び避難誘導システム用装置技術基準	2018/03/13	
JIL 5505	積極避難誘導システム技術基準	1993/12/08	JIL 5505	積極避難誘導システム技術基準	1993/12/08	
<b>電力用規格</b>			<b>電力用規格</b>			
規格番号	規格名称	最新改定年月日	規格番号	規格名称	最新改定年月日	
C-106	6600V 屋外用ポリエチレン絶縁電線(0E)	1986/11	C-106	6600V 屋外用ポリエチレン絶縁電線(0E)	1986/11	
C-107	6600V 屋外用架橋ポリエチレン絶縁電線(0C)	1986/11	C-107	6600V 屋外用架橋ポリエチレン絶縁電線(0C)	1986/11	

電気通信設備工事共通仕様書 新旧対照表

令和7年3月

旧 令和6年版			新 朱書き修正			改定主旨・根拠	
日本電線工業会規格（JCS）			日本電線工業会規格（JCS）				改定日反映
規格番号	規格名称	最新改定年月日	規格番号	規格名称	最新改定年月日		
JCS 1226	軟銅より線	2003/07/01	JCS 1226	軟銅より線	2025/01/31		
JCS 1236	平編銅線	2001/08/01	JCS 1236	平編銅線	2001/08/01		
JCS 3140	600V ポリエチレン絶縁電線	2002/09/01	JCS 3140	600V ポリエチレン絶縁電線	2002/09/01		
JCS 4258	制御用ケーブル（遮へい付）（CVV-S）	2003/09/01	JCS 4258	制御用ケーブル（遮へい付）（CVV-S）	2024/03/29		
JCS 4271	マイクロホン用ビニルコード	2003/03	JCS 4271	マイクロホン用ビニルコード	2024/06/28		
JCS 4396	警報用ポリエチレン絶縁ケーブル	2014/07/02	JCS 4396	警報用ポリエチレン絶縁ケーブル	2024/02/29		
JCS 5224	市内対ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル	2019/03/01	JCS 5224	市内対ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル	2019/03/01		
JCS 5287	市内対ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル	2022/12/15	JCS 5287	市内対ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル	2022/04/27		
JCS 5402	着色識別ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル	2019/03/01	JCS 5402	着色識別ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル	2019/03/01		
JCS 5504	電子ボタン電話用ケーブル	2022/12/15	JCS 5504	電子ボタン電話用ケーブル	2022/04/27		
JCS 9068	屋内用通信電線（TIEV）	2019/03/27	JCS 9068	屋内用通信電線（TIEV）	2019/03/27		
JCS 9069	屋内用通信電線（TOEV-SS）	2019/03/01	JCS 9069	屋内用通信電線（TOEV-SS）	2019/03/01		
JCS 9070	通信用構内ケーブル（TKEV）	2019/06/28	JCS 9070	通信用構内ケーブル（TKEV）	2019/06/28		
JCS 9071	屋内用ボタン電話ケーブル（BTIEV）	2019/03/27	JCS 9071	屋内用ボタン電話ケーブル（BTIEV）	2019/03/27		
JCS 9072	着色識別星形ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル	2019/03/01	JCS 9072	着色識別星形ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル	2019/03/01		
JCS 9073	SD ワイヤ	2019/10/31	JCS 9073	SD ワイヤ	2019/10/31		
<b>【備考】</b> 1) この付表は、電気通信設備工事共通仕様書で引用されている規格をまとめたものです。 2) 電力用規格は、（一般社団法人）日本電気協会の電力用規格（電気事業連合会編）を示しています。			<b>【備考】</b> 1) この付表は、電気通信設備工事共通仕様書で引用されている規格をまとめたものです。 2) 電力用規格は、（一般社団法人）日本電気協会の電力用規格（電気事業連合会編）を示しています。				